

輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ

品川区長期基本計画

【改訂版】

平成26年度(2014年度)～平成30年度(2018年度)

品川区民憲章

品川区は、東に東京湾を擁し、西にはるか富士を望み、国際都市東京の表玄関に位して、江戸の昔から交易の拠点となり、我が国文化と産業の発祥地として、あまねく都民の心のふるさとであります。

わたくしたちは、この輝かしい歴史と伝統を誇りとし、文化の香り豊かな近代都市への発展を目指して、ここに区民憲章を制定いたします。

- 一、わたくしたちは、自由と平等を基本理念として、住民自治を確立し、進んで区政に参加します。
- 一、わたくしたちは、心の触れ合いを大切にして、互いに人権を尊重し、人間性豊かな環境をつくれます。
- 一、わたくしたちは、古きよき歴史と伝統を守り、さらに生活文化を発展させ、これを後世に伝えます。
- 一、わたくしたちは、自然を大切にして、生活との調和をはかり、健康で豊かな区民生活を目指します。
- 一、わたくしたちは、自立と連帯の精神に支えられた、思いやりと生きがいのある地域社会をつくれます。

制定 昭和57年（1982年）10月1日

輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ



国際都市東京の表玄関 品川区



品川のまちに根ざす伝統と文化（江戸の里神楽）



区民と区との協働による地域の清掃活動
（河川・運河の美化運動）



品川区長期基本計画の改訂にあたって

このたび、平成21年度から平成30年度までの10カ年を計画期間とする品川区長期基本計画を改訂いたしました。

改訂にあたっては、世論調査、タウンミーティング、区政モニター集会等で様々な観点からご意見をいただき、また、パブリックコメントでは400件を超えるご意見をいただきました。

改訂計画素案の作成にあたっては、学識経験者、区内関係団体の皆さま、公募の区民の皆さまや区議会議員の方々などの参加を得た品川区長期基本計画改訂委員会において、各界で活躍されている各委員より活発なご審議をいただきました。また、委員長をはじめ、計画策定の際にも関わっていただいた方々には、計画の策定からこれまでの環境の変化についても、いろいろな角度から熱心にご議論いただき、長期基本計画改訂素案として答申をいただきました。

計画策定からの5年の間には、世界規模の経済の長期低迷、国内では政権交代など、経済や政治において区を取り巻く大きな環境変化がありました。しかし、最も大きな事象は東日本大震災の発生です。このことは、発災後は、まず自らの命を守り、区や関係機関が出動できるまでの間は、ご近所の皆さんで助け合う、いわゆる「自助」「共助」「公助」のあり方、特に、町会・自治会などを基盤とするわがまちのコミュニティの重要性が改めて浮き彫りになりました。これは、これから少子高齢化がさらに進む中では、地域での助け合いの礎にもなるものです。

品川区の人口は、近年増加しており、出生数も増えております。しかし、合計特殊出生率は1.11（平成24年）と未だ低い水準にあります。また、平成25年には、高齢者人口の割合が20%を超え、今後も増加が見込まれており、少子高齢化対策については、今後の人口構造の動向に注視し、実効性のある取り組みを着実にやっていく必要があります。

一方、平成25年9月には、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催都市が東京に決定いたしました。品川区内にも競技会場が予定されており、6年後の開催に向け、安全で安心なまちづくりや国際化への対応など、外国から東京そして品川を訪れる方々を迎える準備にスピードを上げて取り組んでいく必要があります。

私は、これらの区政課題に取り組み、品川区基本構想が掲げる将来像である「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現をめざして、長期基本計画を真摯に実行していくことが使命と考えておりますので、区民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成26年4月

品川区長 濱野 健

「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の基本理念を実現するために



— 品川区長期基本計画改訂の検討をめぐって —

青山 脩

明治大学公共政策大学院教授

品川区長期基本計画改訂委員会委員長

品川区が平成20年に新しい基本構想をつくり、翌年にその具体的な内容を示す長期基本計画をつくってから早くも5年が経過しました。

この間、いわゆるリーマン・ショックを契機とする世界的な不況の長期化、さらには東日本大震災という大きな災害がありました。そこで、品川区長期基本計画改訂委員会が設置され、濱野健区長から状況の推移を踏まえて長期基本計画をどう改訂するかについて意見を出すよう求められ、改訂素案を答申しました。

この委員会には、品川に住み、働く色々な分野の人たちが参加し、会議を公開しながら真摯な議論を重ねました。生活者、事業者の立場からの現実に根ざした発言であるだけに、意見はいずれも説得力に富むものでした。これらの多くの意見が改訂素案の答申に盛り込まれています。

もともと、まちづくりをめぐるのは、利害と利害の対立、意見と意見の対立が顕在化しやすいものですが、この種の委員会ですら意見交換をできるのが、品川のいいところだと思います。私は会議における意見交換を聞いていて、長期的な計画の改訂にあたって意見を出し合う、このような進め方こそ品川の民主主義だと思いました。

品川区の基本構想は、基本理念を「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」としています。

その基本理念を実現するための都市像の1は、「だれもが輝くにぎわい都市」です。ここでは、もともと、自発的・自主的な区民活動の支援や商工業の振興などを施策の内容としていましたが、今回新たに、コミュニティ活動と商店街の位置づけ、女性の就労などについて提言をしました。

品川の昼間人口は夜間の約1.5倍、すなわち多くの人が昼間、品川で働き、あるいは訪れています。生活者のまちでありながら国際都市としての性格をもっています。この活気を維持しながら発展し、またそういう状況を活用してさらに住みやすいまちをつくっていきたいという思いがここに表現されています。

都市像の2は、「未来を創る子育て・教育都市」です。保育園、幼稚園などについては区の独自性を発揮した取り組み、学校教育においては様々な新しい課題への取り組みを求めました。

都市像の3は、「みんなで築く健康・福祉都市」です。今後の高齢者数の増減を踏まえた施設整備、障害者の高齢化に対応した施策の充実などを提言しました。背景には、東京都の予測では2020年に東京の人口がピークを迎え、その後減少に転じていくのを契機に年齢構成についても従来とは違った状況が予測されるからです。

都市像の4は、「次代につなぐ環境都市」です。目黒川や立会川の水質改善に伴う水辺活用、公園については子どもがのびのびと成長できる場としての視点を新たに問題提起しました。住み、働く場に快適なみどりや水辺を求める区民の気持ちはますます高まっていくという考え方に立っています。

都市像の5は、「暮らしを守る安全・安心都市」です。経済成長時代の初期に建設されたマンションが今後、老朽化時代を迎えます。古くてもよく維持管理されたマンションであればいいのですが、空き室が増えていったりすると欧米の大都市が悩んでいるようにスラム化する恐れもあることから、今後、取り組みが必要だという指摘をしました。

防災については、学校等における防災教育の充実や、密集住宅地における震災時の火災対策の必要性を述べています。

委員会で検討を進めている期間中に、2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定しました。1964年の東京オリンピックのときには、首都高速道路や環七、あるいは新幹線のような本格的インフラを整備し、それがその後の日本の高度経済成長を支えました。

しかし、成熟社会を迎えた21世紀のオリンピックでは、人々の価値観の変化に対応した、生活の質の向上に役立つまちづくりを行っていくことになると考えられます。そこで、それぞれの都市像の中で、これからの社会にふさわしい政策が行われるよう、具体的な提言を盛り込みました。

品川区はもともと都心に近く、商工業の立地に有利なうえに、品川駅に東海道新幹線が停まるようになり、羽田空港の国際化が進むなど、国際都市東京の表玄関としての機能がますます強くなっています。

品川区のいいところは、数百年にわたる物流拠点という歴史的機能を活かして国際都市としての機能が強くなる一方で、良好な住宅地が確保され近隣商店街が栄え、生活都市としての機能が守られていることです。

品川区は、全国の自治体に対して先駆的な政策を発信する自治体として知られています。基本構想は、そういう誇ることができる品川区の伝統と文化を育み活かしていくことをめざしています。

都市ガバナンスという言葉には色々な意味がありますが、大切なことは、都市を協働で運営していくということです。この場合の協働とは、お互いに知恵も口も出しながら、力を合わせてまちづくりを進めようということです。そういう自治の精神によって、改訂された長期基本計画が実行されていくことを願っています。



長期基本計画改訂素案答申

目次 - contents -

品川区長期基本計画の改訂にあたって 品川区長 濱野 健
(特別寄稿)「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の基本理念を実現するために
..... 品川区長期基本計画改訂委員会 委員長 青山 侑

第 1 部

3 つの理念と 5 つの都市像 1

第 2 部

第 1 章 基本構想の実現をめざして

1. 長期基本計画の改訂 34
2. 計画の位置づけ 35
3. 計画の期間 35

第 2 章 品川区の現状と主要課題

1. 区の概要と変化の動向
(1) 人口の動き 38
(2) まちのようす 40
(3) 区民の声 42
2. この計画における主要課題
(1) 産業振興に係る主要課題 43
(2) 子育て・教育に係る主要課題 44
(3) 健康・福祉に係る主要課題 44
(4) 環境に係る主要課題 45
(5) 安全・安心に係る主要課題 46

第 3 章 新しい都市像の実現に向けて

施策の体系 48
1. だれもが輝くにぎわい都市 51
1-1 区民活動が活発な地域社会を築く 52
1-2 産業の活性化を図る 58
1-3 都市型観光を推進する 68
1-4 伝統と文化の継承と発展を図る 72
1-5 生涯学習・スポーツを振興する 76
1-6 国際交流を推進する 82

2. 未来を創る子育て・教育都市 87
2-1 子育て、親育ちを支援する 88
2-2 学校教育の充実を図る 96
2-3 次代を担う青少年を育成する 104
2-4 平和で人権が尊重される社会をつくる 110
3. みんなで築く健康・福祉都市 115
3-1 区民の健康づくりを推進する 116
3-2 高齢者福祉の充実を図る 124
3-3 障害者福祉の充実を図る 136
3-4 地域福祉を推進する 144
4. 次代につなぐ環境都市 151
4-1 水とみどりの豊かな都市をつくる 152
4-2 やすらぎとにぎわいの都市景観を形成する 160
4-3 環境再生のまちをめざす 164
4-4 環境コミュニケーションを充実する 172
5.暮らしを守る安全・安心都市 179
5-1 災害に強いまちをつくる 180
5-2 魅力的で住みよい市街地を整備する 192
5-3 便利で安全な交通環境をつくる 198
5-4 区民生活の安全を確保する 204

第 4 章 区政運営の基本姿勢

6-1 協働による区政運営を推進する 210
6-2 行政改革を継続的に推進する 214
6-3 基礎自治体としての基盤を確立する 220

第 3 部 地区別計画 225

第 4 部 財政計画 237

付属資料 241

品川区の財政状況・品川区基本構想・答申・
品川区長期基本計画改訂委員会審議経過・品川区長期基本計画改訂委員会委員名簿

第 1 部

3つの理念と5つの都市像

品川区基本構想

平成20年（2008年）4月1日施行

第1章

1 新しい基本構想の策定 —環境の変化と普遍の価値を踏まえて—

環境の変化と普遍の価値を踏まえて、将来のあるべき品川区を実現するために、区民と区との共同指針として、この新しい基本構想を策定します。

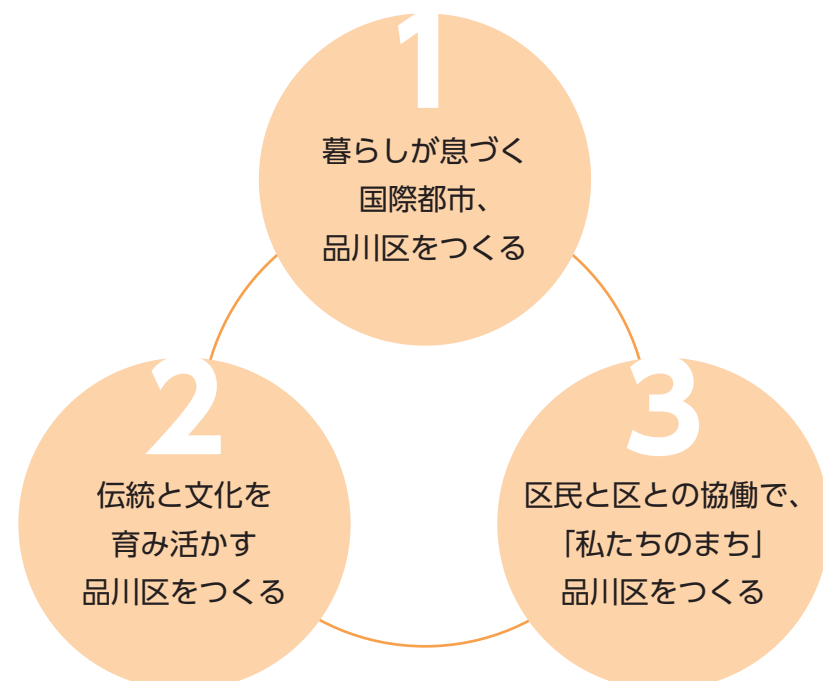
第2章

2 基本構想を貫く3つの理念 —あるべき品川区の実現に向けて—

品川区は、区政の基本的な重点施策である福祉や防災、健康づくりや教育などの水準をさらに向上させるために全力を挙げてまいります。

そのことを前提にしたうえで、ここでは3つの理念を掲げて、品川区の向かうべき基本的な方向を示すこととします。

3つの理念



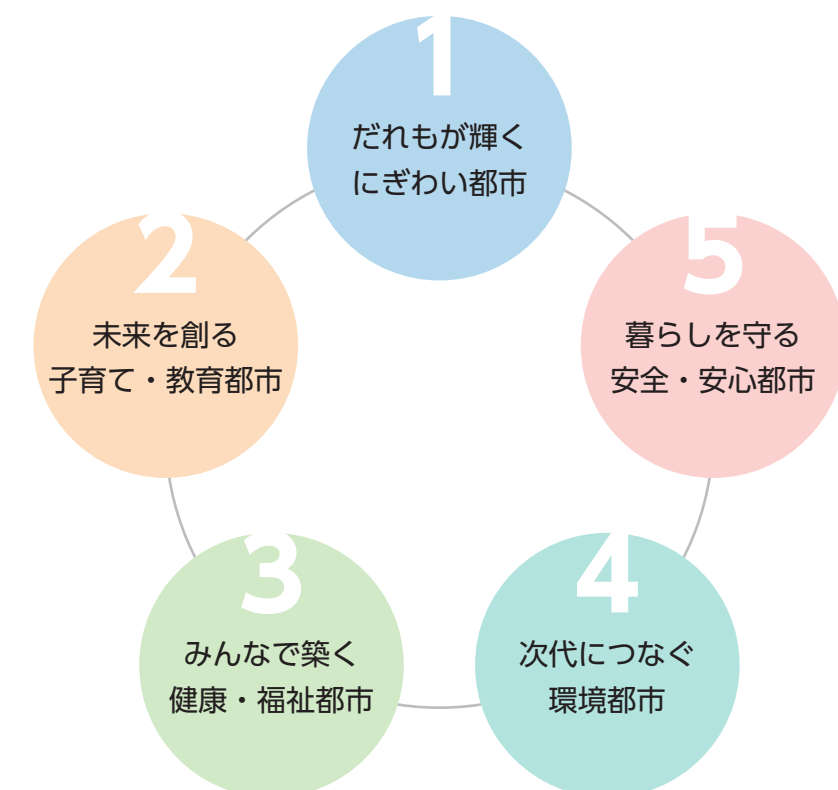
第3章

3 品川区の新たな都市像

「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざして

都市には、いくつもの顔があります。そしてその数と同じだけ、将来あるべき都市像があります。ここでは、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざして、前章で述べた3つの理念を5つの分野にまとめ、都市像としてより具体的に示します。

5つの都市像



第4章

4 都市像を確実に実現するために —信頼される区政であり続けるために—

第5章

5 長期基本計画と総合実施計画による基本構想の推進

産業のまち「しながわ」の活力づくりとそれを支える区民の就業の支援

目標

産業の高度化および多様な産業交流の支援を通じ、地域産業の活性化を図るとともに、その支え手である区民の就業支援の充実を図ることにより、産業のまち「しながわ」の活力づくりをめざします。

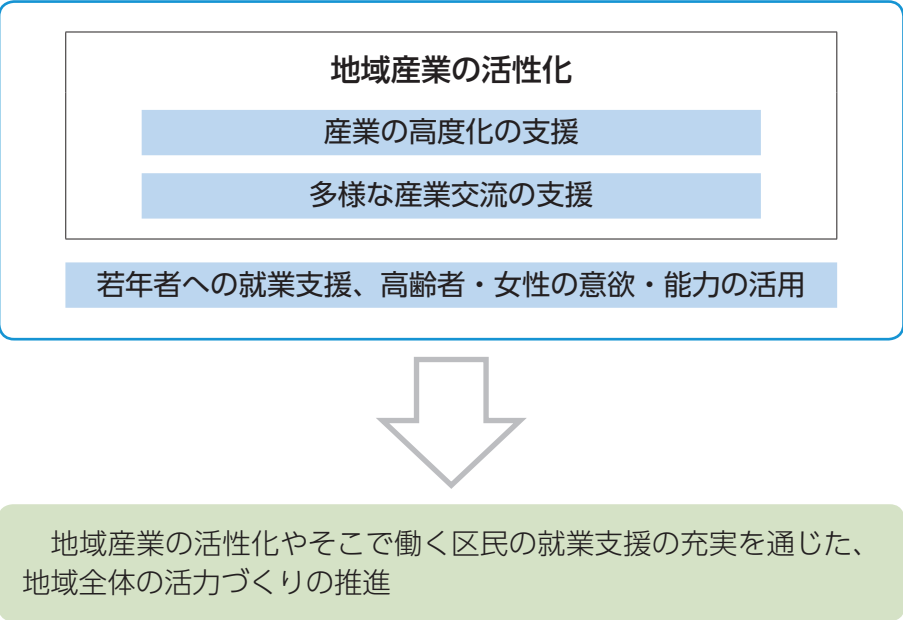
課題解決のための取り組みの方向性

- 1 **産業の高度化の支援**
基盤技術の高度化支援に加え、情報通信業や研究開発型企業の多面的支援を行います。
- 2 **多様な産業交流の支援**
ものづくり産業を中心とした企業の事業拡張や新事業創出の支援、企業間の交流促進等を図ります。
- 3 **多様な就業支援の充実**
若年者と区内中小企業との雇用のミスマッチの解消をめざすとともに、高齢者・女性の就業機会の創出・継続的就業を支援します。

現状と課題

- ・区内には、高度な基盤技術とIT技術等を融合させた新しいものづくりを進める研究開発型企業や製造現場をもたないファブレス企業の台頭も見られ、これらの企業の技術力向上や人材育成等を通じ、区内産業の高度化を総合的に支援するとともに、ものづくり産業を中心とした企業の事業拡張や新事業創出の支援、企業間の交流促進等を図り、地域産業の活性化のみならず地域全体の活力づくりにつなげていくことが求められています。
- ・少子高齢化の進展により、これらの産業を支える労働力の減少が懸念されています。特に、若年者を中心とした就職難が続く中、区内中小企業では優秀な人材の確保が困難な状況となっており、雇用の需要と供給のミスマッチが発生しています。
- ・今後の社会の「支え手」となる若年者への就業支援や貴重な労働力として期待される高齢者・女性の意欲・能力の活用のための支援が必要です。

取り組みの内容



①製造業・情報通信業への総合的支援

基盤技術の高度化を図るための新製品・新技術開発支援、情報通信業や研究開発型企業に対するソフトウェア開発や知的財産権取得の支援など、総合的・多面的な支援を行います。

②品川産業支援交流施設の開設

ものづくり産業を中心とした企業の事業拡張や新事業創出の支援、企業間の交流促進等を図るため、品川産業支援交流施設を開設します。

③若年者の経済的自立の支援

区が就職を希望する若年者と人材確保を求める区内中小企業の双方のニーズを把握し、両者をマッチングする機会を創出するなど、必要な支援を行います。

産業のまち「しながわ」の活力づくりとそれを支える区民の就業の支援

取り組みの内容

製造業・情報通信業等への総合的支援



メイドイン品川ブランド

- ・ビジネスカタリスト活用支援
- ・新製品・新技術開発支援
- ・ソフトウェア開発支援
- ・知的財産権取得支援 ほか

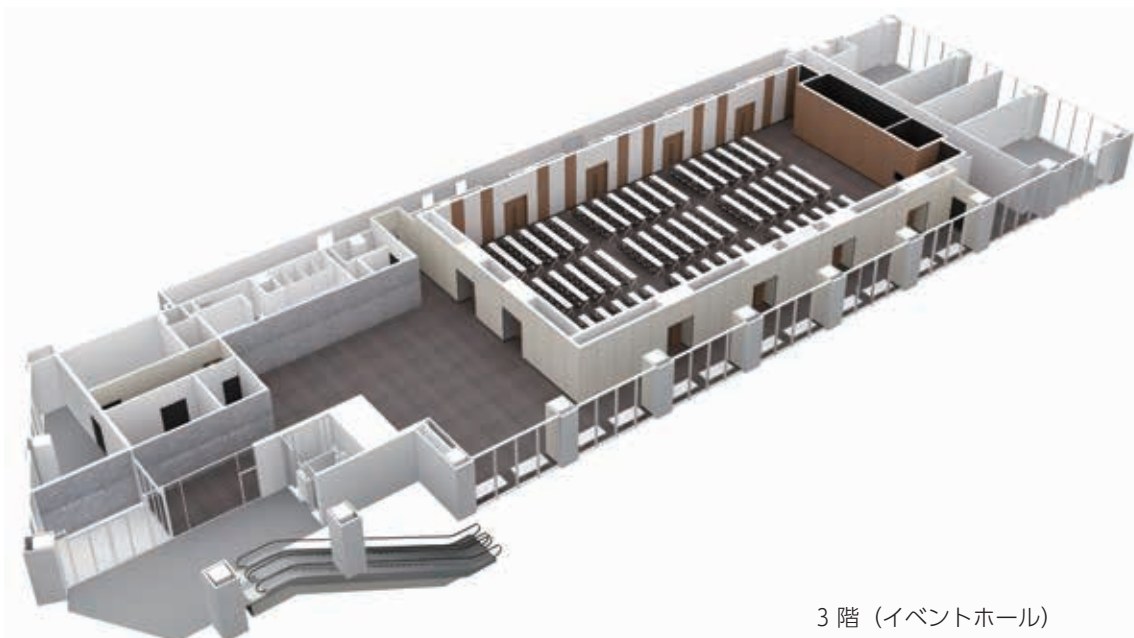
若年者の経済的自立の支援



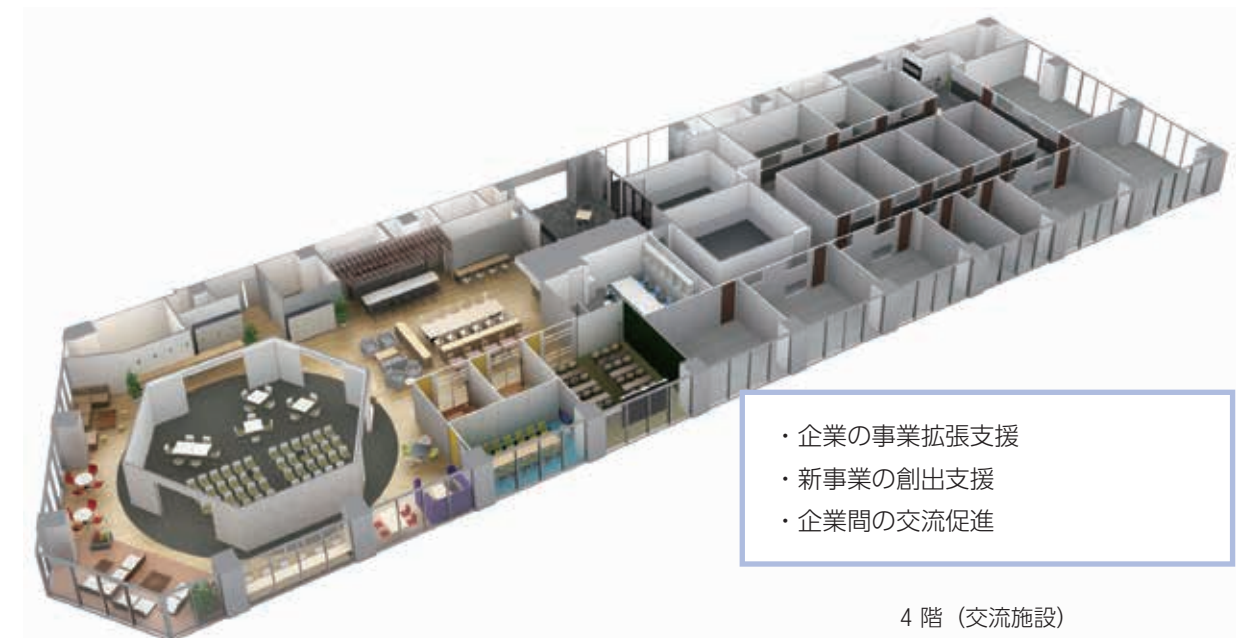
若者就業体験事業

- ・若者就業体験事業
(研修・企業実習)
- ・若者就業支援事業
(就業支援セミナー・キャリアカウンセリング)

品川産業支援交流施設の開設



3 階 (イベントホール)



- ・企業の事業拡張支援
- ・新事業の創出支援
- ・企業間の交流促進

4 階 (交流施設)

品川らしさをみがき、伝える都市型観光の推進

目標

地域固有の観光資源の魅力に関する情報発信の充実や、来訪者の視点をまちづくりに活かすことにより、訪れたいと思うまち、来訪者に満足してもらえるまちをめざします。

課題解決のための取り組みの方向性

1 来訪者を意識したまちづくり

外国人を含む来訪者に対して、分かりやすい観光資源の表示やルート案内を行います。

2 観光資源の体系的整理

地域のまつり、イベントなど、区が実施していないものも含め、区の観光資源の発掘・整理・集約を行い、区内外に対して効果的な情報発信を行います。

3 区に立ち寄ってもらい、満足して帰ってもらうしくみづくり

品川区近辺への来訪者に品川区にも立ち寄ってもらい、「また来たい」と感じてもらうための「もてなし」のしくみづくりを進めます。

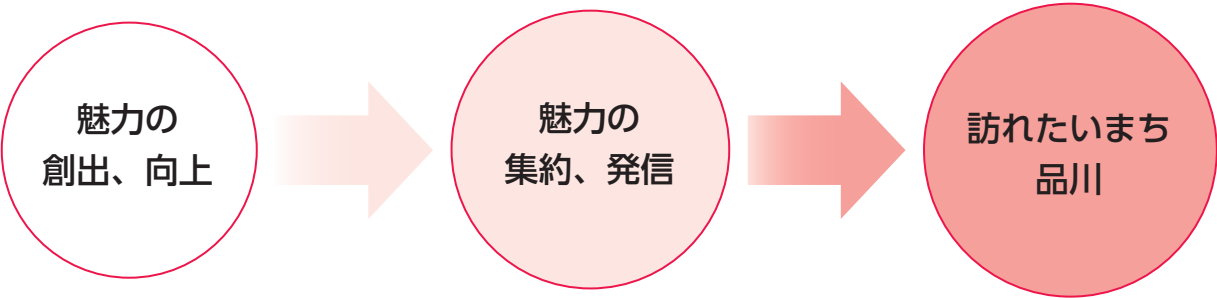
現状と課題

・目黒川に架かる橋梁に名称が表示されていないなど、観光資源の表示やルート案内が十分でないため、まちづくりの中に来訪者の視点を活かす必要があります。

・りんかい線の開通により、大井町駅におけるビジネスマンを中心とした乗降客数や、区内ビジネスホテルの宿泊客が増加しており、品川区で時間を過ごしてもらう機会が増えています。多様な情報媒体を活用し、区内の観光資源の情報発信などの充実を図り、品川区の魅力を十分に伝えていく必要があります。

・平成32年（2020年）に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることを踏まえ、品川区近辺に外国人を含む来訪者が往来する機会が増加することが見込まれます。このような人たちに、品川区に立ち寄ってもらうための働きかけが必要となってきます。

取り組みの内容



①観光資源の発掘・整理、情報発信

観光資源台帳を整理し、区の観光資源を集約し、周知します。特に、品川区の大きな魅力である水辺や商店街の情報発信を強化します。区は、所管にかかわらず、来訪者に対するまちの魅力の情報発信の強化を図ります。

また、区やしながわ観光協会等関係団体は、新しいしながわ百景の選定や、しながわ観光のパッケージ化による売り込み、全国大会・イベント・演劇等の積極的な招致、開催により、来訪者の増加に向けて取り組みます。

②観光を意識したまちづくり

既存の設備、施設の見直しから再開発全般に至るまで、来訪者の視点を取り入れ、観光を意識したハード整備を行います。

③国・都・他自治体の動向と協調した施策展開

国の観光立国推進基本計画、都の観光産業振興プランなどの動向や2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、施策を展開していきます。

また、他自治体や諸外国へのしながわ観光の売り込みや、来訪者が相互に行き来するしくみづくりを進めます。

品川らしさをみがき、伝える都市型観光の推進

取り組みの内容

観光資源の発掘、整理、情報発信



商店街つまみ食いウォーク

- ・商店街つまみ食いウォーク
- ・スマートフォンを活用した情報発信（しながわ巡りアプリ）
- ・しながわみやげコンペティション
- ・新しいしながわ百景の選定



まち歩き（荏原七福神めぐり）

国・都・他自治体の動向と協調した施策展開



V J（Visit Japan）地方連携事業（商店街視察）

- ・V J（Visit Japan）地方連携事業※¹
- ・広域観光まちづくり事業（大田区との連携）
- ・オリンピック・パラリンピックの機運醸成

※ 1：V J（Visit Japan）地方連携事業 国と地方自治体、観光団体などが連携し地域観光の魅力を海外に紹介する事業で、品川区は、大田区、横浜市などや観光団体と連携し、アジア地域のメディアや旅行会社の招請事業を中心に実施しています。

観光を意識したまちづくり



- ・多言語対応の観光案内板の整備
- ・水辺からの目線を意識した橋梁名の表示
- ・水辺空間の整備

天王洲運河水辺広場

未来を担う子どもたちの育成を支援するしくみの構築

目標

家庭・学校・地域が互いに連携することで、未来を担う子どもたちを安心して産み・育てる環境を整えるとともに、グローバル社会で活躍できる人材を育成していくことができるまちを実現します。

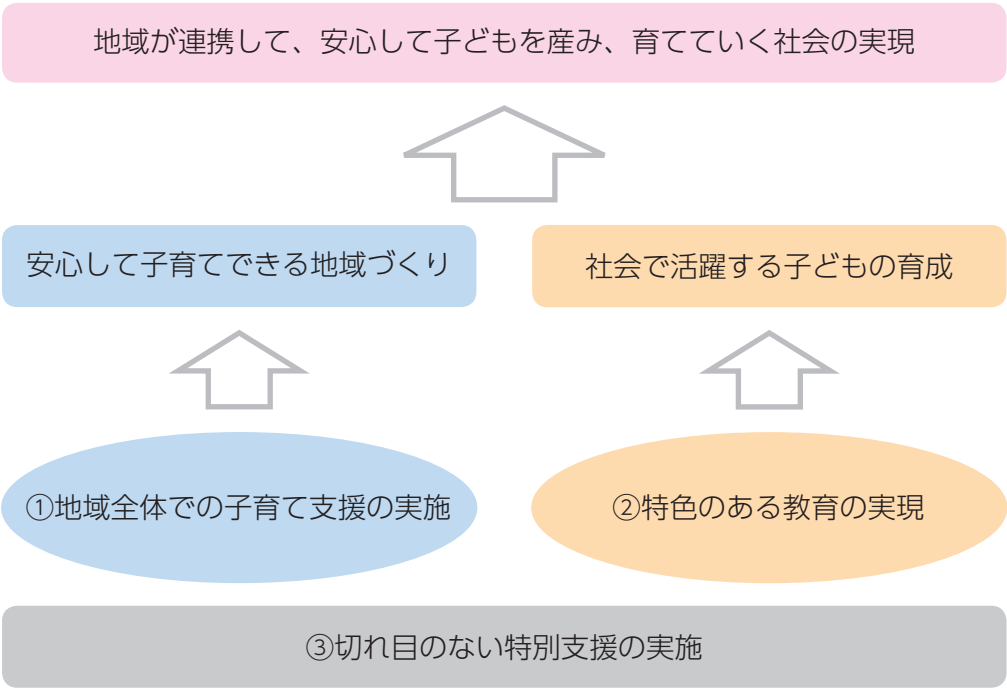
課題解決のための取り組みの方向性

- 1 **地域全体での子育て支援の実施**
待機児童の減少や地域の子育て支援のための居場所づくり、相談体制の確保を図るとともに、家庭の子育て力の向上に向けて、親が子育ての楽しさを実感し、子育てに対する自覚や責任感が醸成されるよう支援していきます。
- 2 **特色のある教育の実現**
乳幼児から切れ目のない教育支援を行うとともに、国際社会の中で、将来様々な活動を行える人材を育成します。また、学校と地域との連携を進めるため、子ども・保護者が町会等の行事に参加するしくみの構築や、地域貢献等を通じて教育の成果を地域に還元していきます。
- 3 **切れ目のない特別支援の実施**
特別な支援が必要とされる児童や家庭に対し、切れ目のない一貫した支援を行います。

現状と課題

- ・当分の間は、高い保育需要が続くものと見込まれる中、国の「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度（2015年度）に本格実施となることも踏まえ、長期的な乳幼児人口の動向も見据えながら、短期的・長期的な対応を進めていくことが必要となっています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進み、子育て家庭の教育力の低下に対応した親への支援をはじめとして、安心して子育てできる環境の整備が求められています。
- ・子どもの成長を支える学校教育では、家庭・学校・地域との連携を強化していくことが重要であるほか、避難所となる学校施設の安全性をさらに高めることが必要です。また、教育内容については、教科だけではなく自立を促す教育が重要になるとともに、国際化を見据えたグローバルな人材育成が重要となっています。
- ・特別な支援が必要とされる児童については、乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援を行うことが課題となっており、保育園・幼稚園と小・中学校、その他関係機関の連携が重要です。
- ・いじめ等の防止・早期発見が課題となっているほか、DV被害も社会問題となっており、青少年に対する人権意識の醸成が重要となっています。

取り組みの内容



①地域全体での子育て支援の実施

民間活力による保育園の開設や、子ども・子育て支援新制度を活用した新しい保育のしくみを構築し、待機児童の解消に努めます。また、すくすく赤ちゃん訪問など、乳幼児期から在宅子育てに対して総合的な支援を実施します。さらにワークライフバランスの浸透を通じて、子育てしやすい社会を構築していきます。

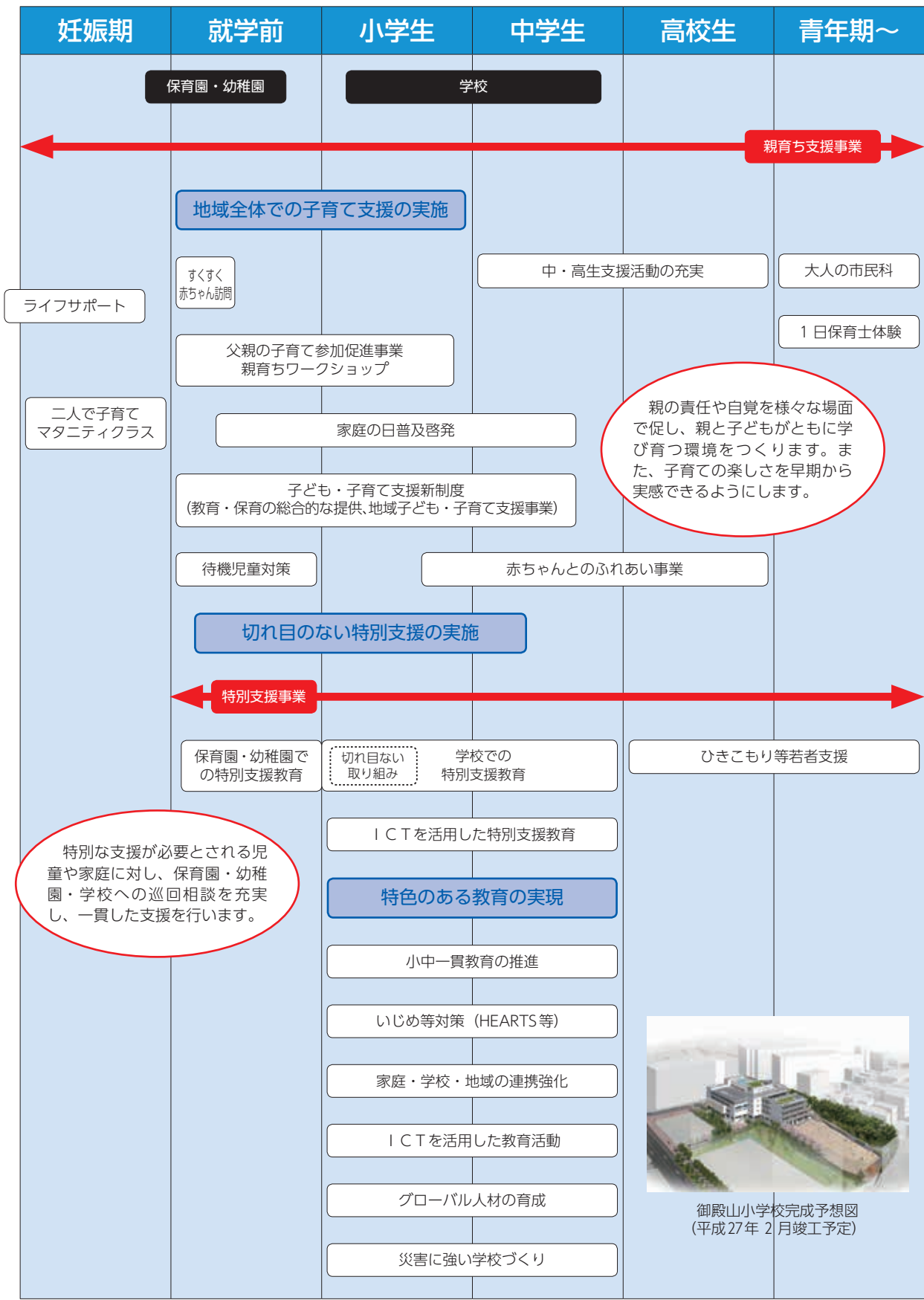
②特色のある教育の実現

地域活動に対する参加プログラムを構築するなど、地域との連携を深めていきます。また、震災発生時等の児童生徒の安全を確保するとともに、避難所となる学校施設の非構造部材の点検・改修を早期に実施します。

③切れ目のない特別支援の実施

乳幼児期から小中学校まで特別な支援が必要とされる児童に対して、専門家による相談体制の強化を図るとともに、成長段階の節目ごとでの連携を密にして、支援の充実を図っていきます。

未来を担う子どもたちの育成を支援するしくみの構築



地域全体での子育て支援の実施



親育ちワークショップ



すくすく赤ちゃん訪問

- ・地域子育て支援
- ・待機児童の解消
- ・子ども・子育て支援新制度



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク

特色のある教育の実現



小学校での英語授業

- ・小中一貫教育の推進
- ・いじめ等対策 (HEARTS 等)
- ・家庭・学校・地域の連携強化
- ・ICTを活用した教育活動
- ・グローバル人材の育成
- ・災害に強い学校づくり

切れ目のない特別支援の実施



個別指導の様子

- ・専門家による相談体制の強化
- ・ICTを活用した特別支援教育
- ・通級学級・固定学級の増設

高齢者が地域でいつまでも 自分らしく暮らせる支援体制づくり

目標

高齢者が地域の人びとに支えられながら、いつまでも自分らしく元気に暮らせるとともに、介護が必要になってからも安心して暮らすことのできるまちをめざします。

課題解決のための取り組みの方向性

- 1 高齢者が自分らしく、無理のない範囲で、いきいきと元気に過ごすことができる地域社会の実現
- 2 高齢者が地域社会で活動し、世代を越えて交流することを通じて、ふれあいと助け合いにより高齢者を支える地域社会の実現
- 3 高齢者が、介護が必要になっても安心して暮らせる地域社会の実現

現状と課題

- ・区の高齢者人口は平成25年（2013年）4月現在で約7.5万人（総人口の20.4%）に達し、今後も増加が見込まれており、65歳未満の疾病・障害の予防に取り組むことや、要介護期間の短縮が必要です。また、ひとり暮らしの高齢者も増加する見込みであることから、孤立死の増加が懸念されています。
- ・これらの背景を踏まえ、高齢者の地域コミュニティへの参加を促し、超高齢社会を迎える地域を支える貴重なマンパワーとして、団塊の世代を含む元気な高齢者が活躍するための“地域デビュー”の環境整備が求められています。
- ・また、在宅介護支援センター等の相談機能を充実・強化するとともに、高齢者を地域で支えていく体制づくりがますます重要となり、認知症高齢者について、成年後見制度にスムーズにつなげていくしくみや、介護サービス需要の多様化・増加に対し不足が懸念される介護現場を担う人材の育成・確保などが求められています。

取り組みの内容



初心者向けパソコン教室
(いきいきラボ関ヶ原)

① 健康寿命の延伸と生きがいづくり

- ・区内の高齢者のうち約8割の方が健康的な生活を送っています。こうした元気な高齢者の社会参加を促進するため、価値観や生活スタイルの異なる高齢者の多様なニーズに対応した、多様な活躍の場を用意し、効果的に提供していきます。
- ・健康づくり活動、生きがいづくり活動の促進による健康寿命の延伸
- ・就労、社会参加促進による生きがいづくり
- ・高齢者の豊富な経験や知識を活かした地域活動の充実（新しい元気高齢者の生活スタイルの確立）

② 在宅福祉を支えるサービスの充実

- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加に対し、支援やサービスの基盤を確保し、適切なケアマネジメントのもとで、住み慣れた地域での在宅生活を支援していきます。
- ・在宅介護支援センターの充実
- ・認知症高齢者への支援の充実
- ・ひとり暮らし高齢者対策の充実
- ・成年後見制度の運営の充実

③ 高齢者福祉施設整備の充実

- ・団塊世代が高齢期を迎え、要介護高齢者の増加と世帯類型の変化が見込まれるため、多様なニーズに即した施設を整備します。
- ・住み慣れた地域で生活を継続できるよう、セーフティネットとしての特別養護老人ホームや認知症高齢者に対応したグループホーム等の整備を進めます。
- ・介護の不安に備え、安心して暮らせるサービス付き高齢者住宅の整備の支援を行います。

高齢者が地域でいつまでも自分らしく暮らせる支援体制づくり

取り組みの内容

健康寿命の延伸と生きがいづくり



健康ウォーク

- ・ロコモティブシンドロームに着目した介護予防事業の拡充
- ・国保基本健康診査等受診率の向上と生活習慣改善事業の充実
- ・シニア世代の多様な活動のしくみづくり

在宅福祉を支えるサービスの充実



いきいき筋力向上トレーニング

- ・在宅介護支援センター等による総合相談機能の充実
- ・介護予防事業の推進
- ・日常生活を支援するための区独自の多様なサービスの充実
- ・高齢者見守りネットワーク事業の充実
- ・認知症早期発見・早期診断事業の充実
- ・品川福祉カレッジの充実と多様な介護・福祉人材の確保・育成の推進

高齢者福祉施設整備の充実



小規模多機能型居宅介護「杜松倶楽部」イメージ図

- ・特別養護老人ホームの計画的な整備
- ・老人保健施設の整備
- ・認知症高齢者グループホームおよび小規模多機能型居宅介護の整備
- ・良質なサービス付き高齢者住宅の整備支援



平塚橋会館跡高齢者複合施設 完成予想図

誰もが安心して暮らせる 地域医療連携のネットワークづくり

このプロジェクトで実現するまちの将来像

地域医療連携のネットワークを構築することにより、すべての区民が、いつでも安心して適切な医療を受けることができるまちをめざします。

このプロジェクトに関する品川区の現状と課題

- ・救急病院では緊急性のない救急車の出動要請が多いことから、本当に緊急を要する人への対応が難しくなっています。特に、子どもの救急受診の際の病院への集中を是正することが求められています。
- ・軽症でも大病院にかかる人が多いことから、重症者への対応が難しくなっています。また、大病院と、地域の診療所・中小病院との連携が十分とは言えず、回復期にある患者の円滑な受け入れなどが課題となっています。
- ・地域医療連携に対する区民ニーズは高まっており、救急から在宅診療に到る諸課題や病院と地域の在宅診療機関などが一体となった連携体制（病診連携）等を推進していくことが求められています。
- ・高齢者の在宅生活を進めていくうえで、医療分野と介護・福祉の分野との連携を推進することが求められています。
- ・災害発生時にひとりでも多くの命を救えるよう災害時の医療体制や、新型インフルエンザ等の新興感染症発生時の緊急医療体制の整備などを進めていくことが求められています。

将来像実現のための取り組みの方向性

- 1 地域医療に関する区民への情報提供と啓発の推進**
区民に身近な医療機関の情報提供を行うとともに、地域の診療所によるかかりつけ医制度等についての理解の促進を図ります。
- 2 地域医療連携体制の構築**
区内の医療・介護・福祉の関係者と行政とが情報を共有し、地域医療連携体制を充実します。また、地域の診療所・中小病院、大病院が相互の役割に応じた連携を図ります。さらに、災害時にも機能する医療体制を推進します。

取り組みの内容

1 地域医療に関する区民への情報提供と啓発の推進

区民への医療機関情報の充実 ①

2 地域医療連携体制の構築

在宅生活を支えるための医療と介護・福祉との連携 ②

災害時・緊急時への備えとしての連携体制の強化 ③

① 区民への医療機関情報の充実

病院へ患者が過度に集中することを防ぐため「病院へのかかり方」をかかりつけ医制度や応急診療制度の紹介等とあわせ、広く区民に周知します。また、夜間休日においても適切な医療が受けられるよう、応急診療体制を充実を図ります。

③ 災害時・緊急時への備えとしての連携体制の強化

災害時や新型インフルエンザ等新興感染症の発生時においても、病院と地域の診療所の役割分担のもと、連携して適切な医療を受けられるよう、「災害医療連携会議」「新型インフルエンザ等対策連絡会議」を設置し、災害時および緊急時の医療体制を構築します。

② 在宅生活を支えるための医療と介護・福祉との連携

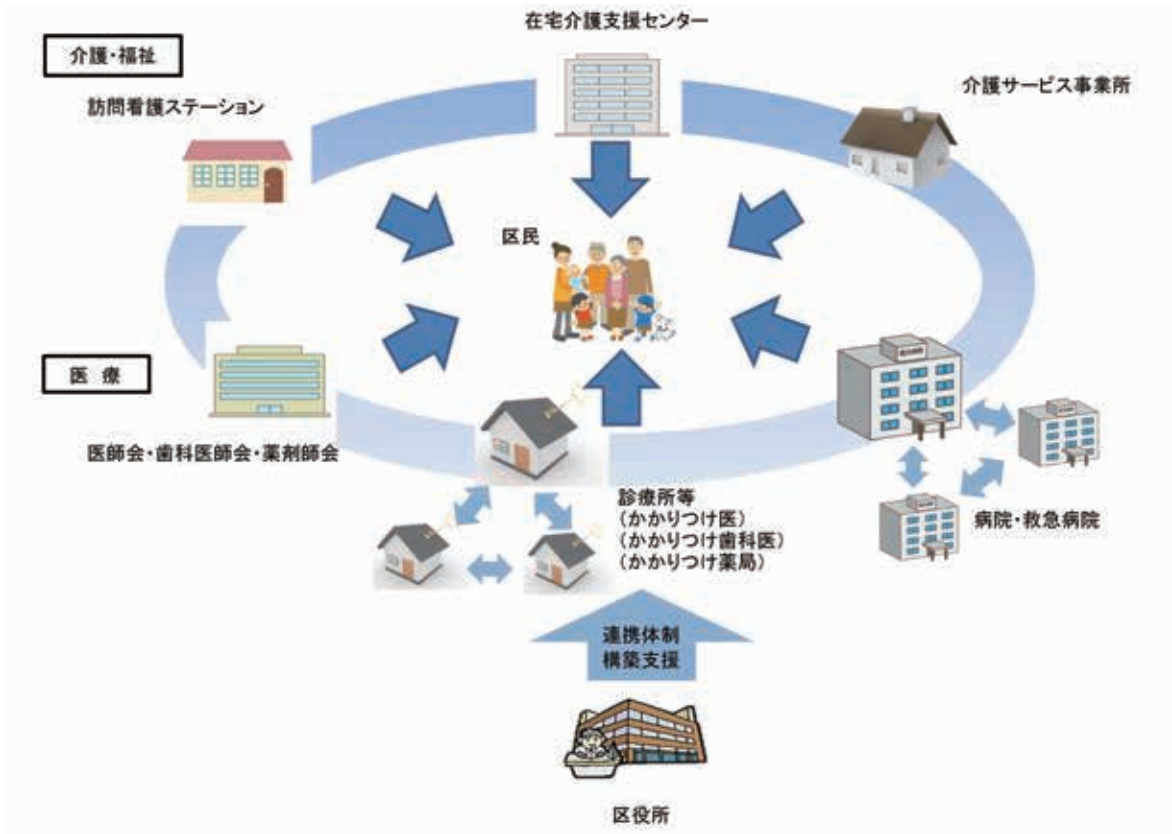
区内の医療関係者・介護・福祉機関が連携し、在宅での生活を支援する地域医療連携体制づくりを進めます。高齢化が進む中、急性期を過ぎた患者の退院時に、在宅での生活にスムーズに移行できるよう、また再度悪化した場合にも適切な医療が受けられるよう、病診連携体制の構築を図ります。各医療機関が、情報共有のための場を設けるなどの体制づくりを推進します。

すべての区民が、いつでも安心して適切な医療を受けることができるまちの実現

誰もが安心して暮らせる地域医療連携のネットワークづくり

取り組みの内容

地域医療連携の概念図



品川区地域医療連携会議

医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院、品川区

医療連携 検討部会

医師会、歯科医師会、薬剤師会
病院、訪問看護ステーション
介護サービス事業者、在宅介護支援センター
品川区

新型インフルエンザ等
対策連絡会議

医師会、薬剤師会、病院、品川区

区民への医療機関情報の充実

- ・救急医療をはじめとする医療機関へのかかり方の啓発の充実
- ・応急診療体制（休日、小児夜間診療）の充実
- ・かかりつけ医制度の浸透による地域での継続医療の推進



休日診療

在宅生活を支えるための医療と介護・福祉との連携

- ・病院、地域の診療所および介護・福祉関係機関のネットワークの強化
- ・地域ケア会議の充実
- ・在宅医療、在宅介護サービスの充実



ケアマネージャー訪問

災害時・緊急時への備えとしての連携体制の強化

- ・関係機関による検討会議の充実
- ・災害医療救護所の整備（医薬品等の配備・スタッフ派遣体制整備）
- ・救護所従事スタッフの研修、訓練の実施
- ・新型インフルエンザ等発生時の対策の強化



災害時トリアージ訓練

環境保全・創出への取り組みの推進

目標

区の率先した取り組みと区民、事業者の協力により、省エネルギーの推進等、エネルギーの適正利用による低炭素社会への取り組み、良好な資源循環の確保による循環型社会への取り組みを進めるとともに、水辺環境の整備やみどりの保全と創出により、環境への負荷の少ないやすらぎとうるおいのあるまちをめざします。

課題解決のための取り組みの方向性

区民や事業者に対し、ソフト・ハード両面での対策、普及啓発を積極的に展開していきます。

(1) エネルギーの適正利用

- ・LED照明など消費電力の少ない機器や設備の導入を促進し、電力使用量の削減を図ります。
- ・節電やピークカット等省エネルギーへの取り組みを推進します。
- ・太陽光発電などの再生可能エネルギーやごみの焼却熱などの活用を推進します。

(2) 資源循環型社会の構築

- ・3Rの推進や廃棄物の処理体制を充実することにより、廃棄物の発生を抑制し、資源循環型社会の構築を推進します。

(3) 水とみどりの豊かなまちづくり

- ・河川・運河等の水質を改善し、水辺環境の整備を進め、みどり豊かな公園の整備や区民・企業等の自主的なみどりづくりを支援することにより、水とみどりの豊かなまちをつくります。

現状と課題

1 温室効果ガス削減への取り組み

- ・品川区内の温室効果ガス排出量の約95%を占める二酸化炭素（CO₂）の排出量は、京都議定書の基準年である平成2年（1990年）に比べ、平成21年（2009年）時点で約25%増加していますが、平成15年（2003年）に比べ、増加傾向に一定の歯止めがかかっていると考えられます。しかし、東日本大震災による原子力発電所の事故にともない、火力発電への依存度が高まっており、CO₂排出量の増加が懸念されています。また、再び電力が不足する事態に備えて、引き続き省エネ・節電対策を実施する必要があります。

2 資源循環型社会に向けた取り組み

- ・家庭廃棄物は着実に減少しており、事業系廃棄物についても新たな減量に取り組む必要があります。
- ・資源の持ち去り対策などにより、リサイクルに対する取り組みの充実と体制の強化を図る必要があります。

3 水とみどりの豊かなまちづくりへの取り組み

- ・河川の臭気・白濁化の問題について様々な取り組みにより一定の改善が図られましたが、今後も下水道施設等の整備による河川・運河等の水質改善対策を進め、区民が身近に水に親しめる水辺環境の整備を進める必要があります。
- ・区内のみどり率は、平成16年（2004年）は19.6%でしたが、平成21年（2009年）には21.2%となっています。今後はみどり率25%をめざし、水辺環境や公園の整備に加え、それらをつなぐ回廊としての街路樹や住宅地等のみどりの充実に向けた取り組みを、区民・企業等も含めた多様な主体で推進していく必要があります。

取り組みの内容

①エネルギーの適正利用への取り組み

LED照明への取り替えや省エネ型・LED型の街路灯・公園灯への建替え、太陽光発電システムの設置支援などハード面の対策に加え、節電への取り組みを進めるエコライフの普及・啓発を図り、省エネルギー等の取り組みを進めます。

②資源循環型社会の構築に向けた取り組み

ごみの発生総量を減らすため、区民や事業者積極的に働きかけ、排出されるごみの中で、資源となるものは可能な限り再生利用します。
リサイクルシステムの維持を図るため、持ち去り等に対する対策を進めます。

③水とみどりの豊かなまちづくりの推進

水とみどりが豊かなやすらぎのあるまちをつくるため、河川・運河等の水質浄化に取り組み、水辺環境の整備を促進します。また、公園等の公共のみどりづくりを進めるとともに、区民や企業等の自主的なみどりづくりを支援します。

環境保全・創出への取り組みの推進

取り組みの内容

エネルギーの適正利用への取り組み



太陽光発電パネル（品川学園）

- ・省エネ型・LED型街路灯・公園灯への建替え
- ・太陽光発電システム設置の支援
- ・品川環境行動事業の推進
- ・涼のみちの整備
- ・地域エコ・エコライフ活動の推進

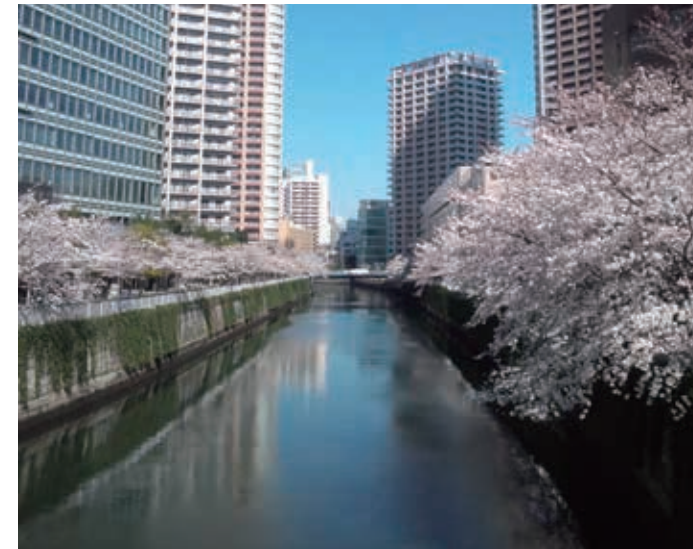
資源循環型社会の構築に向けた取り組み



拠点回収

- ・廃棄物の減量やリサイクル推進の啓発
- ・拠点回収・集団回収の充実
- ・資源持ち去りパトロールの推進

水とみどりの豊かなまちづくりの推進



目黒川の桜

- ・河川・運河等の水質改善
- ・みどりと花のあるまちづくり
- ・水とみどりのみちの整備
- ・特色ある機能的な公園の整備



しながわ花海道（勝島運河護岸）



子どもたちのアイデアを活かした公園（鮫洲運動公園）

総合的な防災対策の展開

目標

大震災や都市型水害から区民の命と財産を守るため、災害時に燃えにくく倒れにくいまちづくりや地域の防災力の強化、応急活動体制の強化などにより、災害発生時の被害が最小限にとどまるまちをめざします。

課題解決のための取り組みの方向性

1 地域の防災力の強化

防災に対する意識と知識の向上のために、「自助」、「共助」を中心とした啓発、訓練等を実施します。

2 応急活動体制の強化

区民の安全・安心確保のため、災害時の応急活動体制を強化します。

3 市街地の防災性の向上

災害時に燃えにくいまちづくりの推進や安全な避難路等の確保により、市街地の防災性の向上を図ります。

4 浸水被害の軽減と津波・高潮対策の推進

浸水被害を軽減するため、下水道の排水能力や河川の治水機能の向上を図るとともに、津波・高潮対策を推進します。

現状と課題

・国の公表によると今後30年以内に首都直下地震が発生する確率は70%となっており、いつ発生するか分かりません。そのため、まず自分を守る「自助」、隣近所等による助け合いなどによる「共助」、そして区や防災関係機関の「公助」を合わせた災害への備えを一層強化することが必要です。

・区内には、大震災発生時の火災危険度が高い木造住宅密集地域が広がっており、延焼遮断帯の整備や建物の不燃化の取り組みを強力に推進するとともに、地域や各事業者の防災意識を醸成する必要があります。

・近年、都市型水害と呼ばれる局地的な大雨などが原因となる浸水被害が発生しており、目黒川および立会川流域の低地部等では、さらなる浸水対策が重要な課題となっています。あわせて、首都直下地震の際に想定されている23区内最大となる津波や高潮への対策についても、すでに講じている想定外の災害対策も含めて、引き続き取り組む必要があります。

取り組みの内容

①「自助」、「共助」の意識向上

町会・自治会、事業者等に対する防災啓発活動、学校等における防災教育、各種防災訓練等を通じて、区全体の防災に対する意識と知識の向上を図ります。あわせて、「自助」、「共助」、「公助」の連携による様々な防災対策を推進します。

②多様な避難者対策の展開

避難所機能を充実し、災害時助け合いシステムによる災害時要援護者への支援体制を強化するとともに、駅周辺帰宅困難者対策、徒歩帰宅者支援対策など、多様な避難者対策を展開します。

③応急活動体制の強化

区民、事業者、関係機関等と連携し、初期消火、医療救護、避難所、情報伝達、帰宅困難者への対応などの応急活動体制のさらなる強化を図ります。

④木造住宅密集地域や特定整備路線沿道等の不燃化促進

木造住宅密集地域や特定整備路線沿道、広域避難場所周辺の不燃化をはじめ、災害時に燃えにくいまちづくりを推進します。

⑤建物の耐震化の促進

区内建物の耐震化を促進し、災害時に倒れにくいまちづくりを進めます。

⑥安全な避難路等の確保

道路の空洞や改修が必要な擁壁について、適切な補修等を行うことにより、安全な避難路等の確保を進めます。

⑦排水施設建設や下水道管の耐震化・老朽化対策

浸水対策施設等を整備するとともに、下水道管の耐震化や老朽化した下水道管の改修により、区内低地部の浸水被害の軽減と避難所・災害復旧拠点等の機能向上を図ります。

⑧雨水流出抑制施設の設置促進

道路、公園等の公共用地や宅地内に雨水浸透ますを設置することで、さらなる治水機能の向上を図ります。

⑨津波・高潮対策の推進

町会・自治会、学校、事業者等の連携による訓練、津波自主避難マップの作成や防水板の設置を推進します。
また、民間事業者等との協定により、津波避難施設の確保を進めます。

総合的な防災対策の展開

取り組みの内容



「自助」、「共助」の意識向上

- ・区民、事業者等への防災教育の充実
- ・地域における防災訓練の充実
- ・防災センターの改修

区民によるバケツリレー訓練



多様な避難者対策の展開

- ・災害時要援護者の支援
- ・駅周辺帰宅困難者対策の推進
- ・徒歩帰宅者支援対策の推進
- ・避難所機能の充実

災害時要援護者避難誘導ワークショップ



応急活動体制の強化

- ・木密地域における街頭消火器の増設
- ・災害時医療救護体制の強化
- ・情報収集・伝達手段の充実

スタンドパイプを使用した訓練



木造住宅密集地域や特定整備路線沿道等の不燃化促進

- ・木密地域不燃化10年プロジェクトの推進
- ・広域避難場所周辺および避難路沿道等の不燃化促進
- ・共同・協調建替えの促進

防災広場の整備



建物の耐震化の促進

- ・木造住宅等の耐震化支援
- ・耐震シェルター等の設置支援
- ・耐震化アドバイザーの派遣
- ・区有施設の耐震化

住宅の耐震補強工事



道路空洞調査イメージ

安全な避難路等の確保

- ・道路空洞調査および補修



排水施設建設や下水道管の耐震化・老朽化対策

- ・浜川雨水排水管の整備
- ・災害復旧拠点等に接続する下水道管の耐震化
- ・下水道管の老朽化対策の推進

シールド掘削機（浜川雨水排水管建設工事）



津波自主避難マップ作り方のDVD



津波避難施設表示板

津波・高潮対策の推進

- ・津波自主避難マップ等の普及促進
- ・津波避難施設の確保
- ・立会川河口における水門等の整備促進

第2部

第1章 基本構想の実現をめざして

1. 長期基本計画の改訂

品川区は、平成20年（2008年）に「品川区基本構想」、平成21年（2009年）に「品川区長期基本計画」を策定し、基本構想がめざす将来像である「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現をめざして区政を推進してきました。

しかし、これまでの間に、計画策定時には想定できなかった大きな社会経済環境の変化が生じました。

まず、平成20年（2008年）に発生したリーマンショックにより世界的に経済が停滞し、わが国の景気は大幅な後退を余儀なくされました。平成24年（2012年）の政権交代とともに政府が打ち出した新しい成長戦略の効果などから近年景気は上向きつつあるものの、地域経済の回復までには至っておらず、本区の財政を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

また、平成23年（2011年）の東日本大震災の発生と、これを踏まえた平成25年（2013年）の災害対策基本法の改正による地方公共団体への避難行動要支援者の避難支援対策充実の要請、首都直下地震による被害想定の見直しなどにより、区内に木造建築物の密集地域が広範囲に存在する本区においては、不燃化や耐震化等の災害対策の一層の強化が求められています。

さらに、依然として深刻な課題である地球温暖化などの環境問題と、原子力に依存したエネルギー供給体制の見直しを背景として、省エネルギーのさらなる推進が求められています。

計画策定時から課題であった少子高齢化対策に

ついては、出生数は計画策定時の推計を上回るペースで増加しており、子育て支援への需要増大に適切に対応することが求められています。また、いわゆる団塊世代のすべてが後期計画期間に65歳を迎えるなど高齢者の人口規模が急増する一方、団塊世代およびその子どもたちの世代とこれらの前後の世代とでは人口規模に大きな格差があり、高齢者への福祉施策の充実にあたって中長期的な人口動向の変化への対応にも留意する必要があります。

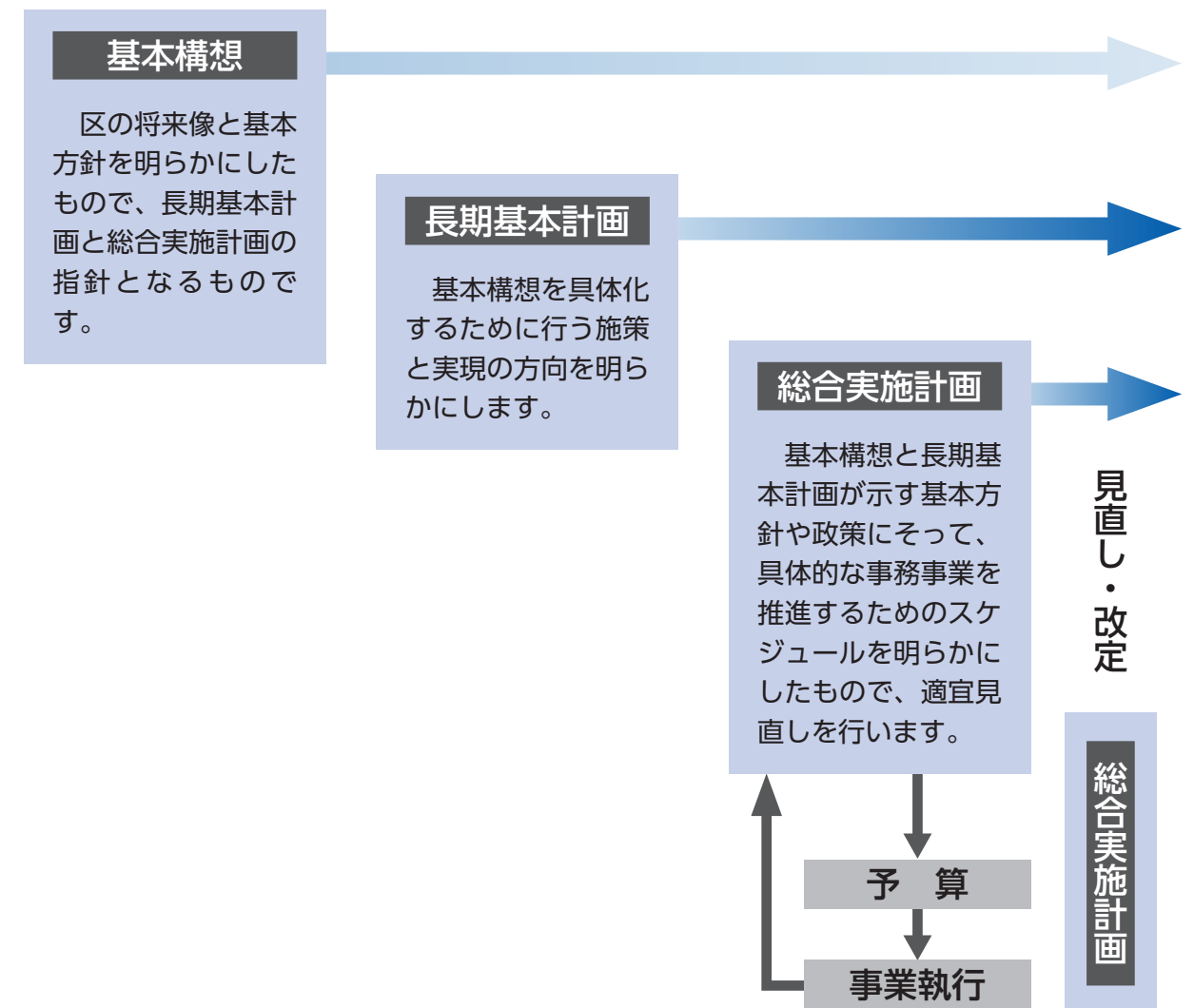
一方、平成25年（2013年）9月8日に2020年夏季オリンピック・パラリンピックの東京開催（以下、東京五輪）が決定し、今後の開催に向けて、わが国全体において多岐にわたる多大な波及効果が期待されることから、品川区においても、開催にともない想定される課題に適切に対応しつつ、その効果を地域の活性化に最大限に活用することが求められています。さらに、東京五輪を契機として今後東京都心部での推進が想定される国家戦略特区としてのまちづくりにより、外資系企業をはじめとした企業立地増や外国人居住者増などが予想され、それによる経済活性化や国際化の進展が期待されます。

以上のような、計画策定時には想定し得なかった社会経済情勢の大きな変化に的確に対応し、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現を確かなものとするために、このたび長期基本計画を改訂いたしました。

2. 計画の位置づけ

この計画は、基本構想を実現するためにどのような施策をどのようなスケジュールで推進するかということについて、その基本を定めたものであり、区政運営の指針であるとともに、総合実施計画の上位となるものでもあります。また、国や都、民間団体などが品川区に関わる事業を進める際には、この計画はその指針ともなります。

なお、この計画の中には、事業の性格上、区の権限外のものも含まれていますが、区民の生活にも大きな影響を与えることが予測されるものについては、事業主体に対する要請として取りまとめています。



3. 計画の期間

この改訂計画は平成21年度（2009年度）を初年度とし、平成30年度（2018年度）を目標年度として策定した10年間の計画について中間の見直しを行い、平成26年度（2014年度）を初年度とし、平成30年度（2018年度）を目標年度とする向こう5年間の計画です。

第2部

第2章 品川区の現状と主要課題

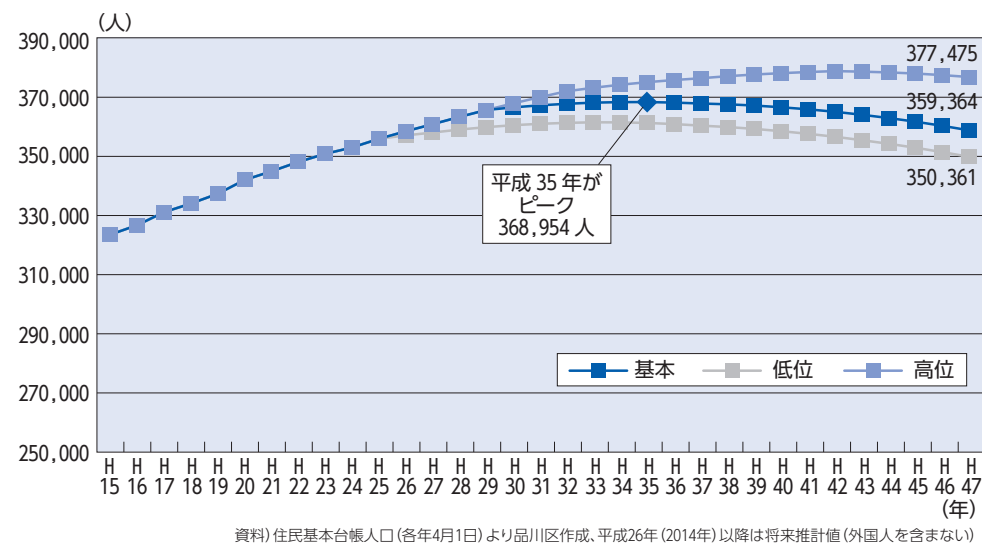
1. 区の概要と変化の動向

(1) 人口の動き

①人口の推移

住民基本台帳人口は平成10年（1998年）以降、増加しています。今後、品川区の総人口は微増傾向で推移するものの、少子高齢化の進展により、平成35年（2023年）を境に減少するものと予測しています。

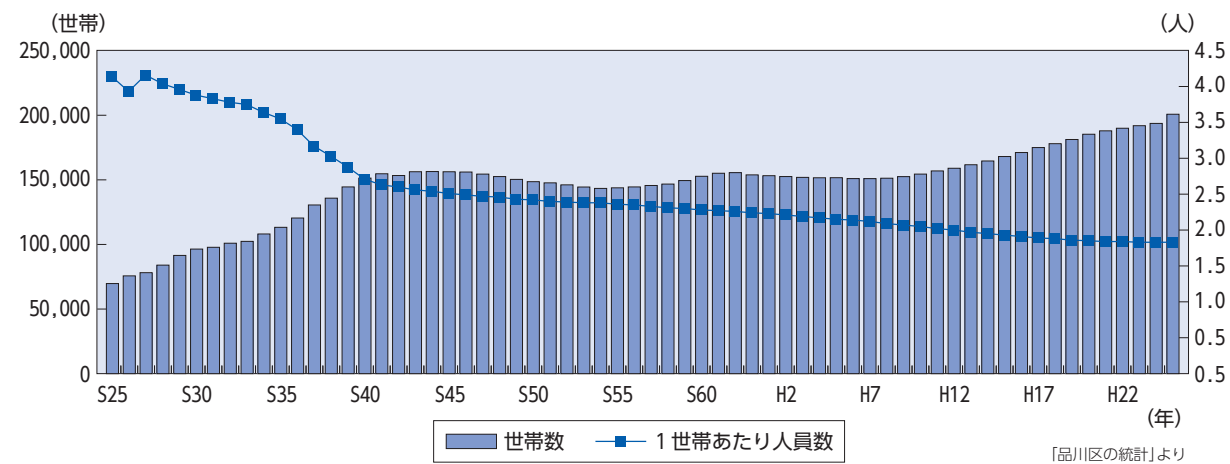
図表1 品川区における総人口の推移



②世帯の動向

核家族化や単身世帯の増加により、品川区では1世帯あたりの人員数が減少しており、平成25年（2013年）には1.83（人／世帯）となっています。また、今後、高齢化の進展にともない、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加するものと予測しています。

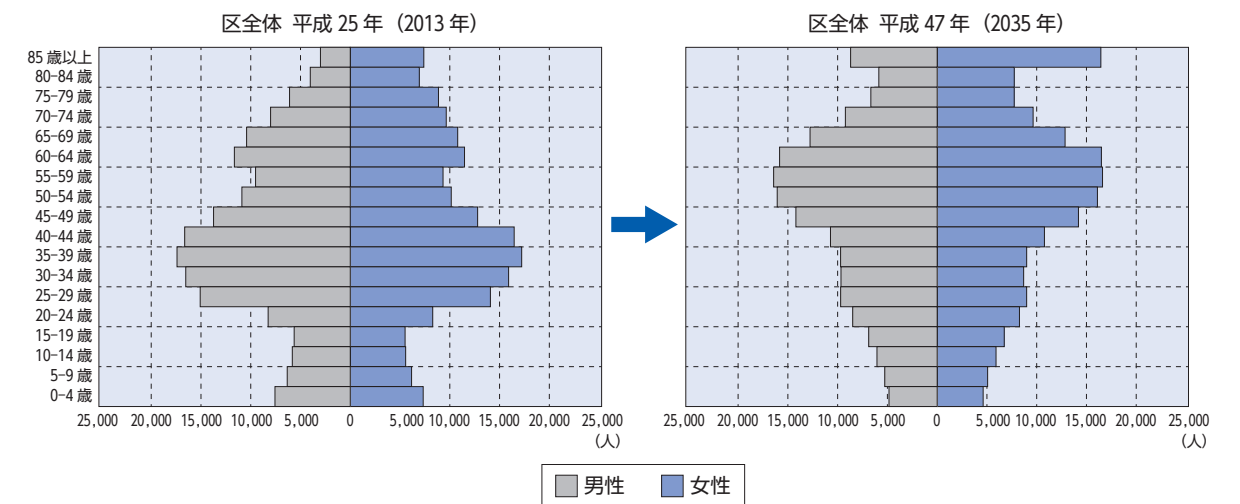
図表2 品川区の世帯数、1世帯あたり人員の推移



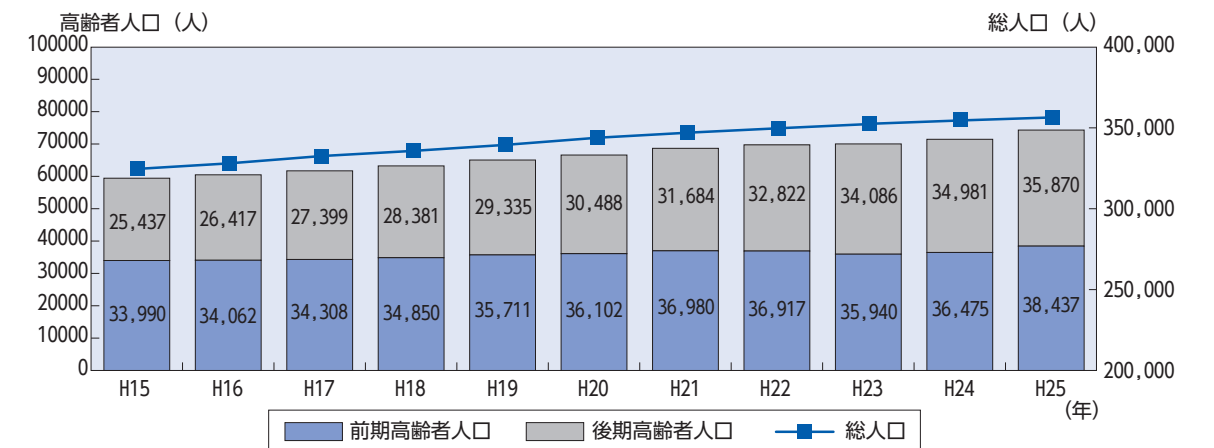
③年齢構成

平成25年（2013年）現在、品川区には25～49歳の若年者や団塊ジュニアの世代、60歳～69歳の団塊世代を中心とした居住者が多く、22年後の平成47年（2035年）には当該層が高齢期になり、区内の高齢化は一層進むものと予測しています。将来推計では、平成25年（2013年）に20.8%であった高齢者人口比率が、平成47年（2035年）には26.9%になるものと見込んでいます。

図表3 品川区における人口ピラミッドの変化



図表4 高齢者人口の推移



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
総人口 (人)	324,620	328,058	332,565	335,769	339,479	343,882	347,059	349,829	352,468	354,574	356,441
高齢者 人口比率 (%)	18.3	18.4	18.6	18.8	19.2	19.4	19.8	19.9	19.9	20.2	20.8
前期高齢者 人口比率 (%)	10.5	10.4	10.3	10.4	10.5	10.5	10.7	10.6	10.2	10.3	10.8
後期高齢者 人口比率 (%)	7.8	8.1	8.2	8.5	8.6	8.9	9.1	9.4	9.7	9.9	10.1

資料) 住民基本台帳(各年4月1日)より品川区作成

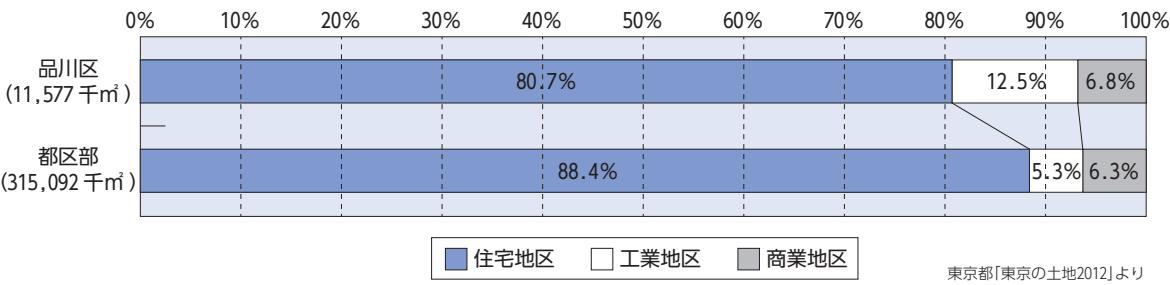
1. 区の概要と変化の動向

(2) まちのようす

①土地利用

これまで住工商混在型の市街地として発展してきた品川区は、住宅地区が全体の約 4 / 5 を占め、続いて工業地区が 1 割強を占めるなど、都区部全体と比べ工業系の土地利用の比率が高くなっています。

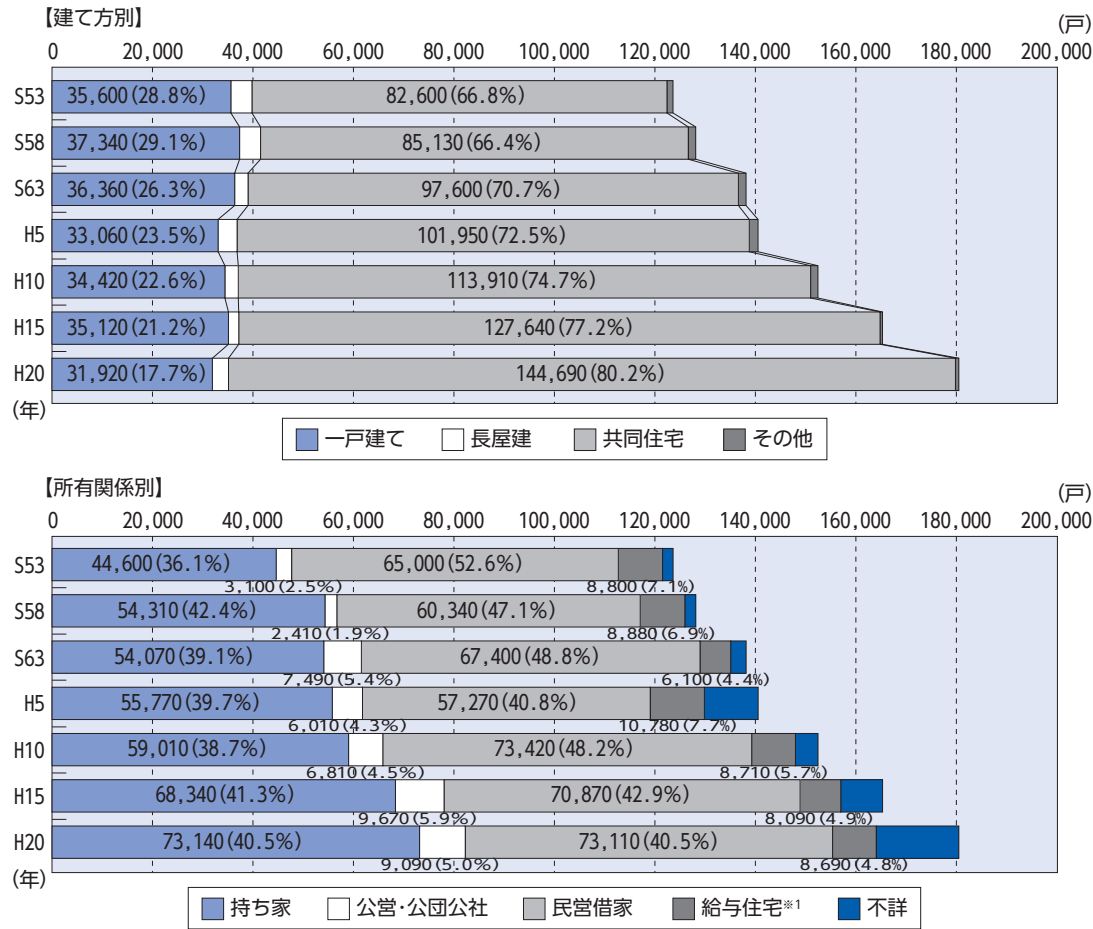
図表 5 民有宅地の用途別の利用状況



②住宅

品川区内の住宅戸数は平成 20 年（2008 年）時点で約 18 万戸となっており、うち約 8 割が共同住宅です。所有関係においては、持ち家と民間借家がそれぞれ約 4 割を占めています。

図表 6 建て方別、所有関係別の住宅戸数

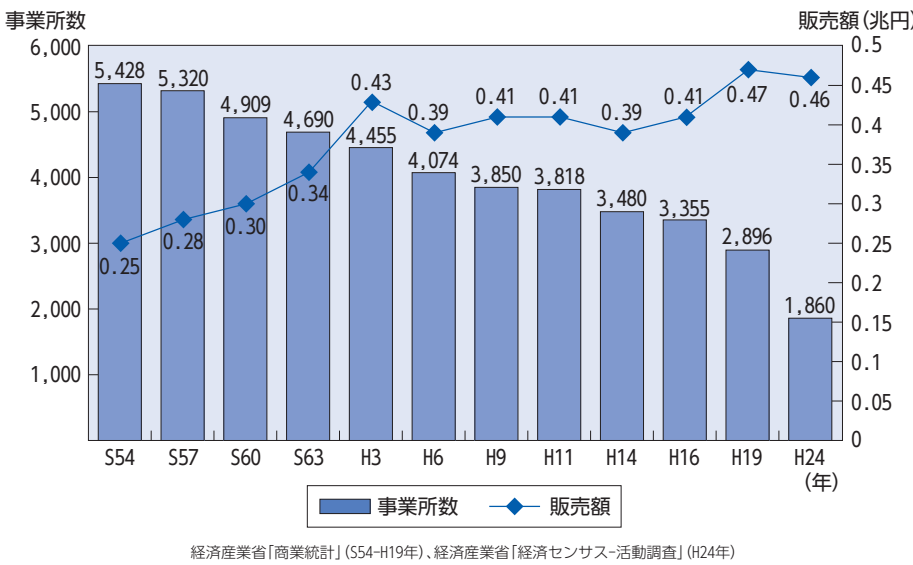


※ 1：給与住宅 社宅、公務員住宅などのように、会社、団体、官公庁などが所有または管理をして、その職員を職務の都合上または給与の一部として居住させている住宅です。

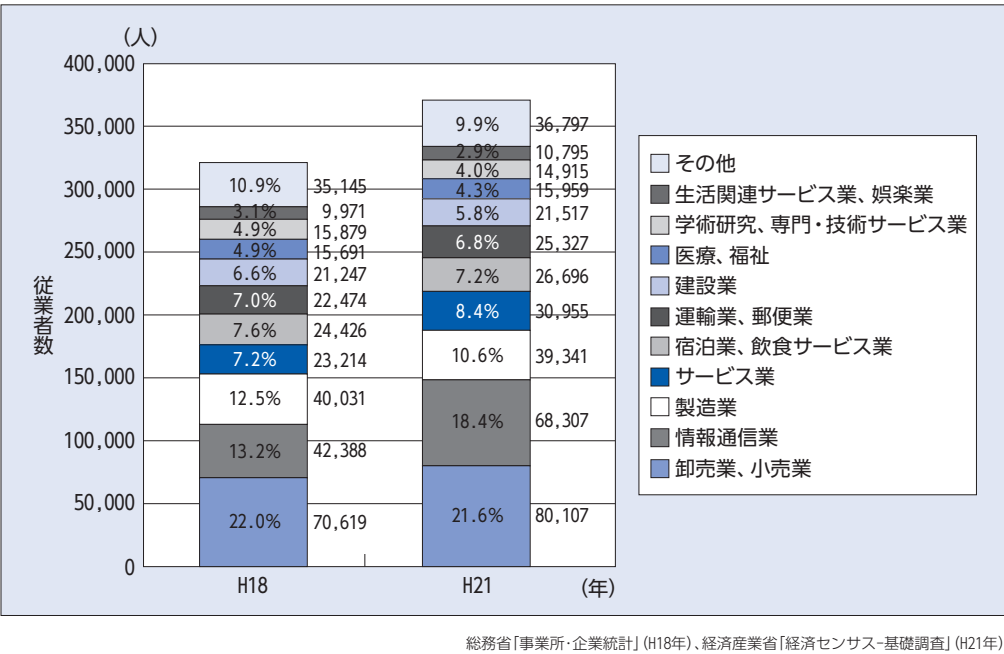
③産業

品川区の産業は、商業（卸売業・小売業）を中心になぎわいを見せており、特に小売業では事業所数は減少を続けているものの、販売額は増加傾向にあります。また、従業者数はここ数年増加傾向にあり、特に情報通信業が大きく伸びています。

図表 7 小売業の事業所数・販売額の推移



図表 8 品川区における産業別従業者数の推移



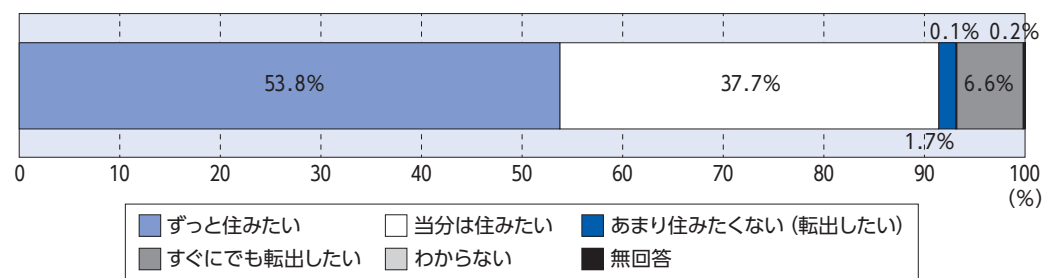
1. 区の概要と変化の動向

(3) 区民の声

①定住意向

今後の定住意向について、53.8%の区民が「ずっと住みたい」と回答しており、「当分は住みたい(37.7%)」とあわせると、9割以上の区民が今後も区内に居住することを希望しています。

図表 9 区民の定住意向

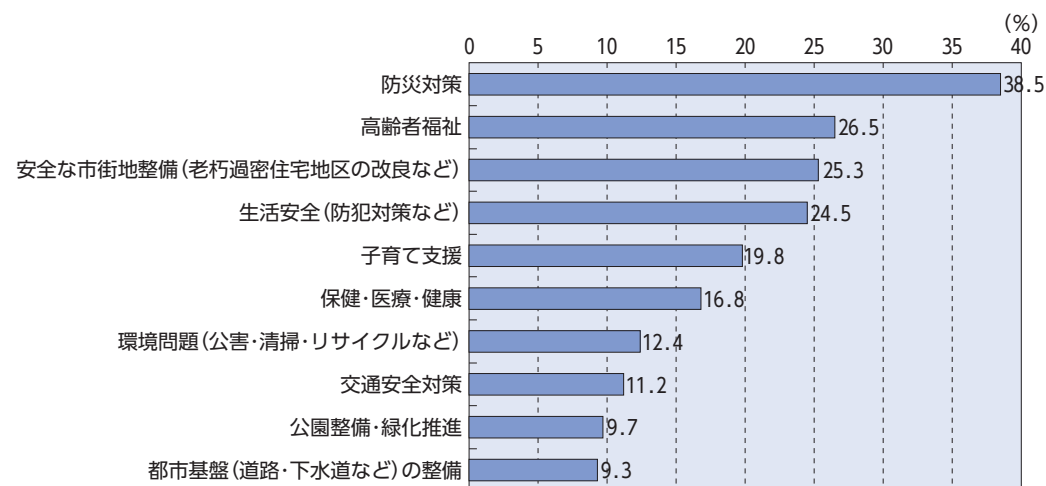


「第20回品川区世論調査」結果(H24年実施)
(項目ごとの比率は四捨五入しているため合計しても100%になりません。)

②今後特に力を入れてほしい施策

今後特に力を入れてほしい施策として、約4割の区民が、「防災対策」を挙げ、続いて「高齢者福祉」「安全な市街地整備」「生活安全」を挙げる区民が多くなっています。

図表 10 今後特に力を入れてほしい施策(ベスト10)



「第20回品川区世論調査」結果(H24年実施)

2. この計画における主要課題

(1) 産業振興に係る主要課題

■産業の活性化とそれを支える区民の就業の支援

わが国の経済は、平成20年(2008年)に発生したいわゆるリーマンショックに端を発した世界同時不況の影響や平成23年(2011年)に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所の事故にともなう電力需給の影響もあり、厳しい状況が続いています。

このような状況の中、品川区の産業においては、都市化の進展および企業の移転などから、区内の工場数が減少していますが、依然として高度な基盤技術を保有する企業が数多く存在し、この高度な基盤技術とIT技術等を融合させた新しいものづくりを進める研究開発型企業や製造現場をもたないファブレス企業の台頭も見られます。

このため、これらの企業の技術力向上や人材育成等を通じ、区内産業の高度化を総合的に支援するとともに、ものづくり産業を中心とした企業の事業拡張や新事業創出の支援、企業間の交流促進等を図り、地域産業の活性化のみならず地域全体の活力づくりにつなげていくことが求められています。

また、少子高齢化の進展により、これらの産業を支える労働力の減少が懸念されています。中小企業の雇用環境を整えるとともに、今後の社会の「支え手」となる若年者への就業支援や貴重な労働力として期待される高齢者・女性の意欲・能力の活用のための支援が必要です。

こうした状況に対し、品川区においては、平成24年(2012年)3月に品川区就業センターを開設し、ハローワークとの連携のもと、区民の就業を総合的に支援しています。また、雇用機会を充実する観点から、区内中小企業の人材確保を支援する取り組みを行っています。さらに、生活保護受給者、ひとり親家庭、障害者などの要支援者に対しては、それぞれの支援に取り組んでいます。

今後は、就職を希望する若年者と人材確保を希望する区内中小企業とのミスマッチを解消するため、両者を結びつけるしくみが求められています。また、困難を抱えているため支援が必要な若年者に対し、個々の状態に応じた支援と支援が必要な状態にならないよう予防的な対策をあわせて行うことが求められています。

このほか、少子高齢化が進展する中、貴重な労働力として期待される高齢者や子育て中の女性など、働く意欲がありながら就業機会が十分に確保されていない人びとに対し、就業機会を創出するとともに、継続的雇用が可能となるしくみの構築が求められています。

■都市型観光の推進

わが国は「観光立国」をめざして国際観光の振興に向けた取り組みを推進しており、その成果として、平成25年(2013年)に初めて、目標として掲げてきた年間1,000万人の外国人観光客の誘致を達成しました。地方公共団体においても、地域経済の活性化を図る有効な手段として、それぞれの個性を活かした外国人観光客の誘致に取り組んでいます。

このような状況に対し、品川区においても、平成17年度(2005年度)に「品川区都市型観光アクションプラン」を策定し、水辺や商店街など区内に点在する多種多様な観光資源を活かした都市型観光の推進に向けた取り組みを行っており、外国人観光客を含めた区内外からの来訪者の増加につながっています。

また、平成32年(2020年)には東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、品川区では、オリンピック競技のホッケー・ビーチバレーとパラリンピック競技のブラインドサッカーが実施されるため、国内外からの来訪者がますます増加することが見込まれます。このことから、分かりやすい案内表示、情報提供など国内外からの来訪者に配慮したまちづくりを行うとともに、観光資源の発掘・創出とそれらを体系的に整理し、分かりやすく効果的に情報発信を行うなど、来訪者が再び品川区を訪れたいと感じてもらえるような、上質な「おもてなし」の環境整備と体制づくりが求められています。

2. この計画における主要課題

(2) 子育て・教育に係る主要課題

■子育て・教育環境の充実

わが国はすでに人口減少社会に突入し、少子化が一層進んでいる状況下にあります。品川区では転入者および出生者の増等の理由で、子育て世代や子どもが増加している状況にあります。今後女性の社会進出が進む中、当面は保育需要が高止まりする状況が続くとともに、家庭環境の多様化にともない保育サービスへのニーズも多様性を増しています。また、家庭での子育てについてみると、核家族化や地域社会のつながりの希薄化などで、子育ての負担感や不安感、孤立感を持つ親が増加しており、支援が必要となっています。

子どもの教育環境については、国は幼稚園から高校まで連続して生きる力を確実に育むことなどをめざした第2期教育振興基本計画を作成し、単なる教科の学力だけではなく、自立・協働・創造に向けた力を習得することをめざしています。しかし、昨今学校等におけるいじめや交際者等との間での暴力被害など、子どもや青少年の人権を揺るがすような問題も発生しています。一方、教育環境について品川区の状況に目を向けると、国と同様に生きる力を育む教育が重要な課題となっているとともに、学校施設の老朽化といった問題が発生しています。

こうした状況に対し、品川区においては母親・父親に対する子育て力向上のための講座や親同士の交流の場の提供に取り組むとともに、多様な保育サービスの展開に努めています。また、学校選択制の導入や小中一貫教育の実現を図るとともに、小学校での英語学習の導入や区固有教員の採用など、特徴的な教育環境の実現に取り組んできました。

今後は、当面の保育需要の高止まりへの対応を進めるとともに、家庭の子育て力の向上と地域全体で子育てを見守る環境を構築する取り組みが求められています。また、子どもの成長を支える教育においても、乳幼児からの切れ目のない一貫した教育環境を提供するとともに、より一層自立を促す教育を、地域や家庭と連携しながら実現していくことが重要となります。加えて、昨今特に大きな問題となっているいじめやDVなどの人権問題に対しても、家庭・学校・地域で連携した防止体制を構築することが必要です。

(3) 健康・福祉に係る主要課題

■高齢者への支援

団塊世代が高齢期を迎え、全国的に高齢化が進展する中で、品川区においても平成25年（2013年）4月時点において、すでに区民の5人に1人は高齢者となっています。今後も区内の高齢者は確実に増加することが予想され、高齢者に対する福祉需要や支援の必要性も急速に増大することが見込まれます。また、様々な価値観やライフスタイルの変化、さらにひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加など世帯構成の変化により、必要とされる支援ニーズやそのあり方も多様化しています。一方、介護保険制度は創設から14年が経過し、団塊世代の後期高齢期への移行等を見据える中で要介護高齢者の増加による適切な介護サービスの提供とそれを支える介護保険制度の健全な運営など、様々な課題が明らかになってきました。これらの課題に対応するとともに介護保険制度の持続の可能性をさらに追求するため、平成24年度（2012年度）の制度改正により、24時間365日をとおした支援体制の整備が求められ、高齢者の在宅生活を地域全体で支える「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

こうした状況を踏まえ、品川区においては、健康状態や要介護度、さらにそれらの状況に応じた支

援の必要性などの視点から高齢者像を設定し、その状態とニーズに即した適切な支援を行うしくみを構築し充実を図ってきました。そして、介護保険制度創設以来、制度の適切な運用により、適正なサービス提供に努めるとともに、高齢者の急速な増加に対応し、在宅介護支援システムを中心とした地域包括ケアシステムの構築と必要な施設整備に積極的に取り組んでいます。

今後は、高齢者が住み慣れた地域でできる限り長く元気でいられるよう、地域全体で健康づくりや介護予防、社会参加の促進・支援を行うことが必要です。また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加に対応し、自宅での生活が継続できるための支援やサービスの基盤を確保することが求められています。さらに、在宅生活の継続が困難となった場合に、要介護高齢者のセーフティネットとして一定量の入所・入居系の施設整備を地域バランスに配慮しつつ計画的に進める必要があります。

■地域における適切な医療の確保

急性期治療を終えた患者の慢性期・回復期の受け皿として、また、終末期ケアも含む生活の質を重視した医療として、在宅医療ニーズが高まっています。高齢化が進む中、在宅医療ニーズは今後もますます高まるものと見込まれており、大病院と、地域の診療所・中小病院とが連携し、回復期にある患者を地域に円滑に受け入れていくことなどが今後の課題となっています。また、子どもが救急受診をする際、病院へ過度に集中してしまうなど、必ずしも緊急性が高いとはいえない患者への対応のため、救急病院では本当に緊急を要する人への対応が難しくなっています。さらに、首都直下地震など大規模災害の発生や、新型インフルエンザ等の新興感染症の流行の際には、区民の生命および健康に重大な影響を及ぼすことが懸念されています。

こうした状況に対し、品川区においては、区民が安心して受診できるかかりつけ医紹介システムや、休日・夜間診療等の応急診療体制を整えるとともに、在宅介護支援システムによる訪問看護ステーション事業等、高齢者在宅医療サービスを行っています。また、平成21年（2009年）に新型インフルエンザが大流行した経験を踏まえ、感染症対策の強化にも取り組んでいます。

今後は、すべての区民が、救急医療から在宅療養まで安心して適切な医療を受けられるよう、地域の病院や診療所などの医療機関の連携を強化することが必要です。また、高齢者が在宅生活を送るうえで必要な地域医療の体制整備が求められています。さらに、災害発生時にひとりでも多くの命を救うための医療体制の整備や、新型インフルエンザ等の新興感染症発生時の緊急医療体制の整備などを進めていく必要があります。

(4) 環境に係る主要課題

■省エネルギーとCO₂排出量削減

気候変動枠組条約京都議定書において掲げたCO₂排出量削減目標を達成するため、これまで産業活動や国民生活など日本社会のあらゆる側面において、省エネルギーや再生可能エネルギーの利用拡大など、CO₂排出量削減に向けた様々な取り組みを進めてきました。さらに、平成23年（2011年）3月の東日本大震災にともなう福島第一原子力発電所の事故によって発生した電力不足により、省エネルギーへの取り組みがより一層強化され、国民の省エネルギーへの意識も急速に高まりました。

こうした状況に対し、品川区においては、平成25年（2013年）3月に「第二次品川区環境計画」を策定し、これに基づいて自ら率先して区施設における再生可能エネルギー利用設備の設置や省エネルギー行動の実践などを行うとともに、区民や区内事業者の生活、活動における省エネルギー行動の促進・支援や、区内で行われる開発や建設事業における環境負荷が少ない技術や施設・設備導入の誘

2. この計画における主要課題

導を行っています。

今後は、CO₂排出量のさらなる削減に向けて、区内の様々な場所、様々な主体における取り組みの一層の強化、充実を図るとともに、再生可能エネルギーの積極的な活用や、ピークシフトによる夜間電力の活用など、エネルギー利用による地球環境負荷軽減に向けた取り組みを充実することが必要です。また、大規模災害発生時の一定の電力確保に向けて、区内事業者等の自立型電源の導入を促進することが求められています。

(5) 安全・安心に係る主要課題

■災害への対応力の強化

国は、今後30年以内に首都直下地震が発生する確率を70%と公表しており、大震災への対応力の強化が重要となっています。区内の震災発生時に火災危険度が高い木造住宅密集地域における対策や、近年発生頻度が増している都市型水害と呼ばれる局地的な大雨など風水害への対応も必要となっています。

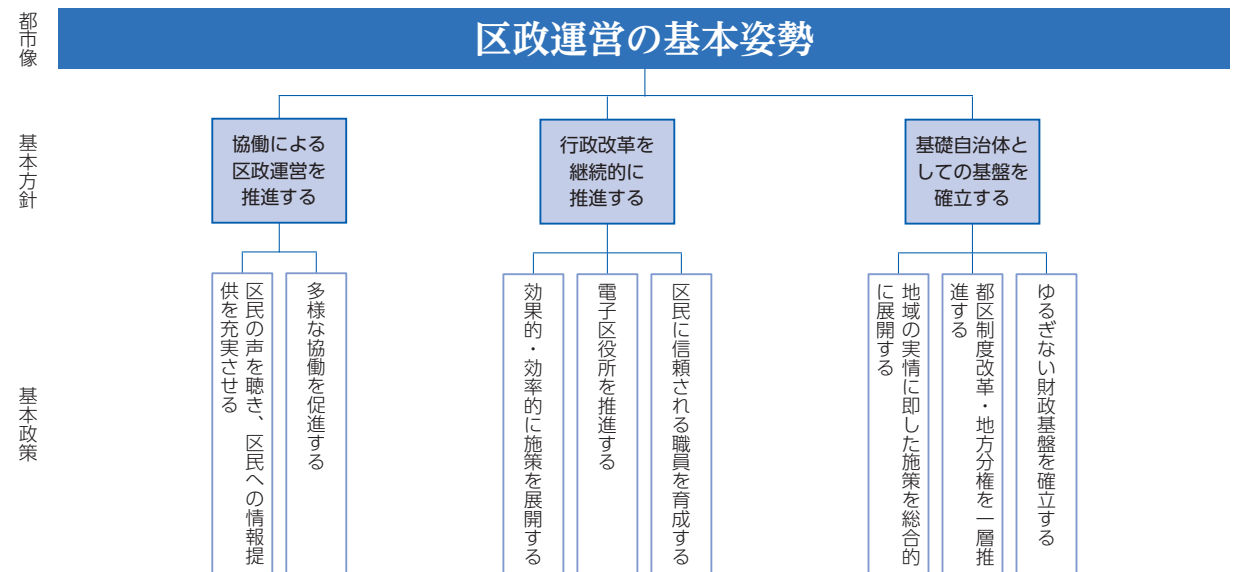
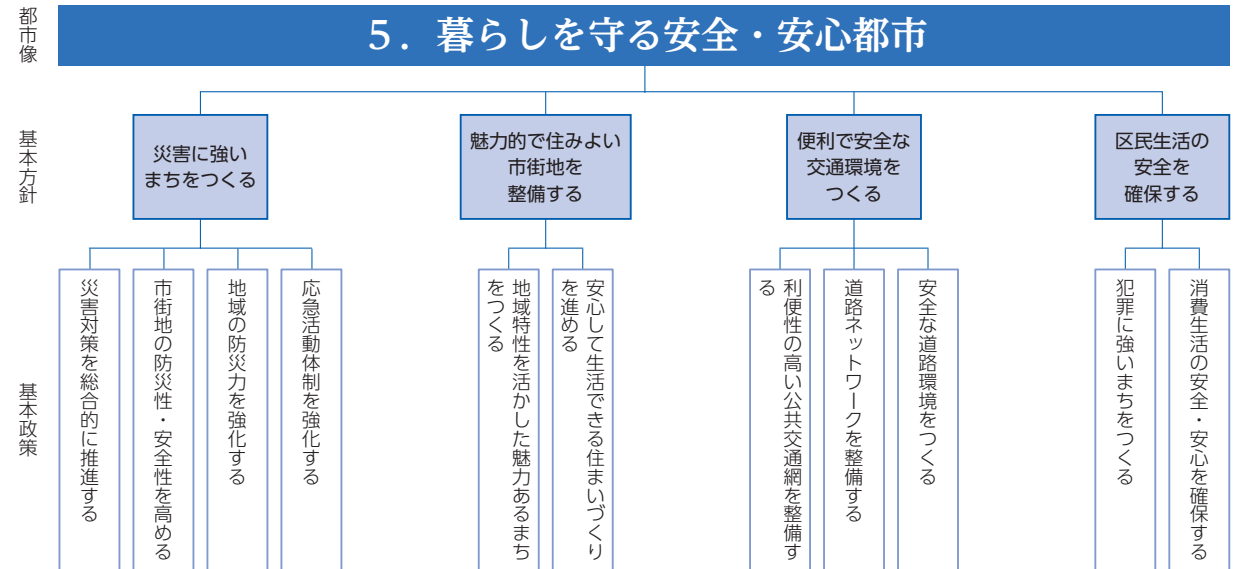
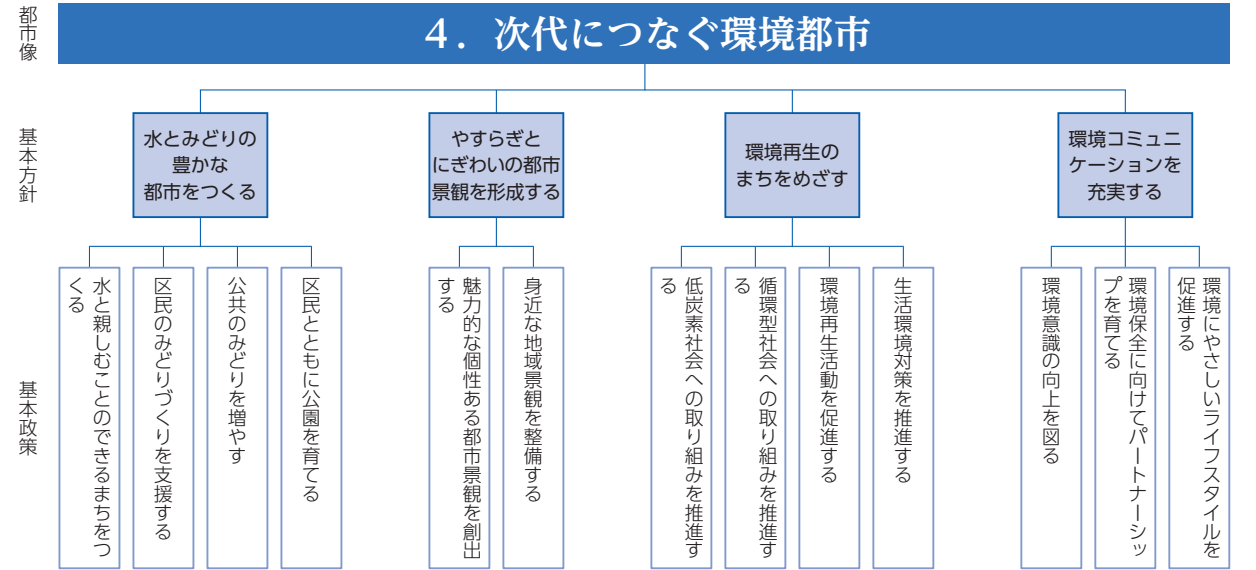
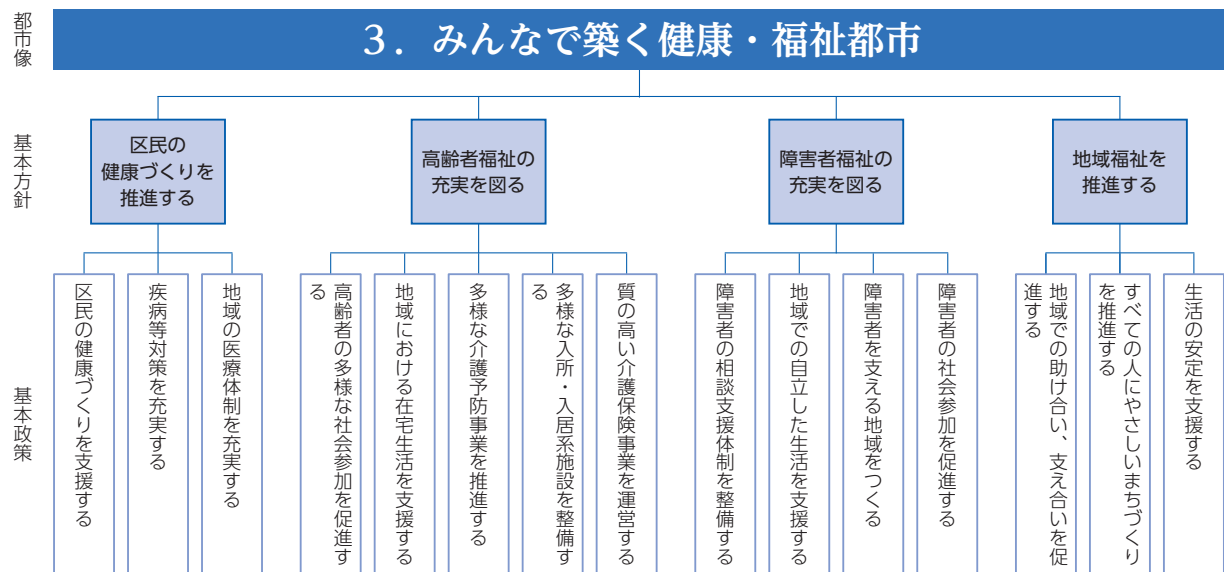
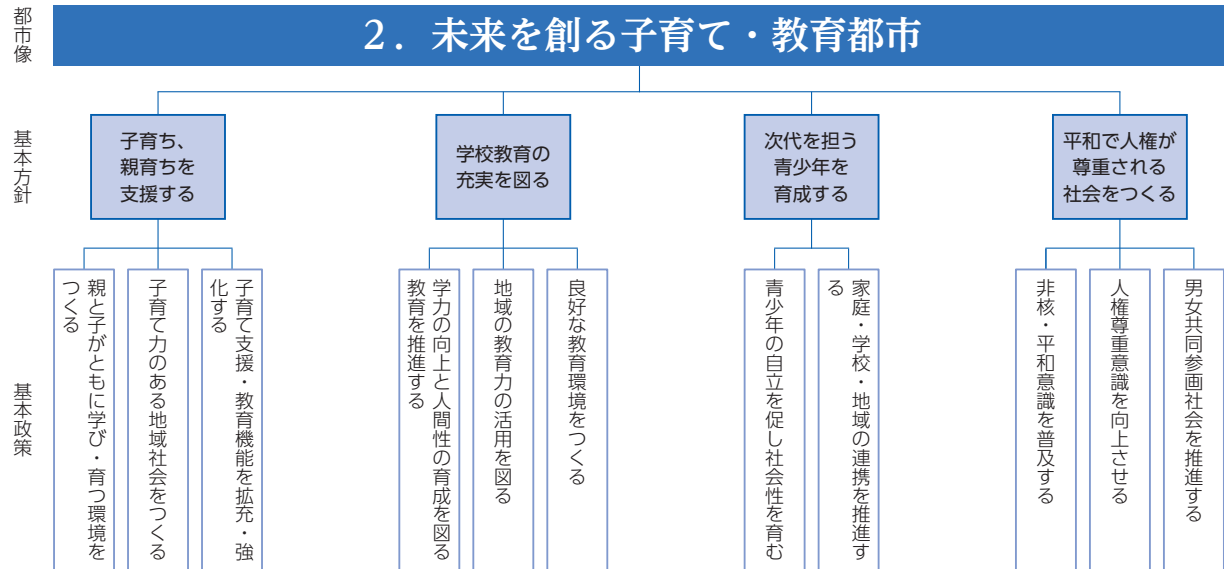
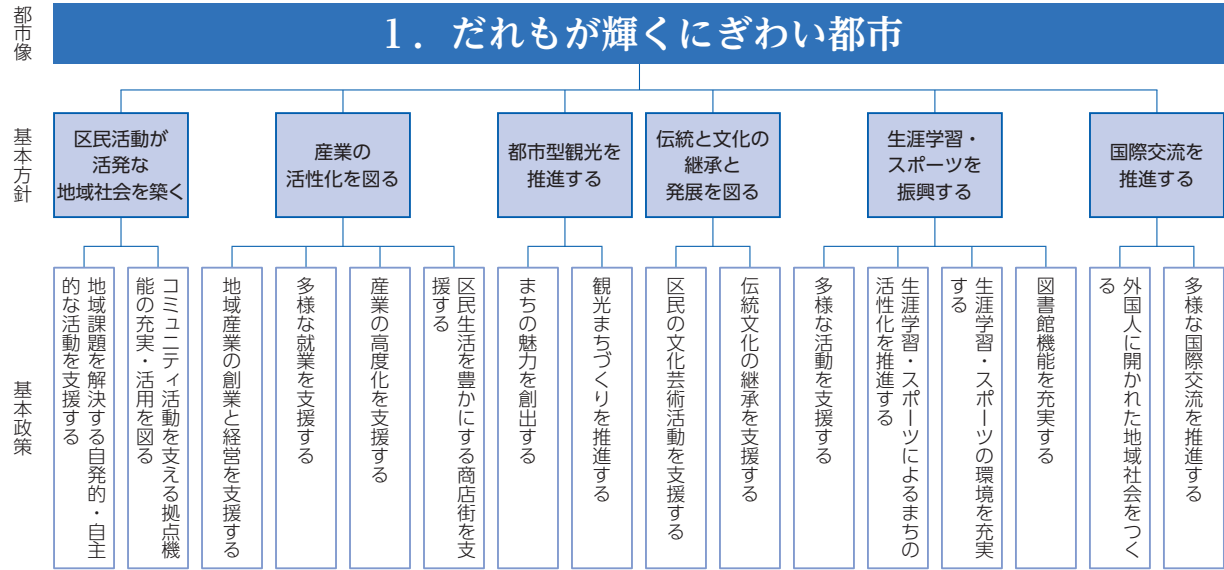
こうした状況に対し、品川区においては、東日本大震災から得た貴重な教訓も踏まえ、平成24年度（2012年度）に「品川区地域防災計画」を修正するとともに、平成25年（2013年）3月には「品川区耐震改修促進計画」の改定を行いました。あわせて、「木密地域不燃化10年プロジェクト」により都と連携した重点的、集中的な住宅密集地への対応、特定整備路線沿道建築物の不燃化促進、津波や集中豪雨など風水害への対応など、しながわの防災力の向上を図っています。

今後の課題としては、区民の命と財産を守るため、震災が発生した際に、まず自分の身を自分で守る「自助」、隣近所の助け合いや区内事業者との連携強化による「共助」、そして区や防災関係機関の「公助」を合わせた、区全体で協力・連携した災害への備えを一層強化することが必要です。そのうえで、建物の耐震化や不燃化の促進、安全な避難路等の確保、延焼遮断帯や緊急輸送路となる道路の整備など、災害時に燃えにくく倒れにくい安全・安心のまちづくりを一層進めることも重要です。また、区内病院や医療関係団体との連携による医療救護や、円滑な避難所運営、災害時の迅速・確実な情報伝達などの応急活動体制の強化も求められています。さらに、帰宅困難者等への対策や、女性の視点による対策の見直し、目黒川および立会川流域における浸水対策、沿岸低地部等における津波や高潮への対策についても、引き続き取り組む必要があります。

第2部

第3章 新しい都市像の実現に向けて

施策の体系



都市像

だれもが輝くにぎわい都市

1

理念

1. 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
2. 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
3. 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

都市像

1

だれもが輝く
にぎわい都市

2

未来を創る
子育て・教育都市

3

みんなで築く
健康・福祉都市

4

次代につなぐ
環境都市

5

暮らしを守る
安全・安心都市

基本方針

区民活動が活発な地域社会を築く

産業の活性化を図る

都市型観光を推進する

伝統と文化の継承と発展を図る

生涯学習・スポーツを振興する

国際交流を推進する

基本構想

都市像の実現に向けて

- 自発的・自主的な区民活動を支援します。
- 商工業や新たな情報産業などの振興を支援します。
- 伝統と文化の継承と発展を図ります。
- 文化とスポーツの振興を図ります。
- 都市型観光と国際交流を推進します。

産業の振興や地域の資源の有効活用により、製造業や商業、観光など経済活動が活発に行われ、多くの人々が訪れ楽しむことのできる都市づくりを進めます。また、地域コミュニティの活性化や様々な区民活動を支援する体制の整備、文化・スポーツの振興などにより、だれもが輝くことのできる、にぎわいのある都市を実現していきます。

政策の方向

地域が抱える様々な課題の解決を図るため、地縁型組織である町会・自治会に加えて、企業やNPOなどの自主活動団体との協働を進めるとともに、そのための活動を支援します。あわせて、このような地域活動への参加促進のための情報提供や参加機会の拡充など、地域活動を支える拠点機能の充実・活用を進めます。

現在の状況

都市化の進行や価値観の多様化等は、地縁型組織である町会・自治会に、加入率の伸び悩みと高齢化・固定化の進行をもたらしています。一方で、東日本大震災の経験から、地域の人びとの絆や助け合いが改めて見直され、地縁型組織が担う役割は大きくなっています。同時に社会貢献やボランティアへの意識も高まりを見せており、あらゆる世代の人びとが地域活動の担い手として関わりを強めていくことが求められています。

品川区においては今日でも下町のよさが息づき、コミュニティ意識がしっかりと根づいている地域が多く、町会・自治会を中心とした地域の支え合いや子育て支援、高齢者への生活支援などの、区民同士の助け合いも活発に行われています。また、商店街による地域活性化の取り組みや地域貢献活動に参加する企業や大学、NPO、ボランティアも増えてきています。

増加しつつある高層マンションでは、地域への関わりが総じて弱い傾向にあり、人口の増加に比して町会・自治会への加入や地域活動への参加があまり進まない状況が見られます。一方、東日本大震災以降、「共助」の考え方にに基づき、マンション内での備蓄、マンション住民が一体となつての防災活動を行うなど、マンション内における自主的な取り組みが進められるとともに、近隣との関係を見直すなどの新たな動きも見られます。

今後の課題

東日本大震災の経験から地域における「共助」の重要性が再認識されています。災害への備えや対応には、区民一人ひとりの「自助」と町会・自治会や防災区民組織などを中心とした「共助」による助け合いが不可欠です。いざというときに頼りになるのは、「向こう三軒両隣」と言われるように、近隣や地域に住む人たちの力です。

また、災害だけでなく、子育て、介護、防犯、美化清掃など、誰もが安全で安心して、そして快適に生活していくためには、地域コミュニティの一層の活性化が必要不可欠です。日頃からのふれあいや交流をとおして、地域のつながりをより強固なものへとしていくことが何よりも大切です。

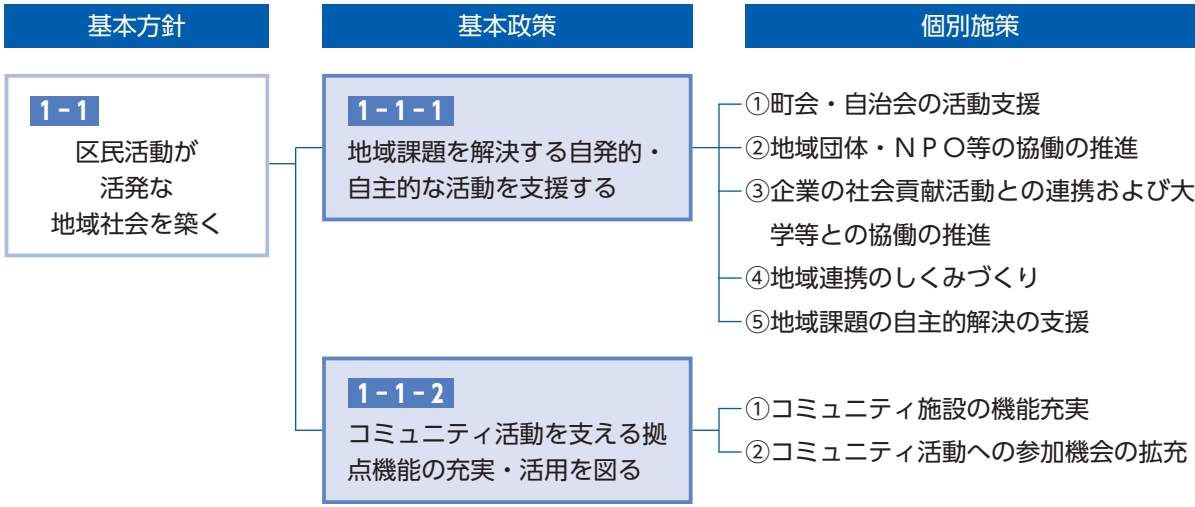
品川区では、多様な区民活動が活発に展開されており、中でも地域コミュニティの重要な担い手である町会・自治会は、古くから地域課題の解決のために多くの地域住民が参加し、熱心な活動を続けています。

社会環境が変化する中で、このような地域住民の自主的な活動を支え、多くの区民が地域活動に参加するための機会を提供していくことは大変重要な取り組みです。

また、区民活動の輪は、町会・自治会を中心として、商店街、ボランティア団体やNPOはもとより、企業や大学などによる社会貢献活動へと大きな広がりを見せています。今後は、区民と区との協働に加え、区民同士や区民と企業との協働を進めるとともに、多様な区民活動のネットワーク化の構築も必要とされています。

さらに、区民の多様なコミュニティ活動を支える拠点機能の充実や活用を図ることも今まで以上に強く求められています。

施策体系図



政策の概要

基本政策 1-1-1：地域課題を解決する自発的・自主的な活動を支援する

少子高齢化による地域福祉ニーズの多様化、家庭における教育力の低下など、地域には様々な課題が山積しています。また、防災力の向上や安全・安心の確保、環境問題など、対応が求められる新しい課題も増えてきています。これらの課題を解決し、生活の質を向上させるためには、区民の力を活かした新しい取り組みが求められています。

品川区には、コミュニティ意識がしっかりと根づいている地域が多く、町会・自治会を中心とした地域の支え合いや区民同士の助け合いも活発に行われるとともに、商店街による地域活性化の取り組みや企業やNPOなどによる社会貢献活動など、新しい地域活動も見られます。区は、こうした地域課題解決のために活動している町会・自治会、商店街、事業者やNPOなどの活動を支援していきます。

また、地域課題の解決を担う活動は、地域における豊かな人間関係のネットワークに支えられた相互信頼が基盤となることから、お互いの顔が見える関係づくりをさらに進め、様々な地域主体の活力を引き出し、さらに連携・協力しあえる基盤を強固にしていきます。

個別施策と計画事業

1-1-1 ①町会・自治会の活動支援

町会・自治会への加入促進のため、その果たしている役割をパンフレットやホームページ等で広く紹介します。また、町会・自治会の主体性を尊重しながら活動の活性化や組織運営に係る支援を行います。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
町会・自治会の活動支援	ホームページの運営支援 会計事務の適正化支援	・ホームページの運営支援 ・町会・自治会の支援相談体制の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
町会・自治会への加入促進の支援	加入促進の支援	・加入促進の支援

1-1-1 ②地域団体・NPO等の協働の推進

地域に貢献する団体や個人を支援し、社会的に有用な活動が活発に展開される地域社会づくりを進めます。さらに、区内で活動する各種団体が、地域において交流する機会を提供するなど、ネットワークづくりを支援します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
協働の推進	協働の推進	・協働事業提案制度の推進 ・地域振興基金を活用した区民活動助成制度の推進 ・協働推進施設の拡充・運営 ・区民活動情報サイトの運用

1-1-1 ③企業の社会貢献活動との連携および大学等との協働の推進

区内企業の社会貢献活動を促進するとともに、企業と区との連携を推進し、さらに企業と地域社会との多様な接点をつくる機会を提供します。
また、大学等の教員・学生とその教育力を具体的に地域活動やまちづくりに活かせるように、区民や地域団体と大学等の地域活動等をさらに結びつけるなど、連携・協力を広げ、深めていきます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
企業の社会貢献活動の推進	しながわCSR推進協議会の活動推進	・しながわCSR推進協議会を中心とした企業の社会貢献活動の推進

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
大学等との協働の推進	連携体制の構築	・大学等との協働の推進

1-1-1 ④地域連携のしくみづくり

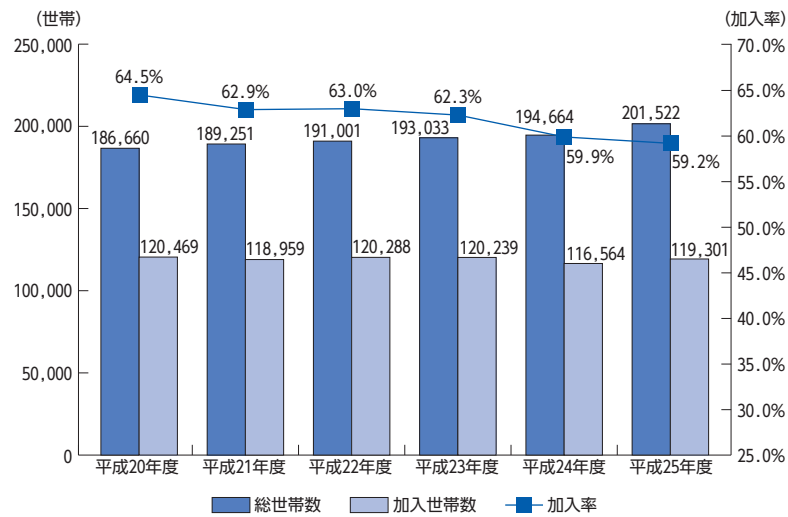
防災防犯や福祉、まちづくり、子どもの社会性を育むことなど地域課題の解決のため、区がコーディネーターの役割を果たし、町会・自治会、商店街、企業、学校、NPO、ボランティア、PTAなどが今まで以上に緊密に連携していく基盤づくりを進めます。

1-1-1 ⑤地域課題の自主的解決の支援

地域課題の複雑化・多様化にともない、町会・自治会、商店街、企業、NPOといったこれまでの枠組みの中では解決することが困難な事案が増えており、課題解決のために各分野における専門的なアドバイスが必要とされていることから、専門家の派遣などの支援を行います。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
町会・自治会の自主的課題解決の支援	－	・町会・自治会の自主的課題解決の支援

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
町会・自治会のあり方と区との協働に関する調査研究	－	・調査研究 ・基本方針の策定 ・区民への啓発



品川区内の町会加入率の動向

基本政策 1-1-2：コミュニティ活動を支える拠点機能の充実・活用を図る

町会・自治会は地域コミュニティを支える要であり、とりわけ災害時には重要な役割が期待されるなど、活動の範囲が広がっていることから、活動拠点の確保など環境の整備や機能の拡充が重要な課題です。また、様々な地域課題を解決するために活動している団体の活動を支える場の整備と支援も必要となっています。

そのため、地域にある公共のコミュニティ施設の機能の充実を図るとともに、地域の実情に合わせた利用のしくみづくりを進めます。

また、コミュニティ活動を活性化させるため、地域住民一人ひとりが、コミュニティの一員であると感じられる、豊かで多面的な地域情報を発信し、多様な地域活動を促進する機会を拡充します。

個別施策と計画事業

1-1-2 ① コミュニティ施設の機能充実

地域のニーズに応じた柔軟な運用を可能にするため、町会・自治会館の整備や地域施設の地域住民による自主管理を支援します。また、区民集会所など、既存の施設についても地域の実情に即して、機能の充実を図ります。

全体計画	現況	事業計
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
町会・自治会館の整備の支援	建設・改築の支援 耐震化の支援	・建設・改築の支援の充実 ・耐震化の支援の充実

全体計画	現況	事業計
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
区民集会所の整備	荏原第三・第五区民集会所の移転・開設	・区民集会所の整備

1-1-2 ② コミュニティ活動への参加機会の拡充

コミュニティの形成にとって不可欠な身近な地域の人や出来事、行事や多彩な文化スポーツ活動の情報など、地域での様々な活動に参加を促すための地域情報の収集・発信の基盤を整備します。また、地域福祉や健康づくりなど、地域において気軽に活動に参加できるしくみづくりを進めます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
ふれあい掲示板の建替え	老朽化した掲示板の板面 取替え・建替え	・ふれあい掲示板の建替え

政策の方向

区内中小企業の経営力強化や新たな産業の創業支援を通じて、地域産業の活性化を図るとともに、従来のものづくり産業に加え、近年、区内に集積が進む情報通信業や研究開発型企業に対する技術力向上や人材育成等の支援を行うことにより、区内産業の高度化を総合的に支援します。また、地域コミュニティの核である商店街の活性化を図ります。

現在の状況

品川区は住工商が混在した街として発展してきており、今後もこれらのバランスを考えながら発展させることが求められています。

商業に関しては、大型マンションの建設による人口増や消費者ニーズの変化・多様化、景気の影響による個人消費の動向、価格競争の激化、インターネットの急速な普及、大規模店舗の立地など、商業の構造や環境が大きく変化しています。区民や地域で働く人たちの日常生活にとって便利な商店街は、こうした環境変化に積極的に対応していくことが期待されています。

工業は、都市化の進展および企業の移転などから、ピーク時には5,600以上あった工場数が平成20年（2008年）の工業統計調査では1,524になりましたが、依然として高度な基盤技術を保有する企業が数多く存在しています。一方、この高度な基盤技術やIT技術等を融合させた新しいものづくりを進める研究開発型企業や新しい業態である製造現場をもたないファブレス企業^{※1}の台頭も見られるほか、積極的に海外進出に取り組む企業も増えています。

商工業以外では、近年の技術の進展と昼間人口の増加により、特に情報通信業の事業所の集積が目立っています。

また、雇用環境については、平成20年（2008年）に発生したいわゆるリーマンショックに端を発した世界同時不況の影響による不安定な状況からは改善しつつあるものの、依然厳しい状況にあります。特に若年者の就職環境は厳しく、経済的自立が困難な若年者の増加が社会的な問題となっています。

今後の課題

今後も地域住民の生活を支えるインフラのひとつとして商店街を維持発展させるため、商店街が担う地域コミュニティの核としての多様な役割を認識しつつ、個性をもった魅力ある商品・個店の創出と、その魅力ある商品・個店から構成される商店街づくりを支援していくことが求められています。さらに、都市型観光における重要な観光資源として商店街を位置づけるなど、他の施策との連携を図ることにより、まちのにぎわい創出につなげていくことも大きな課題です。

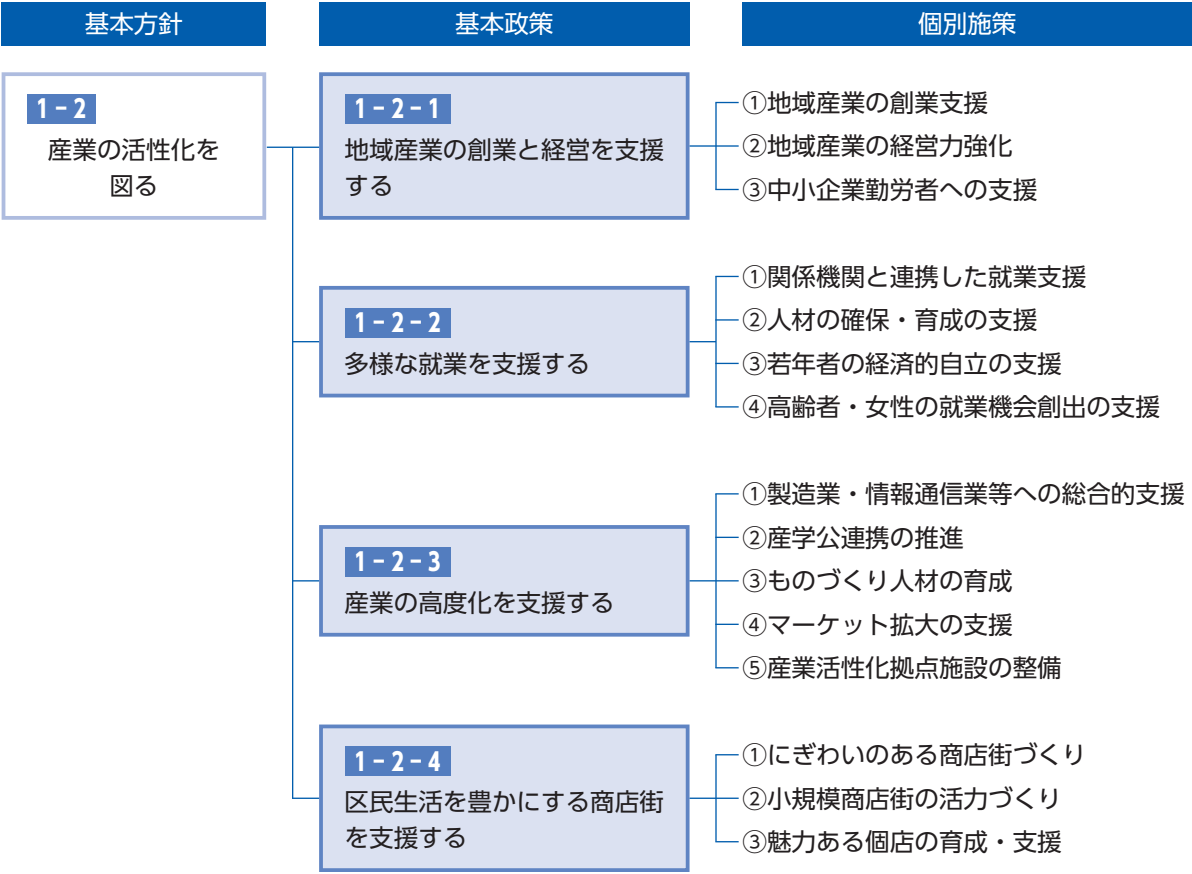
ものづくりでは産業構造の変化とともに、研究開発型企業の台頭が見られていることから、中小企業にも高い付加価値をもった製品開発や新分野創出等をめざすための経営戦略が求められており、今後は企業の業種・業態、規模、成長ステージ等に応じたきめ細かい支援メニューの提供が求められています。

※1：ファブレス企業 自社で生産設備をもたず、自らは製品の設計やマーケティング、販売などに特化し、外部の協力企業に100%生産委託しているメーカーの企業のことです。生産を外部に委託することにより、市場の変化に素早く対応でき、設計や技術開発、研究開発などに専念できるメリットがあり、工場をもたないため資金も固定化せず、需要に応じた生産量の調整を行いやすいのが特徴です。

また、近年、区内に集積が加速している情報通信業への支援策を拡充することや生産技術の向上にともなう都市型工業の新たな支援策を検討することも、区内の産業の発展のためには必要です。

このほか、少子高齢化の進展により、産業を支える労働力の減少が懸念されています。中小企業の雇用環境を整えるとともに、今後の社会の「支え手」となる若年者への就業支援や貴重な労働力として期待される高齢者・女性の意欲・能力の活用の検討が必要です。

施策体系図



政策

の概要

基本政策

1-2-1

：地域産業の創業と経営を支援する

多様化する地域課題を解決する新たなビジネスの創業支援や地域産業の経営基盤の強化を支援します。また、産業構造の変化に対応できるよう、区内企業の経営力強化を支援します。

個別施策と計画事業

1-2-1

① 地域産業の創業支援

新たな産業の創業支援と創業後の経営基盤の強化に向けて支援を行い、様々な支援メニューを通じ、区民が区内で創業できるしくみづくりを検討します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
創業支援	創業支援センターの開設 ・運営 創業支援セミナーの充実	・武蔵小山創業支援センターの特色ある運営 ・品川産業支援交流施設との連携

1-2-1

② 地域産業の経営力強化

産業構造の変化に対応するための経営のノウハウや経営戦略等に関する学習の場の提供、事業経営に必要な資金調達等の支援を通じて、経営基盤の強化を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
経営力強化	経営力強化の支援	・経営力強化の支援

1-2-1

③ 中小企業勤労者への支援

中小企業で働く 勤労者の福利厚生 の充実と勤労意欲の増進など、就労環境の改善を支援します。

基本政策

1-2-2

：多様な就業を支援する

年齢や性別または家庭の事情等に応じて、多様な働き方を希望するなど、区民の就業に対するニーズは様々です。特に、若年者については就職環境が依然厳しく、今後の産業を支える労働力を確保し、社会の「支え手」を増やすためにも、区と関係機関とが連携した支援が重要となっています。

このほか、高齢者が安定・充実した高齢期を送るためだけでなく、少子高齢化が進展する中で高齢者・女性を含めた貴重な労働力を確保するためには、これまで以上に働く機会の創出や就業相談の充実が必要とされています。

一方、企業は、人材の確保や育成、就労環境の改善といった課題を抱えている場合も少なくありません。区内の各種産業活動を支えるため、各企業が優秀な人材を継続的に確保できるよう、中小企業における人材の採用・育成および就労環境の改善を支援します。

個別施策と計画事業

1-2-2

① 関係機関と連携した就業支援

品川区就業センター^{※1}において、ハローワークとの連携のもと、区民の就業を総合的に支援します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
品川区就業センターの運営	品川区就業センターの開設・運営	・品川区就業センターの運営 ・就業支援に係る総合的な情報発信



品川区就業センターでの職業相談

1-2-2

② 人材の確保・育成の支援

少子高齢化により労働力人口が減少する中で、中小企業における優秀な人材の確保は今後、ますます重要な課題となってきます。このことから、中小企業が求める雇用形態に配慮しながら、能力・技術を有する人材の確保・育成の支援を行い、そのための環境の整備を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
中小企業の人材の確保・育成の支援	採用活動の支援 ワークライフバランス推進支援の充実	・採用活動の支援の充実 ・ワークライフバランス推進支援の充実

※ 1：品川区就業センター 品川区が平成24年（2012年）3 月に開設した、ハローワーク品川と一体となって運営を行う就業相談の窓口で、職業相談・職業紹介のほか、生活保護受給者等に対する就業支援を実施しています。今後は、区の就業支援の総合窓口として、相談者を必要な支援窓口につなぐ役割を果たします。

1-2-2 ③ 若年者の経済的自立の支援

新規学校卒業予定者、未就職卒業者、フリーター等をはじめとする若年者の就職環境は依然として厳しい状況です。多くの若年者が就職に関して悩みを抱え、また、就職しても職場になじめないことなどを理由に、早期に離職をしてしまう場合も少なくありません。このような状況を改善するため、若年者の就職と就職後の継続就業をサポートすることにより、若年者の経済的自立を支援します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
若年者の経済的自立の支援	就業体験事業の実施	・就業体験事業の充実 ・就業支援セミナー・カウンセリングの実施・充実



若者就業体験事業

1-2-2 ④ 高齢者・女性の就業機会創出の支援

シルバー人材センターやサポしながわ^{※1}の機能の充実を図り、高齢者の就業機会の創出を一層支援します。また、子育て中の女性などが在宅しながら仕事を行うなど、多様な形態の継続就業が可能となるしくみづくりを検討します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
高齢者・女性の就業機会創出の支援	シルバー人材センター・サポしながわを活用した就業機会創出の支援	・シルバー人材センター・サポしながわを活用した就業機会創出の支援の充実 ・女性の就業支援策の検討・実施

基本政策 1-2-3：産業の高度化を支援する

品川区において、付加価値の高いものづくりを維持・継続させていくためには、自社保有技術の高度化、高い技術をもった人材の育成、海外のマーケットも視野に入れた販路拡大等が重要な課題です。そのため、これらの支援を一律に実施するのではなく、個々の企業がもつニーズ、企業規模、成長ステージ等に応じたきめ細かい支援の充実を図ります。

また、区内産業の活性化のため、産学公の連携を推進するとともに、近年、区内に急速に集積している情報通信業への支援策の拡充を図ります。

個別施策と計画事業

1-2-3 ① 製造業・情報通信業等への総合的支援

都市でものづくりを継続していくためには、下請け型企業から脱却し、独自技術や複合技術による製品の高付加価値化や新分野創出等を促進し、他社との製品・技術開発力の差別化を図ることが重要です。そのための足がかりとなる基盤技術の高度化支援や特許権をはじめとした知的財産権の取得支援といった経営戦略支援など、ものづくり系企業の総合的な支援を実施します。

一方、区内には、現代のものづくりに必要な組込みソフトからアプリケーションまでを手がける情報通信業や新製品・新技術を生み出す源泉である研究開発型企业も数多く立地しています。こうした企業をより一層誘致するための多面的な支援を実施します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
都市型産業を推進する技術力向上支援	技術力向上支援の充実	・技術力向上支援の充実

1-2-3 ② 産学公連携の推進

区内産業の活性化のため、高等専門学校や大学等が保有するノウハウ・技術を区内中小企業が積極的に活用できるよう、産学公の連携を推進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
産学公連携の推進	連携の充実	・産学公連携の推進

※ 1：サポしながわ 社会福祉協議会とシルバー人材センターとが連携して運営する、概ね55歳からの方を対象とする無料職業紹介所です。

1-2-3 ③ ものづくり人材の育成

都市型工業と呼ばれる付加価値の高いものづくりを推進するために、高度な知識、技術、技能を有するものづくり人材を育成するとともに、次代を担う子どもたちを対象に、「ものづくり」の楽しさを伝えるため、継続的に子どもたちに様々な「ものづくり」を教え、次世代のものづくり産業に携わる人材の育成を図ります。また、長年の経験等により培われた熟練技能者等がもつ技術・技能の継承を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
ものづくり次世代人材育成支援	次世代人材育成支援の充実	・次世代人材育成支援の充実

1-2-3 ④ マーケット拡大の支援

世界経済のグローバル化が進展する中で、区内企業がもつ高い技術力等の活きた情報を、国内外で必要とする企業（人）に対し、インターネットや国内外の展示会を活用し効果的に発信するとともに、東南アジア地域等への海外進出に取り組む区内中小企業の活動拠点づくりを支援するなど、国内外におけるマーケットの拡大を積極的に支援します。

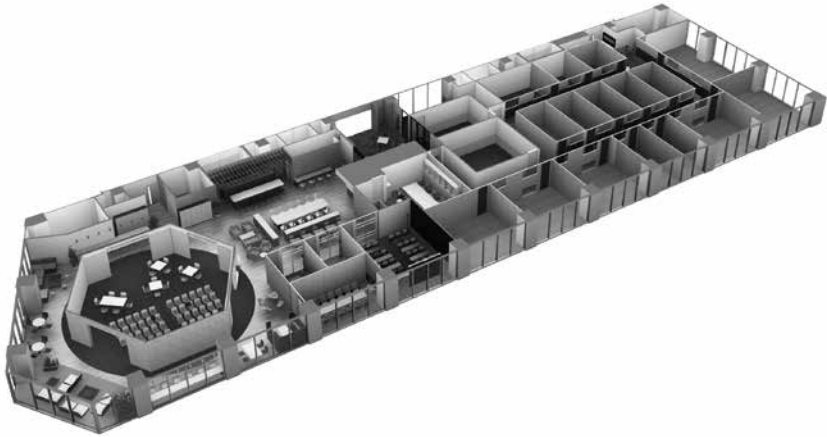
全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
新市場開拓に向けた販路拡大支援	販路拡大の支援充実	・販路拡大支援の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
アジア地域等への海外進出支援	海外進出支援の実施	・海外進出支援の充実

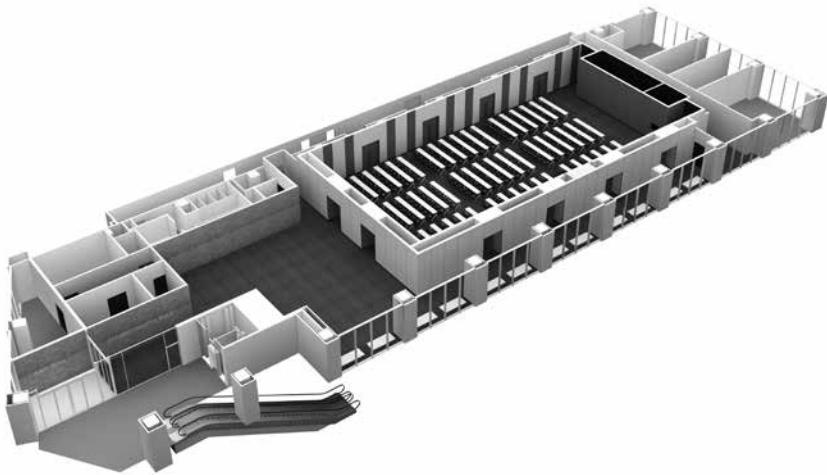
1-2-3 ⑤ 産業活性化拠点施設の整備

大崎駅周辺の再開発地域に、ものづくり産業を中心とした技術者の交流を促進し、新しい価値を生み出す拠点をめざし、イベントホール、ベンチャーオフィス、多目的スペース、工房等を備えた品川産業支援交流施設^{※1}を開設します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
品川産業支援交流施設の整備	運営体制の検討 施設の計画・整備	・品川産業支援交流施設の整備・開設



品川産業支援交流施設 4 階 交流施設



3 階 イベントホール

※ 1：品川産業支援交流施設 企業の事業拡張や新たな事業創出の支援、企業間の交流促進、区民の地域活動の推進等による地域産業の活性化を目的とした施設で、平成27年（2015年）6月に北品川五丁目に開設予定です。3階はイベントホール、4階はベンチャーオフィス、多目的スペース、試作ができる工房等で構成されます。

基本政策

1-2-4

：区民生活を豊かにする商店街を支援する

商店街は、日常生活に必要な商品を提供する流通・交流の場であると同時に、地域の安全・安心の確保や環境問題への取り組みなど、地域コミュニティの核として大きな役割を果たしてきました。区民にとって住みやすいまちづくりを推進していくためには、個々の商店街が地域のニーズを捉えながら、創意工夫を行い特色ある取り組みを展開することにより、集客や売り上げの増加を図り、地域の生活インフラとして安定的に存続していることが重要です。

個別施策と計画事業

1-2-4

① にぎわいのある商店街づくり

商店街のみならず地域にも活気をもたらす「にぎわい」を創出し、生活圏で買い物を楽しめる商店街づくりを行うことが重要です。このため、引き続き、街区の整備、販売促進、情報発信など、商店街の活性化のための自主的な取り組みや地域・学生などとの協働の推進について、支援を行っています。また、今後は、観光施策と連携し、商店街を品川区の代表的な観光資源として、国内外に発信し、広域的な集客を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
商店街のにぎわい創出支援	にぎわい創出支援の充実	・ にぎわい創出支援の充実



ジャンボのり巻 (荏原町商店街)

1-2-4

② 小規模商店街の活力づくり

地域に暮らす高齢者や子育て世代などにとって、身近にある生活密着型の商店街は生活インフラとして不可欠な存在です。このため、事務局機能をもたない小規模商店街などの活動支援や活力づくりに取り組みます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
小規模商店街の活力づくり	小規模商店街への支援の充実	・ 小規模商店街への支援の充実

1-2-4

③ 魅力ある個店の育成・支援

商店街を活性化するためには、商店街の組織的な活動とともに、集客力のある「魅力ある個店」の存在が重要な要素となっています。顧客ニーズに合った商品の提供を基本に、店舗のレイアウトやデザイン、接客、サービス、情報など、消費者の購買意欲を高めるための付加価値を備えた「魅力ある個店」を店舗間の連携も進めつつ育成・支援することで、商店街の活力を向上させ、地域商業全体の活性化を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
個店への支援	個店への支援の充実	・ 地域ブランド開発支援の充実 ・ マイスター店 ^{※1} 等を活用した支援事業の充実 ・ 大型店との連携・協働支援事業の充実



品川の生鮮三品のお店めぐり

※ 1：マイスター店 区が平成18年度（2006年度）から 5 年間にわたり実施した「しながわの一番店発見プロジェクト」において、区民からの投票結果などをもとに認定された推奨店のことです。

政策の方向

品川区の既存の観光資源の魅力を再発見するとともに、品川区の魅力をPRし、地域ブランドの定着をめざします。また、来訪者にとって分かりやすく利用しやすい情報提供を図り、満足度の高い「もてなし」のための必要な場としくみを整備します。

現在の状況

品川区における観光資源は、人びとの暮らしや産業、歴史に根ざしたものであり、神社仏閣や祭り、歴史のあるまちなみ、水辺の空間、活気のある商店街、伝統工芸、ものづくり産業など、多種多様なものがあります。

品川区は、平成17年度（2005年度）に策定した「品川区都市型観光アクションプラン」や東京都の観光産業振興プランなどを踏まえた観光施策を実施し、まち歩きや商店街にスポットを当てた「つまみ食いウォーク^{※1}」、船を使った水辺観光など独自の成果を挙げてきています。今後は、平成24年（2012年）3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画^{※2}」など国の動向も視野に置きつつ、観光施策を実施していく必要があります。

今後の課題

品川区は、大都市東京の一部であり、全国的に名の通った観光立地ではありませんが、品川区らしさや地域ならではのこだわりを品川のまちの誇りとして輝かせることが、品川区の観光の方向性であると考えます。

例えば、水辺環境や商店街のにぎわいなど、それぞれの地域がもつ魅力を区民や企業などの協力のもと、掘り起こし、発信していきます。

既存の観光資源は、見せ方や伝え方の工夫、他の資源との複合によって新たな魅力を発揮する可能性があり、これらの資源にさらに磨きをかけ、国内外に効果的にアピールすることによって、人びとがにぎわい、「もてなし」と交流の喜びがあふれる元気なまち品川区をめざします。

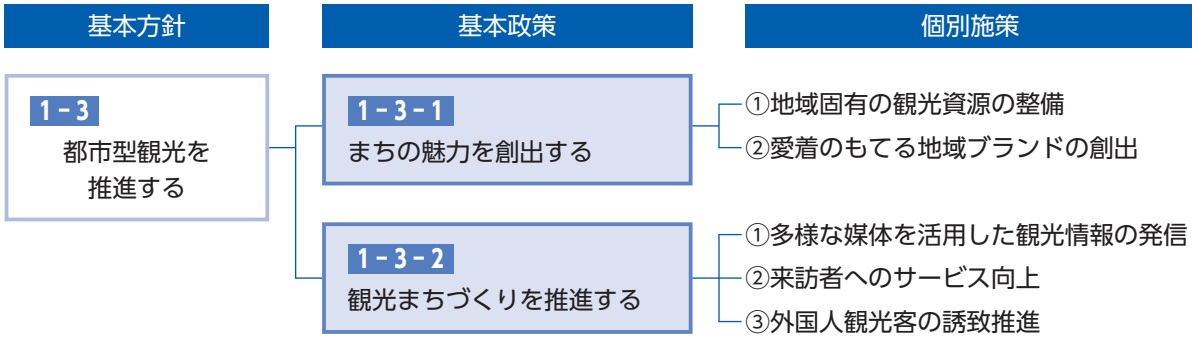


つまみ食いウォーク

※1：つまみ食いウォーク 区としながわ観光協会が主催し、荏原地区にある商店街で試食や買い物をしながら、ウォーキングを楽しんでもらう事業で、平成18年（2006年）から始まりました。

※2：観光立国推進基本計画 平成24年（2012年）3月に閣議決定された、観光立国の実現に関する基本計画で、「観光の裾野の拡大」と「観光の質の向上」が方針として定められ、訪日外国人旅行者数を平成28年（2016年）までに1,800万人にすることなどが目標として掲げられています。

施策体系図



政策の概要

基本政策 1-3-1：まちの魅力を創出する

高層ビルが立ち並び未来的な空間からレトロな人間味あふれる横丁まで、まちの様々な交流の場からにぎわいが生まれます。品川区の魅力を来訪者の視点で改めて見直し、観光資源として磨き、愛着と誇りをもってアピールしていきます。また、磨き上げた観光資源について、様々な情報媒体を使ってその特徴を発信するとともに、それぞれの状況・場面において活用することにより、地域ブランドとして育てます。

個別施策と計画事業

1-3-1 ① 地域固有の観光資源の整備

都市型観光を推進するため、品川区における地域固有の魅力や、来訪者の目にふれる機会が少ない資源を掘り起こし、改めて人びとが注目し楽しめる観光資源として磨き直します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
観光資源の整備	観光資源の整備	・まち歩きルートの開拓・活用 ・他都市・大学等との連携事業の実施 ・水辺活用イベントの推進

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
魅力ある水族館づくり	運営改善の検討	・運営改善の実施 ・魅力ある水族館の運営

1-3-1 ②愛着のもてる地域ブランドの創出

来訪者にそのまちを紹介するとき、地域の人びとがそのまちに愛着と誇りをもっていることが、「もてなし」の工夫や気配りにつながります。そのため、伝統を活かした商品づくりやいわれのあ
る場所の紹介など、地域の人びとが愛着をもって語れるような品川区ならではのストーリーやテ
ーマ性について、様々な機会と場をとらえてPRし、地域ブランドとして定着させていきます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
愛着のもてる地域ブランドの創出	しながわみやげの発掘・P Rの実施	・しながわみやげの発掘・P Rの充実



「しながわみやげ」認定マーク



しながわ観光マップ

■基本政策 1-3-2：観光まちづくりを推進する

観光資源を効果的な方法で発信することによって、国内外からより多くの人びとに来訪していただき、地域との交流やふれあいの場をつくることによって、リピーターをつくるしくみづくりを進めます。

個別施策と計画事業

1-3-2 ① 多様な媒体を活用した観光情報の発信

訪問してみたいと人びとに思わせる情報を、多様な媒体を活用して発信することにより、誘客を促します。その際、新鮮で魅力ある情報をリアルタイムに発信します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3月末現在	平成26～30年度
観光情報の発信	観光情報の発信	・区周辺駅等における情報発信 ・ホームページを活用した情報発信 ・スマートフォンを活用した情報発信

1-3-2 ②来訪者へのサービス向上

魅力ある情報を発信して、来訪した人びとに満足していただくことにより、人から人へと地域の魅力が広く伝わっていきます。そのためには、来訪した人びとに、また行きたい、また会いたいと思っていただける「もてなし」と交流ができる場としくみづくりに取り組みます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3月末現在	平成26～30年度
観光サービスの充実	観光サービスの充実	・観光案内拠点の運営支援 ・観光マップの作成・活用 ・まちかど観光案内所の設置・運営

1-3-2 ③外国人観光客の誘致推進

来日する外国人観光客は、国の観光政策の推進により年々増加しています。

特に東京都周辺への外国人来訪者は、平成32年（2020年）東京オリンピック・パラリンピックの開催や各種国際会議・イベントなどにより、さらに加速して増加することが見込まれます。こうした状況を踏まえ、外国人観光客のうち、特に個人旅行者を対象として、観光情報の発信や来訪者へのサービスの向上を進めます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
外国人観光客の誘致推進	外国人観光客の誘致	・ 多言語パンフレットの作成・活用 ・ 海外への観光情報の発信 ・ 多言語対応の観光案内板の整備

政策の方向

区内に受け継がれてきた伝統文化・伝統工芸の継承を支援するとともに、区の歴史や文化財等の保存・活用を図ります。

また、活動や発表の機会と場の提供等により、区民の様々な文化芸術活動を支援するとともに、多様な文化芸術を鑑賞する機会を提供し、区内の文化や芸術を広く紹介して人材の発掘・育成につなげ、区内文化の発展を図ります。

現在の状況

品川区は古い歴史をもつまちであり、江戸の昔からの伝統的なお祭りが今も生活の中に生き、大勢の人でにぎわっています。その中で、江戸の里神楽^{※1}などの伝統芸能や江戸切子などの伝統工芸も受け継がれ、今も活かされています。大森貝塚は日本考古学発祥の地としてその名を全国に知られており、このほかにも区内の遺跡から発掘された文化財や歴史ある神社仏閣とそこに伝わる文化財が多数存在しています。

一方、新しい文化の息吹も伝わっています。区内には、すぐれた現代美術の紹介で高く評価されている美術館や、日本を代表する劇団のミュージカル劇場、そして意欲的な作品が上演される劇場などの民間文化施設が立地し、第一線の文化を提供しています。また、区立の総合区民会館「きゅりあん」・「スクエア荏原」や〇美術館では、コンサートや展覧会が開催され、区民への身近な文化提供の場、そして区民の文化活動の場として重要な役割を果たしています。

都心に近く生活環境も整っている品川区には、文化芸術の振興に理解がある民間企業が立地するとともに多くの文化芸術関係者が居住しており、そうした専門家の存在は区内文化の発展を図るうえで潜在的な力となっています。また、区内には、様々な文化芸術団体が活動しており、区内文化の振興に大きな役割を果たしています。

区民の文化芸術活動も活発に行われています。様々な分野で自主的なグループや個人が文化センター等で活動しており、これらすべての人びとが、品川区の文化芸術の振興を担っています。

今後の課題

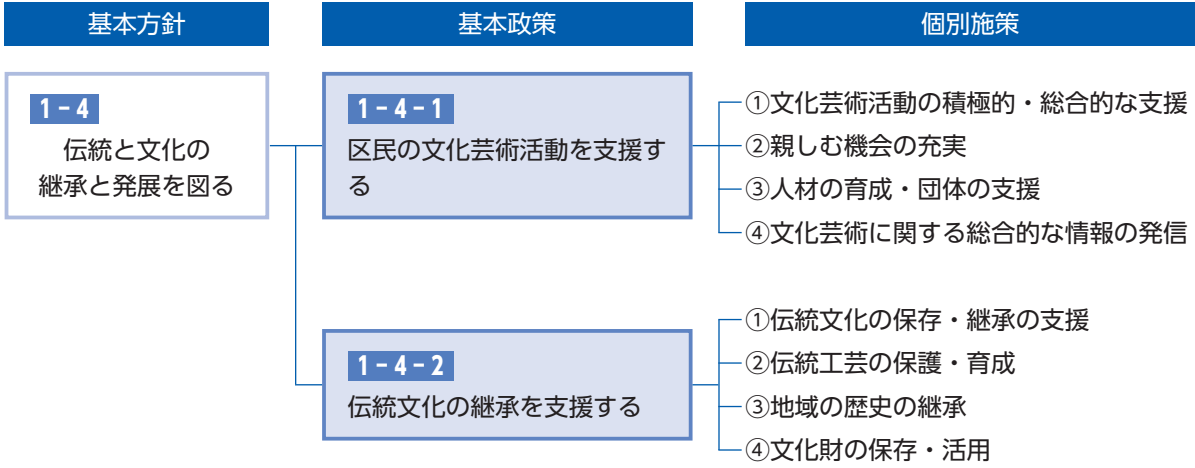
都心化が進む品川区の変化と、国際都市東京で生活する区民のライフスタイルの変化を踏まえて、品川区の伝統文化を継承・発展させ、新たな文化を創造し、多様な地域文化を振興するため、平成22年（2010年）3月に「品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン」を策定しました。今後は、ビジョンが示す具体的な施策を展開する中で、品川区の文化芸術のさらなる振興を図ることが必要になっています。

また、地域の文化芸術活動の担い手として、既存の活動を支援するとともに、団塊世代をはじめとした多くの区民がより積極的に文化芸術にふれあうことができるよう、地域の文化芸術活動への参加を促進するための環境づくりが求められています。

こうした文化芸術活動の推進にあたっては、「品川区文化芸術・スポーツのまちづくり条例」の趣旨を活かして、区民、文化芸術団体、企業等と区がそれぞれの役割を果たし、相互にパートナーシップを結び、連携・協力して文化振興を図ることが求められています。

※1：江戸の里神楽 江戸時代から神社の祭礼の際に演じられ広く庶民に親しまれている民俗芸能で、国の重要無形民俗文化財に指定されています。品川区内でその伝統を継承しているのが間宮社中です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 1-4-1：区民の文化芸術活動を支援する

品川区を取り巻く環境の変化を踏まえ、新たな地域文化を振興するための「品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン」に基づき、区内の様々な文化芸術活動を支援するとともに、自主性を尊重した団体間ネットワークの形成を図ります。

また、区民が文化芸術を鑑賞し、活動に参加し、地域文化を支える機会を増やすことによって、文化芸術の継承・発展・創造を担う人材の発掘・育成を図ります。さらに、子どもたちが、伝統文化をはじめ文化芸術にふれる機会を増やすなど、人材育成を充実します。

こうして醸成された地域文化を、地域経済や観光、教育、福祉をはじめ、広くまちづくりに活かすため、関係団体等の連携・協力を進めます。

このほか、広く区民に対して、文化活動の機会や場、団体等の各種情報を総合的に発信するしくみづくりを行うなど、文化振興によるまちづくりを推進します。

個別施策と計画事業

1-4-1 ①文化芸術活動の積極的・総合的な支援

身近なところで豊かな文化芸術活動を行い、新たな地域文化を創造する環境を整備します。

1-4-1 ② 親しむ機会の充実

区民が文化芸術を鑑賞し、活動に参加し、地域文化に親しむ機会を増やします。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
品川区民芸術祭の実施	芸術祭の実施	・芸術祭の充実



「しながわ物語」お披露目コンサート

1-4-1 ③ 人材の育成・団体の支援

地域の文化芸術活動を担う人材の育成を支援します。また、区民の文化芸術活動の活性化に向けて、文化団体が区民を対象として行う事業を支援します。

1-4-1 ④ 文化芸術に関する総合的な情報の発信

区民の文化芸術活動や区内の民間団体等の活動も含めた様々な情報を収集し、情報誌やホームページを通じて発信するしくみを検討します。



邦楽の調べ

基本政策 1-4-2：伝統文化の継承を支援する

伝統文化・伝統芸能に関する活動に対し、人材育成も含めて支援するとともに、多くの区民がこれらの伝統文化にふれあう機会を設け、継承・普及・発展を推進します。また、子どもたちに伝統文化についての学習と参加の機会の充実を図ります。

さらに、広く区民に品川区の歴史を知ってもらうため、新しい品川区史を刊行し、品川歴史館の機能を活用して地域の歴史の継承と普及を図ります。あわせて、指定文化財等の保存・公開・活用に取り組めます。

個別施策と計画事業

1-4-2 ① 伝統文化の保存・継承の支援

伝統芸能の活動や公演の場の提供等を通じて、後継者の育成等を支援するとともに、子どもたちを含めた多数の区民が伝統文化・伝統芸能にふれる機会の充実を図り、その理解と普及を図ります。

1-4-2 ② 伝統工芸の保護・育成

品川区に伝わる伝統工芸を守り伝えるため、理解・普及を図るとともに、伝統工芸発展のための活動を支援します。

1-4-2 ③ 地域の歴史の継承

新しい品川区史を刊行し、それをもとに品川区の歴史を次代に伝えます。新しい品川区史の成果を区民に還元するとともに、とりわけ次代を担う子どもたちが品川区史を通じて世代間の交流を図り、区の歴史に親しめるよう活用を図っていきます。また、品川歴史館等を拠点に、品川区史を活用した学習の場を区民とともにつくっていきます。さらに次の世代に現在の区の姿を継承するための態勢を築きます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
品川区史の刊行と活用	品川区史の編さん	・品川区史の刊行 ・品川区史を活用した学びの場の提供



区史編さん 取材の様子

1-4-2 ④ 文化財の保存・活用

地域の歴史的文化資源を掘り起こし、指定文化財の保存・活用を図ります。

政策の方向

生涯学習・スポーツの振興のための環境整備を推進するとともに、多様化する利用者ニーズに応じた学習内容の提供や学習成果を社会に還元するしくみの構築、地域に根ざしたスポーツクラブの設置など、自立的・自主的な活動を推進するための支援体制を構築します。

また、平成32年（2020年）東京オリンピック・パラリンピックの開催を通じて、区民の多様なスポーツ活動を支援し、地域の活性化につなげていきます。

現在の状況

品川区は、平成22年（2010年）3月に「品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン」を策定し、目的や年齢に応じた生涯学習・スポーツに関する機会やプログラムの充実に努めています。また、公園運動施設等の利用のための施設予約システムや図書館へのインターネットサービスの導入、ビジネス支援図書館の開設など、利便性向上や新しいサービスの提供を図ってきました。

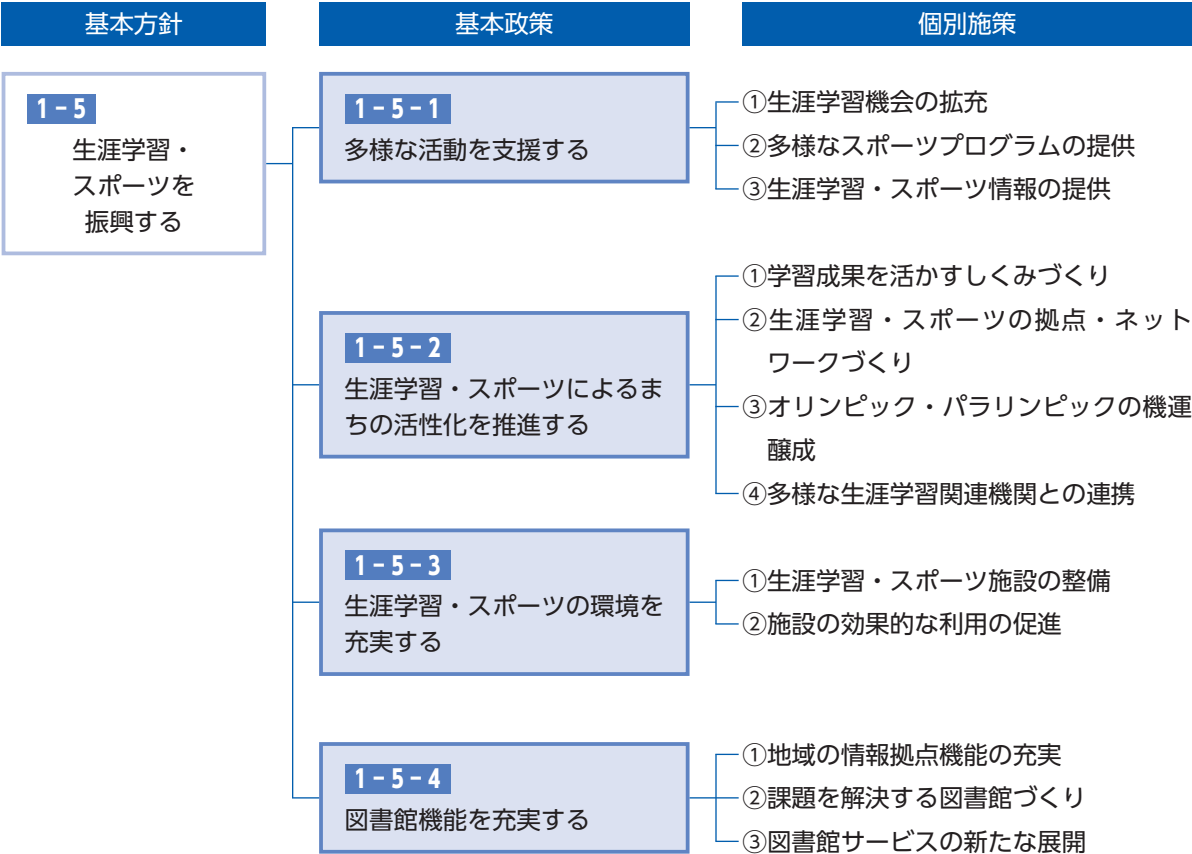
これらの取り組みによって、生涯学習関連の講座を受講された方々が地域貢献活動に取り組むなど、自主的な生涯学習活動や地域活動の展開が見られるようになっていきます。また、スポーツ関連施設や生涯学習施設の利用、図書館貸出冊数等も増加してきています。

今後の課題

区民のニーズの拡大と多様化が予測される中、区民の自立的・自主的な活動を育て、区民との協働による生涯学習のしくみを構築することが求められています。

また、平成32年（2020年）オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したこととともない、これまで以上に区民のスポーツへの興味と関心は高まり、参加する、観戦する、支えるなど多様なスポーツへの関わり方が求められてきます。このような区民意識の高まりを地域の活性化につなげ、区民の身近なところでいつでも誰もがスポーツに親しめる機会を提供し生涯スポーツ社会を推進するためには、地域に根ざした自主運営によるスポーツクラブの設置・充実を図るとともに、質の高いスポーツ指導者やボランティア等を育成することが求められており、スポーツ関連機関・団体との連携が不可欠です。なお、今後は、団塊世代をはじめとした区民の学習活動、地域活動の活発化が予測され、これに連動して、地域文化の担い手として公立図書館の役割に対する期待が高まっていることから、課題解決機能の充実や区民のニーズに即したサービスの展開が求められています。

施策体系図



政策の概要

基本政策 1-5-1：多様な活動を支援する

区民一人ひとりが生涯を通じて自立的・自主的に多様な活動を行うことができるよう、生涯学習・スポーツに関する機会やプログラムの拡充を図るとともに、情報の提供を充実します。

個別施策と計画事業

1-5-1 ①生涯学習機会の拡充

一般教養から地域課題を解決するための学習まで、生涯にわたって主体的に学ぶことができるよう多様な機会の拡充を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
区民大学等の充実	区民大学等の充実	・（仮称）新しながわ区民大学 ^{※1} の開設・運営

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
障害者の学習活動支援の充実	事業内容の充実	・事業内容の充実



品川シルバー大学講座

1-5-1 ②多様なスポーツプログラムの提供

年齢や障害の有無にかかわらず、生涯を通じて誰もがスポーツに親しめる社会を実現するため、目的・体力・技術等に応じた多様なスポーツプログラムを提供します。

1-5-1 ③生涯学習・スポーツ情報の提供

区民の自主的な生涯学習・スポーツ活動を促進するため、情報・交流の機会として、インターネットや情報誌による情報発信、交流の場づくりを充実します。

※1：（仮称）新しながわ区民大学 学んだ成果を地域に還元できるしくみを取り入れた、区民大学、シルバー大学および大学等公開講座を総合化した後の名称です。

基本政策 1-5-2：生涯学習・スポーツによるまちの活性化を推進する

豊かで活力ある地域社会をつくるため、生涯学習関連の講座を受講された方々が地域貢献活動に取り組むなど、学習成果を地域に活かすしくみの構築を図るほか、スポーツ団体等の連携・協力を促進します。

また、平成32年（2020年）東京オリンピック・パラリンピックの開催を通じて、地域の活性化を図るため、区民がスポーツに親しむ機会のさらなる充実を図ります。

個別施策と計画事業

1-5-2 ①学習成果を活かすしくみづくり

ボランティア講師や、地域貢献のボランティア育成など、区民の学習活動をまちづくり、地域づくりに活かす生涯学習システムを構築します。

1-5-2 ②生涯学習・スポーツの拠点・ネットワークづくり

文化センターをはじめとした区の施設を地域の生涯学習の拠点として位置づけ、NPOやボランティア団体、自主グループ等とのネットワークづくりを進めます。

また、地域スポーツクラブ^{※1}の設置・充実など自主運営によるスポーツ活動を促進するとともに、スポーツに関わる関連機関・団体の連携を促進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
地域スポーツ活動の充実	活動の充実	・スポ・レク ^{※2} による地域スポーツの推進 ・地域スポーツクラブの設置・充実

1-5-2 ③オリンピック・パラリンピックの機運醸成

平成32年（2020年）東京オリンピック・パラリンピックの開催を通じて、地域の活性化を図るため、実施競技の周知、体験、観戦など、区民がスポーツに親しむ機会のさらなる充実を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
東京オリンピック・パラリンピックの機運醸成	開催地の決定	・東京オリンピック・パラリンピックの機運醸成

1-5-2 ④多様な生涯学習関連機関との連携

区内の大学・専門学校・高校、民間企業と連携し、地域全体で多様な生涯学習を推進します。

※1：地域スポーツクラブ 「いつでも、どこでも、だれもが、いつまでも」スポーツ・レクリエーションに親しむことができる、地域の地域による自主的なスポーツクラブです。スポ・レクがより自主的な団体として発展した形です。
※2：スポ・レク 学校施設の利用調整をはじめ、地域スポーツ教室や交流事業を行い、スポーツに親しむ機会を提供する、各地区に置かれている「コミュニティスポーツ・レクリエーション活動推進委員会」の略称です。

基本政策

1-5-3

：生涯学習・スポーツの環境を充実する

区民の学習活動やサークル活動が活発に展開され、また、活動内容が多様化してきていることから、生涯学習・スポーツの環境の充実が求められています。そのため、生涯学習・スポーツ施設の計画的改修等を行い、地域の活動拠点にふさわしい施設としての環境を整備します。

個別施策と計画事業

1-5-3

①生涯学習・スポーツ施設の整備

文化センター、図書館、スポーツ施設、品川歴史館などの計画的改修等を行います。

1-5-3

②施設の効果的な利用の促進

今後拡大する生涯学習・スポーツの需要に応え、多様な地域コミュニティ等を活用した運営方法について検討します。また、利用時間帯の工夫など、区民の利便性を向上するための施設の効果的な利用方法を検討します。



スクエア荏原



ひらつかホール

基本政策

1-5-4

：図書館機能を充実する

生涯学習社会、高度情報社会を迎え、さらに活発化する区民各層の学習活動や地域活動を支援するため、多様な図書館機能の充実が求められています。これまで、インターネットサービスの導入、ビジネス支援図書館の開設、子ども読書活動の推進、窓口等業務委託など先駆的な施策を実施し、サービスの充実に努めてきました。今後は、地域の情報拠点機能の充実や課題解決型図書館づくりをめざしていきます。さらに、魅力のある図書館サービスを効果的・効率的に行います。

個別施策と計画事業

1-5-4

①地域の情報拠点機能の充実

学習活動や地域活動の活発化にあわせ、高度情報社会に対応した新しい資料や情報機器の充実を図り、地域の情報拠点として整備を推進します。

1-5-4

②課題を解決する図書館づくり

「品川区子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・学校・地域と連携し、子どもの読書活動を推進します。

また、区民が抱える様々な現代的課題の解決を支援するため、豊富な資料を有効に活用して特色あるコーナーづくりを進めるとともに、様々な情報講座を開催し、課題解決機能の充実を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
子ども読書活動の推進	読書活動の推進	・ブックスタート事業^{※1}の推進 ・読み聞かせ地域ボランティアの活動支援 ・しながわ親子読書の日・子ども読書の日事業の推進 ・児童スペースの環境整備

1-5-4

③図書館サービスの新たな展開

進展する情報社会に対応するため図書館電算システムの改善を図ります。

また、多様な区民の図書館利用を促進するため、ネットワーク環境の整備・充実を図るとともに、NPO・ボランティア・関係機関との連携を活かすなど、新たなサービスの提供をめざします。

※1：ブックスタート事業 赤ちゃんと保護者がゆっくり向き合い、心ふれあうひと時をもつきっかけをつくるため、乳児（4か月）健康診査時やすくすく赤ちゃん訪問事業で訪問した児童センター職員が、絵本などがはいった「ブックスタートパック」を手渡します。

政策の方向

品川区は、生活都市と国際都市の両面をもつ個性的な都市となる力を備えており、その力を十分に発揮できるよう多様な国際交流の推進を図るとともに、国際都市品川区の魅力を活かした施策に取り組みます。

現在の状況

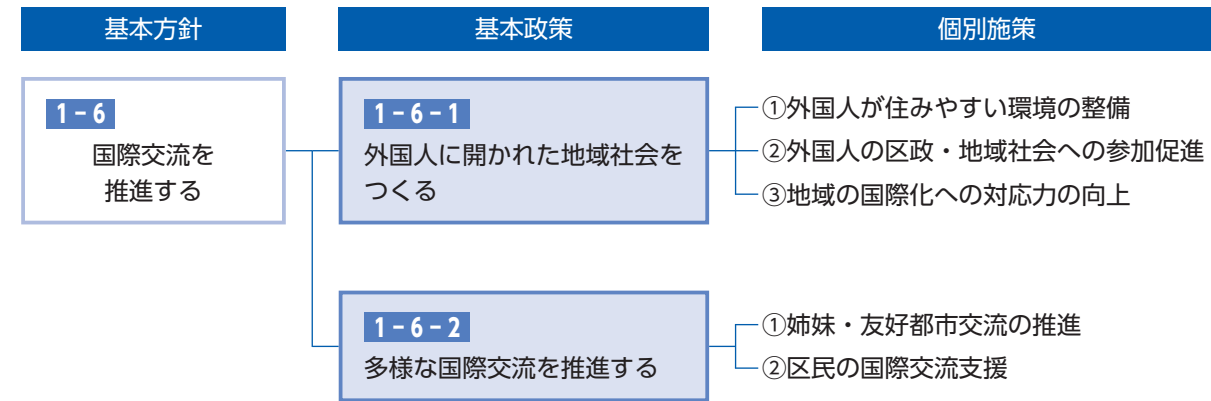
外国都市との交流については、昭和59年（1984年）に姉妹都市提携を行った米国メイン州ポートランド市をはじめ、スイス・ジュネーヴ市、ニュージーランド・オークランド市とは友好都市提携を行い、次代を担う青少年のホームステイ相互派遣など、国際交流事業に力を注ぎ、区民の間では国際相互理解が深まってきました。

今後の課題

近年、品川区で暮らす外国人は定住化・永住化の傾向にあり、外国人の暮らしを取り巻く環境の整備に加え、地域にとけ込めるよう身近な交流を深めることが期待されています。今後、外国人が参加できる事業を拡大していくとともに、外国人の地域での活動・活躍の場をつくり、地域における異文化への一層の理解と尊重の精神を普及・啓発していきます。

また、羽田空港から品川駅への交通アクセスの良さにより品川区近辺を往来する外国人来訪者が増加傾向にあることに加え、平成32年（2020年）東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、今後、品川区への外国人来訪者はますます増加し、地域における国際化が進展することが見込まれるため、区民の国際化への対応力を向上する必要があります。

施策体系図



政策の概要

基本政策 1-6-1：外国人に開かれた地域社会をつくる

外国人の定住化・永住化や外国人来訪者の増加など、今後、ますます進展する地域の国際化に対応するため、外国人向けの情報発信や相談事業を充実させるなど、外国人が生活しやすいだけでなく、外国人来訪者に有意義な時間を過ごしてもらえるような環境の整備を推進します。また、地域行事などへの外国人の参加を促し、外国人に開かれた地域社会づくりを進めます。

個別施策と計画事業

1-6-1 ①外国人が住みやすい環境の整備

外国人が暮らしやすいよう、外国人向けの情報発信を充実します。また、外国人向けの相談事業を充実し、外国人にも住みやすい環境を整備します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
外国人の暮らしの支援事業の実施	支援事業の充実	・情報提供の充実 ・相談事業の充実 ・日本語教室の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
国際都市・品川区をめざした庁内体制づくり	庁内体制の整備	・職員研修・研修通所支援の充実

1-6-1 ②外国人の区政・地域社会への参加促進

外国人が地域にとけ込めるよう、居住する地域への理解を図るとともに、地域行事などに気軽に参加し、交流できるような体制を整えます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
地域住民と外国人との交流促進	交流の促進	・交流事業の実施

1-6-1

③地域の国際化への対応力の向上

地域の国際化に対する意識醸成や外国人来訪者への対応に向けた支援を行います。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
地域の国際化への対応力の向上	東京オリンピック・パラ リンピックの開催決定	・地域国際交流懇談会の開催・運営 ・区民や商店等を対象とした国際化の支 援



地域国際交流懇談会

基本政策

1-6-2

：多様な国際交流を推進する

現在の姉妹・友好都市交流に加え、地域における外国文化との交流を深め、異文化への相互理解を図ります。また、若い世代を中心に、国際社会への架け橋となる人材の育成を行います。

個別施策と計画事業

1-6-2

①姉妹・友好都市交流の推進

人と人との草の根交流を基調に相互理解と友情の絆を深め、ひいては世界平和の維持に貢献できるよう、区民一人ひとりが国際文化を理解し、さらには国際社会で活躍できる力を育めるよう国際交流を推進します。

1-6-2

②区民の国際交流支援

区内の外国人支援団体・国際交流団体の活動はもとより、地域における様々な国際交流活動についても支援していきます。

都市像

未来を創る子育て・教育都市

2

理念

1. 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
2. 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
3. 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

都市像

1

だれもが輝く
にぎわい都市

2

未来を創る
子育て・教育都市

3

みんなで築く
健康・福祉都市

4

次代につなぐ
環境都市

5

暮らしを守る
安全・安心都市

基本方針

子育て、親育ちを支援する

学校教育の充実を図る

次代を担う青少年を育成する

平和で人権が尊重される社会をつくる

基本構想

都市像の実現に向けて

- 子どもを生み育てやすい環境を整備し、親育ちと子育てを支援します。
- 教育環境の充実を図ります。
- 次代を担う青少年を育成します。
- 平和で人権が尊重される社会をめざします。

品川区で生まれた子どもたちが、品川区の、そして日本の未来を担う人材として健やかに成長できるよう、親と子の成長を地域社会、行政が見守り、支える連携・協力のしくみや体制を整備します。

さらに、子どもたちが健全で心豊かな人格を形成し、豊かな個性と社会性・人間性を備えた個として成長するために、“学び”にとって最良の機会と場が提供できるよう、教育環境の充実を図ります。

政策の方向

子育てを巡る環境が変化する中、子育ての第一義的責任は親（保護者）にあることを前提としつつ、子どもの健やかな育ちを地域社会全体で支えていくことが必要です。すべての子どもの健全発達が保障される社会をめざし、親が子育ての喜びをととして自覚と自信を持つことができる、子どもと子育てを支援する地域社会を構築します。

現在の状況

核家族化・地域社会のつながりの希薄化などで、子育ての負担感や不安感、孤立感をもつ親が少ないため、親としての心構えや知識を得る機会、子育て家庭の交流や気軽に相談ができる場の提供などの支援が必要となっています。

こうした中、保健センターでは、妊娠中から乳幼児期にかけて、母親・父親の子育て力の向上を目的として、母親学級・両親学級や育児学級を実施しています。保育園・幼稚園・児童センターでは、妊娠期から親同士の交流や学びの機会を提供するチャイルドステーション^{※1}事業や子育て相談を行っています。児童センターでの、親子サロン・親子のひろばやオアシスルーム^{※2}、保育園での一時保育など、在宅子育て支援の充実も図っており、ファミリー・サポート事業^{※3}などの地域での子育て支援の取り組みとともに、ひとり親家庭や要支援家庭への支援に取り組んでいます。

また、都心回帰や景気の動向等により、多様化し増大する保育需要に対応するため、幼保一体施設の開設、認可保育園・認証保育所の開設支援等、待機児童対策に取り組んでいます。さらに、幼稚園と保育園に共通の乳幼児教育プログラムを作成し、幼児教育と保育の質の向上に努めています。

児童虐待を未然に防ぐには、身近な子育て相談窓口である子ども家庭支援センターと児童相談所のさらなる連携が求められており、第30次地方制度調査会の答申（平成25年（2013年）6月）においても、都から区へ移譲すべき事務とされています。

今後の課題

子育てという営みをととして親が親として成長していくことにより、喜びや生きがいにつながり、子どものよりよい育ちが実現します。そのために、子育て環境を整備するとともに、行政サービスを利用するだけでなく地域での人と人のつながりを大切にし、お互いに助け合う関係づくりを支援していく必要があります。

親が抱く出産、子どもの発育・発達、子育てについての不安の解消や障害の早期発見のために、関係機関との連携をより強化し、専門的相談・支援を一層充実していくことが必要です。さらに、児童虐待、障害など特に支援が必要な状況にある子どもや家族には、地域での連携を取りながら支援に取り組むことが望まれています。

また、今後の保育需要の動向を見極めつつ、教育・保育施設の計画的整備や、勤務形態の多様化に応じた柔軟な保育、育児休業からの円滑な入園を進めていくことが重要です。

※1：チャイルドステーション 保育園・幼稚園・児童センターの愛称で、子育てについて気軽に相談でき、授乳やおむつ交換の場としても利用できます。

※2：オアシスルーム 在宅で子育てをする保護者の方の、カルチャースクール、通院、買い物等の一時的な保育ニーズに対応して、保育園でお子さんをお預かりする子育て支援事業です。

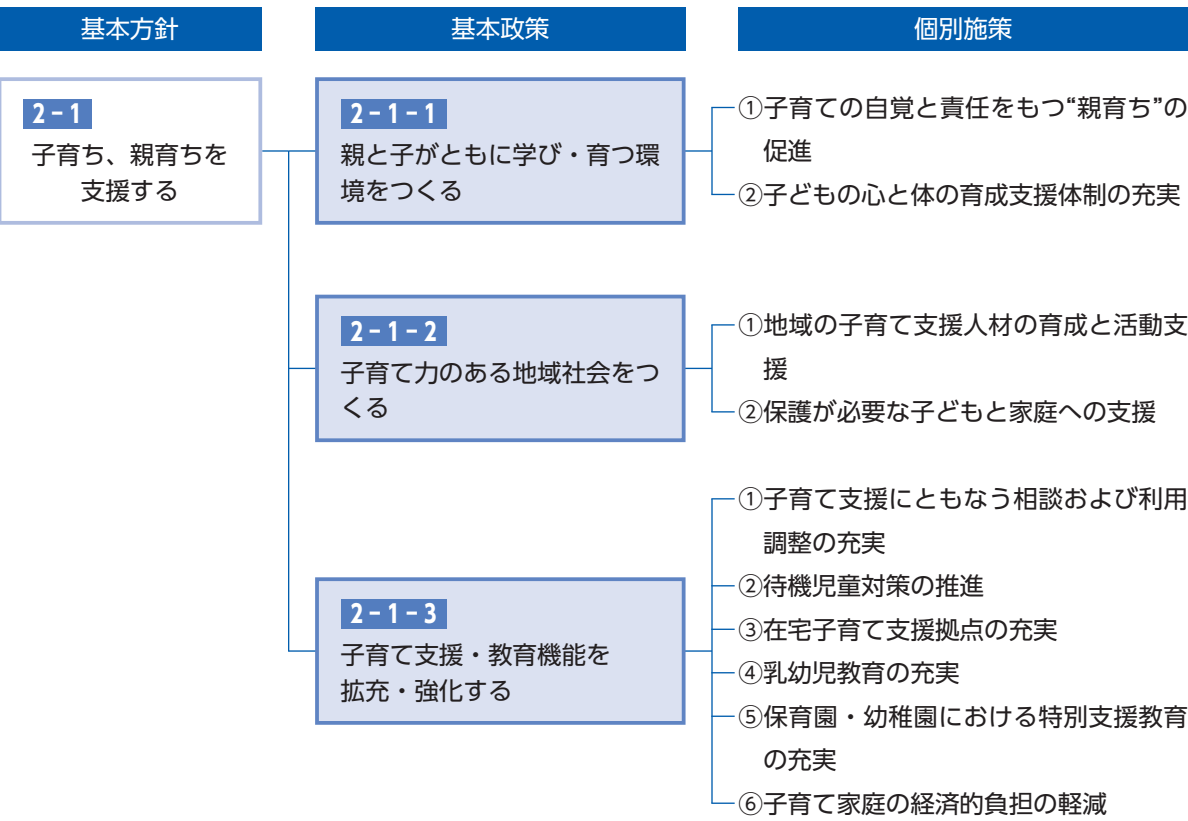
※3：ファミリー・サポート事業 子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と、子育ての援助を行いたい方（提供会員）が、地域の中で子育て相互援助活動を行う会員組織で、アドバイザーが双方の調整を行います。

さらに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の教育を充実・強化するとともに、小学校への滑らかな接続を視野に入れ、幼稚園・保育園と小学校との交流・連携を推進することが極めて重要です。

これからは、子ども・子育て支援新制度^{※1}の本格実施に向けて、これまで区が先駆的に取り組んできた就学前教育の推進などの成果を踏まえ、家庭における子育てと多様な就労を支える保育サービスを、多面的にとらえる子育て支援策の充実を図ります。

児童相談所については、現在、都区の役割分担や課題について整理しており、都から区への移管に向け具体的に検討を進めていく必要があります。

施策体系図



政策の概要

■基本政策 2-1-1：親と子がともに学び・育つ環境をつくる

核家族化の進行や生活様式の多様化にともない、親から子へ、高齢者から若い世代へと子育てを教え、学ぶことが困難となっている現状を踏まえ、親としての育ちを総合的、計画的に支援することが必要となっています。そのため、これから親となる子ども、青年層への働きかけによる子育てへの意識づくりをはじめ、妊娠、出産、子育てに至る段階で必要となる情報の提供や不安の軽減等により、親と子がともに学び、育つ環境を整備します。

※1：子ども・子育て支援新制度 平成27年（2015年）4月から、全国的にスタートする制度で、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域での子育て支援等の充実を図ります。

個別施策と計画事業

2-1-1 ①子育ての自覚と責任をもつ“親育ち”の促進

乳幼児家庭の孤立化の防止や、育児不安の払拭・解消を図るために、親同士の交流・学習を通じた子育て意識の体得、父親の育児参加の啓発などをおして親育ちを支援します。

さらに、次代を担う小学生（高学年）・中学生・高校生が乳幼児親子とのふれあいをとおして、子どもを生み育てることの尊さや喜びを体験する機会を設けます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
親育ちサポート事業の充実	事業内容の充実	・ 事業内容の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
「家族いっしょに楽しいごはん」運動の推進	親に対する啓発の推進	・ 親に対する啓発の拡充

2-1-1 ②子どもの心と体の育成支援体制の充実

子どもの健やかな発育・発達を支援し、安心してのびのびと子育てができるよう、妊娠期から乳幼児期にわたり状況に応じた相談・支援、情報提供の機会を設けるとともに、地域における支え合いの充実を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
健やか親子支援事業の充実	支援体制の充実	・ 妊娠期支援の充実 ・ 乳幼児期支援の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
すくすく赤ちゃん訪問事業の推進	事業内容の充実	・ 事業内容の充実



健やか親子学習

基本政策 2-1-2：子育て力のある地域社会をつくる

子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する目配りが希薄になりがちな社会状況において、地域における多世代、多様な主体の参加を促し、子育て力のある地域社会をつくります。さらに、養育支援が必要な児童や保護者のために、関係機関の連携強化なども推進します。

個別施策と計画事業

2-1-2 ①地域の子育て支援人材の育成と活動支援

子育てを経験したシニア世代等の活用や子育て力をもつ様々な団体との協働を図るなど、地域社会が一体となって子育てに取り組むための環境づくりを進め、地域における子育て力を一段と高めていきます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
子育て支援ボランティア等の育成	各種講座等の充実	・ 各種ボランティア養成講座等の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
ファミリー・サポート事業の推進	事業の推進	・ 事業内容の充実

2-1-2 ②保護が必要な子どもと家庭への支援

児童虐待や、要支援家庭、要保護児童の増加の中で、その対処にあたっては、地域の関係機関が連携し対応する体制を強化します。また、親同士が互いに悩みを打ち明け、話し合うグループワーク等を開催し、虐待等の未然防止を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
子ども家庭支援センター事業の充実	支援センターの運営	・ 支援センター事業の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
要保護児童対策地域協議会（こども家庭あんしんねっと協議会）の運営充実	協議会の運営充実	・ 協議会の運営充実

基本政策

2-1-3

子育て支援・教育機能を拡充・強化する

社会情勢に応じた多様な保育サービスを展開するとともに、児童センターの機能を強化し、子育てで孤立化しないよう、子育て家庭全体を支援します。

また、子育て家庭の経済的負担の軽減や就学前の子どもに対する質の高い乳幼児の教育環境の充実を図ります。

個別施策と計画事業

2-1-3

①

子育て支援にともなう相談および利用調整の充実

子育てにともなう様々な相談に対応し、さらに保育園・幼稚園などの保育・教育施設や、子育て支援事業等について、必要な情報提供と円滑な利用ができるよう、関係機関との連絡調整等を行いながら、コーディネートします。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
子育てプランの作成支援	子育てプラン作成の支援	・子育てプラン作成支援の充実

2-1-3

②

待機児童対策の推進

増加する保育需要に対応するため、認可保育園・認証保育所の新規開設や家庭的保育事業の拡充等により、受入枠の拡大を図ります。

また、社会情勢の変化にともないパートタイムなど様々な就労形態が増加していることを受け、新たな区民ニーズや就労形態に対応した保育を実施します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
私立認可保育園の開設支援	開設・運営の支援	・開設・運営支援の推進

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
短時間就労対応型保育事業の充実	事業内容の充実	・事業内容の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
認証保育所の運営支援	開設・運営の支援	・運営支援 ・認可保育所等移行支援

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
保育ママ事業の開設支援	開設・運営の支援	・開設・運営支援の推進 ・小規模保育等への移行支援

2-1-3

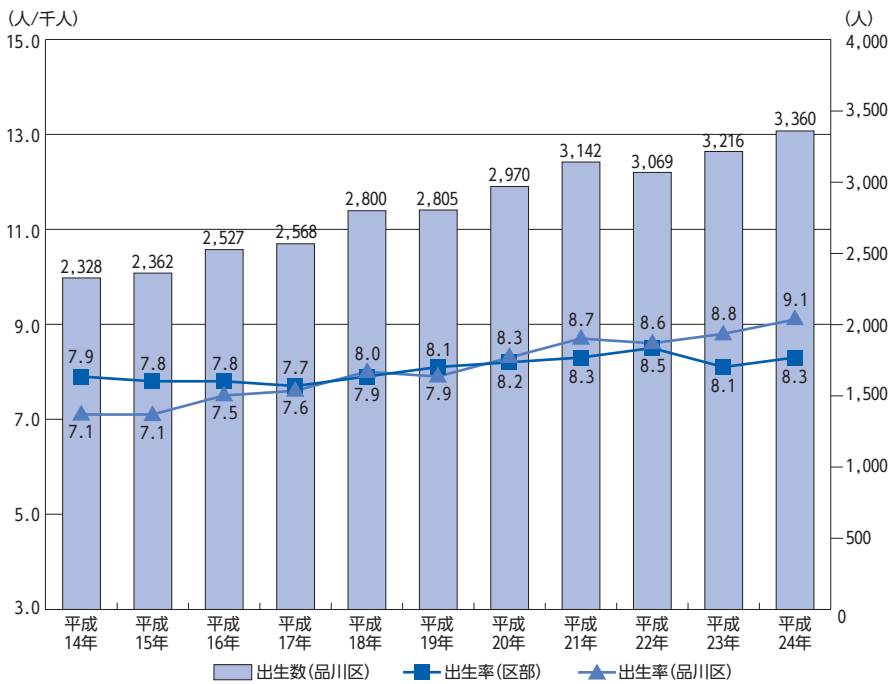
③

在宅子育て支援拠点の充実

子育て家庭が孤立していると言われる中、親子が気軽に利用し集えるように、地域子育て支援センターや保育園、児童センター等の子どもの施設の充実を図り、子育て相談や子育て情報の提供を行うとともに、子育てサークルなどへの支援をととして、地域の子育て家庭の育児に対する支援を行います。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
地域子育て支援拠点事業の充実	事業内容の充実	・キッズ館 ^{※1} の充実 ・地域子育て支援センターの充実 ・地域交流室の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
チャイルドステーション事業の充実	事業内容の充実	・保育園、幼稚園、児童センターでの事業の充実



出生数および出生率の推移（東京都衛生年報より作成）

※ 1：キッズ館 乳幼児期の在宅子育て支援の拠点となる保育園と併設する児童センター

2-1-3 ④ 乳幼児教育の充実

幼稚園・保育園を問わず、就学前の子どもに質の高い乳幼児教育の実践を進めるとともに、保護者に向けて啓発を行い、小学校への滑らかな接続をめざします。また、豊かな幼児期を経て入学へとつなげるため、保幼小ジョイント期カリキュラムを実施し、職員研修や教材教具の充実および保育教育環境の向上を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
就学前乳幼児教育の充実	事業内容の充実	・乳幼児教育の充実 ・保幼小連携の推進

2-1-3 ⑤ 保育園・幼稚園における特別支援教育の充実

発達障害など配慮を要する子どもの増加にともない、介助員等の配置を充実させることにより、きめ細かな対応を図ります。また、保育者の知識・対応力向上のため、体系的な研修や巡回相談を充実させます。さらに、家庭での特別支援への理解を深め、早期発見・専門機関への相談につなげるための啓発を行うとともに、就学に向けて関係機関との連携を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
保育園・幼稚園における特別支援教育の充実	事業内容の充実	・巡回相談の充実 ・啓発の推進

2-1-3 ⑥ 子育て家庭の経済的負担の軽減

安心して子育てをしながら住み続けられるように、子育てにかかる費用の経済的負担を軽減し、子育て世帯を経済面から支援します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
各種助成事業の運用	事業の運用	・子どもすこやか医療費助成事業※ ¹ の推進 ・私立幼稚園入園料・保育料助成 ・認証保育所保育料助成

※ 1：子どもすこやか医療費助成事業 中学生修了までの子どもの保険診療による医療費の自己負担および入院時食事療養標準負担金を助成しています。

政策の方向

児童・生徒の学力向上と人間形成のために学校教育が担う役割を踏まえ、「品川の教育改革『プラン21^{*1}』」をとおして学校経営の改善、向上と教員の意識改革、資質向上を図り、小中一貫教育等を推進するとともに、自主性・自律性の高い学校の教育力により着実に教育目標を達成します。

現在の状況

子どもたちの確かな学力と豊かな社会性・人間性の育成をめざして、平成11年（1999年）に「品川の教育改革『プラン21』」を策定し、学校選択制、外部評価制度、学力定着度調査等の施策を導入しました。あわせて、施設一体型小中一貫校6校の建設、習熟度別学習、小学校における教科担任制、中学校の公開授業、小中連携教育、小学校での英語学習などを実施してきました。また、特色ある学校づくりを進めるとともに、保護者・地域と新しい学校の創造に努めてきました。

さらに平成18年度（2006年度）より、小中一貫教育をすべての区立小中学校で実施し、子どもの状況にあわせた、9年間一貫した教育課程を通じて系統的な教育活動を実現し、教育目標の着実な達成に努めています。

学校選択制は、保護者が学校を選ぶシステムを提供するとともに、選ばれる学校になるために学校が自ら変わっていくという状況を積極的に生み出すことによって、学校を内から変えていくことをめざして導入された施策です。小中学校とも、従来の通学区域以外の学校を希望した割合は約3割となっています。一方で、就学人口が増大している地区や就学人口が一定程度あるにもかかわらず、選択されず小規模化している学校があります。

今後の課題

義務教育においては、児童・生徒の基礎学力の定着向上を図るとともに、互いの人権を尊重し、公共の精神に基づく思いやりの心と規範意識をもつ人間として育成することが求められています。さらに、伝統と文化を尊重し、進んで地域社会に貢献でき、自ら学び実践することのできる、個性と豊かな教養を備えた人間として育成することも必要です。工夫した教育課程や多様な学習形態により学習活動を充実させるとともに、市民科などを通じて自己を確立し社会の一員としての役割を果たせる資質や能力を家庭とともに身につけさせることが求められています。

また、全国的な傾向として児童・生徒の体格は向上していますが、体力・運動能力は保護者の年代に比べ長期的に低下傾向にあります。平成32年（2020年）に開催される東京オリンピック・パラリンピックを契機に、次世代を担う子どもたちの体力向上をめざし、実効性のある対策を講じなければなりません。

あわせて、子どもたちが、東京オリンピック・パラリンピックの際にボランティア等でも活躍できるよう、外国人とコミュニケーションできる実践的な語学力を身につけていく必要があります。

また、特別支援教育^{*2}や区固有教員採用^{*3}、各学校が導入した様々な特色ある教育活動が、子ど

※1：品川の教育改革「プラン21」平成11年度（1999年度）から始まった品川区教育委員会の教育改革の根幹をなす基本方針です。学校選択制や外部評価制度、学力定着度調査、小中一貫教育などの各種教育施策を総合的に位置づけています。

※2：特別支援教育 障害のある幼児・児童・生徒の主体的な取り組みを支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うことです。

もや保護者、地域のニーズに応えるものになっているか、さらに、それらの活動が具体的な成果をあげているかを評価する必要があります。その結果を保護者や地域に示し、情報を共有することで、学校と家庭・地域の信頼関係、教育連携を築いていくことが必要です。そのために、学校には単に教育活動を展開するだけではなく、その結果を踏まえ、さらに、学校自らが工夫・改善を行って次の教育活動を創造するような教員の意識や経営マネジメントの改善を図り、区民の期待に応える学校力^{*4}の高い学校づくりを推進していくことが求められています。

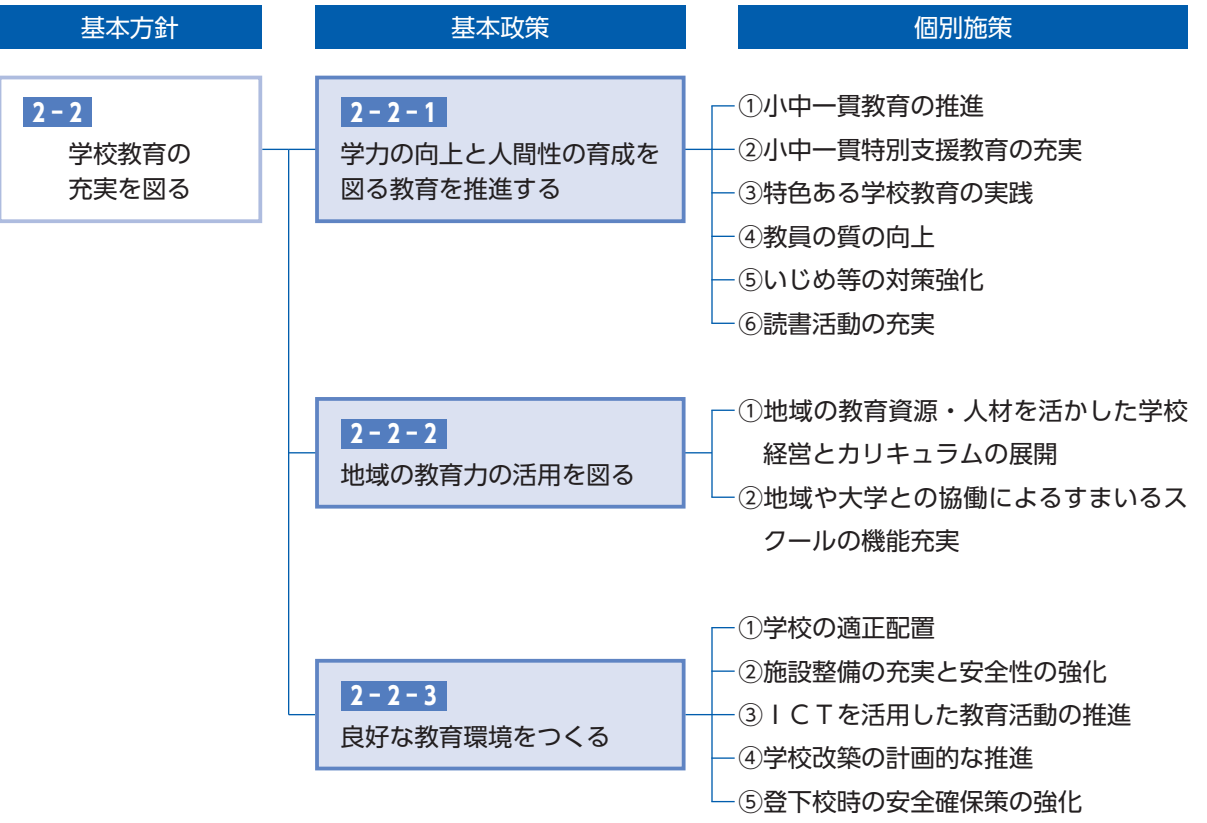
また、幼児が小学校にスムーズに入学できるよう幼稚園や保育園と小学校との連携も強く求められています。

教育の基盤となる施設設備についても、機能性を重視した教室配置や情報機器・設備の充実など、学習環境の一層の整備を推進していくことが必要です。

また今後、就学人口増が予測される地区の学校での受入体制の検討と小規模化している学校への行政の対応が必要となってきます。

さらには、地元の学校を選択した子ども、保護者はもとより、通学区域以外の学校を選択した子ども、保護者も含めて町会の行事等に積極的に参加してもらえようような学校・PTAと町会・自治会との連携の場などが必要となってきます。

施策体系図



※3：区固有教員の採用 小中一貫教育を継続的に推進するために、品川区に愛着をもち、高い使命感と意欲をもった人材を区の「固有教員」として、正規採用し、小中学校の円滑な連携をさらに深め、9年間の義務教育の質の向上をめざします。

※4：学校力 学校の総合的な教育力

政策

の概要

基本政策

2-2-1

：学力の向上と人間性の育成を図る教育を推進する

平成18年度（2006年度）から開始した小中一貫教育を評価し、課題を見出したうえで、保護者や地域のニーズに応えながら、子どもの心身の調和のとれた発達をめざす小中一貫教育を推進・充実させます。

また、多様で特色ある教育活動に積極的に取り組むとともに、指導的な立場となる区固有教員の採用や資質向上のための研修を徹底し、義務教育の質の向上を図ります。

さらに、小中一貫教育における特別支援教育については、個の発達に即した支援を継続的に行うシステムづくりを基盤として、専門家チームの派遣や巡回相談などの制度を整備、活用し、児童・生徒に対する適切な支援に取り組みます。

個別施策と計画事業

2-2-1

①小中一貫教育の推進

学習や生活指導において9年間の系統的指導を行うために、すべての区立小中学校において小中一貫教育を実施しています。

小中一貫教育では、小学校から中学校への円滑な接続を図るとともに、異年齢集団における活動等とおし、子どもたちの社会性を育みます。

あわせて、平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピック開催を視野に入れ、子どもの発達段階を考慮して、体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、学校のみならず、家庭や地域社会と連携した取り組みを推進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
小中一貫教育の実践	小中一貫教育の充実	・小中一貫教育の充実

2-2-1

②小中一貫特別支援教育の充実

発達障害を含め、様々な障害のある児童・生徒の増加、多様化に対応するため、特別支援学級を整備・増設するとともに、個々の教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ります。また、保育園・幼稚園等と連携し、就学前段階からの一貫した支援・指導の実現により、特別支援教育の向上を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
特別支援学級の開設・教育活動の充実	学級開設・活動の充実	・特別支援学級の整備 ・教育活動の充実 ・ICTを活用した特別支援教育の充実

2-2-1

③特色ある学校教育の実践

コミュニケーション能力を身につけたグローバル人材^{※1}の育成に向けて、小学校英語のさらなる充実と小学校英語と中学校英語の円滑な接続を図り、子どもたちに、グローバル社会に通用する、より高度な英語力を身につけさせます。

また、スチューデント・シティ^{※2}、ファイナンス・パーク^{※3}等の活動をとおして、自らの進路選択や将来設計に役立つ資質・能力や意思決定力等を育成します。

2-2-1

④教員の質の向上

外部評価制度を活用し、自らの教育活動をより向上させるよう教員の意識改革を図り、教員の職層やキャリアに応じた教員研修などを充実させ、教員の資質向上を図ります。また、品川区独自の小中一貫教育を円滑かつ継続的に進めるため、品川区に愛着をもち、高い使命感と意欲がある教員を区費で独自に採用し、教育改革の原動力となる教員として育成することにより、学力の向上と豊かな人間性の育成を図る品川区の学校教育の充実をめざします。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
教員の区独自採用	区独自採用の実施	・区独自採用の実施

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
外部評価制度による学校経営力の強化	学校経営の充実・改善	・学校経営の充実・改善



小学校での英語授業



英語学習の様子

※1：グローバル人材 使える英語を身につけ、異文化を理解し適応する能力を有し、世界に通用するリーダーシップをもつ人材です。

※2：スチューデント・シティ できるだけ本物に近いまちと店舗を再現し、児童が区民（消費者）あるいは経営者の立場に立って経済体験をする授業です。

※3：ファイナンス・パーク 個人のお金に関する意思決定と進路選択を主なテーマとした生活設計体験学習です。

2-2-1

⑤いじめ等の対策強化

いじめ防止に関しては、平成24年度（2012年度）に発足した「いじめ等の調査対策委員会」による提言を受け、「いじめられている子どもへの支援」、「地域・保護者による支援体制の構築」、「学校の対応」の観点から取り組みを充実します。また、子どもたちの「生きる力」、「生き抜く力」を養うことのできる教育環境の整備に努めます。さらに、いじめる側の子どもの背景には、学校生活だけでなく家庭生活も含めた様々な要因が考えられるため、品川学校支援チーム（通称名：HEARTS^{※1}）を中心とした関係機関との連携を強化します。また、携帯電話（スマートフォン）やインターネットによるトラブルの増加など、新たな課題に迅速かつ専門的に対応できるようスクールカウンセラーや教育センターによる教育相談機能を充実させます。

さらに、いじめとは異なりますが、教員等の大人による子どもへの体罰等の問題に関しても、疑いがある事例を見逃すことなく対応し、「学校への指導」、「教職員研修の充実」、「児童・生徒・教職員を対象とした調査および要因分析」、「通報システムの構築」等に取り組み、問題の根絶を図ります。

今後も引き続き、いじめ・体罰等について品川区における考え方、対応等を明らかにし、児童・生徒、保護者、学校、地域、行政等が一丸となり、予防、再発防止、根絶に向け取り組みます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
いじめ等の対策強化	支援体制の構築	・支援体制の充実



品川学校支援チームバッチ



電話相談

2-2-1

⑥読書活動の充実

子どもたちの読書離れや活字離れが、学習の礎となる「国語力」の形成の妨げとなっていることから、児童・生徒の読書習慣を確立するために、学校図書館の機能を充実し利用の活性化を図るとともに、読書指導の工夫や充実を図ります。

品川図書館は、学校図書館とのオンラインネットワークの安定した運用と運営支援要員の配置によって、学校図書館の運営を側面から支援するとともに、読書指導や調べ学習等への資料の貸出しを行います。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
学校図書館の活用	学校図書館の活用	・学校図書館の活用

※1：品川学校支援チーム（通称名：HEARTS） 教育心理相談員や警察OB、学識経験者、指導主事がメンバーです。通称名は、Help（助ける）、Encourage（励ます）、Assist（手伝う）、Rescue（救済する）、Team、Shinagawaの頭文字です。

基本政策

2-2-2

：地域の教育力の活用を図る

市民科を中心に学校や地域の実態に応じたカリキュラムを作成し、地域の大学や高校なども含めた教育資源の活用や、地域人材による授業の充実とともに、すまいるスクールへの家庭・地域の参加を促します。また、家庭教育は教育の原点であり、家庭・学校・地域が役割と責任を果たせるよう、連携・強化を支援していきます。

さらに、外部評価の成果を踏まえ、地域の教育力のさらなる活用を図るため、地域と共にある学校づくりを推進し、地域と共に子どもたちを見守り育てるしくみを構築します。

個別施策と計画事業

2-2-2

①地域の教育資源・人材を活かした学校経営とカリキュラムの展開

公開授業や「まちの人々に学ぶ授業」等における地域の教育資源の活用や、地域人材による授業の充実などにより、学校・家庭・地域の連携を促進します。

また、家庭の教育力を向上させるため、行政が積極的に情報提供するなど、家庭教育への支援を実施します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
地域に学ぶ学習内容の充実	地域に学ぶ授業の充実	・地域に学ぶ学習内容の充実 ・家庭・学校・地域の連携強化

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
家庭の教育力の向上支援	－	・家庭教育への支援

2-2-2

②地域や大学との協働によるすまいるスクールの機能充実

放課後の学校施設を活用して児童の社会性や自立心を育てることを目的とするすまいるスクールについては、子ども未来事業部、教育委員会および学校の連携だけでなく、家庭・学校と地域や大学が協働で児童の健全育成を図る場所とします。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
すまいるスクールの充実	すまいるスクールの充実	・すまいるスクールの充実 ・地域や大学等との協働の推進



1年生勉強会

基本政策

2-2-3

：良好な教育環境をつくる

良好な教育環境の確保のために、就学人口の動向を見据え、校舎改築や学校配置のあり方について検討します。また、校務および教務の電子システム化による学校運営の効率化を図ってきましたが、さらに、教育活動におけるＩＣＴ環境の整備についても積極的に推進します。導入にあたってはＩＣＴ推進校や小規模校、活用例が豊富な特別支援学級等を先行させ、成果を踏まえつつ全校に計画的に整備していきます。さらに、学校施設の整備の充実や防災拠点としての機能強化、学校図書館の充実など、子どもの学びを支援する教育環境の整備を図るとともに学校の安全管理を徹底します。

個別施策と計画事業

- 2-2-3

①学校の適正配置
- 将来的な就学人口を見据えたうえで、区立小中学校の学校配置のあり方について検討します。
- 2-2-3

②施設整備の充実と安全性の強化
- 学校の施設環境の充実を図るとともに、地震災害対策および災害時避難所としての安全性の確保を図ります。
- 2-2-3

③ＩＣＴを活用した教育活動の推進
- 校務および教務の電子システム化を引き続き進めるとともに、ＩＣＴ環境を整備し、映像、音声を活用した授業や児童・生徒個々に応じた指導の充実、児童・生徒による協働学習や予復習、調べ学習や発表活動等の活性化を図ります。こうした教育活動を通じ、児童・生徒の学力を向上させるとともに、情報化したグローバル社会に対応できるコミュニケーション力やネット依存等に陥ることなく情報を活用する力「情報リテラシー^{※1}」を育みます。
- | 全体計画 | 現況 | 事業計画 |
|-----------------|------------|---------------------------------|
| | 平成26年3月末現在 | 平成26～30年度 |
| ＩＣＴを活用した教育活動の推進 | — | ・ＩＣＴ機器の整備促進
・ＩＣＴを活用した教育活動の実践 |
- 2-2-3

④学校改築の計画的な推進
- 校舎および屋内運動場の耐震化、老朽化施設の改修・改築の計画的推進を図ります。
- | 全体計画 | 現況 | 事業計画 |
|-------------|------------|----------------|
| | 平成26年3月末現在 | 平成26～30年度 |
| 学校改築の計画的な推進 | 耐震化、改築の推進 | ・老朽化にともなう改修・改築 |
- 2-2-3

⑤登下校時の安全確保策の強化
- 「まもるっち^{※2}」の貸与、83運動^{※3}などにより、登下校時における交通事故、連れ去り等の事件の未然防止を図ります。

※1：情報リテラシー 情報・データを管理、活用する能力です。

※2：まもるっち 品川区独自の防犯システム「近隣セキュリティシステム」で子どもが携帯するGPS機能付き緊急通報装置の愛称です。

※3：83運動 小学生の登下校の時間にあたる8時と3時になるべく外の用事を行いながら子どもを見守ろうという品川区発祥の運動です。現在では、時間を限定せず日常生活の中で大人が子どもを意識し見守る運動へと発展しています。

体罰根絶宣言

法は、教育上の必要に基づいて、教員が児童・生徒に対し、懲罰としての説諭・叱責・訓戒などは認めても、体罰はこれを認めていない。

しかし、品川の学校では「指導に熱心なあまり」という名のもとに、教員が未だに、児童・生徒に対し体罰を加えることがある。

教員が児童・生徒の人格形成のために、時に厳正な態度で臨まなければならないことは言うまでもないが、その指導に当たって体罰を行使することは、自らの教育の積み上げを一気に崩してしまうことになる。

品川区教育委員会は、教育の本質を深く考え、子どもの尊厳を重んじ、人間尊重の精神に基づいた学校教育が実現することを願い、ここに体罰根絶を宣言する。

平成二年十二月十一日

品川区教育委員会

いじめ根絶宣言

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されません。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ます。

学校教育に携わる私たち関係者と児童・生徒、各家庭、地域の方々、関係機関等、それぞれが協力して、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図り、地域社会が丸となつて、以下のようにいじめ根絶に取り組むことを誓います。

いじめは、どんな理由があっても決してしてはならない。

いじめは、どんな状況にあっても見すごしてはならない。

一 全ての区民参加で、いじめは絶対に許さない社会をつくりあげる。

平成二十五年九月二十四日

品川区教育委員会

政策の方向

すべての青少年の健全育成を図るため、異年齢・異世代層との交流や自然・社会・職業体験を通じて社会性を身につけるとともに、思春期における心身の健康づくりに必要な正しい知識と意識がもてるよう、家庭や学校、地域社会が連携したしくみをつくります。

現在の状況

近年、青少年をめぐるのは、不登校・ひきこもり等の問題や、フリーターやニートと呼ばれる若者が増加してきており、若者の社会的・経済的自立を支援する必要性が高まっています。また、インターネットを利用した有害情報の流布や犯罪、不健全な図書類の販売など、青少年を取り巻く環境は問題が山積しております。

こうした環境にあって、青少年健全育成のための様々な取り組みが進められています。成長期に夢中になれるようなスポーツや読書などの情報提供のほか、社会的体験をとおして、人とふれあうことで、社会性、協調性、自主性などを学ぶ青少年少女対象の体験教室や各種スポーツ事業等を開催しています。

また、青少年対策地区委員会による健全な環境づくりに向けた事業や「家庭の日^{※1}」の普及などによる明るい家庭づくりへの啓発事業、青少年委員による体験を重視した親子の絆を深める事業、保健センターによる思春期の心身の健康のための専門相談や講演会、さらに、喫煙・飲酒・薬物禁止等の普及啓発事業を実施し、青少年や保護者等の多くの参加を得ています。

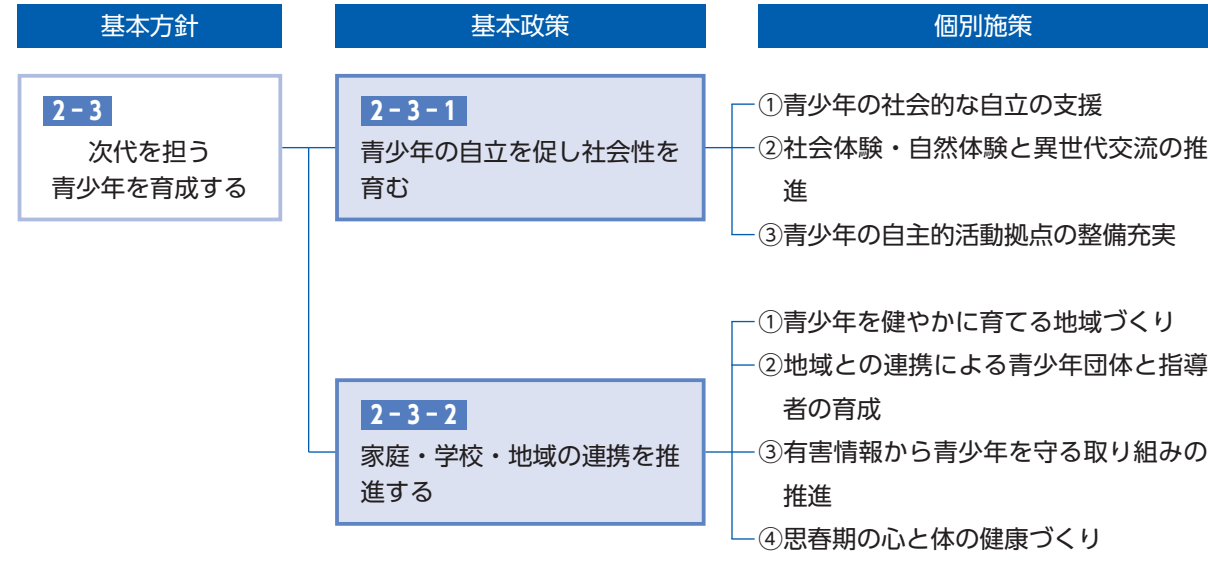
今後の課題

高齢者、障害者、外国人等とわけ隔てなくつきあうことができるなど社会性を備えた青少年を育成するために、地域社会における異年齢・異世代間での交流を通じた多様な参加の機会と場を設けることが求められています。そのため、児童センター等での交流の機会充実を図るとともに、ボランティア活動や自然体験・社会体験等をとおして青少年の自立的・自発的活動を促す取り組みが重要となります。一方、平成22年（2010年）4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく支援体制づくりが各自治体に求められています。

また、思春期の心や体に関する健康づくりの普及啓発については、学校だけではなく、大人の自覚と責任のもとで、地域社会が一体となって展開していくことが重要です。パソコン・携帯電話の有害サイトや有害図書から青少年を守るためにも、家庭・学校・地域社会が連携・協力し取り組むことが必要です。

※1：家庭の日 品川区では、昭和49年より、毎月第一日曜日を「家庭の日」と定め、明るい家庭づくり運動を推進しています。

施策体系図



政策の概要

基本政策 2-3-1：青少年の自立を促し社会性を育む

ボランティア活動等を促進し、ともに活動する青少年リーダーや青少年団体などの育成を図り、青少年の自立を支援します。

また、交流・活動拠点として児童センター・ティーンズプラザ^{※1}を、中学生、高校生を中心とする青少年の居場所として、非行防止対策や相談の拠点としての機能充実を図ります。

※1：ティーンズプラザ 平成14年度（2002年度）より、児童センターを中高生の交流拠点として計画的に整備し、スポーツやバンドなど自主的活動への支援や思春期の様々な悩みの相談に応じた指導・助言などを行っています。

個別施策と計画事業

2-3-1 ① 青少年の社会的な自立の支援

ひきこもりやニートになる要因・状況は様々ですが、基本的な生活習慣の確立を支援する機会を設けることにより、社会の一員としての自覚を高め、自立的に将来を決定できるよう施策の充実を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
ひきこもり等若者自立支援	－	・課題調査・支援の推進

2-3-1 ② 社会体験・自然体験と異世代交流の推進

青少年が地域活動等の事業の企画・運営に直接携わったり、ボランティア活動や地域行事、社会体験・自然体験活動等社会性を育む活動に参加する機会を地域との協働により提供します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
青少年の社会体験活動支援	機会提供の実施	・青少年社会貢献活動の充実 ・中高生ボランティア活動の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
体験活動の支援・機会の提供	事業の実施	・体験活動機会の充実

2-3-1 ③ 青少年の自主的活動拠点の整備充実

安心できる青少年の居場所を確保・整備し、青少年の自主的活動と自立を支援するとともに、その力を地域での活動に還元できるようにしていきます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
ティーンズプラザの充実	事業内容の充実	・事業内容の充実



ティーンズミュージカル

基本政策 2-3-2：家庭・学校・地域の連携を推進する

青少年の健全育成を推進するには、保護者、地域住民、学校、青少年の健全育成活動団体と品川区とが連携・協力した取り組みが重要です。相互に青少年に関する現状の認識と取り組みへの理解を促す機会や場を設けます。特に、インターネットや携帯電話等における有害情報から青少年を守るためには、青少年健全育成指導者や家庭の理解と協力が不可欠であることから連携体制の構築を推進します。

さらに、青少年健全育成活動における指導者やリーダーの発掘・育成と人材活用のネットワーク化を推進し、青少年の問題行動の早期発見・早期対処を図るため、正しい知識の提供や啓発を行い、地域や年齢層を越えて地域が一体となった健全育成を推進します。

個別施策と計画事業

2-3-2 ① 青少年を健やかに育てる地域づくり

青少年の健全育成には、家庭・学校・地域の連携が不可欠であり、地域の青少年の現状理解や情報交換の場を設け、相互に連携した事業を実施します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
地域での青少年育成事業の充実	事業の推進	・青少年問題協議会・青少年対策地区委員会・青少年委員会活動の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
「家庭の日」の普及啓発	普及啓発の実施	・普及啓発の推進

2-3-2 ② 地域との連携による青少年団体と指導者の育成

ジュニアリーダー教室^{※1}の修了生や高校・大学生等からリーダーを育成するとともに、育成指導者やリーダーの情報交換の場を提供し、地域間のコミュニケーションを活発にすることで、地域と連携した青少年健全育成活動の一層の推進を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
青少年の育成リーダーとなる若者等の養成	事業の実施	・ジュニアリーダー教室の充実 ・育成者研修の充実



ジュニアリーダー教室



育成者研修

2-3-2 ③ 有害情報から青少年を守る取り組みの推進

地域の青少年健全育成指導者が、インターネット・携帯電話等の有する危険性と安全な利用方法への理解を深めるとともに、家庭において青少年を有害情報から保護するために、地域ぐるみで健全育成活動を推進します。

2-3-2 ④ 思春期の心と体の健康づくり

健康について青少年の関心や注意喚起を促すとともに、喫煙・飲酒・薬物乱用および性感染症等、青少年の問題行動を防ぐための正しい知識の提供や啓発を図ります。また、不登校・暴力など心の問題に悩む家族・関係機関に対する精神科専門医やカウンセラー等による相談の機会や家族の学習の場として家族教室を開催します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
思春期のこころとからだの健康づくりの充実	事業の実施	・思春期のこころの相談の充実 ・思春期教室等の充実

※1：ジュニアリーダー教室 異年齢集団の活動の中で、子どもたちが思いやりや助け合いの精神を身につける機会を提供しています。品川区青少年委員会と熱意あるリーダーが教室の運営を担当します。

政策の方向

「非核平和都市品川宣言」および「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発事業の推進、男女がともに責任を分かち合って社会に参画する社会の実現等に取り組み、平和で人権が尊重される社会を構築します。

現在の状況

平和の実現に向けて昭和60年（1985年）に制定された「非核平和都市品川宣言」は、平和使節派遣事業や記念事業をとおして、平和の尊さ、大切さを次世代に伝えていきます。また、平成5年（1993年）に制定された「人権尊重都市品川宣言」は、様々な普及・啓発事業を通じて区民への一層の浸透を図っています。男女共同参画については、推進会議の活動、男女共同参画推進フォーラムや各種講座の開催等により、意識が高まりつつあります。

虐待防止への取り組みでは、児童・高齢者に対する虐待や配偶者暴力などの早期発見や保護・支援につなぐ、24時間対応の通報システム「しながわ見守りホットライン」を平成22年（2010年）10月に開設し、平成24年（2012年）10月からは、障害者虐待への通報にも対応しています。

また、平成24年度（2012年度）に設置した「虐待防止ネットワーク推進協議会」により、庁内組織および関係機関が情報を共有することで、より横断的な連携を図っています。

今後の課題

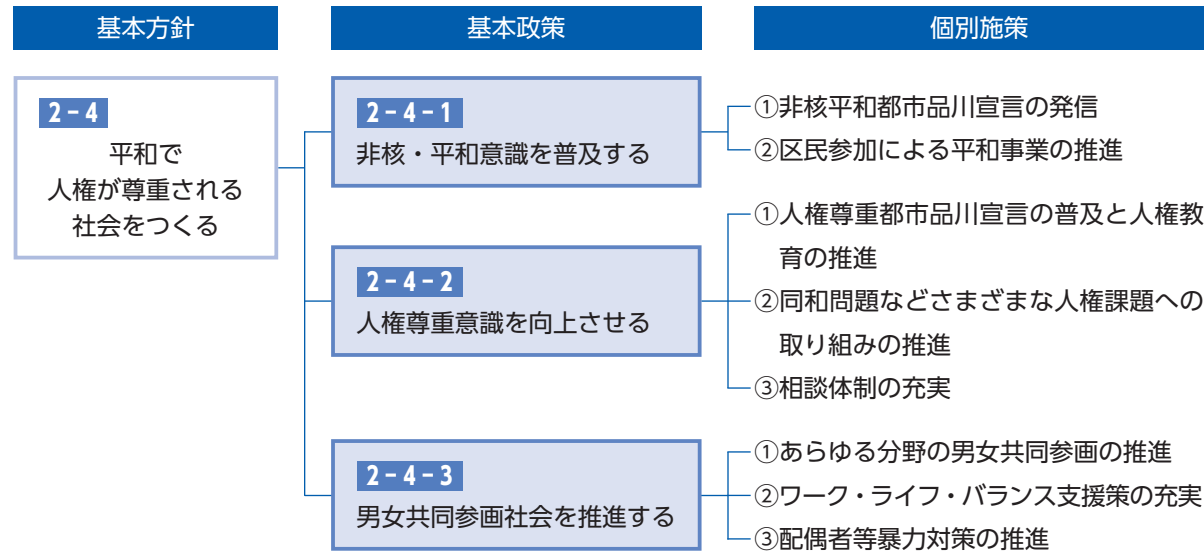
区民一人ひとりが、身近なところで、非核・平和について考える機会をつくり、戦争の悲惨さを深く知ること、非核・平和意識をさらに普及させます。

また、「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発事業を推進する中で、区民の人権意識のさらなる定着と向上をめざすとともに、差別意識や偏見の払拭を図り、生活に根を下ろした人権意識を醸成していきます。

男女共同参画については、配偶者や交際相手等からの暴力防止や被害者支援、ワーク・ライフ・バランスの実現などに向けた取り組みを強化していく必要があります。

虐待防止への取り組みでは、関係機関との連携の強化を図り、早期発見から被害者の適切な保護や支援の充実を図る必要があります。

施策体系図



政策の概要

基本政策 2-4-1：非核・平和意識を普及する

被爆地広島・長崎への平和使節派遣事業の充実に加え、非核平和都市品川宣言の周知等を通じて、地域における身近な非核・平和意識の普及活動を展開し、平和の尊さを広めていきます。

個別施策と計画事業

2-4-1 ① 非核平和都市品川宣言の発信

平和を祈念する事業を推進し、「非核平和都市品川宣言」の普及・啓発に努めることにより、品川区から平和の大切さを広めていきます。

また、「非核平和都市品川宣言」をとおして、世界平和を考える機会をつくります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
非核平和都市品川宣言事業の推進	事業の推進	・非核平和宣言普及啓発事業の推進

2-4-1 ② 区民参加による平和事業の推進

日常生活の中で、一人ひとりが平和を意識し、尊重しあえる社会を確立します。非核・平和について学び、考える機会をつくり、平和の尊さへの理解を促進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
区民参加による平和事業の推進	事業の推進	・平和使節派遣事業※1の推進

※1：平和使節派遣事業 「非核平和都市品川宣言」普及事業の一環として、青少年を被爆地である広島・長崎に派遣し、平和祈念式典への参加や被爆体験者の聴講により、平和の尊さ、大切さに対する認識を深めることを目的としています。

基本政策

2-4-2

：人権尊重意識を向上させる

「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発を図りながら人権啓発事業を推進するとともに、人権に関する相談・支援体制を充実することで、差別意識や偏見を解消して、人権が尊重される社会を構築します。

個別施策と計画事業

2-4-2

① 人権尊重都市品川宣言の普及と人権教育の推進

「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発と、人権尊重教育の推進によって、品川区の人権尊重の姿勢を広く発信し、差別意識や偏見のない社会を実現します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
人権啓発事業の充実	啓発事業の推進	・人権に関する意識調査 ・「講演と映画のつどい」の充実 ・「人権のひろば」の充実



人権尊重都市品川宣言20周年
講演と映画のつどい

2-4-2

② 同和問題などさまざまな人権課題への取り組みの推進

同和問題をはじめ、日常生活における様々な人権課題について啓発を行うとともに、新たな人権課題に対しても情報を発信しつつ、生活に根を下ろした人権意識の醸成を図ります。

また、品川区虐待防止ネットワーク推進協議会をとおり、庁内組織および関係機関が横断的に連携し、しながわ見守りホットライン^{※1}等により、児童、高齢者および障害者に対する虐待、配偶者暴力などの早期発見や被害者の適切な保護および支援のさらなる充実を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
関係機関と連携した虐待防止の取り組みの推進	虐待防止対策の推進	・虐待防止ネットワーク推進協議会の充実 ・しながわ見守りホットラインの充実

2-4-2

③ 相談体制の充実

庁内組織や関係機関が密接に連携し、人権侵害の被害者に対する相談・支援を行います。

※1：しながわ見守りホットライン 児童・高齢者および障害者への虐待、DVなど家庭内でおこる表に出にくい暴力に対し、専用ダイヤルを設けることにより、地域からの情報を24時間受け付けるものです。

基本政策

2-4-3

：男女共同参画社会を推進する

あらゆる分野で、男女がその能力と個性を発揮できる環境づくりを支援し、仕事と家庭生活や地域活動などとの調和を図り、男女がともに責任を分かち合って社会に参画し、豊かな自己実現が可能な社会を構築します。

男女共同参画の施策は多岐にわたるため、各部署が、男女共同参画の視点に立って各種の施策を進めることで、その理念の実現をめざします。

個別施策と計画事業

2-4-3

① あらゆる分野の男女共同参画の推進

社会のあらゆる分野での男女共同参画を推進し、男性も女性もそれぞれの能力と個性を発揮できる社会をつくります。

2-4-3

② ワーク・ライフ・バランス支援策の充実

仕事と家庭生活や地域活動などとの調和を図り、男女が協力しつつ社会参加と自己実現を行うことを支援します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
アクションプランの推進	ワーク・ライフ・バランスの啓発事業実施	・啓発誌の作成 ・啓発講座の実施

2-4-3

③ 配偶者等暴力対策の推進

暴力の未然防止と早期発見のため、若年層からの意識啓発や、被害者の立場に立った相談の充実と支援体制の整備を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
配偶者等暴力対策の推進	配偶者等暴力対策の推進	・配偶者暴力対策基本計画の改訂 ・DV相談事業の充実 ・意識啓発事業の充実



男女共同参画推進講座

都市像

みんなで築く健康・福祉都市

3

理念

1. 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
2. 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
3. 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

都市像

1

だれもが輝く
にぎわい都市

2

未来を創る
子育て・教育都市

3

みんなで築く
健康・福祉都市

4

次代につなぐ
環境都市

5

暮らしを守る
安全・安心都市

基本方針

基本構想

都市像の実現に向けて

- 区民の健康づくりを推進します。
- 安心して暮らせる福祉の充実を図ります。
- 高齢者や障害者の社会参加の促進を図ります。
- 助け合い、支え合う地域福祉を推進します。

区民の健康づくりを推進する

高齢者福祉の充実を図る

障害者福祉の充実を図る

地域福祉を推進する

生涯を通じて健やかな心と体でいられるよう、区民が自ら健康づくりに取り組むことを促進・支援するとともに、健康を損なったり体が不自由であっても社会に参加でき、安心して暮らせる福祉の充実を図ります。また、地域の中でお互いに助け合い、支え合いながら、生涯にわたっていきいきと暮らすことができる環境を整備します。

政策の方向

人生80年と言われる中で、子どもから高齢者まで区民がいきいきと暮らし、地域が活力を維持していくためには区民一人ひとりの健康維持・増進が不可欠です。そのため、ライフサイクルに応じた健康づくりを推進します。また、疾病等の予防対策を充実するとともに、安心して暮らせる地域医療体制の整備を推進します。

現在の状況

近年の医療の進歩にはめざましいものがありますが、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患をあわせた死亡数は依然として主要死因の過半数を占めています。加えて、生活習慣に大きな影響を受ける糖尿病の患者数は増加の一途にあります。また、平成10年（1998年）以降の自殺による死亡数は依然として高い状態にあります。

これらの対策として国では、平成12年(2000年)に「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を策定し、平成14年（2002年）に「健康増進法」、平成17年（2005年）に「食育基本法」、平成18年（2006年）に「がん対策基本法」および「自殺対策基本法」を制定、平成19年(2007年)に自殺総合対策大綱を策定しています。そして、平成20年（2008年）4月からの医療制度改革の一環として、メタボリックシンドロームを重点対象とした特定健康診査・特定保健指導を導入しました。また、平成24年（2012年）には、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」および自殺総合対策大綱の見直しが行われました。

区においても、平成15年（2003年）に「区民健康づくりプラン品川」を策定し、健康増進、生活習慣病予防などを目的とした各種施策を実施しています。平成19年（2007年）からは自殺予防対策事業に取り組みはじめました。また、平成21年(2009年)には新型インフルエンザの大流行を経験し、感染症対策の強化にも取り組んでいます。

今後の課題

今後、さらに高齢化が進む中、区民が自立した日常生活を送ることができる期間、いわゆる健康寿命の延伸を図ることが、一人ひとりの生活の質の維持、そして活力のあるまちづくりに不可欠です。

この健康寿命の延伸という目標を達成する上で最も重要な取り組みは、生活習慣病の予防であり、メタボリックシンドロームやロコモティブシンドローム※¹に着目した取り組みなど、生活習慣病対策の一層の充実が求められています。

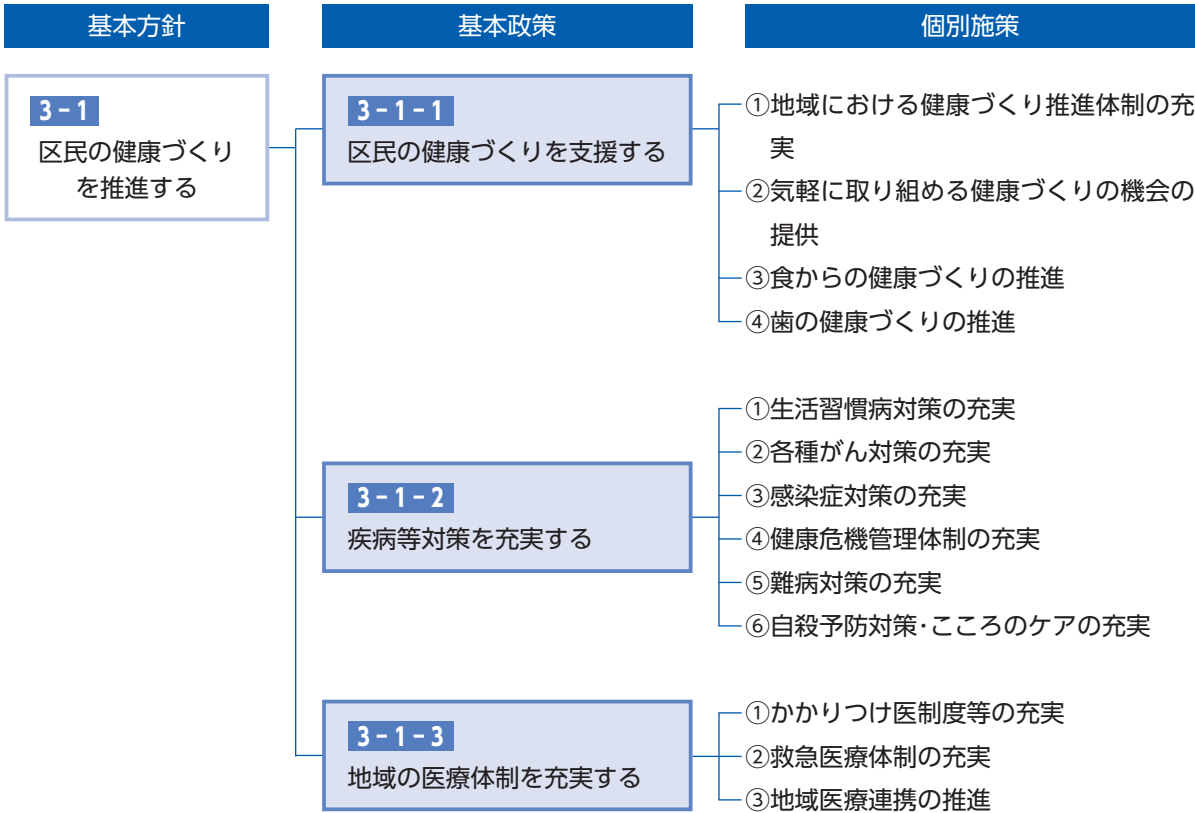
区民一人ひとりが「自らの健康は自分でつくる」という自覚のもと、望ましい食生活、適度な運動、十分な休養など、生涯を通じて健康づくりを実践していくことができるよう環境を整備し、情報を発信していくことが必要です。

こころの健康づくりにおいては、ストレスや睡眠への対応、うつ病などへの対策を充実させるとともに、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、地域レベルで実践的な自殺対策の取り組みを進めることが求められています。

このほか、新型インフルエンザ対策や食中毒対策に代表される健康危機管理体制の強化、急性期医療から在宅医療までを支える地域医療機関の連携の推進などが求められています。

※1：ロコモティブシンドローム 運動器の障害により、要介護になるリスクの高い状態を表す言葉です。

施策体系図



政策の概要

■基本政策 3-1-1：区民の健康づくりを支援する

区民一人ひとりが「自らの健康は自分でつくる」という視点から、区民生活の様々な場で健康づくりの活動が展開できる体制をつくり、機会の提供等を行っていきます。また、健康の基礎となる食からの健康づくりや、その土台となる歯の健康づくりを支援します。

個別施策と計画事業

3-1-1 ①地域における健康づくり推進体制の充実

身近な地域で区民が日常的に参加し、自主的な活動ができるように、区内13地区の健康づくり推進委員の活動の支援を強化します。また、健康大学しながわでは、健康づくり活動に必要な知識や技術を学ぶ機会を提供し、公開講座で広く区民に啓発するなど、地域の健康づくり推進体制を充実します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
地域における健康づくりの支援	身近な地域での健康づくり活動の支援 健康大学しながわの推進	・身近な地域での健康づくり活動の支援 ・健康大学しながわの推進



健康大学しながわ卒業式

3-1-1 ②気軽に取り組める健康づくりの機会の提供

健康管理は自己管理が原則ですが、個人の取り組みには限界があります。幅広い年齢の方が利用できる健康センターや中高年向けに実施している運動を中心とした健康塾や地域の子育てグループを対象とした健康学習など、区民一人ひとりが気軽に継続的な健康づくりに取り組めるような機会を提供します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
各種健康塾の充実	各種健康塾の運営	・事業内容の充実

3-1-1 ③食からの健康づくりの推進

健康づくりの基本は食にあります。生涯にわたって健康で過ごすことができるよう、食からの子育て支援、生活習慣病予防などライフステージに応じた食育を推進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
食育を通じた健康づくりの推進	各種教室の充実 区民への啓発	・各種教室の充実 ・区民への啓発

3-1-1 ④歯の健康づくりの推進

歯・口腔の健康は、自分の歯でおいしく食べ、会話を楽しむなど質の高い生活を送るうえで欠かせないため、生涯を通じた歯科口腔保健対策を充実します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
成人歯科健診・歯の顕彰の推進	健診・顕彰事業の推進	・事業内容の充実

基本政策

3-1-2

：疾病等対策を充実する

増加傾向にある脳血管疾患や心疾患、糖尿病、がんなどの生活習慣病を予防するため、特定健康診査・特定保健指導、各種がん検診等を実施し、生活習慣改善に向けた支援を行うなど、生活習慣病対策を推進します。また、新型インフルエンザなどの新興感染症や結核などの感染症の対策を推進します。さらに、こころの健康を保つための対策や、うつ病などのこころの病気対策を進め、あわせて自殺予防活動を推進します。

個別施策と計画事業

3-1-2

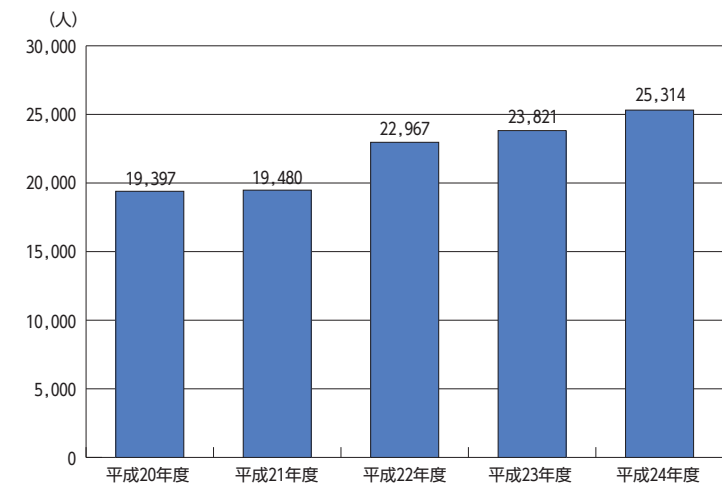
①生活習慣病対策の充実

メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施して、生活習慣病にかかっている人やその予備群の早期発見に努めるとともに、健診結果に基づく特定保健指導を実施して、糖尿病予防などの生活習慣改善に向けた支援を行います。また、75歳以上の高齢者についても、東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、必要な健診を実施します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
国保基本健康診査の推進	国保基本健康診査の推進	・健康診査受診率の向上

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
国保保健指導の推進	国保保健指導の推進	・国保保健指導実施率の向上

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
後期高齢者医療健康診査の推進	健康診査の実施	・健康診査受診率の向上



国保基本健康診査の受診者数の推移

3-1-2

②各種がん対策の充実

がん対策の一環として、各種がん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療の促進を図ります。また、がん検診の精度管理^{※1}を行うとともに、未受診者への啓発を行い、受診率の向上を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
各種がん検診の充実	各種がん検診の推進	・検診の充実 ・受診機関の拡大

3-1-2

③感染症対策の充実

区民が健康に暮らせるように、服薬支援等の結核対策や、エイズその他の感染症対策および予防接種体制の充実を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
結核その他感染症対策の充実	事業内容の充実	・結核患者支援体制の充実 ・検査体制の充実 ・各種予防接種の充実

3-1-2

④健康危機管理体制の充実

区民の生命や健康を脅かす様々な健康危機に対して、その予防・拡大の防止を図り、区民の生活を守ります。新型インフルエンザ等、新たに発生する感染症への対応や、食品の安全、医薬品の安全の確保等、健康危機管理体制の強化を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
新型インフルエンザ等新興感染症対策の充実	事業内容の充実	・医療体制等の確保 ・関係機関との連携強化

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
食品安全体制の確保	啓発の推進 食品監視指導の推進	・事業者や区民への啓発 ・食品監視指導の強化

※1：がん検診の精度管理 がん検診が有効かつ効率的に行われているかを、受診率、要精検率、がん発見率などから検診の方法などについて点検し評価することです。

3-1-2 ⑤ 難病対策の充実

難病により生活療養支援を必要とする患者、家族等に対し、療養生活支援を行うとともに、疾病への理解を進めるなど、難病対策の充実を図ります。

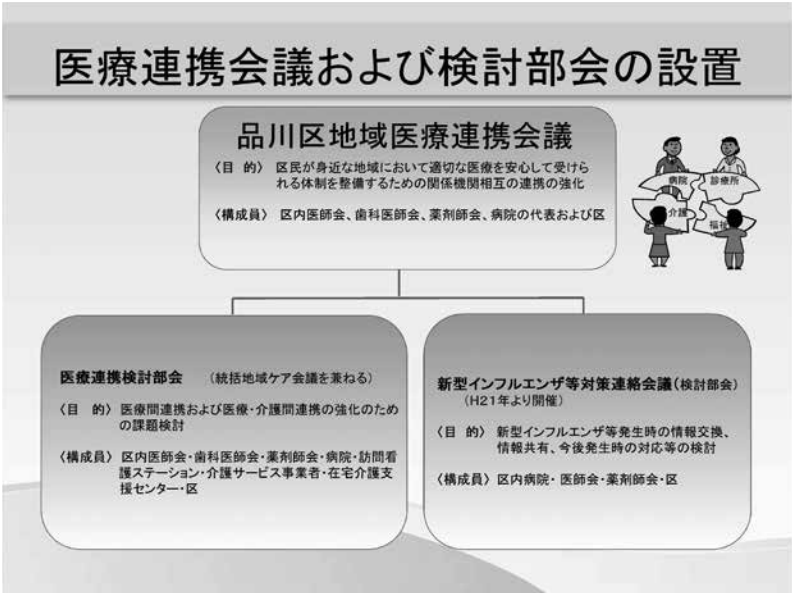
全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
難病療養援護体制の充実	難病療養支援事業等の推進	・難病療養援護体制の充実

3-1-2 ⑥ 自殺予防対策・こころのケアの充実

自殺予防対策として、積極的な予防啓発活動、庁内外のネットワークの強化、ゲートキーパー※1の育成など自殺予防活動を強化します。また、こころの健康を保つため、ストレス対策や睡眠対策などを推進するほか、うつ病対策などこころの病気に対する施策の充実を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
自殺予防・うつ病予防等対策の推進	事業内容の推進	・専門医相談の充実 ・予防啓発事業の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
こころの健康づくりの推進	事業内容の推進	・事業内容の充実



医療連携会議組織図



災害時医療連携会議

基本政策 3-1-3：地域の医療体制を充実する

区民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、身近で適切な医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医制度の機能を高め、休日や夜間などの応急診療体制を充実するとともに、地域の医療機関の連携を進めます。

個別施策と計画事業

3-1-3 ① かかりつけ医制度等の充実

区民が身近で適切な医療サービスを受けられるよう、医師会等の協力のもと、かかりつけ医制度の浸透を図るとともに、地域での継続医療や福祉サービス機関との連携を強化します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
かかりつけ医・歯科医・薬局制度の促進	制度の促進	・制度浸透の促進

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
医療安全支援体制の整備	医療相談コーナーの運営	・運営の充実

3-1-3 ② 救急医療体制の充実

通常の診療所が休診する休日・夜間の応急診療体制を充実します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
休日・小児夜間診療の充実	診療体制の推進	・事業内容の充実

3-1-3 ③ 地域医療連携の推進

急性期医療から在宅医療まで適切な医療サービスが利用できるよう、病院・診療所等の地域医療機関連携を推進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
各医療機関等との連携の推進	地域医療連携会議の設置	・各医療機関等との連携の推進

※1：ゲートキーパー 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

政策の方向

団塊世代が高齢期を迎え、高齢者層の価値観やライフスタイルがますます多様化する中で、高齢者が生涯にわたり安心して地域で暮らし続けられるよう、多様なニーズに対応した支援策の展開や施設整備を推進していきます。

現在の状況

品川区の高齢者は平成25年（2013年）4月現在で約7.5万人（総人口の20.4%）であり、今後も高齢化が進行していくことが見込まれています。これまで区は、高齢者の心身状況に応じて、「元気な高齢者」「自立支援高齢者」「要介護高齢者」の3つの類型を設定し、それぞれのニーズに即した、「高齢者社会参加プログラム」「自立支援ネットワーク」「在宅介護支援システム」を構築し、きめ細かなサービスの提供を行ってきました。

また、介護保険制度は創設から5期14年が経過しました。今後も介護保険制度を安定的に持続可能なしくみとしていくため、平成24年度（2012年度）の制度改正では、地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の構築が掲げられ、中・重度の要介護高齢者を中心に高齢者の在宅生活を支えるためのしくみが強化されました。

区は制度創設以来、在宅介護支援システムおよび介護サービス評価・向上のしくみの効果的な運用により、適正なサービス提供の確保に努めてきましたが、今後、団塊世代が高齢期となり高齢化が進む中で、高齢者の在宅生活を包括的に支える地域包括ケアシステムの充実と、セーフティネットとしての施設整備を第5期の重点課題として進めています。

今後の課題

高齢者クラブの会員数が減少し、固定化している傾向がみられる一方で、地域の支え合い活動を行う自主的な団体やNPOなどの活動が醸成されつつあります。それぞれの団体の特徴を活かし、高齢者の社会参加の拡大が求められています。

高齢者の多くはできる限り住み慣れた家庭や地域で暮らしたいという希望が強くある中で、特にひとり暮らしや高齢者のみの世帯では、在宅生活を継続するためのサービスの拡充と地域での支え合い活動の活性化が一層求められています。また、高齢期の住まい方も多様化している中であって、将来介護が必要になった場合でも住み続けることができる住宅や住み替えニーズに対応した住宅等の入居施設の整備が必要です。

また、在宅における医療ニーズがますます高まることから、医師会との連携強化を図りながら、在宅療養支援診療所を中核とする在宅療養支援体制を構築し、医療と福祉とが緊密に連携することが重要です。さらに、認知症高齢者の増加に対応し、地域で支えるサポーター養成の継続と専門的なケアの充実が求められているとともに、認知症疾患医療センターなどと連携して、早期に発見し、早期に適切な専門医の診断を受けるしくみなどを整備する必要があります。これらを総合的に調整する在宅介護支援システムの強化のため、地域ケア会議の充実を図り、医療・福祉・介護が一体となった地域ケア体制を構築する必要があります。

介護保険制度については、要介護高齢者の増加を抑制するため、要介護状態に陥らないようこれまで以上に効果的な介護予防事業への取り組みが重要です。区では、これまで様々な介護予防事業を展開していますが、さらに介護予防への理解と事業への積極的な参加を促進していく必要があります。

また、認知症高齢者に対して効果があるとされる小規模多機能型居宅介護や認知症グループホーム

等の計画的かつ面的な整備を進めるほか、在宅介護を支える多様なサービスの充実が求められています。

さらに、在宅での介護に対する安心感を確保するため、老人保健施設を整備するとともに、在宅生活が困難になった場合のセーフティネットとして、特別養護老人ホームを整備していきます。

加えて、介護サービスを担う人材は、慢性的な不足が続いていることから、継続して人材確保を図る必要があります。品川介護福祉専門学校を中心に広く人材を確保するとともに、質の高いサービスを行うため人材の育成も重要となっています。

他方、介護保険制度の運営においては、介護給付費の増加による保険料の高騰が予想されることから、さらに健全で効率的な運営を行うため、介護給付の適正化が強く求められています。保険者である区は、良質な介護サービスを確保するため、介護サービス事業者への適切な指導等を行うなど、指導検査・監査の体制を強化していく必要があります。

施策体系図



政策

の概要

基本政策

3-2-1

：高齢者の多様な社会参加を促進する

団塊の世代が高齢期に入り、高齢者の価値観やライフスタイル、さらにそのニーズはますます多様化しています。「高齢者の社会参加プログラム」では、高齢者の意欲的な社会参加の促進を図るため、就業を進める一方で、より効果的な事業の実施、いきがいや趣味活動など高齢者の社会参加への意欲を高めるための情報提供などを行っていきます。

また、支援の担い手として、高齢者を「高齢社会を支える貴重なマンパワー」として位置づけ、就労や地域社会への従来以上の参画を促すための条件整備を図ります。

個別施策と計画事業

3-2-1

①

ボランティアによる社会参加の促進

シルバーセンターを介護予防拠点として位置づけ、様々な介護予防事業を実施する際、高齢者が事業を補助するボランティア活動の場として活用するなど、社会参加の機会の拡充を図ります。高齢者クラブについては、新たな入会者を掘り起こすためのPRや活性化に向けた取り組みなど、団体の運営を支援します。

また、高齢者が積極的に地域活動に参加しやすくなるしくみとして、その地域貢献活動に対し一定の評価と得点を与えるポイント制度について、その対象となる施設や事業の拡大を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
シルバーセンターの多面的活用	多面的活用	・多世代型シルバーセンターの整備

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
地域貢献活動に対するポイント制度等の充実	ポイント制度の実施	・ポイント制度の周知普及 ・ボランティア向け研修の開催

3-2-1

②

シニアの多様な活動への支援

「山中いきいき広場^{※1}運営協議会」や「しながわシニアネット^{※2}」を引き続き支援するとともに、これまで蓄積してきたノウハウを活かしながら他地区での展開をめざします。また、地域の支え合い活動など社会貢献活動を行う団体の一層の活性化を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
山中いきいき広場への支援	事業の推進	・事業内容の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
シニア世代の社会参加への支援	自主事業等への支援	・しながわシニアネットへの支援の拡充



パソコン教室（しながわシニアネット）

3-2-1

③

世代間交流の拡充促進

世代間交流の協力校を引き続き拡充していきます。また、シルバーセンターや高齢者施設と保育園・児童センター・小学校の子どもとの交流による事業を拡充します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
子どもとの交流事業の拡充	事業の推進	・協力校の拡充 ・交流プログラムの充実

※1：山中いきいき広場 区立山中小学校の余裕教室を改修し、地域中高年の方に活動の機会と場を提供しています。運営も地域の方が中心となって行っています（平成11年（1999年）設置）。

※2：しながわシニアネット シニアに必要な情報と交流や活動の場を提供し、地域社会への参画を支援しています。運営は会員互選の運営委員によっています。現在の活動拠点は東大井の「いきいきラボ関ヶ原」です（平成19年（2007年）設立）。

基本政策

3-2-2

：地域における在宅生活を支援する

心身機能が低下しても住み慣れた地域社会で安心して暮らせるよう、「在宅介護支援システム」を強化します。このしくみは、区内20カ所の在宅介護支援センターが中心となって介護保険以外のサービスを含め、総合相談と包括的・継続的ケアマネジメントを行う支援体制であり、品川区のケアマネジメントの特徴をなすものです。また、増加するひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者を地域の中で見守る体制の充実を図るとともに、医療との連携をさらに強め、在宅療養支援体制の構築を進めます。

個別施策と計画事業

3-2-2 ① 在宅介護支援センターの充実	全体計画	
	現況	事業計画
在宅介護支援システムの充実	平成26年3月末現在	平成26～30年度
	機能・体制の強化 コーディネート力の充実	・地域包括ケアシステムの推進

3-2-2 ② 在宅介護を支える多様なサービスの充実

ひとり暮らし等高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるよう、在宅生活を支援します。このため、24時間365日をとおしてサービス提供を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の介護保険サービスを適切に提供するほか、介護保険外のサービスの充実を図ります。

また、地域が主体となり孤独感の解消と適切な栄養確保などを目的に、ひとり暮らし高齢者などを対象にした会食会であるコミュニティレストラン^{※1}など、住民共助型サービスの充実を図ります。

高齢者や障害者などの移動制約者に対して、区内では、公共交通機関が一定程度整備されている状況にありますが、さらにきめ細かな外出支援サービスを提供することにより日常生活や通院の支援、介護予防効果の向上を図ります。このため、社会福祉協議会さわやかサービス^{※2}等の福祉有償運送等を活用し、移送サービスの充実を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
在宅介護を支える多様なサービスの充実	24時間定期巡回・随時対応サービスの実施 移送サービスの充実	・サービスの充実

※1：コミュニティレストラン 高齢者の孤立化防止と栄養改善、介護予防を目的に、自主的に地域福祉事業を行うNPO等との協働により、会食の機会の充実を図り、いつまでも安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。

※2：さわやかサービス 社会福祉協議会の事業として行っている、地域でともに支え合う区民相互援助、区民参加型の会員制在宅福祉サービスです。

3-2-2 ③ 認知症高齢者・家族への支援の充実

介護サービス従事者を対象とした認知症専門研修の充実により、認知症高齢者の尊厳を重視したケア力の向上を図ります。また、平成18年度（2006年度）から実施している認知症サポーター^{※1}の養成と活動の充実により、さらに認知症の理解普及を進め、地域の見守り支え合いネットワークを構築し、認知症高齢者とその家族を支援します。認知症高齢者をはじめとする要介護者を在宅で介護する家族の心労をねぎらうため、介護者のつどいや介護者研修を実施するほか、家族懇談会などの介護者支援事業を充実します。

また、認知症の早期発見・早期対応を実現するため、認知症コーディネーターを設置して、認知症疾患医療センターと連携したモデル事業を実施します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
認知症高齢者支援の充実	事業の実施	・サポーター等による支援活動の充実 ・介護者支援の充実 ・早期発見・早期対応の充実

3-2-2 ④ 医療と福祉の連携の促進

在宅における医療の必要性の増加に対応し、在宅療養を支える医療と生活支援としての介護・福祉との連携を強化します。また、具体的なケース検討の場として機能してきた地区ケア会議のさらなる充実を図り、総合的な支援体制の整備を推進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
医療と福祉の連携の促進	医療連携会議の設置	・地域ケア会議の充実

3-2-2 ⑤ 虐待防止対応の充実

世帯構成の変化とともに、家族による介護力の低下や、在宅での介護期間が長期化することなどによる高齢者虐待の発生防止と対応の強化を図ります。このため、高齢者虐待防止への正しい知識と理解の啓発を行うとともに、虐待が発生した場合には慎重かつ迅速な対応により、深刻な状況に陥ることのないよう対象高齢者の保護およびその家族等虐待者への対応を行います。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
虐待防止ネットワークの充実	虐待防止ネットワークの推進	・虐待対応チームの充実 ・普及啓発事業の充実

※1：認知症サポーター 認知症を理解し、認知症の人の家族を、地域や働く場面等で見守り、支援する人のことです。全国で認知症サポーターを育成する「認知症サポーター100万人キャラバン事業」が展開されています。この事業では、講師であるキャラバンメイトを要請し、地域、職域などで認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターを養成します。

基本政策

3-2-3

：多様な介護予防事業を推進する

要介護状態の発生をできる限り防ぎ、高齢者個人がもつ残存能力を維持・向上させるため、「もっとできるようになるための支援」という視点で、在宅介護支援システムのもと、介護予防マネジメントの充実を図ります。

個別施策と計画事業

3-2-3

①介護予防サービスの充実

高齢者の心身状況に応じた介護予防事業を展開し、運動機能の向上、栄養改善などを通じて、要支援・要介護状態に陥ることを防ぎます。このため、全高齢者を対象とした予防事業では、介護予防に関する普及啓発とデイサービスセンター等を活用した事業の充実を図ります。また、要介護の状態に陥る可能性の高い高齢者（二次予防事業対象者）には、はつらつ健康教室による総合的な介護予防プログラムへの参加勧奨と事業の実施等により、効果的かつ参加しやすい介護予防サービスの充実を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
介護予防サービスの充実	リハビリサービス 民間活用型介護予防事業 デイサービスセンター等 活用型介護予防事業	・事業内容の充実

3-2-3

②地域による介護予防の促進

高齢化がさらに進む中で、行政のみならず、高齢者を含めた地域コミュニティでの介護予防事業の展開が必要です。このため、地域の中で区民との協働により実施する事業などの一層の充実を図るとともに、公園の中に健康づくりのための施設を整備するなど予防普及事業を推進し、予防意識の高揚を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
コミュニティレストランの整備	コミュニティレストラン の設置	・運営の充実 ・拡充検討

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
NPO等との地域活動連携型介護予防事業の充実	事業の推進	・事業の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
屋外型健康教室の充実	事業の推進	・地域指導員による運営 ・地域ボランティアグループの育成 ・専門指導員による運営指導



コミュニティレストラン（大井林町高齢者複合施設内）

基本政策

3-2-4

：多様な入所・入居系施設を整備する

団塊世代が高齢期を迎え、世帯類型の変化や要介護高齢者の増加の推移を踏まえ、様々な高齢期の状態像や住まい方のニーズに即した多様な施設を整備していきます。

住み慣れた地域での生活を継続できるよう、セーフティネットとしての特別養護老人ホームの整備や認知症高齢者に対応したグループホーム等の整備を進めていきます。

個別施策と計画事業

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
特別養護老人ホームの整備	8 か所	・開設（杜松小学校跡、平塚橋会館跡、上大崎三丁目） ・整備検討

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
老人保健施設の整備	1 か所	・整備（御殿山小学校西側敷地）

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
認知症高齢者グループホームの整備	9 か所	・開設（杜松小学校跡、西五反田三丁目、小山四丁目、大井六丁目、東五反田四丁目） ・整備検討

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
小規模多機能型居宅介護の整備	6 か所	・開設（杜松小学校跡、西五反田三丁目） ・整備検討

※ 1：小規模多機能型居宅介護 「通い」を中心に、「訪問」「泊まり」を柔軟に組み合わせ、要介護高齢者の心身状態や、本人・家族の希望に応じた対応ができる、地域を拠点としたサービスです。

3-2-4

③ 高齢者が住み続けられるサービス付き高齢者住宅整備の支援

住み慣れた地域で暮らし続けたいというニーズに応えるため、心身が多少不自由になっても住み続けられる、サービス付き高齢者住宅※¹の整備を支援します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
サービス付き高齢者住宅整備の支援	3 か所	・開設（西五反田三丁目） ・整備検討



大井林町高齢者住宅

※ 1：サービス付き高齢者住宅 高齢者の安心を支えるケアの専門家等による、生活相談・安否確認・緊急時対応サービスなどを提供するバリアフリー構造の住宅です。

基本政策

3-2-5

質の高い介護保険事業を運営する

介護保険制度については、これまでの制度運営と実績を十分に検証・分析し、的確な事業量推計による適正な保険料の設定を行うことで、安定した介護保険事業の運営を行っていきます。また、安定的かつ継続した介護サービスを提供するため介護福祉人材の確保に努めるとともに、良質な介護サービス提供のため、事業者への必要な指導を強化します。

個別施策と計画事業

3-2-5

① 高齢者福祉を担う人材の育成と連携

安定的で質の高いサービスの維持・確保に向けて、品川介護福祉専門学校の機能を活かし、有資格者の現場復帰を支援するなど、人材の確保を図ります。

また、介護従事者の資格取得から介護技術の向上まで、様々な講座を実施し、介護人材のスキルアップを図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
介護福祉人材確保・定着の充実	事業の推進	・ 事業内容の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
福祉カレッジ ^{※1} の充実	事業内容の検証	・ 事業内容の検証・充実



福祉カレッジでの研修

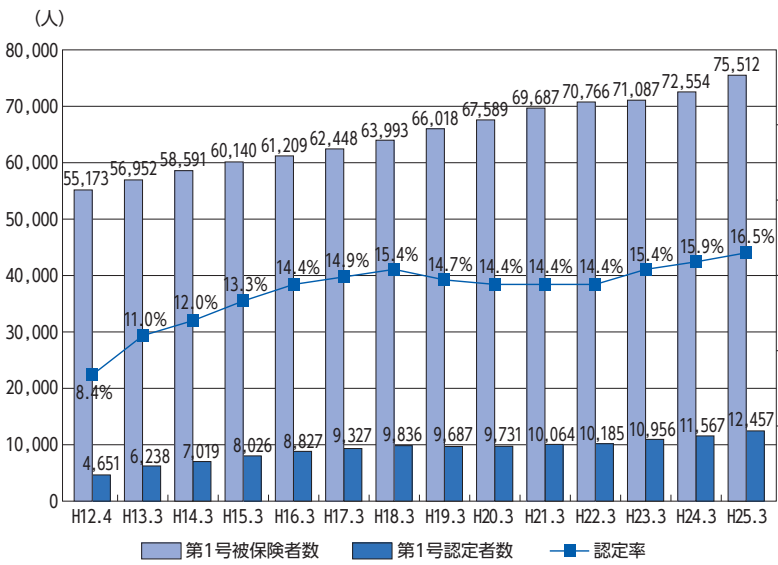
3-2-5

② 保険者としての機能の充実

質の高い介護サービスの提供を継続していくため、良質な介護サービス事業者を確保するとともに、質の高いサービスを提供できる事業者を育成します。また、適正な制度運営のため、指導検査の効率的な実施による指導体制の強化を図るとともに、介護保険財源の適正運用のため、介護給付の適正化を推進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
介護サービス事業者の運営および給付の適正化指導	適正化指導の推進	・ 事業内容の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
サービス評価・向上のしくみの効果的な運用	給付費通知アンケートによる利用者評価の実施 施設サービスの自主的取り組みへの支援 福祉サービス第三者評価の受審支援 要介護度改善ケア奨励事業の実施	・ 事業内容の充実



品川区の介護保険第 1 号被保険者数、第 1 号認定者数、認定率の推移

※ 1：福祉カレッジ 品川区の介護サービス従事者の専門性や実践力の向上を図るために設置した福祉人材の育成拠点です。

政策の方向

この間の法改正により、障害者サービスの対象者が広がり障害の多様化に合わせた支援が求められています。地域で自立した生活を送ることができるよう、適切なケアマネジメントのもと障害種別にかかわりなく障害者一人ひとりに対するステージごとの切れ目のないきめ細かな障害者福祉施策を実施するとともに、障害者を支える地域づくりを推進します。

現在の状況

平成18年度（2006年度）の「障害者自立支援法」の施行により、障害の種別にかかわらず必要なサービスを、区が一元的に提供するしくみに変わりました。区においても、平成21年度（2009年度）に、障害種別ごとの福祉施策からサービスごとの新体系への移行を進め、障害者のニーズに沿った支援を行えるよう、サービス内容の充実を図りました。

その後の改正では、発達障害や高次脳機能障害もサービスの対象と位置づけられ、障害の多様化に合わせた支援も段階的に進めてきています。

平成21年（2009年）に障害者自立支援法廃案の方針が決まり、平成24年度（2012年度）の法改正を経て、平成24年（2012年）6月27日に「障害者の日常生活および社会生活を支援する法律」（障害者総合支援法）が公布されました。

この法の中では、改めて基本理念として、地域社会における共生社会を実現するため、社会参加の確保や社会的障壁をなくしていくことが掲げられています。

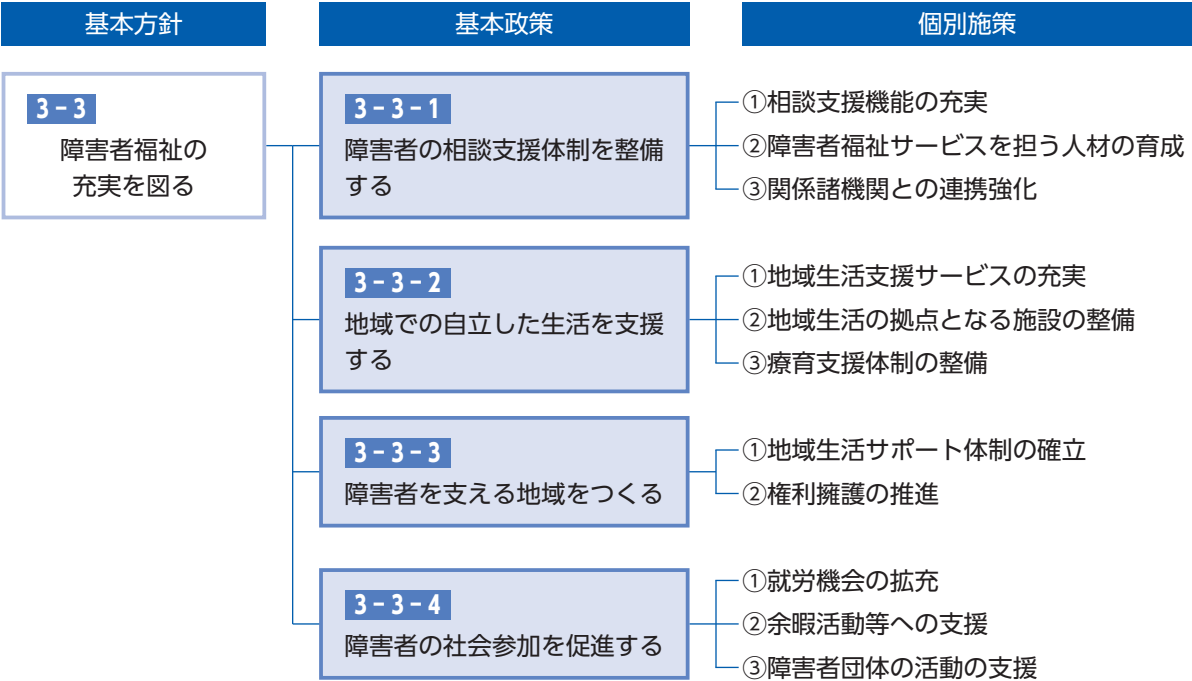
また、「障害者虐待防止法」の施行（平成24年（2012年）10月1日）にともない、権利擁護のしくみも制度化され、障害者が暮らしやすい社会となるよう障害者施策を充実させていくことが求められています。

今後の課題

「障害者総合支援法」では、手帳の該当とならない難病患者の方も障害者福祉サービスの対象と位置づけられることになり、さらに対象者が多様化してきています。

障害の重度化、高齢化も進む中、個々の障害者のニーズに合わせた地域での支援体制を整えるために、地域生活支援事業も含め在宅支援の充実を図ることが急務です。また、障害者の暮らし方の幅を広げるために、日中活動の場の整備をはじめ、高齢者施設等の多様な社会資源の活用もあわせ、障害者を地域全体で支えることが重要な課題となっています。

施策体系図



政策の概要

基本政策 3-3-1：障害者の相談支援体制を整備する

「障害者総合支援法」の施行により、指定特定相談支援事業所^{※1}による「計画相談支援」が法定化されたことで、さらなる相談支援体制の強化が求められています。区が指定する指定特定相談支援事業所が、地域の相談支援の拠点となるよう体制を強化していきます。障害児についても、児童福祉法改正により、品川児童学園の位置づけが児童発達支援センターへと変わる中で、相談機能を充実させていく必要があります。今後も、児から者へとつなぐ相談支援体制を強化する中で、ライフステージに沿った包括的・継続的な支援を展開していきます。

個別施策と計画事業

3-3-1 ① 相談支援機能の充実

地域での自立した生活や将来を見通すことのできるきめ細かな相談支援体制の確立とその充実を重点的に行い、機能強化を図ります。また、生涯にわたる一貫した支援となるよう、障害児の早期発見・早期支援による療育支援体制を再構築します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
相談支援体制の強化	指定特定相談支援事業所の設置	・相談支援体制の充実

3-3-1 ② 障害者福祉サービスを担う人材の育成

区が、基幹相談支援センターとして総合的かつ専門的な相談の窓口となり、拠点となる相談支援事業所への助言や指導等を行います。また、区全域を統括するほか、地域の障害者に関わる支援者のスキル向上を図るため、現場の実践に活かせるような研修制度のしくみを構築し、地域の支援力向上に努めます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
障害者福祉サービスを担う人材の育成	事業所の人材育成研修の実施	・研修事業の充実

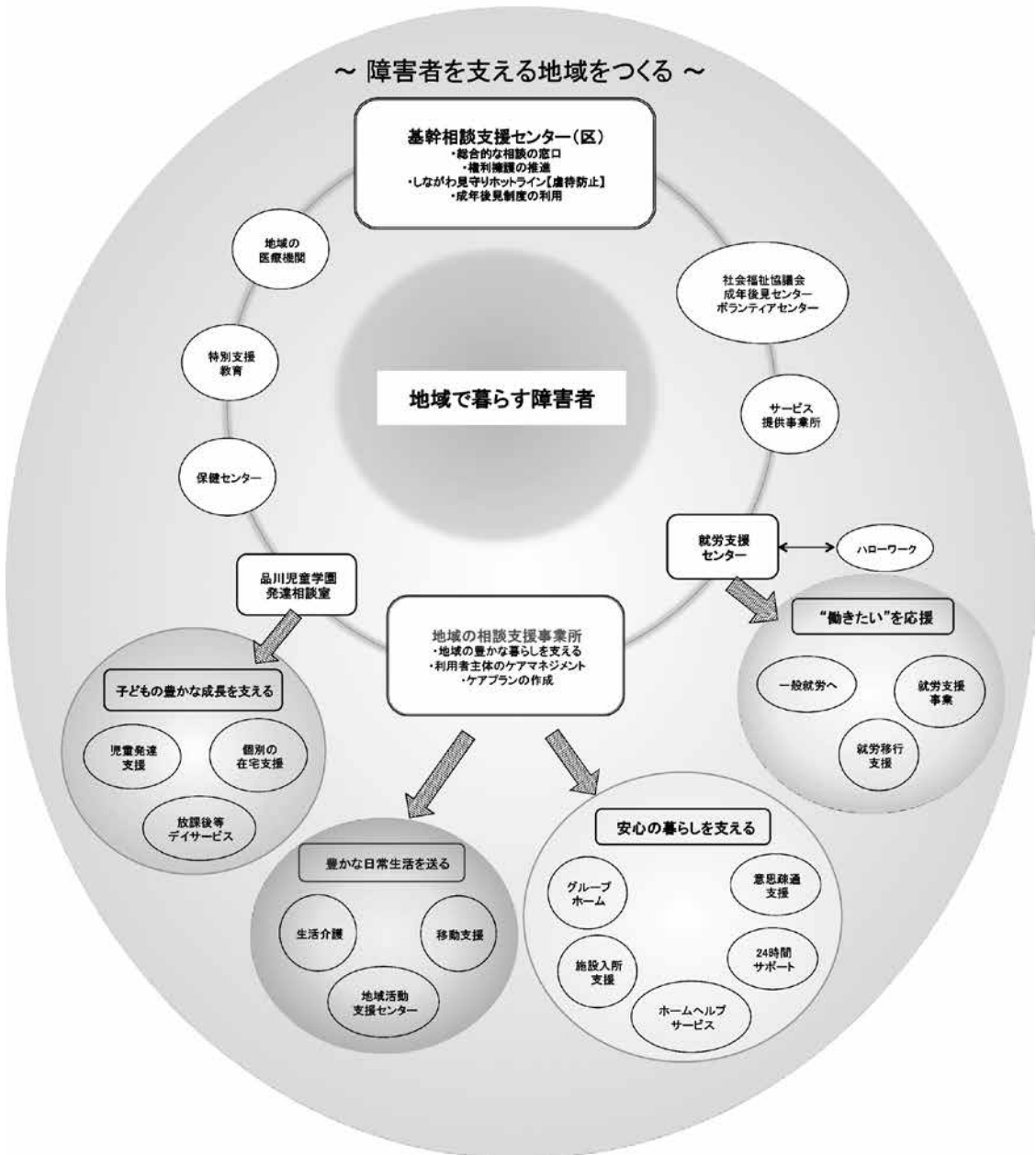
※1：指定特定相談支援事業所 障害者等が障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行う事業所です。

3-3-1 ③ 関係諸機関との連携強化

「障害者総合支援法」に基づき、障害者団体の代表者等で構成する「自立支援協議会」において、障害者福祉サービスの適正な供給と円滑な運営についての協議や必要な調整を行っていきます。また、保健・医療・教育等との支援の連携を強化することで、障害者の自立を促進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
地域における障害者支援の充実	自立支援協議会の運営	・支援の充実

障害者支援機関連携図



基本政策

3-3-2

：地域での自立した生活を支援する

「障害者総合支援法」に基づく自立支援給付・地域生活支援事業を充実します。また、「発達障害者支援法」の理念を含め療育支援体制の充実を図ります。さらに、障害者が地域で自立した地域生活を継続するための支援体制を充実します。

個別施策と計画事業

3-3-2

① 地域生活支援サービスの充実

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、適切なケアマネジメントのもと、地域生活を支援するためのサポート体制を充実します。また、様々なサービスを組み合わせて支援できるよう、自立支援給付・地域生活支援事業を充実します。さらに、生涯にわたる生活を豊かにするため、社会資源の活用を図りながら支援の組み立てを行います。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
地域生活支援サービスの充実	障害者地域活動支援センターの運営	・サービスの充実



創作活動(障害者地域活動支援センター)

3-3-2

② 地域生活の拠点となる施設の整備

地域での自立した生活のために、自立訓練センターの活用により一人ひとりの状態に合った暮らし方を支援するほか、生きがいや楽しみなど生活の幅を広げられるよう日中活動の場を整備し支援の充実を図ります。また、地域で安心した生活を営めるよう重度化に対応したグループホームなどの整備支援を行います。さらに、就労を中心とした発達障害者支援の拠点を整備し、思春期から成人期への一貫した支援を行います。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
地域で自立して生活するための支援	日中活動の場の運営	・自立への支援の充実 ・生活介護サービスの充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
安心して暮らせる居住の場の整備	クループホームの整備 (11か所)	・開設（上大崎） ・整備検討

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
発達障害成人期支援拠点の整備	整備	・開設（上大崎） ・思春期から成人期への一貫した支援の充実

3-3-2

③ 療育支援体制の整備

発育や発達に関する相談は多様化しており、また保健センターの健診等において、療育が必要とされる児童は年々増加しています。このため相談や療育のサービスの拡充が急務となっています。また、障害児を育てる親の就労率も上がる中、家族支援も含めた支援体制を強化していく必要があります。児童の年齢や発達段階に応じ、乳幼児期から一貫した相談が受けられるよう、関係機関との連携を図りながら生涯にわたる療育支援ネットワークを構築していきます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
子ども発達支援事業等の充実	児童発達支援センターの運営	・支援センター機能の充実 ・サテライト型発達相談室の設置・運営

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
品川児童学園の機能強化	品川児童学園の運営	・品川児童学園の改築

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
重度重複障害児・者の療育支援体制の充実	重度重複心身障害児・者 通所施設の運営	・事業内容の充実 ・レスパイト事業 ^{※1} の実施

※ 1：レスパイト事業 在宅で重症児の子育てをしている保護者の方が外出・通院などをする際に、一時的にお子さんをお預かりする事業です。

基本政策

3-3-3

：障害者を支える地域をつくる

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関と連携を図り、地域生活のサポート体制を整備します。また、手話通訳派遣や要約筆記などの意思疎通支援の充実や権利擁護の推進等、障害特性に応じた支援方法を工夫していきます。

個別施策と計画事業

3-3-3

① 地域生活サポート体制の確立

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域のNPO等と連携し、常時、生活に必要な相談支援を受けられるようサポート体制を整備します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
障害者地域生活サポート事業の推進	事業の推進	・事業内容の充実

3-3-3

② 権利擁護の推進

障害者虐待防止法の施行により、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとなる虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや養護者支援などの措置を講じることが定められました。区では、障害者虐待に対応するしながわ見守りホットラインを設置し虐待防止に努めるとともに、成年後見制度の利用支援事業の実施により、権利擁護を推進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
障害者の権利擁護の推進	成年後見制度利用支援事業の実施 虐待防止対策の実施	・権利擁護の推進

基本政策

3-3-4

：障害者の社会参加を促進する

障害者が地域で働きながら生活していけるよう、就労に向けた支援体制を整備します。また、文化芸術・スポーツなどの余暇活動を通じて、生活の質を高めるための支援を行います。さらに、障害者団体が自助・共助に基づき活動することを支援します。

個別施策と計画事業

3-3-4

① 就労機会の拡充

障害者就労支援センターでは、平成24年度（2012年度）から「就労移行支援事業」をあわせて設置し、一般就労へのステップを強化し、就労支援体制を充実させてきました。今後は、区内に福祉的就労先である「就労継続支援事業」の拠点を増やし、プログラムの充実を図るなど、地域で暮らす様々な障害者の自立につながる就労機会の拡充を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
就労支援機能の充実	就労支援事業の実施	・就労訓練事業の充実 ・発達障害者就労支援事業の充実 ・ふれあい作業所の整備

3-3-4

② 余暇活動等への支援

障害者一人ひとりに合った余暇活動や社会参加を支援します。また、よりきめ細かなサービスを提供するため、親の会や家族会等との連携により、自助・共助を含めた支援体制を整備します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
余暇活動等への支援	支援の推進	・知的障害者ふれんどり一事業の実施 ・移動支援事業の充実

3-3-4

③ 障害者団体の活動の支援

障害者やその家族に対して障害者施策やサービス内容を迅速に周知し、理解を促進するため、障害者団体と連携します。また、障害者団体のもつ豊富な経験を活かした主体的な活動を支援します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
障害者団体の自助・共助事業の推進	事業の実施	・区内の障害者団体と連携した障害者への支援事業の充実

政策の方向

拡大・多様化する福祉ニーズに対応するには、セーフティネットとしての公的サービスを充実させる一方で、住民同士が支え合う、「共助」の一層の充実が必要です。区では、平成23年（2011年）4月に改定した第2期品川区地域福祉計画に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、これまでの区の取り組みに加え、区民や事業者、ボランティア団体等が中心となって、地域の中に支え合いのしくみを構築していけるよう関係機関と連携しながら支援します。

現在の状況

少子高齢化や核家族化が進む中で、高齢者や障害者を含むすべての区民が、家族や地域とのつながりを保ちながら、ともに安心して暮らせる地域社会を実現するために、区は福祉関連諸機関と連携し、介護・医療・保健などの連携支援システムの構築や、建築物等の福祉的整備の指導、普及・啓発を行っています。このような中、鉄道駅では平成25年度（2013年度）に区内40駅すべてがエレベーターやエスカレーターの設置などのバリアフリー化を実現しています。他方、地域センターを中心に活動しているふれあいサポート活動など、区民が相互に助け合う地域福祉活動を推進しています。

また、生活保護受給者の自立支援施策として、個々の状況に応じた支援プログラムを策定し、計画的で組織的な支援に取り組んでいます。なお、生活保護の相談件数と受給者数は、平成4年度（1992年度）から増加傾向にあり、平成21・22年度（2009・2010年度）は景気後退の影響を受け、高い増加率となりましたが、平成23年度（2011年度）からは、依然として件数・人数の増加が続いているものの、増加率は減少傾向にあります。

今後の課題

ひとり暮らし高齢者等が増加する中で、自助、公助とともに共助、すなわち、地域における支え合い活動が今後ますます重要となっており、身近な場所での相談機能の拡充や日常生活上の支援の充実が求められるとともに、孤立死^{※1}の防止を含め、地域での見守り体制の一層の充実が必要です。

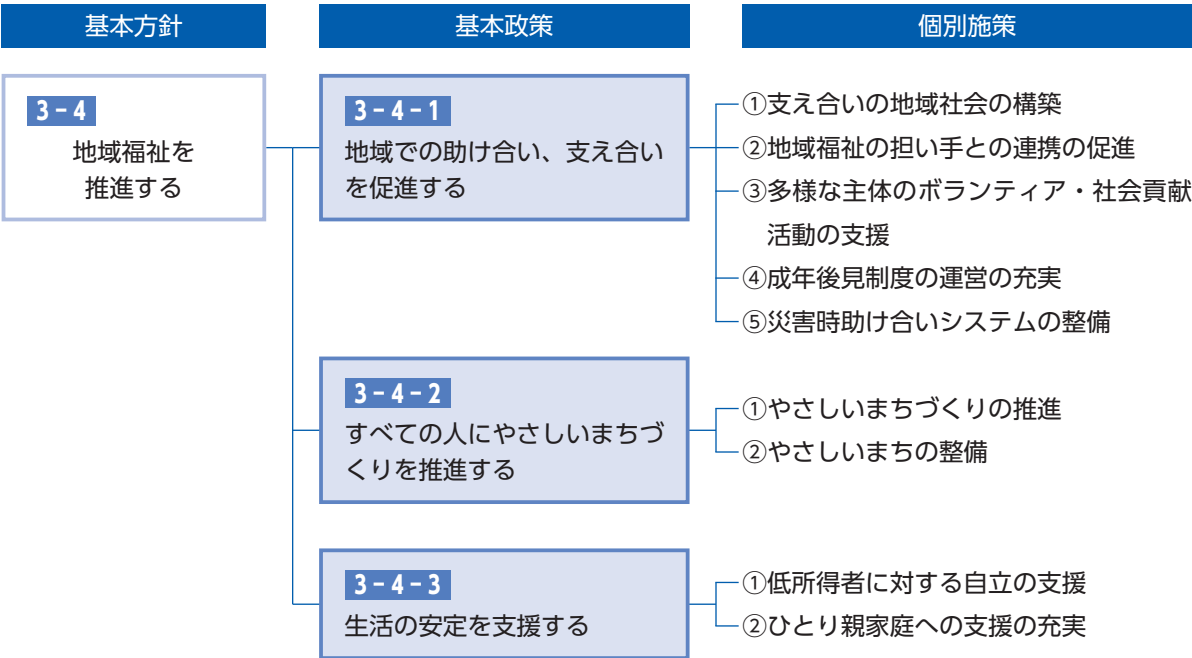
地域福祉の担い手としてのボランティア団体やNPO等の活動は、増加する高齢者等を支える貴重な資源であり、重要な役割が期待される一方、人材や活動場所の確保等において課題を抱えている場合も多く、活発な活動を継続していくためには、担い手を支える活動を含め、適切な支援が必要です。

また、一般区民のボランティア活動においては、活発な活動を奨励していくために、活動情報が分かりやすく簡単に選択できる手段とコーディネート強化による支援が必要です。

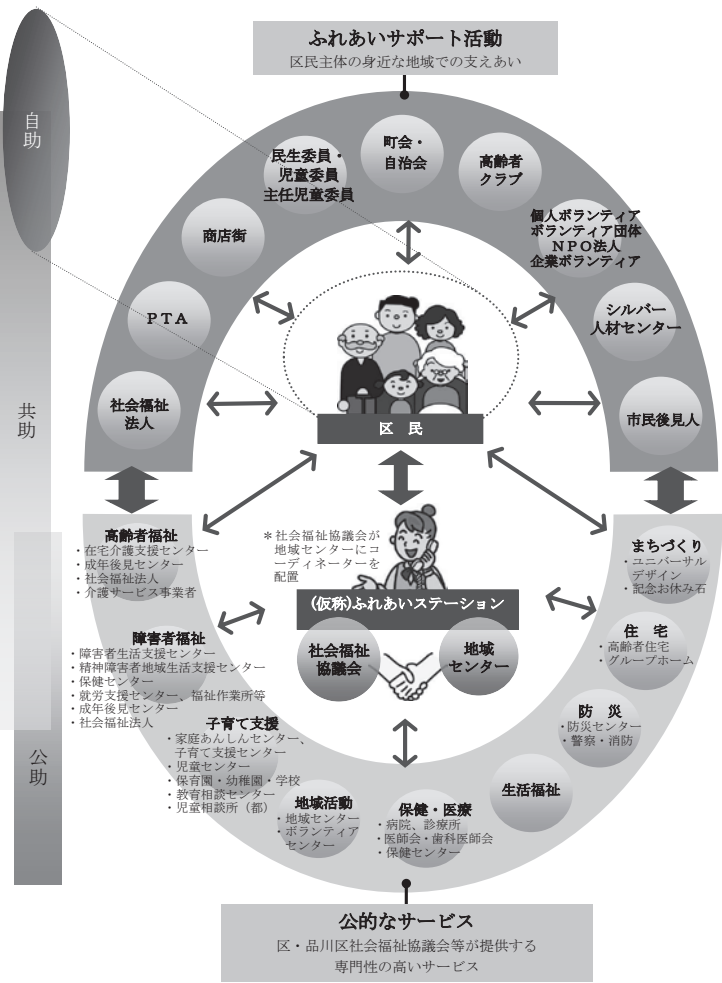
まちづくりの分野においては、駅舎等の公共施設のバリアフリー化をさらに進めるハード整備とともに、地域での支え合いの意識の醸成を図るためのソフトの充実もあわせて進める必要があります。

※1：孤立死 一般的には「孤独死」と呼ばれていますが、孤独死という言葉では当該の方が一生涯孤独であったかのような印象をもたれることがあるため、ここでは孤立死と表現しています。

施策体系図



〔品川区における地域福祉の展開イメージ〕



政策の概要

基本政策 3-4-1：地域での助け合い、支え合いを促進する

地域福祉を推進するため、地域での支え合い活動に対する区民の理解を促すとともに、地域福祉の担い手がより機能できる環境を整え、誰もが地域で安心して生活できるよう、助け合い、支え合いのしくみを充実していきます。

個別施策と計画事業

3-4-1 ① 支え合いの地域社会の構築

孤立死の防止、ひとり暮らしの高齢者等の生活を支援するため、地域における会食会や、気軽に相談に応じる体制づくりを地域との協働により構築し、必要な援助を行います。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
(仮称) ふれあいステーション事業の充実	相談事業のモデル実施 (2か所)	・相談事業の充実 ・ふれあいサポート活動 ^{※1} との統合・ 拡充

3-4-1 ② 地域福祉の担い手との連携の促進

地域福祉を推進するため、社会福祉協議会や民生委員と連携し、ひとり暮らし高齢者等に対する身近な場所での相談や日常生活上の困りごとなどにきめ細やかに対応する事業を展開します。
また、ふれあいサポート活動は地域福祉において重要な役割を果たしており、孤立死防止のため
の高齢者の見守り活動などを含め、担い手である町会・自治会との連携をさらに深めていきます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
孤立死防止など地域での見守り体制のしくみづくり	地域見守りネットワーク の拡充	・町会・自治会と連携した見守り体制の 充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
ふれあいサポート活動の推進	地域の相互支援活動の推 進 高齢者等の見守り支援の 推進	・ふれあいサポート活動の再構築（（仮 称）ふれあいステーション事業との統 合）

※1：ふれあいサポート活動 区民間で相互支援を推進することを目的として、地域の人びとが運営する様々な事業（高
年者懇談会・ふれあい健康塾・訪問ボランティア等）を、地域センターが核となって実施しています。

3-4-1 ③ 多様な主体のボランティア・社会貢献活動の支援

地域での支え合い活動を行う多様な主体（区民、企業、社会福祉法人、NPOなど）と支援を求
める住民に対し、活動の場の拡充や内容の調整を図るため、情報提供やコーディネートを強化しま
す。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
ほっとサロン ^{※1} の拠点整備	設置（3か所）	・運営の支援

3-4-1 ④ 成年後見制度の運営の充実

社会福祉協議会の成年後見センター^{※2}との連携強化により成年後見制度の活用を進め、判断能
力が低下した高齢者や障害者などへの支援を強化します。
また、成年後見センターが実施する、後見人の確保策としての市民後見人の養成事業を支援する
ほか、対象者の増加を踏まえた相談体制の強化を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
成年後見センター事業の充実	事業の推進	・成年後見にかかる相談の充実 ・区長申立て・代理申立ての充実 ・市民後見人養成事業の充実

3-4-1 ⑤ 災害時助け合いシステムの整備

災害時に高齢者や障害者が、安全に避難できるよう支援体制を整備します。また、できる限り個々
の状況に配慮した避難生活が送れるよう、区内福祉施設の受入体制の整備や、医療機関との連携を
推進していきます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
災害時助け合いシステムの整備	災害時要援護者名簿の充 実 避難所用物品の整備・更 新	・支援体制の充実

※1：ほっとサロン ボランティア団体や地域の人たちが自主的に運営に参加する地域の交流拠点です。
※2：成年後見センター 社会福祉協議会で運営し、利用者本人の判断能力や生活の状況に応じて、成年後見制度や福祉
サービス利用援助事業などを活用して、財産管理や身上監護を中心としたサービスを提供しています。

基本政策

3-4-2

すべての人にやさしいまちづくりを推進する

ユニバーサルデザインの考え方を基本に、区民、民間事業者、区の協働により、ものやしくみ、心のバリアをなくし、高齢者や障害者に限らずすべての区民が快適に暮らすことができる安全・安心のまちづくりを推進します。

個別施策と計画事業

3-4-2

①

やさしいまちづくりの推進

地域を構成する区民、事業者、行政がユニバーサルデザインに関する理解を深めるとともに、地域で福祉を担う幅広い人材の育成に向け、ユニバーサルデザイン研修の実施など普及・啓発を推進します。また、おたがいさま運動^{※1}の普及についても継続的に実施し、地域でともに支え合う参画と協働のしくみづくりや、まちづくりに関する情報提供をさらに進めます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
すべての人にやさしいまちづくりの推進	すべての人にやさしいまちづくりの推進	・ユニバーサルデザインの普及啓発の充実 ・おたがいさま運動の充実 ・やさしいまちづくり推進協議会の開催

3-4-2

②

やさしいまちの整備

誰もが安全・快適に外出できるよう、側溝の段差解消・歩道の平坦化、視覚障害者用誘導ブロックの設置など、公共施設（公共建築物、道路、公園など）におけるユニバーサルデザイン化を、区が率先して進めます。公共交通施設（鉄道、バス等）の事業者においても、ユニバーサルデザインの導入を促進するため施設整備などを継続して行うよう働きかけます。

また、駅周辺の多くの区民が身近に利用する公益施設（郵便局、病院、福祉施設など）や商業施設等についても、公共施設を含めた面的・重点的なバリアフリー化整備に向け、地域住民や高齢者・障害者、民間事業者などの意見を反映しながら、各主体との連携・協力のもと整備計画の検討を進めます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
駅のバリアフリー事業の推進	駅のバリアフリー化の推進	・駅のバリアフリー化に対する助成

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
面的バリアフリー事業の推進	大井町駅周辺バリアフリー計画策定着手	・バリアフリー計画に基づく整備

※1：おたがいさま運動 「困っている人がいたら助ける」「困ったときは、助けてと言える」といったことが当たり前になる「支え合いのまちづくり」に向け、区が推進している運動です。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
道路バリアフリー事業の推進	事業の推進	・段差解消・歩道の平坦化 ・視覚障害者誘導ブロックの設置 ・八潮団地内区道の歩道拡幅整備

基本政策

3-4-3

生活の安定を支援する

知識と経験豊富なスタッフを配置し、低所得者が抱える生活問題について福祉的観点から適切な助言を行うことにより、諸問題の解決を図ります。

また、ひとり親家庭が抱える諸問題についても、きめ細かな対応を実施していきます。特に子育て・生活支援および就労支援に重点を置き、早期に多様な支援を開始し、生活基盤の安定を図ります。

個別施策と計画事業

3-4-3

①

低所得者に対する自立の支援

低所得者の生活の安定を図るため、生活困窮に関する相談窓口と、高齢者、障害者、ひとり親家庭などの相談窓口が緊密に連携を図り、区民に必要な福祉情報を提供して自立に向けた相談体制の強化を推進します。

また、生活保護受給者には適切な相談を行い、生活を支援するとともに、個々の状況に応じた自立支援プログラムを定め、就労については品川区就業センター等を活用した相談と支援を行います。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
自立に向けた相談体制の強化	相談体制の推進	・相談体制の充実 ・就労支援の強化

3-4-3

②

ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭はそれぞれ複雑な状況を抱えているため、子育て・生活支援、就労支援、経済的支援等多岐にわたる支援策の一層の充実を図ります。特に児童扶養手当受給者等については、個々の生活状況、ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携や品川区就業センターの活用による相談支援を強化していきます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
就労支援の強化	ひとり親家庭自立支援事業の推進	・ひとり親家庭自立支援助成事業の推進 ・母子家庭等自立支援プログラム策定事業の推進

都市像

次代につなぐ環境都市

4

理念

1. 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
2. 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
3. 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

都市像

1

だれもが輝く
にぎわい都市

2

未来を創る
子育て・教育都市

3

みんなで築く
健康・福祉都市

4

次代につなぐ
環境都市

5

暮らしを守る
安全・安心都市

基本方針

基本構想

都市像の実現に向けて

- 自然を活かした水とみどりのネットワークをつくれます。
- やすらぎとにぎわいの都市景観を形成します。
- 区が率先して緑化や省エネルギー対策を推進します。
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を図ります。
- 環境問題への啓発を推進します。

水とみどりの豊かな都市をつくる

やすらぎとにぎわいの都市景観を形成する

環境再生のまちをめざす

環境コミュニケーションを充実する

省エネルギー等をはじめとした低炭素社会への取り組み、ごみの発生抑制・再使用・再生利用や環境に配慮した消費生活へと変換する循環型社会への取り組みなど、環境の取り組みを促進するとともに、水辺や身近なみどりなどの自然環境の保全・創出と都市緑化や再生まちづくりの推進により、豊かな生活環境を守り、育み、次代につなぐ環境都市を実現します。

政策の方向

水辺やみどりがもつ多面的な機能が、区民生活において、さらに有効な資源として活用されるよう、河川や運河等の水質改善を推進するとともに水辺空間の利活用を促進するための環境整備やしくみづくりを進めます。また、公共のみどりを増やしていくとともに、区民や企業の自主的なみどりづくりを支援できるようしくみづくりと啓発活動を推進します。

現在の状況

品川区は、これまで、水とみどりのネットワーク構想を掲げ、時代ごとの区民ニーズを捉えて、しながら区民公園やしながわ中央公園、東品川海上公園などを整備してきました。しかし、近年、「水辺」や「みどり」は、単に憩いの場、遊びの場としてだけでなく、環境教育やボランティア活動の場として、またヒートアイランド現象の緩和などの環境改善や様々な生物の生息場所、災害時の避難場所や船着場などの役割も期待されるようになっていきます。そこで、これまで整備してきた「水辺」や「みどり」の資源を区民生活にとって、さらに有効なものとして活用するため、平成20年（2008年）に「新・水とみどりのネットワーク構想」を策定しました。この構想の実現をめざすため、水とみどりに関する施策を総合的かつ計画的に進める「水とみどりの基本計画・行動計画」を平成24年（2012年）に策定しました。

品川区は臨海部に長い水際線を持ち、品川浦・天王洲地区ならびに勝島・浜川・鮫洲地区（勝島運河）が東京都の「運河ルネサンス※¹ 構想」に基づく運河ルネサンス推進地区に指定されています。これを受け、それぞれの地区の運河ルネサンス協議会により、運河等に浮桟橋が設置され、手漕ぎボートやカヌーなどの発着に利用されています。また、天王洲や東五反田などの再開発区域内でも、河川や運河等の水辺利用の進展が見られ、水辺の魅力向上に向けた取り組みが活発化しています。

高度経済成長期、生活雑排水の流入により生き物の棲まない「死の川」となった目黒川および立会川は、その後の下水道の普及により水質が改善し、さらに、平成7年（1995年）には下水高度処理水を目黒川へ、平成14年（2002年）にはJR東京駅付近の地下湧水を立会川へ放流するなどにより、近年では環境基準を達成するレベルにまで回復してきました。

しかしながら、雨天時に合流式下水道から汚水の混ざった雨水が流れ出ること、感潮河川※² のため流れが停滞していることなどから、現在でも臭気の発生、白濁化などの問題が残っています。

「みどり」については、平成21年度（2009年度）に実施した「水辺とみどりの実態調査」によると、みどり率は21.2%（緑被率は15.8%）となっており、過去5年間で1.6ポイント（緑被率は1.9ポイント）増加しました。品川区全体の公園面積は、大崎などの駅周辺での再開発事業にともなう公園新設や、工場跡地の取得などによる公園の整備などにより増加していますが、区の面積に占める公園面積の割合は、区部平均より低くなっています。

今後の課題

かつては、みどりや水辺が豊富であり、区内でも海辺での水遊び、子どもたちの虫とりなどの光景が見られ、身近な生き物とのふれあいの場も多く存在しました。しかし、現在では臨海部に長い水際

※1：運河ルネサンス 運河等の水域利用と周辺のまちづくりが一体となって、地域のにぎわいや魅力を創出することを目的に、地元企業や町会・自治会などでつくる運河ルネサンス協議会が東京都の登録を受けて様々な取り組みを進めるものです。
※2：感潮河川 海の干満の影響を受ける河川

線をもちながら、直接水に親しめる空間が少なく、生き物の生息・生育の場は、公園緑地などの一部の空間に限られているのが現状です。

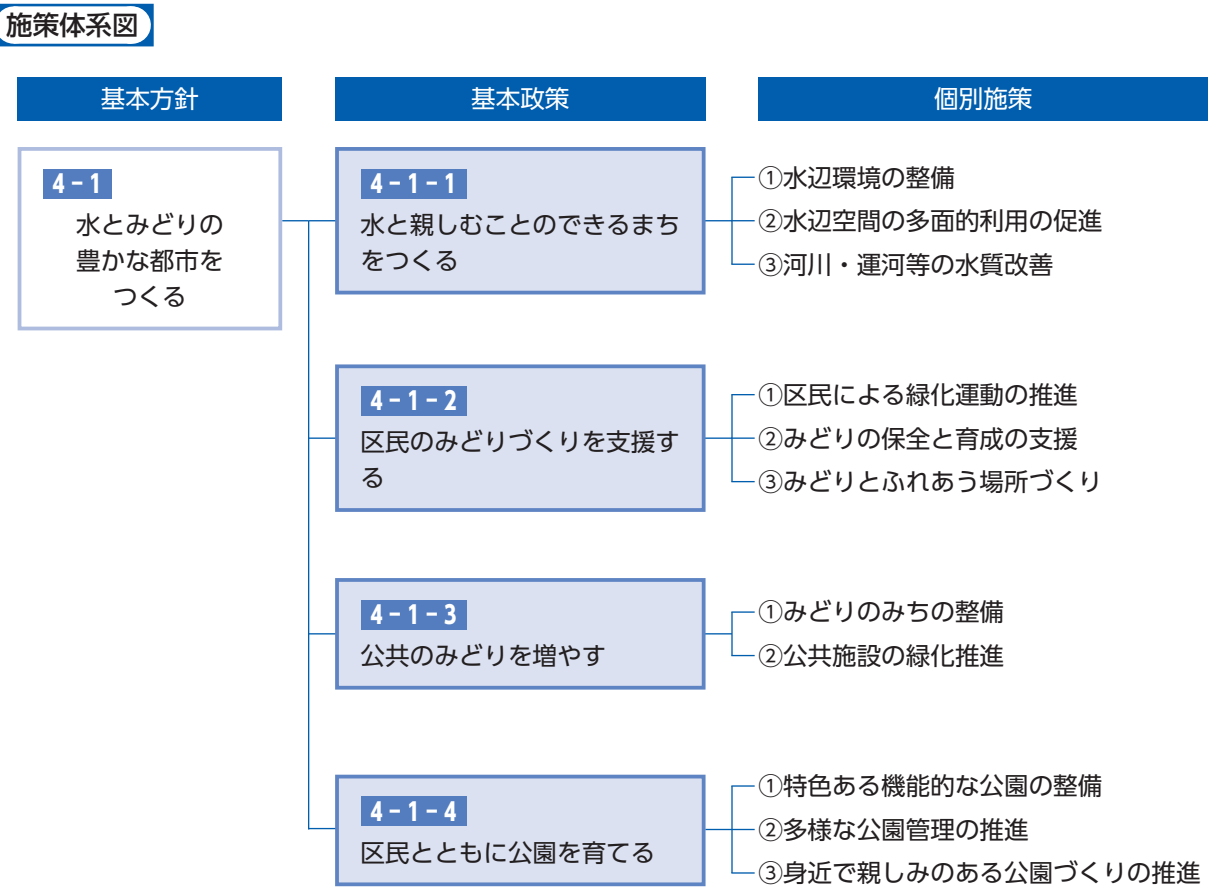
そこで、新たに策定した「水とみどりの基本計画・行動計画」では、これまでの緑地や水辺の整備を継承しつつ、多様な担い手が、多様な手法で「水とみどりがつなぐまち」の実現をめざします。

一方、土地の確保が難しいことから、今後、大規模な公園・緑地の整備を進めることは困難で、公園面積の顕著な増加は難しい状況です。そこで今後は、公園・緑地の整備や民有緑地の確保だけでなく、水辺空間の整備や民間開発により生まれた広場空間の活用なども含めた「水とみどりのネットワーク」の充実をめざします。

また、これにあわせて、みどりの増加率を示す指標として、みどりで覆われた部分の割合を示す「緑被率」に加えて、公園やみどりに水面なども含めた割合を示す「みどり率」を採用し、区内の4分の1がみどりで覆われている「みどり率」25%をめざします。

今後は、水辺空間や拠点となる公園をはじめ、それらをつなぐ回廊としての街路樹や住宅地のみどり、学校・公共施設等のみどりの充実に向けた取り組みを推進していくことにより、身近な生き物とのふれあいの場の確保や、区内の生物多様性の増進への配慮、防災、景観、歴史文化など水とみどりの多面的機能の活用をめざします。

特に区内陸部の地域は、関東大震災以降に田畑が宅地や工場へと変わり、私鉄が次々と開業したことで、住・工・商が混在した形で都市化が進み、住宅が密集・集積している反面、全体的に公園や緑地などが不足しており、防災上の課題があります。このうち荏原地区においては、密集住宅市街地整備促進事業と連携して、公園や空地の確保を推進する必要があります。また、区の中心部にあるしながわ中央公園の拡張を行い、区の防災拠点として防災機能を重視した公園に整備していきます。さらに、区民や企業の自主的なみどりづくり活動を支援できるようしくみづくり、啓発活動を通じてそうした活動を拡大していく必要があります。



政策

の概要

基本政策

4-1-1

：水と親しむことのできるまちをつくる

区民が直接水に親しみ活用できるよう、河川や運河等の環境改善を図り、事業者と連携し親水空間を整備するとともに、水辺空間を活用できるような機会の提供としくみづくりを進めます。

個別施策と計画事業

4-1-1

①水辺環境の整備

区民と水とのふれあいを回復させ、うるおいのある快適な生活の実現を図るため、区民が安心して水に親しめるような空間・施設を企業やNPOなどと連携し整備します。また、観光や防災の視点からも、水辺空間を活用できるような施設の整備を進めます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
水辺空間の整備促進	水辺の散歩道整備 親水スポット整備	・身近な親水スポットの整備促進

4-1-1

②水辺空間の多面的利用の促進

区民が身近に水を感じ、気軽に水に親しめるように、区民と協働して情報発信や機会づくりに必要な体制を構築するとともに、水辺利用の規制の緩和を誘導し、水辺空間に対する区民の多様な要望に応え、水辺の利活用を促進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
水辺空間の利活用促進	利活用の促進	・河川・運河の利活用促進 ・栈橋・船舶の利用促進

4-1-1

③河川・運河等の水質改善

立会川では、地下湧水の放流に加え、白濁や臭気発生の抑制のため貧酸素化している底層部分に高濃度酸素溶解水を供給するなど、水質改善を進めます。

また、目黒川においては、下水高度処理水の導水に加え、調査・実験等を行うなど、一層の水質改善策の実現を推進し、人が水にふれあえる豊かな水環境の実現をめざします。さらに、東京都や周辺区との連携を一層強化し、河川・運河等の水質改善を進めます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
目黒川・立会川・勝島運河の水質改善	水質改善の推進	・目黒川・立会川の水質改善対策の推進 ・勝島運河合流改善施設の整備・水質改善策の検討

基本政策 4-1-2：区民のみどりづくりを支援する

区民や企業にもみどりづくりに関わってもらうための支援や意識の醸成を進めるとともに、区民が自発的にみどりの創出に取り組めるようなしくみづくりを進めます。

個別施策と計画事業

4-1-2 ① 区民による緑化運動の推進

区民が身近なところでみどりづくりに取り組みやすいように誘導・支援し、区民によるみどりづくりを促進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
みどり豊かな街なみづくりの助成	生垣助成 屋上緑化の助成	・生垣（接道部緑化・防災緑化）の助成 ・屋上緑化の助成
全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
みどりと花のあるまちづくり	ボランティアへの支援	・みどりと花のボランティア新規登録の拡大

4-1-2 ② みどりの保全と育成の支援

区民と区との協働により、既存の自然環境やみどり空間の保全を図り、区民の環境保全に対する関心・機運の醸成を図ります。また、自然環境・みどり空間の健全な育成に寄与するような区民の活動に対する支援を促進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
樹木の保存事業の推進	保存樹木の指定	・保存樹木の新規指定

4-1-2 ③ みどりとふれあう場所づくり

既存の自然環境やみどり空間を活用したり、新たに整備することで、区民の身近な場所に自然とふれあえる空間を創出するとともに、そこでの区民の自主的活動を支援することを通じてみどりや自然・環境への理解を促進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
マイガーデン※ ¹ の運営	マイガーデンの運営	・マイガーデンの運営 ・地域交流イベントの推進 ・整備検討

※ 1：マイガーデン 区民農園

基本政策 4-1-3：公共のみどりを増やす

拠点となる公園を結ぶ緑道等の整備や周辺の学校・公共施設の緑化を推進して、ネットワークの形成を促進します。

個別施策と計画事業

4-1-3 ① みどりのみちの整備

みどりのみちを整備することで、拠点や軸線を構成する主要公園や緑道をネットワーク化し、安全で快適な歩行空間として区民の利用促進を図るとともに、災害時の避難路としての機能の強化を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
水とみどりのみちの整備	八ツ山通り・元なぎさ通りの整備	・八ツ山通り・元なぎさ通りの整備

4-1-3 ② 公共施設の緑化推進

公共施設の緑化を推進することで、やすらぎやうるおいのある空間を創出し、地域環境の改善を図ります。さらに、こうしたみどりを取り込むことで、ネットワークの広がりを促進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
公共施設の緑化推進	屋上・壁面の緑化推進	・屋上・壁面の緑化推進

基本政策

4-1-4

区民とともに公園を育てる

ネットワークの拠点となる公園の整備を着実に進めるとともに、区民の多様なニーズに応えるため、公園整備や公園管理を多様な手法を用いて進めます。

個別施策と計画事業

4-1-4

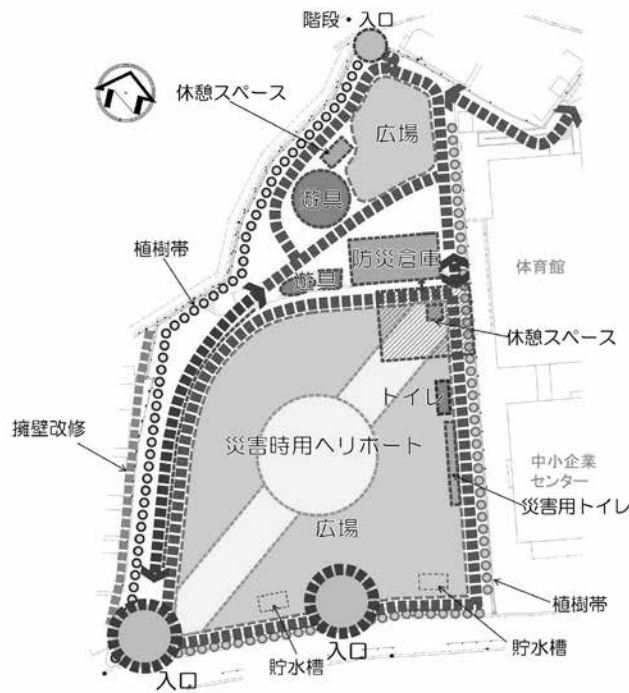
① 特色ある機能的な公園の整備

住民のレクリエーションや憩いの場、子どもがのびのびと安全に成長できる場、防災の拠点、生物の生育の場、生き物とのふれあいの場などとしての機能を高め、特色ある機能的な公園の整備を進めます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
子どもたちのアイデアを活かした公園づくり	整備	・東品川公園 ・しながわ区民公園

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
しながわ区民公園の再整備	設計	・設計・工事

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
しながわ中央公園の拡張整備	設計・事業認可取得 暫定開放	・設計・工事



しながわ中央公園の拡張整備イメージ

4-1-4

② 多様な公園管理の推進

公園の維持管理や利活用について、区民の多様なニーズに応えられるような手法・方策を実践して、区民の積極的な参画を促進していきます。また、公園づくりに関わる多様な区民活動に対する支援を推進します。

4-1-4

③ 身近で親しみのある公園づくりの推進

身近で親しみのある公園の充実を図るため、多様な手法を活用し、地域住民のライフスタイルに応じた公園機能の更新や、区民のニーズを反映した公園づくりを進めます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
魅力ある公園づくり	公園・児童遊園の改修 公園のバリアフリー化	・公園・児童遊園の改修 ・公園施設の長寿命化修繕 ・公園のバリアフリー化



西品川おさんぼ公園



金子山公園

政策の方向

品川区の歴史・自然・文化的景観を後世まで伝えとともに、地域の特性と個性を活かし、快適でうるおいのある区民がやすらぎを感じる都市景観の形成を進めます。また、国際都市東京の表玄関としてふさわしい、にぎわいのある都市景観の形成を進めます。

現在の状況

品川区は、旧東海道の最初の宿場という歴史的な背景や東京湾に面しているという地形的な条件など、魅力ある景観資源を数多くもっています。由緒ある寺社をもつ地区、市街地整備が進んだ地区、水辺やみどりなど自然環境が多く残る地区や庶民的で活気あふれる地区など、様々な顔があります。今後、これらの地域特性を活かした景観政策の積極的な展開が求められています。

また、平成16年（2004年）、わが国で初めての景観についての総合的な法律である「景観法^{※1}」が施行されたことにより、基礎自治体による法に基づく良好な景観形成の取り組みがスタートしました。

品川区も平成22年(2010年)7月に「景観行政団体^{※2}」となり、平成23年(2011年)4月より「品川区景観計画」の運用を開始しました。

現在、地区の個性や特徴を活かした景観ルールを取り決めた「重点地区」として、「旧東海道品川宿地区」を定め、景観アドバイザー制度による景観アドバイスなどの窓口相談も開催しています。

また、「旧東海道品川宿地区」以外の地域でも、身近なところからの景観づくりの取り組みが見られる地区を「重点地区」に指定していく検討を進めています。

今後の課題

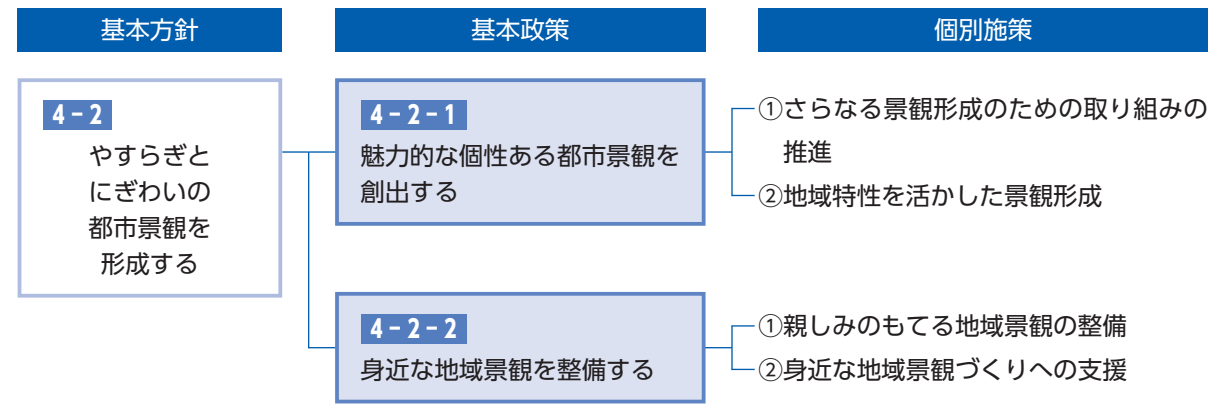
品川区は、「景観行政団体」となり「品川区景観計画」を策定し、区民とともに実効性のある政策を実現してきましたが、今後はさらなる景観意識の醸成のための施策を推進していくことが重要です。

また、まちのにぎわいを創出するためには、観光施策等と連携した景観まちづくりを進めることが必要です。さらに、水辺エリアにおいては、河川や運河の景観や水面から眺望する景観づくりが重要です。

※1：景観法 良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずるとする法律です。

※2：景観行政団体 地域における景観行政を担う主体で、景観法に基づく区域に景観計画を定めることができます。景観計画区域では、建築物の新築などの際に、設計や施工方法などを景観行政団体の長に届け出る必要があります。なお、景観行政団体には、指定都市の区域は指定都市が、中核市の区域は中核市が、その他の区域は都道府県がありますが、特別区は東京都と協議し、その同意を得て景観行政団体となることができます。

施策体系図



政策の概要

基本政策 4-2-1：魅力的な個性ある都市景観を創出する

魅力的な個性ある都市景観を創出するため、景観形成のためのしくみづくりを推進します。また、にぎわいのある都市景観を形成していくため、歴史的なまちなみや特色ある商店街などの地域特性を活かした景観形成を推進します。

個別施策と計画事業

4-2-1 ①さらなる景観形成のための取り組みの推進

都市計画における様々な方針と連動させ「景観計画」の運用を行い、将来を見据えた景観まちづくりへ誘導します。

また、個性的で魅力ある景観づくりに寄与した区民や団体等の活動を対象とした発表の場の提供や表彰等、区における景観活動を推進していくしくみづくりを行い、景観まちづくりへの意識啓発を図ります。

景観上重要な路線の無電柱化（電線類の地中化を含む。）について、基本方針を取りまとめます。

品川区における景観形成のさらなる飛躍を求め、地域との景観まちづくりにおいて協働してゆくためのしくみづくりを行い、区民とともに景観まちづくりを推進していきます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
景観まちづくりの推進	景観計画の推進	・景観計画の推進

4-2-1 ② 地域特性を活かした景観形成

地域特性に応じた魅力ある都市景観を形成し、まちのにぎわいづくりにも資する、活力ある景観づくりを推進するとともに、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、無電柱化を進めます。また、目黒川沿いや勝島運河周辺など、うるおいのある水辺景観の保全を検討します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
景観形成基準の策定（重点地区 4 地区）	1 地区	・ 3 地区

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
商店街の電線類の地中化	北品川地区（完了） 戸越銀座地区工事	・ 戸越銀座地区整備（完了）

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
オリンピック・パラリンピック競技会場周辺の無電柱化等の推進	検討	・ 方針検討 ・ 整備促進



商店街の電線類地中化（北品川地区）

基本政策 4-2-2：身近な地域景観を整備する

地域住民や通行者などにうるおいを与えるとともに、地域に根ざした誰かが親しめる、身近な景観づくりを進めます。また、地域に根づいた魅力ある景観の整備を行います。また、地域が行う景観づくりに関する事業と連携して整備・支援をしていきます。

個別施策と計画事業

4-2-2 ① 親しみのもてる地域景観の整備

道路に面した鉄道高架下の壁画などにおける落書き等の汚れにより、景観が阻害されています。そのため、道路擁壁等美化事業により地域住民や通行者などにうるおいを与えるとともに、親しみのある都市景観の整備を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
道路擁壁等の美化	美化の推進	・ 美化の推進

4-2-2 ② 身近な地域景観づくりへの支援

「品川区景観計画」における「重点地区」など、地域に根づいた魅力ある景観を残すまちなみを「修景」していく事業に対して国や都と連携し支援していきます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
都市景観形成事業の推進（旧東海道品川宿地区）	修景事業の実施	・ 修景事業の実施および充実

政策の方向

すべての区民が、地球温暖化をはじめとする地球環境問題を人類共通の課題として認識し、低炭素社会を構築する必要があります。そのため、区・区民・事業者の三者が、それぞれの責任と役割を踏まえて、具体的な取り組みを推進します。

また、地域における良好な生活環境の確保や自然再生活動の推進など、身近なところから環境の保全・改善に向けた取り組みを進めます。

一方、区民生活の基盤を支える清掃事業では、ごみの減量やリサイクルに関する取り組みを強化するとともに、区民の自主的な活動を支えるために必要な支援を継続しながら、なお一層の啓発等を行います。

現在の状況

私たちは、地球温暖化やオゾン層の破壊、森林の減少や大気や海域の汚染、エネルギー問題など、人類の活動に起因する未曾有の危機に直面しています。このため、区民生活に直接関わる取り組みはもとより、国際的な取り組みのほか、国、自治体、産業など幅広い各方面における取り組みが求められています。

また、東日本大震災以降、地球温暖化対策を含めた節電などの省エネルギーの推進が重要となっています。このため、区は、一事業者として区施設への環境に配慮した設備等の導入など、自ら率先行動を進めるとともに、区民・事業者が果たすべき役割を盛り込んだ「第二次品川区環境計画^{※1}」に基づき具体的な施策を進めます。

さらに、品川区における再開発事業においても、環境への負荷を低減する技術やしくみを活用した施設の建設や対策の誘導を行っています。なお、典型 7 公害については、規制指導調査等の実施を従来からの法・条例に則り迅速に対応しておりますが、区民の身近な課題である生活環境については多様化しており、対応が複雑化しています。

一方、ごみ・リサイクルについては、平成12年度（2000年度）に東京都から品川区に清掃事業が移管された後、各戸収集をはじめとして区の独自性を発揮した様々な取り組みを展開してきました。その結果、区のごみ量は減少傾向である一方で、資源回収品目の拡大にともない資源の回収量は増加傾向にあり、資源循環型社会の構築に向けての取り組みの成果が出てきているところです。

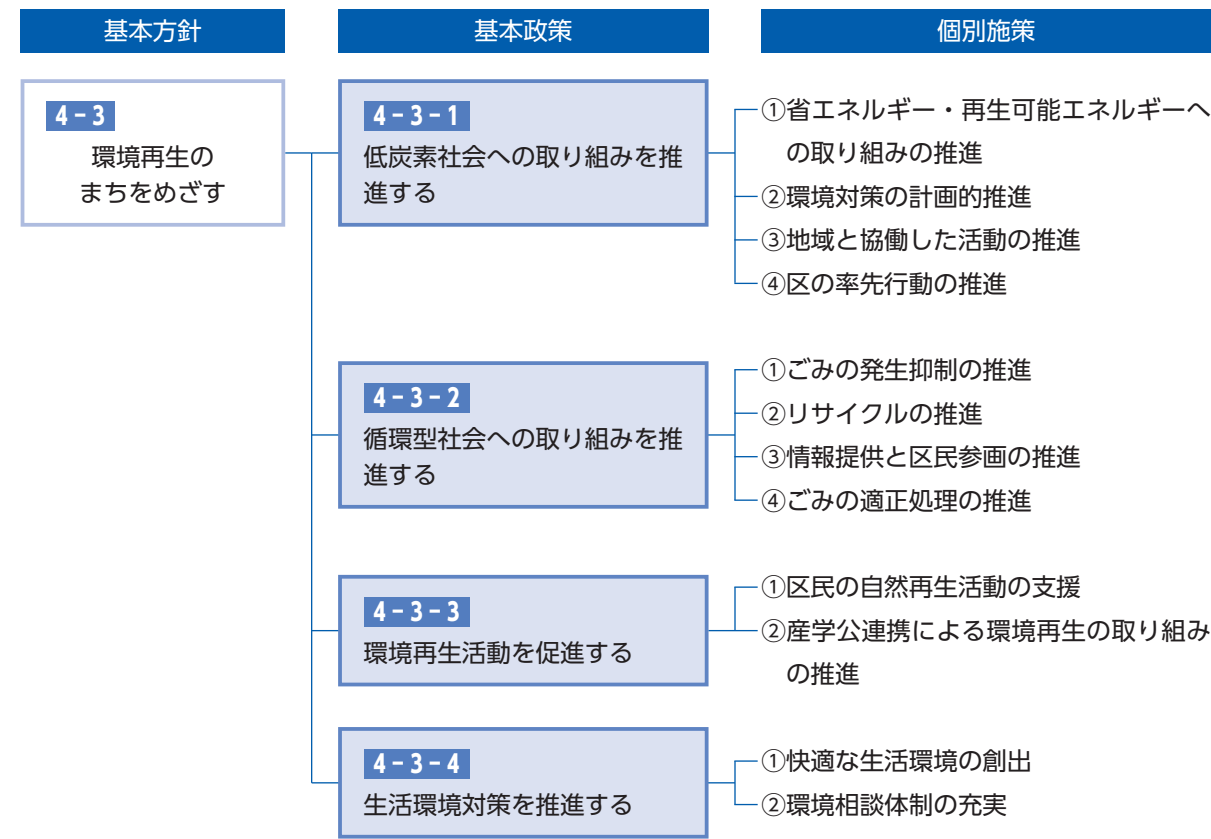
※ 1：第二次品川区環境計画 平成 25 年（2013 年）から 10 年間を計画期間として、大気汚染などの身近な問題から、地球温暖化などの地球環境に至る幅広い環境問題に対し、長期的な視点に立って、総合的・計画的に環境保全を推進するための計画です。

今後の課題

環境再生に向け、区民一人ひとりが身近で具体的な行動への第一歩を進めることが重要です。CO₂ 排出量の削減や省エネルギーとなる環境先進技術を用いた省エネ機器や太陽光発電システムの導入、電気自動車の利用など、省エネルギー・創エネルギー・蓄エネルギー行動による環境に配慮したライフスタイルの変革などが求められており、区はこうした様々な活動を側面から支援していく必要があります。また、従来からの規制指導調査等の環境対策に加え、近年、身近な生活環境についても、有害化学物質等の新たな課題への対応も求められています。

清掃事業については、今後、より一層の資源循環型社会の構築に向けた取り組みが求められており、さらなるごみの減量・リサイクルの推進が必要です。

施策体系図



政策

の概要

基本政策

4-3-1

：低炭素社会への取り組みを推進する

CO₂の削減や省エネルギーなどのさらなる推進を図るため、区自ら率先垂範するとともに、区民や事業者への普及・啓発等を積極的に進め、広範な区民運動の展開を図ります。

個別施策と計画事業

4-3-1

①省エネルギー・再生可能エネルギーへの取り組みの推進

地球環境を良好に次代へ引き継ぐため、限りある資源を有効に活用するとともに、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの導入などの検討を進めます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
省エネ型・LED型街路灯への建替え	建替えの推進	・建替えの推進

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
省エネ型・LED型公園灯への建替え	建替えの推進	・建替えの推進

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
雨水利用タンクの普及	普及の推進	・普及の拡大

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
太陽光発電システム設置の支援	設置の支援	・支援の充実

4-3-1

②環境対策の計画的推進

第二次品川区環境計画は、長期基本計画との整合およびその他の個別計画との連携を図りながら、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための中心的役割を担っており、適宜見直しさらに効果的な運用を図ります。

4-3-1

③地域と協働した活動の推進

地域において温室効果ガス^{※1}を削減するため、区民・事業者と連携して計画的かつ総合的な取り組みを展開します。

※1：**温室効果ガス** 太陽光によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスをいいます。

4-3-1

④区の率先行動の推進

品川区は「品川区地球温暖化防止対策実行計画^{※1}」や環境マネジメントシステム^{※2}を通じて、省資源、省エネルギーなどの取り組みをさらに進めます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
品川環境行動事業の推進	サマールック等キャンペーンの推進 グリーン電力の使用 環境マネジメントシステムの運用管理	・サマールック等キャンペーンの推進 ・グリーン電力の使用 ・環境マネジメントシステムの見直しおよび運用管理

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
涼のみの整備	保水・遮熱性舗装の整備	・保水・遮熱性舗装の整備



涼のみち（武蔵小山駅前交通広場・遮熱性舗装）

※1：**品川区地球温暖化防止対策実行計画** 品川区が行う事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減のため、温室効果ガスの削減目標、削減手法等を定めた計画です。
※2：**環境マネジメントシステム** 組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等のしくみのことです。

基本政策

4-3-2

：循環型社会への取り組みを推進する

循環型社会を構築するためには、区民・事業者・区が、それぞれの役割と責任に応じて、より一層、ごみの発生抑制に努め、ごみの減量化と資源化に取り組んでいく必要があります。このため、区は、次の 4 つの施策や事業を展開します。

個別施策と計画事業

4-3-2

①

ごみの発生抑制の推進

ごみ減量については、3R^{※1}（リデュース、リユース、リサイクル）の実践が有効な手段ですが、リサイクルや再使用の前に、まずごみの発生総量を減らすことに努めることが重要です。そのため、区は、区民・事業者に発生抑制について積極的に働きかけを行います。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
中小零細事業者等からの資源回収の支援	事業系廃棄物減量の推進	・リサイクルルートへの誘導・支援

4-3-2

②

リサイクルの推進

発生抑制、再使用の取り組みを行っても、なお、排出されるごみについては、コストや環境負荷に配慮しながら、資源として可能な限りリサイクルを推進します。また、区民や事業者に対しては、ごみと資源の分別の徹底を啓発します。さらに、事業者には、自主的なリサイクルシステムの構築を働きかけます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
資源回収ステーションにおける資源回収の推進	資源回収事業の推進	・資源回収の推進

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
拠点回収の充実	拠点回収事業の推進	・拠点回収の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
ペットボトルの店頭回収	資源回収事業の見直し	・ペットボトルの店頭回収（平成26年度 未終了）

※ 1：3R 「リデュース（Reduce：ごみの発生抑制）」、「リユース（Reuse：再使用）」、「リサイクル（Recycle：再資源化）」の頭文字を取ったもので、「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」ことを差します。

4-3-2

③

情報提供と区民参画の推進

区民・事業者一人ひとりが環境問題について正しい知識を持ち、行動をすることが求められています。そこで区は、環境教育・環境学習の推進、環境情報の発信など普及啓発活動の充実を図り、区民参画を推進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
集団回収の促進	集団回収の促進	・集団回収の促進

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
資源持ち去りパトロールの推進	資源持ち去りパトロールの推進	・資源持ち去りパトロールの強化

4-3-2

④

ごみの適正処理の推進

廃棄物の減量を実施してもなお、ごみとして処理をしなければならないものについては、環境負荷を与えないように配慮しながら、排出指導やリサイクルルートへの誘導等、適切に対応します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
事業系廃棄物適正排出の推進	事業系廃棄物減量の推進	・事業系廃棄物適正排出の推進

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
ふれあい清掃事業の推進	ふれあい清掃の推進	・ふれあい清掃の推進

基本政策

4-3-3

：環境再生活動を促進する

区民・事業者が環境再生への意識をもち、自然再生への活動に参加しやすくなるように様々な活動を支援します。また、区内の植物等の生息状況、自然環境の現状把握を行うとともに、産学公連携による共同研究を進め、その成果を環境再生活動に活かします。

個別施策と計画事業

4-3-3

①区民の自然再生活動の支援

生物実態調査の実施により、区内の自然環境を把握し、みどりの増加運動を推進するとともに、「早川町の里山再生」における区民の自然再生活動を支援します。

4-3-3

②産学公連携による環境再生の取り組みの推進

産学公が、協働してヒートアイランド対策等の研究実証事業を行うとともに、その成果を自然再生、CO₂削減、地球温暖化対策に活かします。

基本政策

4-3-4

：生活環境対策を推進する

身近な環境問題や有害化学物質などの環境問題に対応するため、現状把握に努め、国や都および関係機関と連携した対策を進めます。また、地域の環境データを収集して、環境対策等に活用するとともに身近な環境事象への対応や環境相談体制の充実を図ります。

個別施策と計画事業

4-3-4

①快適な生活環境の創出

地域の環境状況を把握し、より快適で安全な生活をめざした新たな環境事象への対応を推進します。

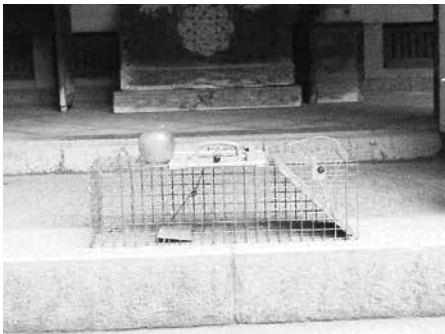
全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
アスベスト対策の推進	アスベスト調査および除去	・アスベスト対策の実施

4-3-4

②環境相談体制の充実

環境相談体制の充実により、カラス・外来種対策、土壌汚染対策などの身近な環境事象への対応を推進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
カラス・外来種対策の推進	カラス・外来種対策の推進	・カラス・外来種対策の実施



外来種の捕獲



ハクビシン

政策の方向

今日の環境問題を解決するためには、個別の対症療法的な取り組みだけでなく、社会全体での総合的な取り組みが必要です。

区は、これまでも区民の一斉活動などの啓発活動を行ってきました。これをさらに推し進めるために、区が区民や事業者と積極的に会話し、環境再生のためにそれぞれの立場で何ができるのか、どのような分野で協働できるのかなどを明らかにし、区民の創意を活かした実践活動を進めます。

現在の状況

品川区は、区や区民・事業者が果たすべき役割などを盛り込んだ「品川区環境計画」を平成15年（2003年）8月に策定して具体的な取り組みを推進してきました。その一環として区民への環境情報の収集、発信や活動拠点となる「環境情報活動センター」を設置して、環境活動団体への支援や育成を図っています。また、環境学習講座の開催、環境活動団体の顕彰と紹介など人と活動のネットワーク化を推進し、環境コミュニティの形成を図っています。

さらには、環境にやさしいライフスタイルの普及のため、地球にやさしい環境運動や、家庭での環境ISOの手法を活かした取り組みを推進しています。

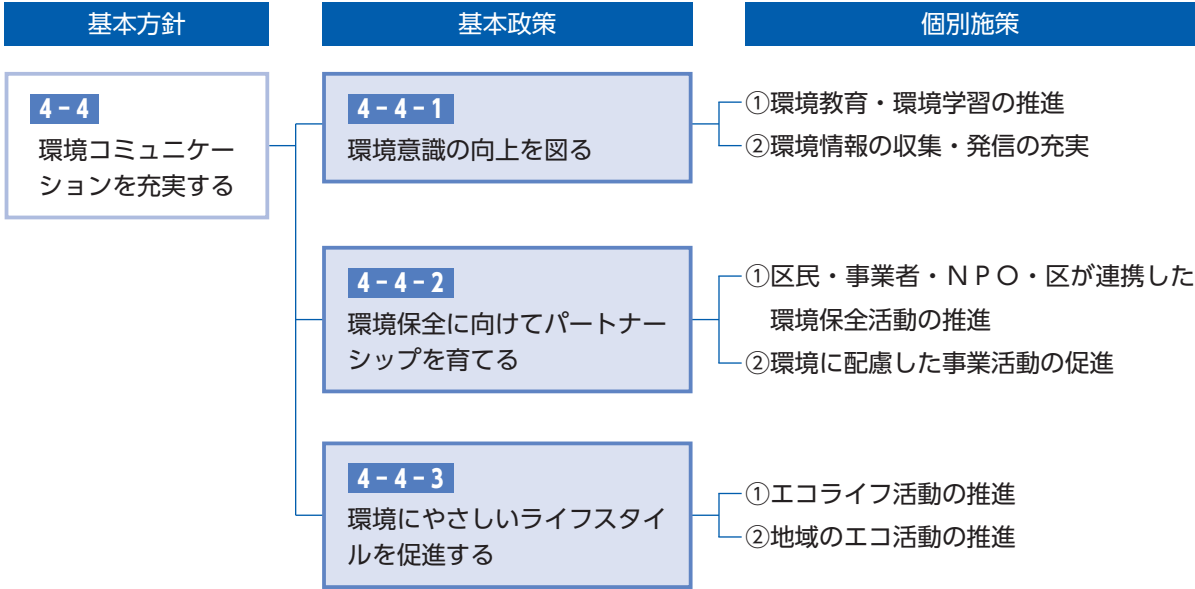
平成25年(2013年)3月に新たな環境課題を踏まえた第二次品川区環境計画を策定しました。

今後の課題

これまでホームページを通じて、区内の大気の状況や地表温の計測データなどをリアルタイムに発信してきましたが、今後も環境意識の向上を図るため、環境情報の収集と発信の拡充が必要です。また、地域のエコライフ活動の核となる環境リーダーを養成し、町会・自治会、事業者やNPOと連携・協力して活動を広げていくことが不可欠です。「環境情報活動センター」が区民の環境活動の拠点として、さらに機能の充実を図るとともに、住まいや暮らしの中で工夫を凝らし、環境にやさしいライフスタイルを推進する地域エコ活動が拡大発展するよう多様な支援を行うことが必要です。

また、区民、とりわけ次代を担う子どもたちを中心として環境学習会や発表会を開催し、環境教育や環境学習をさらに推進することが重要な課題となっています。

施策体系図



【環境コミュニケーション】

国の環境基本計画では「持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、企業、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聴き、討議することにより、お互いの理解と納得を深めること。」という意味で用いられており、現在では行政や企業の環境活動で使われるようになってきています。区でもこのようなことを通じて、区民や事業者の方と協働して環境活動を進めていきたいと考えています。

政策

の概要

基本政策

4-4-1

：環境意識の向上を図る

学校教育や生涯学習の場など様々な機会を活用して、環境教育を充実するとともに、環境情報の収集・発信・ネットワーク化のさらなる充実を図ります。

個別施策と計画事業

4-4-1

①環境教育・環境学習の推進

区民一人ひとりの具体的な環境への取り組みのために、環境問題についての正しい理解を促進し、環境に配慮した生活や行動を推奨し支援します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
環境教育・環境学習の充実・推進	環境教育・環境学習の検討	・環境教育・環境学習の導入・実施

4-4-1

②環境情報の収集・発信の充実

区民や事業者の様々な環境活動を促進するため、環境情報の収集や発信のなお一層の充実を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
環境情報の収集・発信の充実	環境活動・環境学習の充実	・環境活動・環境学習の充実

基本政策

4-4-2

：環境保全に向けてパートナーシップを育てる

効果的に環境保全の取り組みが行えるよう区民、町会・自治会、事業者、NPO等の環境活動団体との連携を強化します。また、事業者が行う省エネルギー対策などによるCO₂削減の取り組みを支援します。

個別施策と計画事業

4-4-2

①区民・事業者・NPO・区が連携した環境保全活動の推進

区民や町会・自治会、事業者、NPO等の環境活動団体の支援や育成を図り、環境ネットワークの形成を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
環境活動推進会議の運営充実	環境活動推進会議の運営 しながらECOフェスティバル等の開催	・環境活動推進会議の運営充実 ・しながらECOフェスティバル等の充実



しながわECOフェスティバル

4-4-2

②環境に配慮した事業活動の促進

事業者が環境に配慮した事業の運営を推進するため、環境マネジメントシステムの導入や環境経営の支援を行います。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
中小規模事業所の省エネ推進支援事業の充実	環境経営支援事業の推進	・環境経営支援講習会の充実 ・エコパワーカンパニー ^{※1} 認定の支援 ・エコアクション21 ^{※2} 認証取得の支援

※1：エコパワーカンパニー 環境に配慮した活動を自主的かつ積極的に実施し、品川区が「品川区エコパワーカンパニー」として認定する事業所です。

※2：エコアクション21 環境省が創設した環境マネジメントシステムの企画のひとつです。ISO14001の規格を基本としていますが、中小事業者でも取り入れやすいようにするため、システムの構築がISO14001よりも容易なものとなっています。

基本政策

4-4-3

：環境にやさしいライフスタイルを促進する

区民一人ひとりの行動が環境再生へとつながるよう、環境にやさしいライフスタイルの推奨、地域におけるエコ活動を支援し、身近なところからできる環境行動を促進します。

個別施策と計画事業

4-4-3

①エコライフ活動の推進

環境にやさしいライフスタイルの促進のため、地球にやさしい環境運動や国産間伐材^{※1}の有効活用を推進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
エコライフ普及事業の促進	地球にやさしい環境運動の普及・促進 国産間伐材の有効活用	・地球にやさしい環境運動の普及・促進 ・国産間伐材の有効活用

4-4-3

②地域のエコ活動の推進

打ち水運動、省エネの日など、区民の参加しやすい状況をつくり、地域で一斉に行動できる体制を整備し拡大します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
地域エコ活動の推進	打ち水運動の推進 しながわ版家庭ISOの推進	・打ち水運動の推進 ・しながわ版家庭ISO ^{※2} の推進

※1：国産間伐材 植林された森林を健全に育成するために伐採した国産の間伐材です。
※2：しながわ版家庭ISO 学校を通じてチャレンジシートを配布し、家庭で4週間省エネ作戦に取り組むものです。

都市像

暮らしを守る安全・安心都市

5

理念

1. 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
2. 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
3. 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

都市像

1

だれもが輝く
にぎわい都市

2

未来を創る
子育て・教育都市

3

みんなで築く
健康・福祉都市

4

次代につなぐ
環境都市

5

暮らしを守る
安全・安心都市

基本方針

基本構想

都市像の実現に向けて

- 災害に強いまちをつくります。
特に住宅密集地の防災性の向上を急ぎます。
- 良好な居住環境のための総合的な市街地整備を進めます。
- 安全で便利な交通網を整備します。
- 犯罪から区民を守る地域のしくみを充実させます。

災害に強いまちをつくる

魅力的で住みよい市街地を整備する

便利で安全な交通環境をつくる

区民生活の安全を確保する

喫緊の課題である、防災対策を進めるため、建物の耐震化や不燃化など住宅密集地の整備を進めるとともに、地域における防災・応急救護体制の構築を推進し、災害に強いまちをつくります。また、利便性、快適性の高い都市基盤を整備するとともに、犯罪や事故から区民を守る安全・安心のまちづくりを進めます。

政策の方向

区民、事業者、関係行政機関と連携しつつ、「品川区地域防災計画」を適切に見直し、総合的かつ体系的な防災対策を進めます。また、住宅密集地の防災性の向上や建物の耐震化、地域防災活動の支援などの取り組みを積極的に推進するとともに区の応急初動態勢を強化します。

現在の状況

国が今後30年以内に首都直下地震が発生する確率は70%と公表するなど、大地震の切迫性が指摘される中で災害への対応力の強化が重要となっています。

また、区が実施した『第20回品川区世論調査』平成24年（2012年）11月』の調査結果でも防災対策、安全な市街地整備への対応が重要施策の上位にあります。

平成24年（2012年）4月に東京都から公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」と東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年度（2012年度）に「品川区地域防災計画」の修正を行い、避難所運営体制の強化、女性の視点、災害時医療体制の強化、新たな災害への対応といった内容を盛り込みました。

また、策定から5年が経過した「品川区耐震改修促進計画※¹」については、計画の達成状況などの現状把握を踏まえながら、より効果的な施策を進めていくために平成25年（2013年）3月に改定を行い、新たに平成32年（2020年）までの耐震化目標を掲げ、耐震診断・補強設計・耐震改修等を行うにあたっての支援策の拡充、強化を図ってきました。

さらに、住宅密集地への対応についても、「木密地域不燃化10年プロジェクト※²」の不燃化推進特定整備地区制度により先行実施地区として選定された「東中延1・2丁目、中延2・3丁目地区」および、豊町、二葉、戸越地区を中心とした本格実施5地区約177haにおいて、都と連携した重点的、集中的な不燃化への取り組みを図るとともに、特定整備路線※³の補助29号線沿道建築物の不燃化促進や広域避難場所への道路の整備など、防災性や住環境の向上を図っています。

※1：品川区耐震改修促進計画 住宅・建築物の耐震診断および耐震改修を計画的かつ総合的に推進するための計画であり、平成19年度（2007年度）から平成27年度（2015年度）までを計画期間とし、最終年度までの住宅や特定建築物等の耐震化目標を90%以上とするため、旧耐震基準で建築された建物（昭和56年（1981年）6月以前のもの）を対象とする耐震化支援策などを位置づけています。

※2：木密地域不燃化10年プロジェクト 首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、東京の最大の弱点である木密地域の改善を一段と加速するためのプロジェクトです。特に甚大な被害が想定される地域を対象に、10年間の重点的・集中的な取り組みを実施し、木密地域を燃え広がらない・燃えないまちにすることを目標としています。

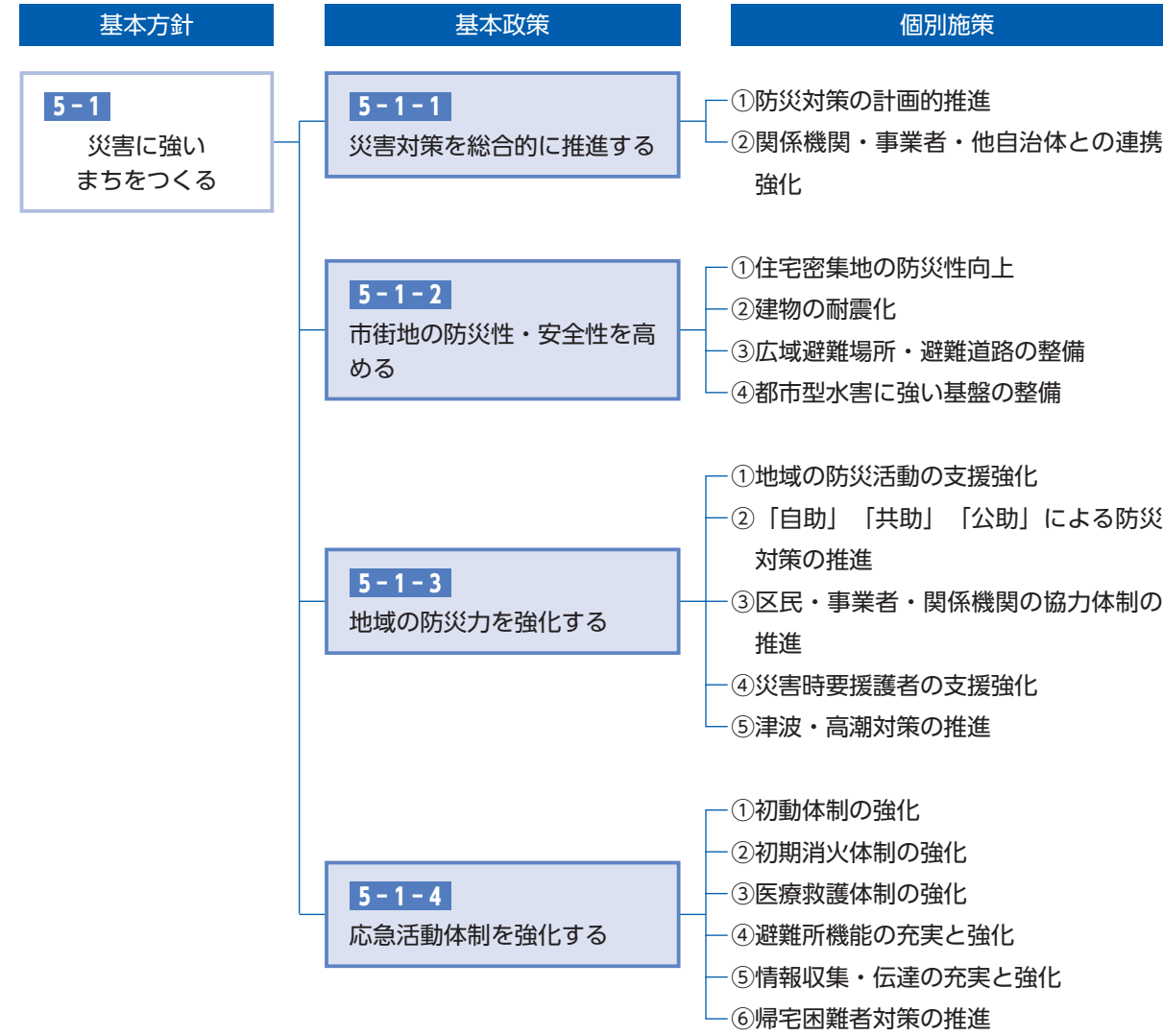
※3：特定整備路線 災害時に火災や倒壊の危険が高い木密地域の防災性向上を図るため、東京都が「木密地域不燃化10年プロジェクト」実施方針に基づいて選定し、整備する都施行の都市計画道路です。

今後の課題

今後、新たな地域防災計画に基づいた対策の実施に向けて区民、事業者、関係行政機関との連携をさらに強化して、具体的な取り組みを進めていく必要があります。とりわけ新たに定めた減災目標の達成に向けて、自助、共助、公助を基本にそれぞれの取り組みを強化拡大し、防災計画ならびに関係計画に定める施策を計画的に進めることが重要です。災害時における要援護者対策については、都で作成した指針等を参考にマニュアル作成を検討します。

また、市街地整備については、荏原地区を中心に地震災害およびこれに起因する延焼火災等に対して脆弱な住宅密集地が残されていることから、地域の不燃化、防災性の向上に向け都と連携のもと、取り組みを強化、充実し進めていく必要があります。

施策体系図



政策

の概要

基本政策

5-1-1

：災害対策を総合的に推進する

災害時に効果的な対応が取れるよう、「品川区地域防災計画」を適時更新するとともに、震災復興計画、関係マニュアルなどの各種計画を地域特性を踏まえ策定します。

個別施策と計画事業

5-1-1

①防災対策の計画的推進

これまでの災害の実例を教訓として迅速かつ効果的な対応ができるよう、地域防災計画との整合を図りながら震災復興計画や関係マニュアル等を策定し、あわせて、人、もの、情報などの資源を最大限活用した防災体制づくりを進めます。さらに、震災があった場合にすばやく復旧できるような地籍調査を進めます。

5-1-1

②関係機関・事業者・他自治体との連携強化

警察、消防などの行政機関および町会・自治会、区民、商店街ならびに交通機関や企業、大型集客施設、その他事業者、他自治体との横断的な連携や協力体制を強化し、総合的に防災対策を進めます。

基本政策

5-1-2

：市街地の防災性・安全性を高める

老朽建築物が密集し公共空間の著しい不足が見られる地域について、危険度の現状を区民に周知し、老朽住宅の建替えや不燃化および共同化を促進するとともに、道路・広場等公共施設の効果的な整備を行い、防災性・住環境の向上を図ります。

また、局地的な大雨などの頻発や都市化の進展にともなう雨水の貯留・浸透機能の低下が原因である都市型水害の被害を早期に軽減するため、下水道排水施設や雨水流出抑制施設整備の推進、防水板の設置など浸水に対する予防措置を図ります。

個別施策と計画事業

5-1-2

①住宅密集地の防災性向上

住宅密集地において、防災上有効な公園・広場の用地取得・整備、生活道路の拡幅整備により基盤となる公共施設の整備を進めるとともに、老朽建築物等の除却や共同・協調建替えの支援などにより不燃化を促進し、防災性の向上と居住環境の改善を図ります。

また、地区居住者や権利者によるまちづくり協議会などで、地区計画などの意見交換や検討を行い、地域の意向を踏まえた安全で快適なまちづくりを進めます。

さらに、重点的・集中的な住宅密集地の改善に向け、「木密地域不燃化10年プロジェクト」の不燃化推進特定整備地区制度を活用し、先行実施地区および本格実施地区において都と連携のもと不燃化を強力に推進し、地域の防災性の向上を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
東中延1・2丁目、中延2・3丁目地区密集住宅市街地の整備促進（木密地域不燃化10年プロジェクト）	整備促進	・道路整備、公園整備、建替促進 ・専門家派遣、除却支援 ・従前居住者対応 ・防災街区整備
旗の台・中延地区密集住宅市街地の整備促進（木密地域不燃化10年プロジェクト）	整備促進	・道路整備、公園整備、建替促進 ・専門家派遣、除却支援 ・防災街区整備 ・共同建替え
二葉3・4丁目、西大井6丁目地区密集住宅市街地の整備促進（木密地域不燃化10年プロジェクト）	整備促進	・道路整備、公園整備、建替促進 ・専門家派遣、除却支援
豊町4・5・6丁目地区密集住宅市街地の整備促進（木密地域不燃化10年プロジェクト）	整備促進	・道路整備、公園整備、建替促進 ・専門家派遣、除却支援
西品川2・3丁目地区密集住宅市街地の整備促進（木密地域不燃化10年プロジェクト）	整備検討	・専門家派遣、除却支援

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
都心共同住宅供給事業の促進	共同化の促進	・都心共同住宅供給事業 ・優良建築物等整備事業の活用



防災広場の整備（二葉中央のんき通り広場）

5-1-2 ② 建物の耐震化

耐震改修促進計画に基づき、建物の耐震診断・補強設計・耐震改修等への支援や相談体制、情報発信を強化することで、建物の耐震化を促進します。

また、区有施設のうち、震災時に防災活動の拠点となる施設や避難所となる防災上重要な施設は、早期に耐震化を図ります。その他の施設についても計画的に耐震化を進めます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
木造住宅等の耐震化の支援	耐震化支援	・耐震化支援の充実
耐震化アドバイザーの派遣	耐震化アドバイザーの派遣	・耐震化アドバイザーの派遣
耐震シェルター等の設置支援	設置支援	・設置支援の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
区有施設の耐震化	耐震化の推進	・計画的整備

5-1-2 ③ 広域避難場所・避難道路の整備

広域避難場所のより一層の安全確保のため、周辺建築物の建替助成などによる不燃化を促進するとともに、木密地域不燃化10年プロジェクトにおける特定整備路線の補助29号線沿道や、幹線道路沿道の不燃化により市街地大火を防ぐ延焼遮断帯の形成を進め、避難計画人口の拡大、遠距離避難の解消を図ります。

また、避難道路においては、地区計画に基づく壁面後退による道路拡幅整備や沿道建築物の不燃化を進めるとともに、空洞の調査と補修を進め、避難者の安全の確保と早期避難の実現をめざします。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
補助26号線その 2 地区都市防災不燃化の促進	不燃化の促進	・建築助成 ・除却助成
戸越公園一帯周辺地区都市防災不燃化の促進	不燃化の促進	・建築助成 ・除却助成

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
荏原北・西五反田地区防災生活圏促進事業の推進	整備促進	・地区防災道路拡幅整備 ・防災街区整備地区計画導入
戸越・豊町地区防災生活圏促進事業の推進（木密地域不燃化10年プロジェクト）	整備促進	・防災広場の整備 ・広域避難場所の入口整備 ・地区防災道路拡幅整備 ・専門家派遣、除却支援

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
滝王子通り地区避難道路機能の強化	不燃化の促進 避難道路拡幅整備	・建築助成、除却助成 ・避難道路拡幅整備

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
特定整備路線（補助29号線）沿道不燃化の促進（木密地域不燃化10年プロジェクト）	整備促進	・建築助成、除却助成 ・専門家派遣
特定整備路線（放射 2 号線）沿道不燃化の促進	事業導入	・建築助成、除却助成
特定整備路線（補助28号線）沿道不燃化の促進	導入検討	・建築助成、除却助成

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
橋梁の耐震改修	耐震化の推進	・計画的整備

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
橋梁の長寿命化の推進	予防的修繕工事	・予防的修繕工事

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
安全な避難路等の確保	道路空洞調査・補修工事	・空洞調査・補修工事

5-1-2 ④都市型水害に強い基盤の整備

個人住宅への雨水浸透施設、雨水利用タンクおよび防水板の設置助成を促進するとともに、公共施設および一定の条件を満たす民間施設などに対し雨水流出抑制施設の設置指導を行います。

また、早期に浸水被害の軽減を図るため、浸水の危険性が高い地域において、下水道能力増強工事を積極的に推進するとともに、老朽化対策にあわせて雨水排除能力を増強させるなど効果的に進めます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
雨水流出抑制対策の推進	対策の推進	・区有施設等への雨水流出抑制施設の設置 ・宅地内雨水浸透施設設置助成

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
排水施設の建設	排水施設の整備	・浜川雨水排水管の整備 ・立会川雨水放流管の整備促進 ・下水道管老朽化対策の推進

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
防水板の普及促進	普及促進	・普及促進

基本政策 5-1-3：地域の防災力を強化する

「自分で守る」、「みんなで守る」ことを防災の基本として、防災区民組織および事業所の自主防災意識の高揚と自らの組織力を活用した備えを積極的に支援するとともに、防災資機材を整備、拡充します。また、区民、事業者、関係行政機関との相互連携の強化を進め、災害時要援護者助け合いシステムの充実を図ります。さらに、津波・高潮対策の強化など想定外に備えます。

個別施策と計画事業

5-1-3 ①地域の防災活動の支援強化

地域防災力を高めていくために、区民の自主的活動を多面的に支援するとともに、防災機材等の配備を支援します。あわせて、区民、民間事業者への啓発や学校等における防災教育も充実します。

5-1-3 ②「自助」「共助」「公助」による防災対策の推進

防災対策の基本である「自分で守る」（自助）、防災区民組織（町会・自治会）や民間事業者等が地域で助け合う「みんなで守る」（共助）という意識の向上をさらに図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
災害対策基本条例の普及啓発	条例の検討	・条例制定 ・普及啓発

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
区民・事業者等への防災教育の充実	防災教育の充実	・防災教育の充実 ・防災センターの改修・活用

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
地域における防災訓練の充実	防災訓練の実施	・各種防災訓練の充実

5-1-3 ③区民・事業者・関係機関の協力体制の推進

災害時に区民・事業所・行政が相互に連携し協力体制を築けるよう、地域防災対策三者連絡会議^{※1}を通じて、具体的対策を取り入れた訓練の実施を推進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
地域防災対策三者連絡会議の結成促進	結成促進	・結成促進

※1：地域防災対策三者連絡会議 区民・事業所・行政が相互に連携し、地域における防災力の向上を図るために設置している会議体です。

5-1-3

④災害時要援護者の支援強化

災害時要援護者の支援について、より一層の強化を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
災害時要援護者の支援	災害時避難誘導ワークショップの実施 防災アドバイザー研修の充実	・災害時避難誘導ワークショップの充実 ・地域の防災リーダーの育成

5-1-3

⑤津波・高潮対策の推進

津波・高潮の発生の際に、日頃から区民が迅速かつ適切な行動がとれるよう、津波・高潮等について、わかりやすい情報の提供や注意喚起をするとともに、防災意識の普及啓発を図ります。また、津波等の危険性が高い地域において、避難場所等の確保を進めていきます。

さらに、立会川河口部における水門等の設置に向けた検討を都と連携して行うなど、津波・高潮対策の推進を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
津波・高潮対策の推進	津波自主避難マップ作成 マニュアル策定・普及 津波ワークショップ等の開催 津波避難施設の確保	・津波自主避難マップ等の普及促進 ・津波に対する防災訓練の実施 ・津波避難施設の確保 ・立会川河口における水門等の整備促進



津波自主避難マップ作成マニュアル



津波避難施設表示板

基本政策

5-1-4

：応急活動体制を強化する

災害発生時、または発生する恐れがある場合の応急活動を迅速に行うため、夜間休日等勤務時間外の職員参集を含めた初動対応マニュアルの活用による訓練等を実施し、災害対策本部の立ち上げや被害状況の早期把握など初動活動体制の強化を図るとともに、避難所の充実・機能強化の推進や、被災情報等の収集・伝達体制を強化します。

個別施策と計画事業

5-1-4

①初動体制の強化

初動対応マニュアルを充実し、迅速な参集、活動が可能となるようにさらに体制を強化します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
職員の初動体制の強化	災害時業務マニュアルの整備	・災害時業務マニュアルの整備・充実 ・職員の初動対応訓練の強化

5-1-4

②初期消火体制の強化

街頭消火器の増設、家庭用消火器の購入等のあっせん、小中学校への消防ポンプ配備を進めます。あわせて、初期消火への対応について啓発を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
木密地域における街頭消火器の増設	街頭消火器の増設	・街頭消火器の増設

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
区立小中学校へのミニポンプ等の配備	ミニポンプ等の配備	・ミニポンプ等の配備

5-1-4 ③ 医療救護体制の強化

医師会、薬剤師会、歯科医師会および柔道接骨師会との協定を締結し、医療救護所および緊急医療救護所の体制整備を進めます。あわせて、災害医療コーディネーターおよび災害医療連携会議の設置や（仮称）災害時保健衛生マニュアルを策定し、医療体制を一層強化します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
災害時医療救護体制の強化	災害医療連携会議の設立 応急医薬品ランニングストックの確保	・災害医療連携会議の運営 ・応急医薬品ランニングストックの更新

5-1-4 ④ 避難所機能の充実と強化

区立学校避難所を中心に備蓄物資、水、トイレの確保などを進めてきましたが、今後は二次避難所、その他避難所などで避難所機能の充実を図ります。また、広域避難場所の機能の整備を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
避難所機能の充実	避難所に接続する下水道管の耐震化 学校避難所内の排水設備の耐震化 一次避難所等の非構造部材の耐震化	・避難所の排水設備の耐震化 ・避難所の非構造部材の耐震化

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
災害復旧拠点等の水洗トイレ機能の確保	—	・災害復旧拠点に接続する下水道管の耐震化 ・地区内残留地区の下水道管の耐震化

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
備蓄物資等の充実	備蓄物資の更新・充実 備蓄倉庫の確保	・備蓄物資の更新・充実 ・備蓄倉庫の確保

5-1-4 ⑤ 情報収集・伝達の充実と強化

ケーブルテレビ放送網の活用や防災情報配信の一元化システムの活用により、区民、事業者、関係機関との情報収集・伝達の充実強化を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
情報収集・伝達手段の充実	防災情報配信システムの整備	・情報収集・伝達手段の充実



防災タブレット

5-1-4 ⑥ 帰宅困難者対策の推進

発災直後の一斉帰宅による混乱を回避するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則および自宅や施設内における備蓄の確保について、自主的に取り組むよう区民、事業者に周知を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
駅周辺帰宅困難者対策の推進	目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会の設立	・駅周辺帰宅困難者対策協議会 ^{※1} の設置促進 ・帰宅困難者対策訓練の実施

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
徒歩帰宅者支援対策の推進	国道15号線徒歩帰宅者支援対策協議会の設立	・徒歩帰宅者支援対策協議会 ^{※2} の設置促進 ・徒歩帰宅者支援対策訓練の実施



目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会

※1：駅周辺帰宅困難者対策協議会 大規模地震等により駅周辺で多数の帰宅困難者が発生した場合、情報提供や避難誘導等による安全確保、企業従業員等の一斉帰宅の抑制を図ることを目的に設置する協議会で、周辺の事業者、商店街、学校、行政機関などで構成しています。

※2：徒歩帰宅者支援対策協議会 東京都が指定する帰宅支援対象道路沿線において、災害時に徒歩帰宅者が円滑に通過できることを目的として設置する協議会で、沿線に位置する区内の町会・自治会、商店街、事業所、私立学校、行政機関などで構成しています。

政策の方向

羽田空港の拡張にともない東南アジア向けの国際線が大幅に拡充されるほか、品川駅は、わが国の交通の大動脈である東海道新幹線の全列車が停車し、平成39年（2027年）に開業をめざすりニア中央新幹線の発着駅となります。

品川区は、東京の表玄関としてだけでなく、国際都市としてのポテンシャルが一層高まってきています。こうした交通の結節点にあたる地域特性を活かし魅力的な市街地の整備を推進します。

また、近年、区の人口は増加傾向にあるものの、今後は少子高齢化による人口・世帯の減少が見込まれます。国においては、住宅の量的充足など社会状況の変化を踏まえて、住宅の供給から住生活の安定の確保および質の向上へと住宅政策を転換しました。品川区は、公的住宅を含めた既存住宅を良質なストックとして維持していくことで、安心して生活できる住まいづくりを推進します。

現在の状況

副都心として位置づけられた大崎駅周辺地区をはじめとして、天王洲地区、大井町駅東口地区、東品川四丁目地区、西大井地区で法定再開発事業などの手法を活用し、都市基盤施設の整備を進めるとともに、土地利用の転換を図り、住宅、商業、業務等のバランスの取れたまちづくりを進めてきました。

平成14年（2002年）には、「都市再生特別措置法^{※1}」が施行され、都市再生に向けた各種の制度が整備されたことを受けて、東京都心およびその周辺では民間都市開発投資が促進されました。品川区は、大崎駅周辺地域が都市再生緊急整備地域に指定されたことを受けて、区と地元関係者等とで設立したまちづくり連絡会が都市再生ビジョンを策定し、これに基づいて新しいまちづくりを進めています。また、武蔵小山駅周辺では、鉄道の地下化や駅前広場の整備が進んでいることから、まちづくりの機運が高まっており、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例^{※2}」に基づく街並み再生地区の指定を受けた地区などでは、敷地の共同化や再開発に向けた計画が進められています。

住宅政策においては、品川区は、超高層31階ファミリーユ西五反田東館（400戸）をはじめとした良質な区民住宅1,038戸（平成26年3月現在）を整備してきたほか、全国初の区民住宅の住み替え制度や家賃が一定となるフラット型家賃制度を導入するなど、活力ある地域づくりの担い手となる中堅ファミリー層の区内定住を積極的に誘導してきました。

その間、国は、住宅の量的充足など社会状況の変化を踏まえて平成18年（2006年）に「住生活基本法^{※3}」を制定し、住宅の供給から住生活の安定の確保および質の向上へと政策を転換しました。

区においては、再開発事業による分譲マンションの建設などが進んだことから、民間住宅市場における住宅供給戸数は増加傾向にあり、住宅の量的な確保は図られているといえます。一方で、住宅確保要配慮者^{※4}の住宅確保や既存マンションの老朽化などの課題が残されています。

※1：都市再生特別措置法 社会経済情勢の変化に対応した都市の再生を図るために必要な措置を定めた法律。平成14年（2002年）に施行。緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として都市再生緊急整備地域を定めることができます。

※2：東京のしゃれた街並みづくり推進条例 個性豊かで魅力のあるしゃれた街並みづくりを進め、東京の魅力の向上に資するための制度を定めた東京都の条例。都市計画に基づく規制緩和などを活用しながら共同建替え等を促進する街区再編まちづくり制度のほか、街並み景観づくり制度、まちづくり団体の登録制度が定められています。

※3：住生活基本法 国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定その他の基本となる事項について定めた法律。平成18年（2006年）公布施行。

※4：住宅確保要配慮者 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者

今後の課題

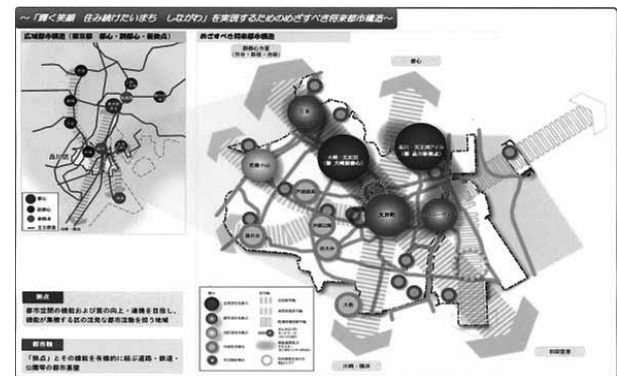
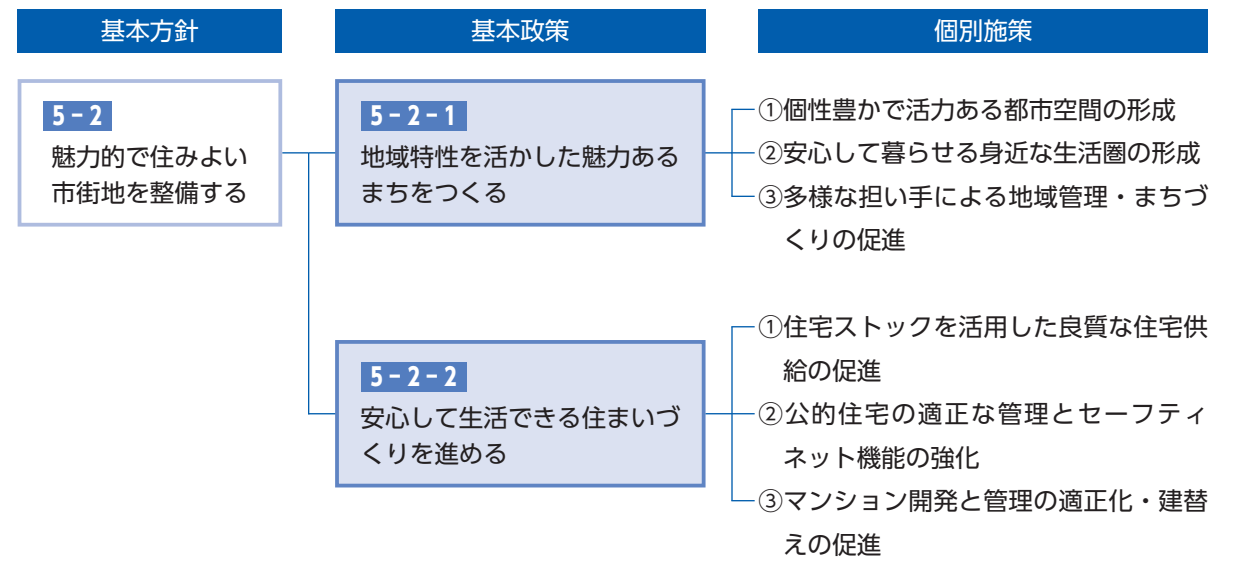
国際都市東京の表玄関に位置する品川区が、自らの地位をより確固たるものとするためには、36万人を超える区民それぞれの暮らしを支える魅力ある生活拠点の形成を図る一方で、50万人を超える昼間人口の様々な活動を支える都市機能の充実を図っていく必要があります。

さらに、開発・整備からまちの維持管理運営に移行していく段階においても、まちの魅力と活力を維持していく必要があります。

住宅政策においては、国や都および民間の動向を踏まえ、住生活の安定の確保および質の向上を図っていく必要があります。そのためには、区民に安心して生活できる住宅を提供するうえで、公的住宅を適切に維持管理し、良質なストックとして確保していかなければなりません。また、民間住宅ストックを有効に活用し、住宅確保要配慮者に向けた住宅を安定供給していくしくみを検討するとともに、マンションの老朽化については、大規模修繕・建替えを促進し、区民の住環境を向上させていくことが必要です。

そのほか、投資型ワンルームマンションの過剰な供給は、地域との軋轢や、将来空き室が生じることによる環境悪化が懸念されることから、ワンルームマンションをはじめとした中高層建築物の開発を適正化する取り組みが必要です。

施策体系図



めざすべき将来都市構造（品川区まちづくりマスタープラン）

政策の概要

基本政策 5-2-1：地域特性を活かした魅力あるまちをつくる

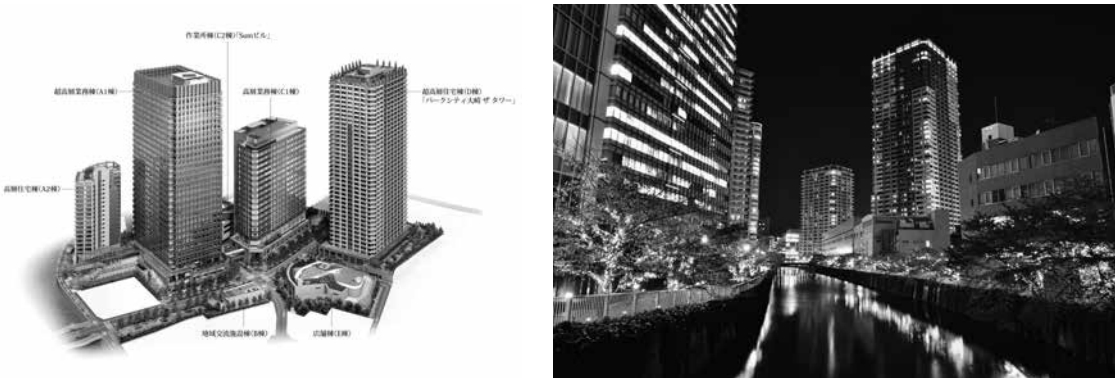
東京の表玄関という品川区の地位をより強固なものとするため、工業、商業、文化等の様々な振興施策との連携を図りつつ、地域特性を活かした魅力ある創造的で活発な都市活動を担う拠点の形成を図ります。さらに、地域住民・事業所等、多様な担い手による地域管理の体制づくりを促進します。

個別施策と計画事業

5-2-1 ① 個性豊かで活力ある都市空間の形成

都心機能の一部を担う品川や大崎、区の中心核としての大井町等の駅周辺では、再開発事業等の推進と基盤整備を同時に進めながら、高次の複合都市機能を備えた拠点の形成を促進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
大井町駅周辺地区まちづくり構想に基づく整備促進	整備促進	・整備促進
（大井一丁目南第1地区）	整備促進	・整備工事、竣工
（大井町駅西口E地区）	整備促進	・整備促進
（広町地区）	整備促進	・整備促進
大崎駅周辺地区の整備促進 （北品川五丁目第1地区）	整備工事	・整備工事、竣工
（大崎三丁目地区）	整備促進	・整備工事、竣工
（西品川一丁目地区）	整備促進	・整備工事、竣工
五反田駅周辺地区の整備促進	整備促進	・整備促進
品川駅南地域周辺地区の整備促進	整備促進	・整備促進
広町一丁目周辺地区の整備促進	整備促進	・整備促進
西五反田三丁目地区の整備促進	整備促進	・整備促進
目黒駅前地区の整備促進	整備促進	・整備工事、竣工
品川シーサイド駅周辺地区の整備促進	整備促進	・整備促進



北品川五丁目第1地区再開発事業 整備イメージ図

目黒川イルミネーション

5-2-1 ② 安心して暮らせる身近な生活圏の形成

より身近な駅周辺では、個性ある商店街や医療、福祉、教育等の生活サービス機能の集積等、地域の中心性を備えた地区生活拠点の形成を進めます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
武蔵小山駅周辺地区の整備促進 （駅前通り地区）	整備促進	・整備工事、竣工
（パルム駅前地区）	整備促進	・整備工事、竣工
（小山三丁目第1地区）	整備促進	・整備促進

5-2-1 ③ 多様な担い手による地域管理・まちづくりの促進

一定の地域における居住環境・市街地環境の維持・向上を目的として実施される地域住民・事業所等による様々な自主的取り組みを支援し、多様な担い手による地域管理の体制づくりを促進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
地域によるまちの自主的な管理運営の支援	自主的な管理運営の支援	・地域におけるエリアマネージメントの展開および活動の支援

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
区民の自主的なまちづくりの支援	自主的なまちづくりの支援	・まちづくり専門家の派遣 ・まちづくり団体への助成

基本政策

5-2-2

：安心して生活できる住まいづくりを進める

マンションを含む民間の既存住宅および公的住宅について、修繕や建替えを促進・支援して適切な維持管理を図るとともに、民間住宅ストックの有効活用を図ることで、住宅の安定供給と住環境の向上を推進し、安心して生活できる住まいづくりを進めます。

個別施策と計画事業

5-2-2

①住宅ストックを活用した良質な住宅供給の促進

住宅のリフォームを支援することで良質な住宅ストックとしての維持を図るとともに、住宅関係団体と連携し、民間賃貸住宅の空き室の有効活用および高齢者世帯、子育て世帯など住宅に困窮する区民への住宅の安定供給を図るしくみを検討します。

また、八潮住み替え相談センターの活動実績を踏まえ、世帯構成に応じた住宅へ円滑に住み替えることができるしくみを検討します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
住情報ネットワークの整備	ネットワーク機能の整備	・住情報ネットワーク機能の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
住宅修築融資のあっ旋	住宅修築融資のあっ旋	・住宅修築融資あっ旋

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
親元近居の支援	親元近居の支援	・親元近居支援の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
住宅改修の支援	住宅改善工事助成	・住宅改修支援の充実

5-2-2

②公的住宅の適正な管理とセーフティネット機能の強化

適切な維持管理を実施し、公的住宅を良質な住宅ストックとして区民に提供します。

5-2-2

③マンション開発と管理の適正化・建替えの促進

ワンルームマンションにファミリータイプの住戸と高齢者向けのバリアフリー住戸付置義務を定め、中堅ファミリー層とシニア世代の区内定住の一層の促進を図ります。また、マンションの管理水準の向上と大規模修繕や建替えの円滑な実施を促進するため、マンション管理士・一級建築士と連携して相談体制を確立するとともに、管理組合間で意見交換を行う場を設けるなどの支援を行います。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
分譲マンションの管理支援	分譲マンションの維持管理に関する相談支援	・マンション交流会の開催 ・マンション管理士等の派遣 ・相談・セミナーの充実



マンション管理セミナー

政策の方向

利便性の高い交通環境を形成していくため、鉄道路線やバス路線などの公共交通ネットワークのさらなる充実を図ります。また、生活道路の計画的整備や幹線道路の整備を促進し、道路ネットワークの体系的な整備を進めます。そして、安全な道路環境を整備することで、便利で安全な交通環境づくりを推進します。

現在の状況

品川区は鉄道網が発達しており、駅の数も40と区内のほぼ全域が駅まで概ね徒歩15分以内にあります。さらに、平成14年（2002年）12月のりんかい線全線開通などにより、より充実した効率的な鉄道ネットワークが形成されました。都心へ向かう南北方向の鉄道路線に比べて東西の鉄道路線は少ないものの、東京23区の中でも交通の利便性は高い環境にあると言えます。区はこれまでも、道路・鉄道それぞれの安全性の向上と、交通渋滞の解消を図るため連続立体交差事業に取り組んできましたが、未だ、いくつかの踏切が残されており、地域の分断や交通渋滞、災害時の避難、救援・救護の障害になりかねない地域があります。

品川区の道路網については、南北を結ぶ幹線道路網は充実していますが、東西を結ぶ道路網は脆弱であり、交通渋滞、生活道路への通過車両の流入等が課題となっています。また、一部の幹線道路を除き狭隘な道路が多く、さらに、住宅系、工業系、商業系の土地利用が混在しているため、生活道路へ流入する車両も数多く発生しており、災害時に緊急車両等の通行等に支障をきたすおそれがあります。

品川区の交通事故件数、交通事故死傷者数は、平成12年（2000年）をピークにその後減少傾向にあります。しかし、自転車利用者の交通ルールや交通マナーを守る意識の希薄化による交通事故の発生や、歩行者空間を阻害する路上駐車や放置自転車による道路環境の悪化が課題となっています。

また、高齢化がさらに進む中、歩行者などにやさしい利便性の高い生活道路の整備を一層進める必要があります。

今後の課題

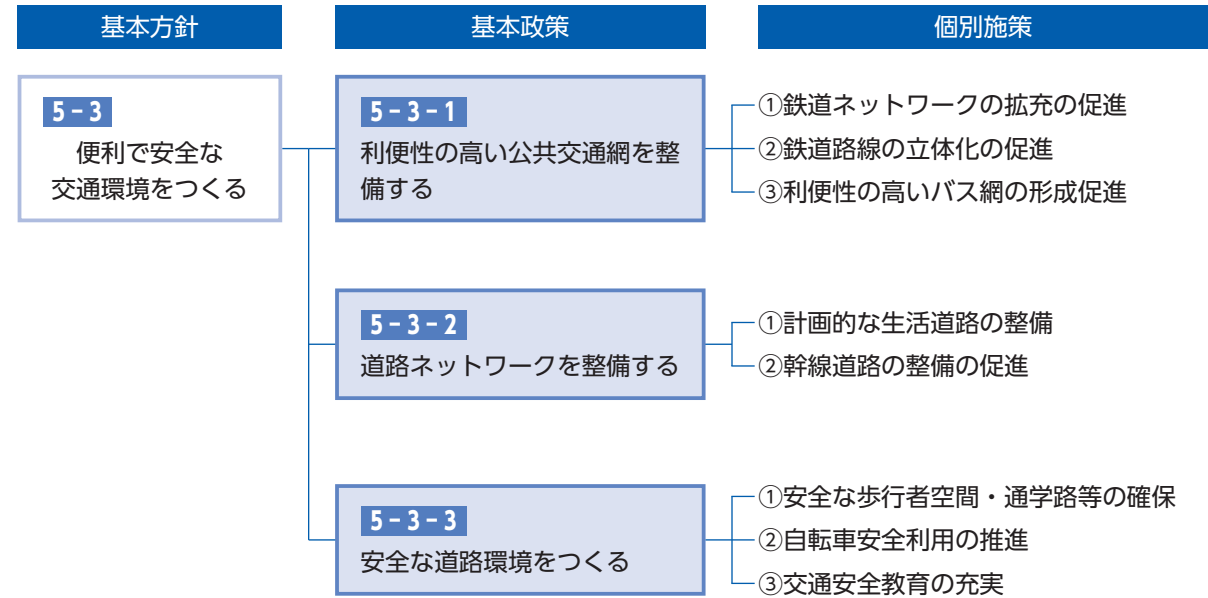
交通網の整備は、都市の魅力を高める重要な要素です。利便性の高い公共交通ネットワークを形成するため、鉄道による地域の分断、踏切事故、交通渋滞等を解消する必要があります。また、リニア中央新幹線の整備や、羽田空港の国際線の拡充等、区を取り巻く交通環境が変化していく中で、国際都市東京の表玄関として、まちの活性化の観点から、羽田空港へのアクセス性を向上させるため、事業者へのシャトルバスの増便等についての働きかけや、鉄道ネットワークの充実のため東海道貨物支線の貨客併用化について検討していく必要があります。さらに、鉄道網を補完するバス路線網の整備、拡充を図る必要があります。

道路ネットワークの体系的整備を進めるためには、生活道路の整備方針の策定により、歩行者にやさしい防災機能等をもった生活道路を整備していくことが重要です。区内の道路については、東西道路を結ぶ道路網の整備と、防災まちづくりと地域の活性化を図る観点から整備を進める必要があります。都市計画道路の優先整備路線および事業中路線の整備について促進するとともに、都が推進する木密地域不燃化10年プロジェクトによる特定整備路線の整備を進めることが重要です。

安全な道路環境づくりをめざし、高齢者・障害者をはじめ、すべての区民が安全で安心して道路を利用できるよう、道路のバリアフリー化や道路利用の適正化による道路環境の向上などを一体的に実

施する必要があります。また、交通事故を減少させる取り組みとして、安全施設の整備や交通安全の啓発・教育を実施していくことも重要です。

施策体系図



政策

の概要

基本政策

5-3-1

：利便性の高い公共交通網を整備する

品川区の広域都市軸のうち五反田、大崎、大井町の活性化を図るため、区内から羽田空港への交通ネットワークの整備の検討を進めます。また、鉄道がもたらす地域の分断、踏切事故、交通渋滞等の解消を図るため、既存の鉄道の立体化などを促進します。また、鉄道網が発達した区内において、バスは、鉄道網を補完する役割を持ち、鉄道駅への移動手段であるとともに、鉄道では直接接続していない地域間の移動にも利用されている重要な交通手段であり、区民の利便性を高めていきます。

個別施策と計画事業

5-3-1

① 鉄道ネットワークの拡充の促進

五反田、大崎、大井町のさらなる活性化を図るため、羽田空港への鉄道ネットワークなどの再編整備に向けて働きかけを行います。また、東海道貨物支線貨客併用化の実現に向け、沿線自治体が構成する協議会を通じて働きかけを進めます。

5-3-1

② 鉄道路線の立体化の促進

踏切遮断による交通渋滞および踏切事故の解消、鉄道に分断された市街地の一体化等を図るため、鉄道立体化の検討を促進します。

5-3-1

③ 利便性の高いバス網の形成促進

利用者ニーズに応じた利便性の高いバス網の整備が必要であり、特に区の東西を結ぶ公共交通網を充実させるため、都市計画道路の整備に合わせて、東西方向を結ぶバス路線の確保について事業者に強く働きかけます。

基本政策

5-3-2

：道路ネットワークを整備する

計画的に生活道路の整備を進めるための整備方針を策定し、歩行者にやさしい防災機能等をもった生活道路の整備を推進します。また、都市基盤の骨格となる幹線道路の整備を促進し、防災まちづくりや地域の活性化を図ります。

個別施策と計画事業

5-3-2

① 計画的な生活道路の整備

生活道路の中には狭隘^{きょうあい}な道路が多くあります。区民生活にもっとも身近な生活道路の利便性や防災上の観点から、街区内交通を集め幹線道路へ接続する主要な生活道路の整備方針を検討・策定します。また、通勤、通学、散歩、買い物等の日常生活が快適に行われる空間としての生活道路を確保します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
道路の改修	路面改良 側溝改良	・路面改良 ・側溝改良

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
細街路の拡幅	拡幅整備	・拡幅整備

5-3-2

② 幹線道路の整備の促進

補助26号線の整備を促進するとともに、防災まちづくりの観点から特定整備路線として選定された補助29号線、放射2号線、補助28号線の早期整備を推進します。特に補助29号線については、都市防災不燃化促進事業、防災生活圏促進事業、密集住宅市街地整備促進事業等に合わせた整備を推進します。また、接続する道路整備についても検討します。

国道357号線に関しては、大井埠頭と臨海副都心とを一般道で結ぶ路線の確保について整備を促進するよう働きかけます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
補助第163号線（百反坂下～補助26号線・第Ⅲ期区間）の整備	整備促進	・整備促進
補助第205号線（第Ⅰ期区間）の整備	整備工事	・整備工事（完了）
補助第205号線（第Ⅲ期区間）の整備検討	整備検討	・整備検討
大崎駅西口交通広場の整備	設計	・整備工事（完了）



整備された補助163号線（第Ⅱ期区間）

基本政策5-3-3：安全な道路環境をつくる

すべての人が、安全で安心して通行できる歩行者空間や通学路等を確保するため、交差点等の改良や道路のバリアフリー化、道路利用の適正化等により道路交通環境の向上を図ります。また、交通事故を防止するため、自転車利用者や小中学生、高齢者等を対象とした交通安全教育等の充実を進めます。

個別施策と計画事業

5-3-3 ①安全な歩行者空間・通学路等の確保

高齢者や障害者、幼児、児童など誰もが安心して利用できる歩行者空間や通学路等を確保するため、歩道の整備や交差点の改良をはじめ、防護柵・カーブミラー・道路照明などの安全施設を整備するとともに、自転車の走行環境の整備や、道路上の不法占用物件等の障害物の除去、違法駐車取締りを進めます。

また、歩行者が安全に道路を通行するうえで妨げとなる放置自転車の対策については、啓発活動を実施するとともに自転車駐車場の整備に努めます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
交差点の改良	改良の推進	・改良の推進

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
違法駐車防止対策の推進	防止活動の推進	・重点路線等での違法駐車等防止活動の推進

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
駐輪場の整備	整備	・大森駅前・西大井駅前駐輪場の増設 ・整備検討

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
放置自転車撤去活動の推進	撤去活動の推進	・撤去業務の推進 ・放置防止・指導啓発活動の推進



歩道上の放置自転車

5-3-3 ②自転車安全利用の推進

自転車乗車中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図るため、関係機関、団体、学校等との連携・協力を進めます。また、「自転車安全利用五則^{※1}」を普及促進するため、自転車利用ルールの周知と街頭指導の充実を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
自転車走行環境の整備	整備促進	・整備促進

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
自転車安全教育の推進	安全教室の運営	・自転車安全教室の充実 ・自転車安全利用啓発活動の推進



交通安全教室

5-3-3 ③交通安全教育の充実

各種啓発活動を実施し、交通ルールの遵守を促すとともに交通マナーの実践を図ります。また、交通安全教室の充実を図り、交通事故の原因や危険性を広く周知することで、交通事故防止に努めます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
交通安全教育の推進	安全教育の推進	・参加体験型交通安全教室の充実 ・高齢者交通安全モデル地区における講習会の充実

※1：自転車安全利用五則 自転車に乗るときに守るべきルールのうち、特に重要な5つの交通ルールです。「1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外」、「2. 車道は左側を通行」、「3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」、「4. 安全ルールを守る」、「5. 子どもはヘルメットを着用」

政策の方向

不審者情報や犯罪発生情報などの提供を行うことにより、区民の防犯に対する意識の醸成を図るとともに、区民や町会・自治会、事業者等の自主的防犯活動の取り組みを支援し、協働による防犯対策を推進します。また、特に子どもの安全確保については既存の取り組みを強化しつつ、地域全体での見守り体制を確立します。さらに、消費生活を巡る環境変化に対応して、消費者教育を進めるとともに、区内の消費者団体との連携を図りながら、関係団体・諸機関と情報を共有し、消費者被害を未然に防ぐ体制と消費者相談体制の拡充に持続的に取り組みます。

現在の状況

防犯については、平成14年（2002年）4月1日に「品川区生活安全条例」を施行し、区民の生活安全に関する意識を高め、自主的な防犯活動を推進することで、安全で安心して生活できる地域社会を形成することを目的に各種の施策を展開しています。具体的には、生活安全サポート隊を中心とした防犯パトロールや防犯広報活動による住民の自主的な防犯活動の取り組みの促進、「83運動」、防犯カメラの設置助成など、自分たちの地域は自分たちで守るという風土づくりに取り組んでいます。また、子どもの安全を見守る「近隣セキュリティシステム」をはじめ、公園等で遊ぶ子どもたちを周囲の大人たちが見守れるように、公園の見とおしをよくする取り組みなど、ハード・ソフトの両面から犯罪に強いまちづくりを推進しています。これらの取り組みにより犯罪発生状況は平成20年（2008年）以降、6年連続して減少しています。

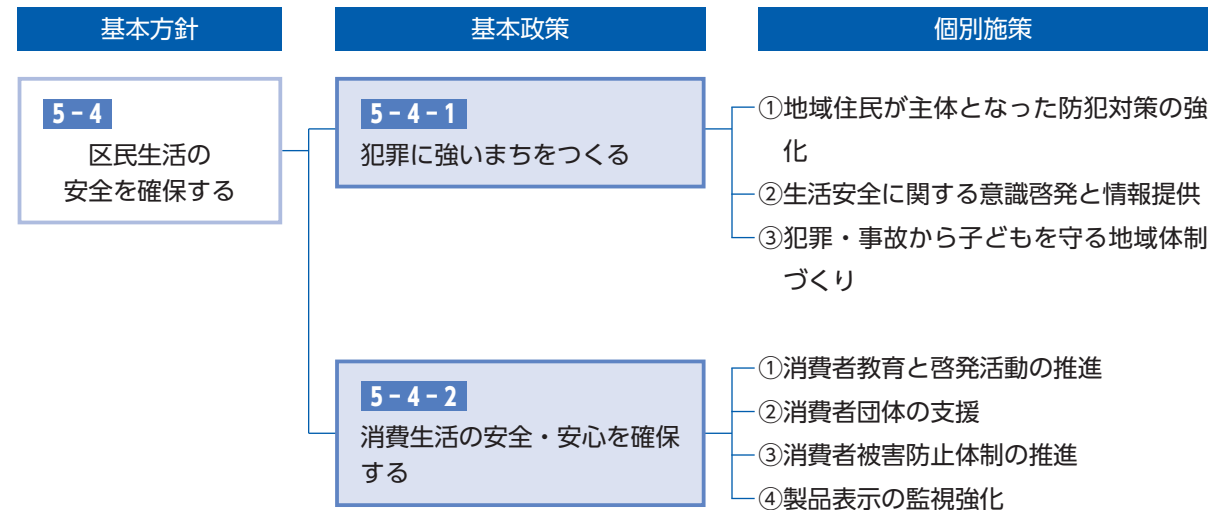
また、区民の消費生活を巡る環境は、経済のサービス化・ソフト化にともない、多様な金融商品の出現や、インターネットを利用した取引の拡大など大きく変化しています。このような環境の変化を背景として、高齢者や人生経験の少ない若者をターゲットにした悪質巧妙な販売による被害が拡大しています。

今後の課題

防犯については、刑法犯全体の認知件数が減少しているものの、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺が増加していることから、区民の体感治安の向上を図るため、情報提供等による意識啓発のほか、区民や事業者と連携した見守りの強化や迷惑行為の排除等に向けた様々な取り組みが求められています。

消費者の安全確保については、ひとり暮らしの高齢者などの被害を素早く把握して、消費者センターの消費者相談につなげる地域ネットワーク体制の推進や、被害にあわない自立した消費者になってもらうため、身近なところで参加できる消費者教室や出前講座など多様な機会の提供による意識啓発が求められています。

施策体系図



政策の概要

基本政策 5-4-1：犯罪に強いまちをつくる

区民が防犯活動に取り組むためには、犯罪情報の提供が欠かせません。そのため、警視庁が配信する「メールけいしちょう」の利用促進を図るなどして区民が身近な地域の安全に関わる情報を迅速・正確に把握できるよう取り組みます。

また、ボランティアにより地域に密着した防犯活動を実施する団体（自主的防犯活動団体）に対する助成制度を運用し、区民の自主的な防犯活動を支援します。加えて、特に子どもの安全確保については、「近隣セキュリティシステム」の協力者や「こども110ばんの家」を融合した子どもを見守る地域ネットワークを構築するとともに、遊んでいる子どもたちを周囲の大人たちが見守りやすいよう公園の見とおしをよくするなど、犯罪に強いまちづくりを進めます。

個別施策と計画事業

5-4-1 ①地域住民が主体となった防犯対策の強化

安全で安心なまちづくりに向けた自主的な防犯活動を促進するため、自主的防犯活動団体に対し活動助成を行うとともに、より一層生活安全サポート隊および警察署との連携を図り、防犯対策を強化します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
地域住民が主体となった防犯対策の強化	防犯対策の推進	・防犯対策の強化

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
官民一体となった防犯対策と意識啓発の推進	—	・企業等と連携した防犯活動の推進

5-4-1 ②生活安全に関する意識啓発と情報提供

警察等関係機関と連携した地域安全運動や各種キャンペーンの開催により、品川区セーフティアップ運動を効果的に推進し、区民の生活安全に関する意識啓発を図ります。あわせて、警視庁が犯罪情報を迅速・正確に配信する「メールけいしちょう」の利用を促進します。

5-4-1 ③犯罪・事故から子どもを守る地域体制づくり

「近隣セキュリティシステム」の効果的運用を図るため、システムや「まもるっち」等の機能向上と実地の点検・訓練を励行します。また、「近隣セキュリティシステム」の協力者と「こども110ばんの家」制度の融合、「83運動」との連携を図るなど、地域を挙げた子どもたちの安全を見守る地域ネットワークをより強固なものに構築していきます。さらに、子どもたちの遊び場の安全性を高めるための取り組みを推進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
子どもを見守る地域ネットワークの拡充	地域体制づくり	・近隣セキュリティシステムの運営 ・こども110ばんの家の推進 ・83運動の推進

基本政策 5-4-2：消費生活の安全・安心を確保する

高度消費社会のもとでの商品・サービス提供の多様化やインターネットの利用拡大、パソコン・携帯電話の普及にともなう新たな販売方法の出現など、消費者を巡る環境は著しく変化しています。近年は、消費者が自己の経験のみで必要なものを合理的に選択することが難しくなっており、特に高齢者や若者の間で悪質巧妙な手口による被害が急増しています。今後とも相談機能の一層の充実を図りつつ、消費者トラブル支援救済を進めます。

個別施策と計画事業

5-4-2 ①消費者教育と啓発活動の推進

悪質商法や巧妙化する不当請求から区民を守るとともに、消費生活トラブルにも毅然と対処する自立した消費者を育成するため、消費者センターにおいて多彩な講座の企画・実施やタイムリーな情報提供を行います。また、町会・自治会などの地域団体と協力して啓発活動を進めます。

5-4-2 ②消費者団体の支援

消費者自身による問題解決の取り組みを促進するため、区内の消費者団体に講師を派遣するなどの支援を行うとともに、様々な場での消費者教育を推進するため消費者団体への情報提供を進めます。

5-4-2 ③消費者被害防止体制の推進

高齢者や障害者などの消費生活トラブルや消費者被害を防止するため、ケアマネジャーやホームヘルパー、民生委員、町会・自治会、社会福祉協議会、成年後見センター等と柔軟に連携し、消費生活相談活動の充実を図り、消費者被害防止体制を進めます。また、多重債務問題の解決を図るため、関係機関との連携を強化します。

5-4-2 ④製品表示の監視強化

「家庭用品品質表示法」、「電気用品安全法」、「消費生活製品安全法」、「ガス事業法」および「液化石油ガス法」に基づき、小売店の立入検査などによる品質表示に関する監視体制を強化します。

第2部

第4章 区政運営の基本姿勢

政策の方向

町会・自治会、商店街をはじめ企業、大学、NPO、ボランティアなどの多様な主体とお互いの立場や特性を尊重しあいながら、区民と区との信頼に基づいた協働のまちづくりを進めるため、区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させるとともに、多様な協働の促進に向け、しくみづくりを推進します。

現在の状況

地域コミュニティについては、都市化の進展により希薄化が指摘されていますが、その一方で東日本大震災などの影響により地域の絆や助け合いの重要性が改めて認識されるとともに、福祉や教育、まちづくりなど公益的な活動の活性化等を背景に、「公」を多様な主体が担う領域が拡大してきています。

町会・自治会などの地縁型組織をはじめ、企業やNPO、ボランティアなどの社会貢献活動が活発に行われ、商店街や中小企業、区内の大学、昼間区民にも広がってきています。

区は、すでにこうした団体などと連携し、事業を進めていますが、区民と区との協働、団体相互の協働をさらに推進することで、豊かな地域社会をつくります。

今後の課題

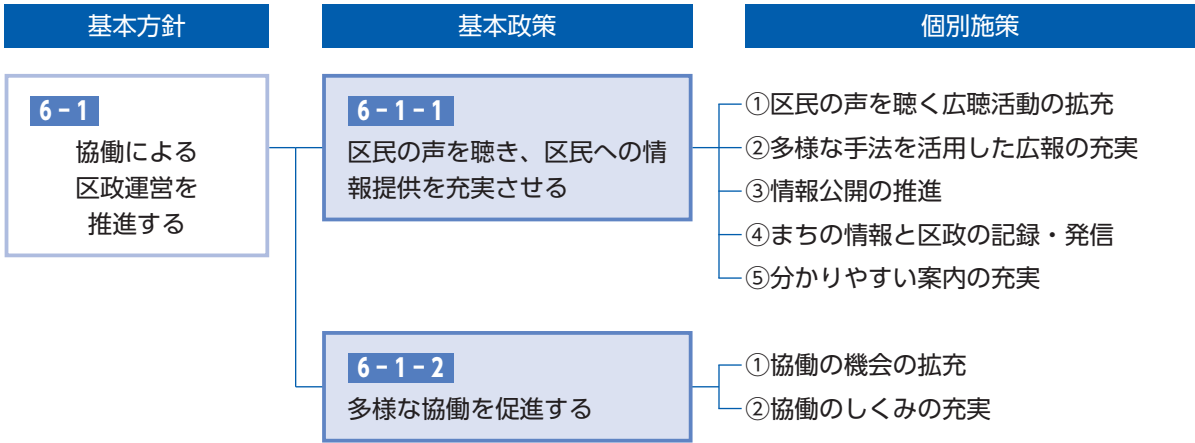
協働を基本姿勢として多様な区民や団体の意欲と能力を活かして地域が一体となったまちづくりを進める必要があります。

このためには、区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させるとともに、多様な区民や団体が出会い、連携・協働する機会や場をさらに増やしていかなければなりません。

その基礎となる情報提供については、これを総合的かつ効果的に行いつつ、高齢者・障害者、外国人などにも配慮した様々なしくみをつくる必要があります。その際には、区政に関する情報発信だけでなく、地域情報の収集と発信も求められています。

また、多様な協働を促進するためには、区は地域や団体の事情に合わせて地域の課題を地域の区民や団体が発見し、連携して解決していくといった活動やサービスが的確に行われるよう、その活動を支援し、あわせて地域の人びとや団体を結びつけるコーディネーターとしての役割を担うことが重要な課題です。さらに区民の声を区政に活かし、区民と区、区民相互の顔の見える関係づくりと交流や意見交換・情報交換が活発になるしくみも不可欠です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 6-1-1：区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させる

区民が意見を提示できる、多様な手法と媒体を活用した幅広い意見聴取を行います。また、聴取した意見や要望をできるだけ区政に活かします。

あわせて、協働の基礎となる情報公開と積極的な情報提供を進め、情報を必要とする区民に確実に伝えられるよう、受け手の状況に応じ、多様な媒体の強みを活かした情報発信を充実します。

個別施策と計画事業

6-1-1 ① 区民の声を聴く広聴活動の拡充

区民と区との信頼に基づいたパートナーシップを確立するために、広聴のしくみを拡充します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
意見交換が活発になるしくみづくり	タウンミーティングの推進	・タウンミーティングの充実 ・新たな広聴手段の検討・充実

6-1-1 ② 多様な手法を活用した広報の充実

区政に関する情報はもとより、区内で活躍する団体・区民などの取り組みを各種媒体を通じて発信し、区民の区政への関心を高めるよう広報活動の充実を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
区民とともに行う情報発信の充実	広報ボランティアの活用 イメージアップ運動の推進	・広報ボランティアの活用 ・イメージアップ運動を通じた情報発信の充実 ・情報発信手段の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
情報要支援者のための情報提供の充実	情報要支援者のための情報提供	・情報要支援者のための情報提供の充実

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
シティプロモーション※1の推進	基礎調査	・シティプロモーションの推進

6-1-1 ③ 情報公開の推進

区民と区との協働によるまちづくりを進めるため、情報公開制度の適正な運用を進め、区政に関する情報を積極的に提供します。

6-1-1 ④ まちの情報と区政の記録・発信

区政に関する情報とともに、区民に必要なまちの情報も収集・記録し、多様なメディアを活用して積極的に発信します。

また、情報を区民と区とが共有できるようにすることで、区民の自発的・自主的な活動を支援します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
区政資料の収集と情報提供の充実	区政資料コーナーの充実	・区政資料コーナーの充実

※1：シティプロモーション 区外からの観光客の増加や転入者を増やすとともに、区民の区に対する愛着をさらに高めていただくため、区のもつ魅力を様々な手法で発信していく取り組みです。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
区政・地域情報の発信と活用	WEB写真館の運営 WEB映像館の運営	・WEB写真館の充実 ・WEB映像館の充実

6-1-1 ⑤ 分かりやすい案内の充実

景観やすべての人にやさしい配慮、外国人向け表記など、案内に求められる様々な視点を考慮し、対象となる地域の特性や施設の目的に応じた分かりやすい案内の充実を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
公共サインの設置推進	サイン計画の推進	・分かりやすいサイン表示の推進

基本政策 6-1-2：多様な協働を促進する

コミュニティを活性化させ住みよいまちづくりを進めるために、地域における課題を地域住民が自発的・自主的に解決できるよう、町会・自治会をはじめ、企業の社会貢献活動、NPOなどの自主活動団体と区との協働、団体相互の協働のほか、ボランティア活動への参加を促進します。

また、地域で活動している団体と区とがお互いに活発な情報交換や交流を行う機会の充実を図ります。区民との協働を基本とした区政運営を推進するためには、それにふさわしい職員の育成も必要です。

個別施策と計画事業

6-1-2 ① 協働の機会の拡充

区民と区との協働により、地域の実情や特性に即したまちづくりを進めるため、区民と区との協働、団体相互の協働など、様々な協働・連携を行うことのできる機会や場を広げていきます。

6-1-2 ② 協働のしくみの充実

区民と区とのパートナーシップのもとに、協働によるまちづくりをさらに推進できるように連携・協力する意識づくりを広げていきます。

政策の方向

区政を取り巻く環境や区民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応し、充実した区民サービスを提供するため、事務事業や区の施設のあり方の検討、組織体制の見直し、職員の資質の向上など、行政改革を一層推進します。

現在の状況

品川区は、昭和58年（1983年）以降、行財政改革に取り組み、不断の努力を続けてきました。主なものは、民間活力の活用やＩＣＴ化などで、その結果、職員数は昭和58年（1983年）当時と比べ、約1,800人の削減となりました。また、財政面においても健全な財政基盤を築き、区民ニーズに応じた新たな施策を積極的に展開するなど、大きな成果を挙げています。

今後の課題

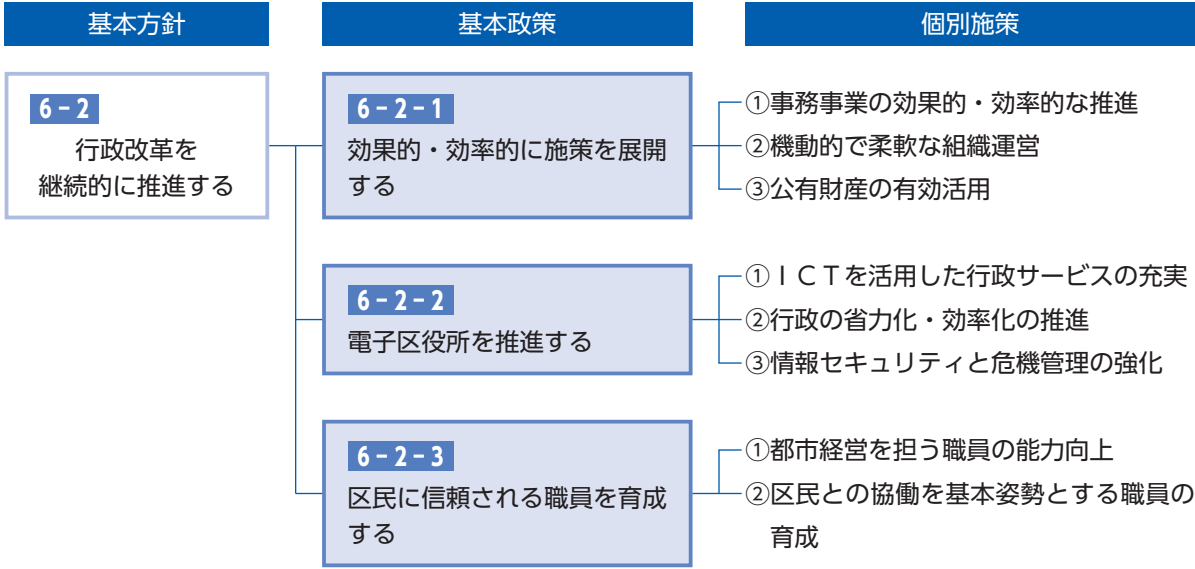
区は、区民ニーズを的確かつ迅速に把握し、それに応じた施策を展開していかなければなりません。そのためには、機動的で柔軟な組織運営と事務事業の効果的・効率的な推進が不可欠です。

また、少子高齢化などの影響により、公共施設に対する需要は大きく変化していることから、「品川区公共施設有効活用プラン」の考えを踏まえ、今後老朽化が進む施設の具体的な活用について検討する必要があります。さらに、民間活力を適切に活用するとともに、公共性・公平性の観点からの受益者負担の適正化についても、検討を深める必要があります。

あわせて、情報化の急速な進展に対応して、これまで以上に情報通信技術を活用した効率化、サービス向上に取り組んでいかなければなりません。

これらの要請に応えるためには職員一人ひとりの力が原動力となります。そのため、職員の能力開発・資質の向上を図ることが不可欠です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 6-2-1：効果的・効率的に施策を展開する

各事務事業について、成果を検証し不断の見直しを行うとともに、民間活力のさらなる活用を図るなど、その効果と効率性をより高めます。

また、行政課題に的確かつ柔軟に対応できる組織体制を整備するとともに、組織内部全体の連携を強化して機動的な組織運営を図ります。

さらに、公有財産については、区民ニーズの変化に即した有効活用を図ります。

個別施策と計画事業

6-2-1 ①事務事業の効果的・効率的な推進

これまでの事務事業の成果を検証し、さらに効果的かつ効率的な取り組みを検討し、継続的に改善します。

また、こうした取り組みの一環として、迅速に区民サービスが提供できる手法についてもさらに検討します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
民間活力の活用	民間委託等の推進	・協働・民間委託等の推進 ・指定管理者制度の活用およびモニタリング・評価システムの推進

6-2-1 ②機動的で柔軟な組織運営

区民サービスの効果的・効率的な提供という観点から組織を見直し、より機動的な組織運営を進めます。

6-2-1 ③公有財産の有効活用

少子高齢化や区民ニーズの多様化により行政需要の変化している施設については、複合化や集約化、さらに民間への一時的な貸付けなど、社会状況の変化に対応した適切な施設の有効活用を図ります。

また、施設の計画的な修繕・改修を進め、長寿命化することで、維持管理コストの適正化を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
老朽施設の計画的修繕・改修	計画的な修繕・改修	・計画的な修繕・改修

基本政策 6-2-2：電子区役所を推進する

情報通信技術の特性を活用して、窓口サービスの向上や行政手続きの簡素化を推進します。また、庁内の情報共有の強化や業務の省力化・効率化に向けて情報基盤を見直し、情報通信環境の整備検討を進めます。さらに、情報セキュリティ対策の強化を図るとともに緊急時に組織的に対応できる体制等の確保に努めます。

個別施策と計画事業

6-2-2 ① I C Tを活用した行政サービスの充実

迅速処理、自動処理、情報伝達性に優れ、時間と場所の制約を受けないなどの I C Tの特性を活用するとともに、社会保障・税番号制度^{※1}や I C T技術革新の動きを捉え、さらなる区民サービスの向上を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
区民サービスの電子化	手続の電子化	・電子申請の拡大 ・個人番号カードの利用検討 ・電子納付の拡大

6-2-2 ②行政の省力化・効率化の推進

区職員がそれぞれの役割に応じて、政策検討に円滑に関わることができるように、庁内の情報共有を強化します。業務の省力化・効率化のために情報基盤を整備し、情報通信機器の統合化およびシステムの最適化を推進することで、住民福祉の向上を目的とした行政サービスのさらなる充実を図ります。

さらに、区民や団体・企業との協働に情報通信技術が効果的に活用できるように、職員の能力開発を行い、高度な自治体経営の実現に向けて職員の意識向上を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
行政の省力化・効率化の推進	情報共通基盤の一部仮想化 周辺機器最適化計画策定	・情報共通基盤の整備 ・周辺機器最適化の実施・運用

※ 1：**社会保障・税番号制度** 複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤。社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。

6-2-2 ③ 情報セキュリティと危機管理の強化

ＩＣＴの高度利活用が進む一方で、新たなコンピュータ・システムへの攻撃や、サイバー犯罪の増加などに対応した情報セキュリティのレベルアップが必要です。

引き続き、物理的、技術的、人的な対応を図り、情報に対する意識の向上と個々の職員、組織の両面から情報セキュリティ対策を強化します。

また、災害、事件の発生、基幹的業務システムの停止等、緊急を要する事態に組織的に対応するための情報システム業務継続計画を随時見直し、業務の継続を図ります。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
情報セキュリティの確保	セキュリティ対策の推進	・情報セキュリティ対策の強化 ・情報セキュリティマネジメントの推進

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
災害時等における業務継続計画の推進	業務継続計画の運用・更新	・業務継続計画の運用・更新

基本政策 6-2-3：区民に信頼される職員を育成する

効率的な行政運営と充実した区民サービスの提供を担う職員に求められる能力の向上を図ります。

また、区民との協働による区政運営を推進するため、その趣旨を基本姿勢として身につけた職員を育成します。さらに、品川区職員としての使命感と倫理観の高揚を図ります。

これらの実現に向けて、職員研修の充実と全庁的な人材育成の取り組みを推進します。

個別施策と計画事業

6-2-3 ① 都市経営を担う職員の能力向上

都市経営を担う職員を育成するため、政策形成能力やコーディネート能力の向上などを図ります。また、今後 5 年間ににおいて約500名の職員が定年退職することを踏まえ、若手職員の能力向上を図るとともにベテラン職員のノウハウ継承を推進します。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
区政運営の原動力としての新たな職員能力の開発	キャリアデザイン顕彰制度 ^{※1} の導入 自治体間人材交流の推進 民間経験者の活用	・スペシャリスト型職員 ^{※2} 育成の推進 ・自治体間人材交流の推進 ・民間経験者活用の推進

6-2-3 ② 区民との協働を基本姿勢とする職員の育成

区民と区とが信頼に基づいたパートナーシップのもとに品川区のまちづくりを行うため、協働の基本姿勢を職員に浸透させていきます。

全体計画	現況	事業計画
	平成26年 3 月末現在	平成26～30年度
区民との協働を基本姿勢とする職員の育成	協働研修の実施	・協働研修の充実

※ 1：キャリアデザイン顕彰制度 自己啓発に取り組み区政に貢献した職員・教職員に対して褒章を行い、職員の職務に対する向上心を喚起し、職員の能力や組織の活力の向上を図ります。

※ 2：スペシャリスト型職員 特定の分野に関する深い知識や専門的な技術を持つ職員です。

政策の方向

「身近な事務は区が担い、東京都は広域行政に徹する」といった、都区制度改革の原点に則した都区関係の構築をめざすとともに、国から地方へのさらなる権限と税財源の移譲に向けた地方分権改革を推進し、基礎自治体としてのより一層の基盤の確立を図ります。

現在の状況

平成12年（2000年）の都区制度改革により、23区は通常の「市」と同様の基礎自治体として位置づけられ、清掃事業も都から移管されましたが、都区の役割分担とこれに応じた財源配分といった改革の根幹をなす課題が積み残しとなりました。その後、これらの課題の解決に向けた都区間の協議は難航したものの、平成18年（2006年）2月には一定の整理がなされ、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討することで合意に至りました。この合意に基づき、同年11月、都区共同の検討組織である「都区のあり方検討委員会」が設置され、都区の事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度の3項目について協議が進められ、現在は、緊急の課題である児童相談所のあり方等について、都区のあり方検討とは、切り離して検討が行われているところです。

また、その中で、将来の都制度や東京の自治のあり方を明らかにしていくことが重要であるとの認識が都区の間で一致し、学識経験者も含めた都と区市町村共同で、「東京の自治のあり方研究会」を設置し、平成21年（2009年）11月から研究を開始しました。

一方、平成12年（2000年）の地方分権改革（第1期）により、国と地方の関係は対等・協力の関係として位置づけられ、機関委任事務制度の廃止、国の関与の縮減等が実現しました。その後、積み残しとなった税財源問題の解決に向けて、①国庫補助負担金の見直し、②税源移譲、③地方交付税改革からなる三位一体改革が進められました。しかし、国から地方への3兆円の税源移譲が実現したものの、国庫補助負担金の見直しの多くは補助率の引き下げに止まるなど、地方の自由度の拡大は十分でなく、税源移譲の面でも、23区においては品川区も含めほぼ半数の区で大幅な税収減が生じるなど、多くの課題が残される結果となりました。

平成18年（2006年）12月に地方分権改革推進法が成立し、さらなる権限と税財源の移譲に向けて、第2期の地方分権改革の論議が本格的にスタートしました。その後、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図る「義務付け・枠付け」の見直しや基礎自治体への権限移譲を行うため、第一次および第二次の「地方分権改革に係る一括法」が平成23年（2011年）に成立しました。第三次となる一括法が平成25年（2013年）に成立し、さらなる事務・権限の移譲等に向けた法整備が進められています。

今後の課題

少子高齢化が急速に進み、地域社会を巡る様々な課題が山積するなかで、地域の実情に合わせたきめ細かな対応が求められています。住民にもっとも身近な基礎自治体である区の果たすべき役割と責任はますます重大になっており、区民の幅広い声を受けとめ期待に応えていくためにも、これまでも増して、区の役割と権限を拡充するとともに、これに応じた財政自主権の確立を急がなければなりません。

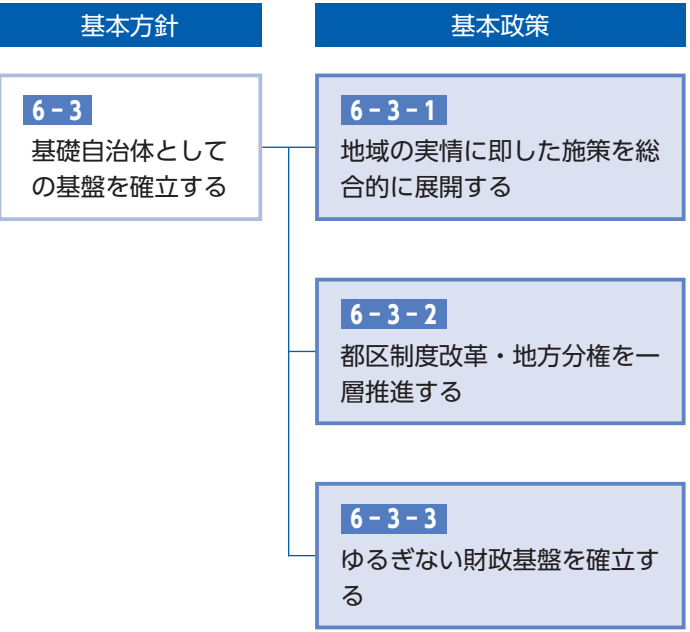
こうした観点から、今後とも、「身近な事務は区が担い、東京都は広域行政に徹する」といった、都区制度改革の原点に則した都区関係の構築に向けて全力を挙げる必要があります。

地方分権改革についても、住民に身近な事務は基礎自治体が優先して処理するといった「基礎自治体優先の原則」のもとで、国と都道府県、区市町村の役割分担の見直しを進め、国から地方への権限と税財源のさらなる移譲を実現することが不可欠です。

なお、現在、道州制の導入や大都市制度のあり方について検討が進められていますが、こうした動きは、今後の都区のあり方、地方分権改革にも大きな影響を及ぼすものであり、十分注視していく必要があります。

また、国の検討機関等において、大都市部と地方の税収格差の問題が取り上げられ、地方法人住民税の一部国税化など、地方法人課税の見直し等が進められていますが、これは、地方税制の基本原則や地方分権に反するとともに、大都市部の抱える行政需要についての視点が欠けており、地方税の受益と負担の原則が歪められることのないよう、引き続き関係機関への働きかけなどを強めていく必要があります。

施策体系図



政策

の概要

■基本政策

6-3-1

：地域の実情に即した施策を総合的に展開する

急速に進む少子高齢化への対応をはじめとして、地域社会を巡る様々な課題に的確に対応し区民の期待に応えていけるよう、国、東京都をはじめ、近隣区や関係自治体等との連携も視野に入れつつ、地域の実情に則したきめ細かな施策を総合的に展開します。

■基本政策

6-3-2

：都区制度改革・地方分権を一層推進する

住民にもっとも身近な基礎自治体である区の果たすべき役割と責任がますます重大になっていることを踏まえ、都区制度改革の原点に則した都区関係の構築を図ります。

地方分権改革では、住民に身近な事務は基礎自治体が優先して処理するといった「基礎自治体優先の原則」のもとで、国と都道府県、区市町村の役割分担の見直しを進め、国から地方への権限と税財源のさらなる移譲を実現します。

■基本政策

6-3-3

：ゆるぎない財政基盤を確立する

区民サービスの充実と品川区の特色を発揮した施策の着実な実現に向けて、区税などの自主財源の安定確保に努めるとともに、これまで培ってきた財政力と健全財政を今後も持続可能なものとし発展を図ります。

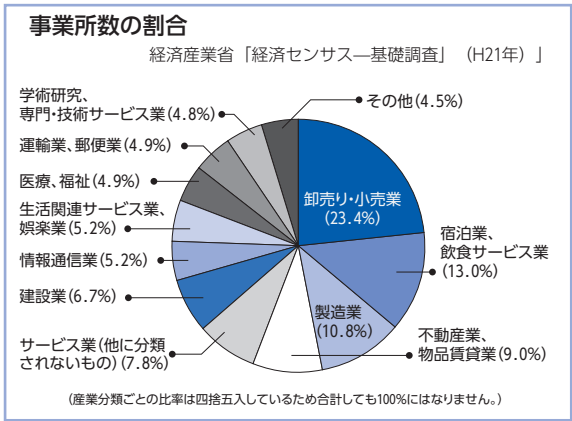
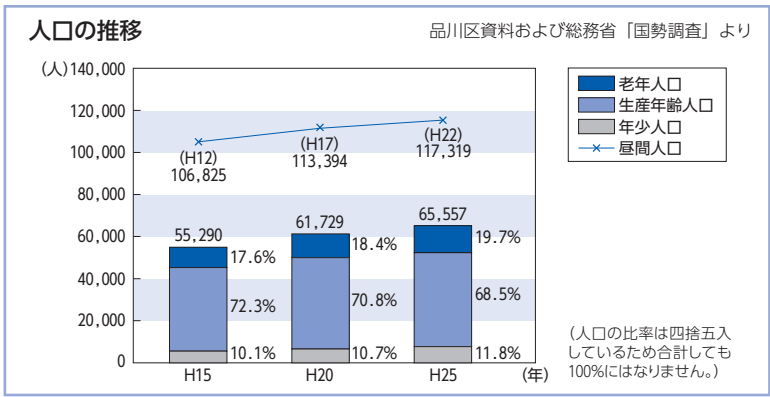
全体計画	現況	事業計画
	平成26年3月末現在	平成26～30年度
住民税啓発・納付促進事業の推進	住民税啓発活動の推進	・住民税啓発活動の充実 ・口座振替勧奨事業の推進 ・租税教育の推進

第3部

地区別計画

品川地区

Shinagawa area



今後特に力を入れてほしい施策(ベスト5)

順位	品川地区		区全体	
	施策	回答率(%)	施策	回答率(%)
1位	防災対策	42.4	防災対策	38.5
2位	高齢者福祉	29.8	高齢者福祉	26.5
3位	生活安全(防犯対策など)	26.3	安全な市街地整備(老朽過密住宅地区の改良など)	25.3
4位	安全な市街地整備(老朽過密住宅地区の改良など)	24.2	生活安全(防犯対策など)	24.5
5位	子育て支援	19.2	子育て支援	19.8

出典：第20回 品川区世論調査より

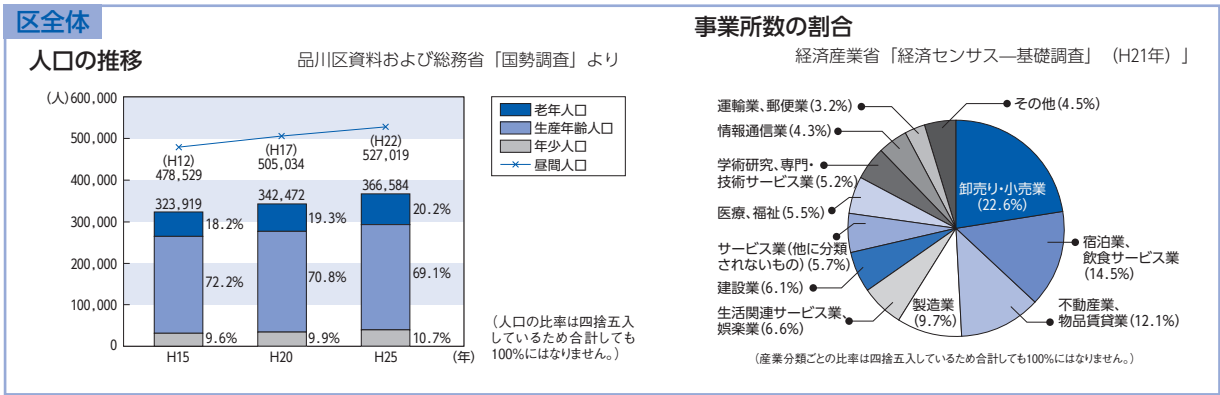
地区の特色

品川地区は、品川区の北東部に位置し、東側は東京湾、京浜運河、北側は港区と隣接し、面積は4.28km²あります。当地区は、京浜急行の開通とともに発展し、第一京浜国道沿道は区内で最も早く市街化が進んだ地域です。江戸時代にはすでに旧東海道の宿場町として栄え、神社や寺などの由緒ある歴史的な景観資源も豊富です。

また、東品川などの埋立地は、新幹線の品川駅への停車やりんかい線の開通などの影響により、大規模集合住宅やオフィスビルが多数建設され大きく変貌をしています。品川駅は、リニア中央新幹線の始発駅としても決定しました。

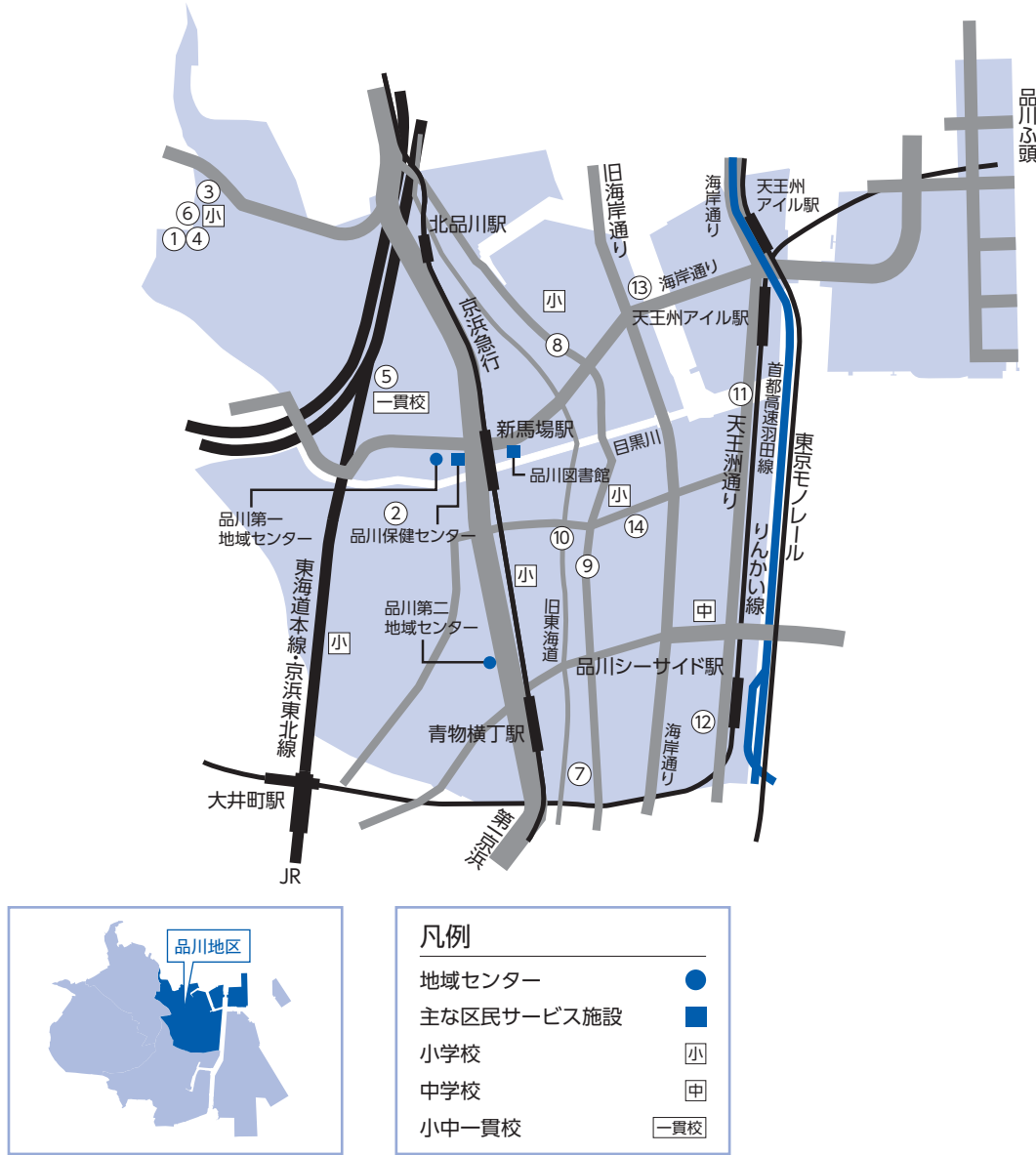
将来の方向性

歴史ある景観、それを活かして生み出される憩いの場などと工場の土地利用転換などにもなう新しい高層ビルとが共存する調和のとれたまちなみを形成していきます。また、このまちなみを活かして、今後も広域的な来訪者を増やし、まちの活性化をさらに図っていきます。



地区の特色

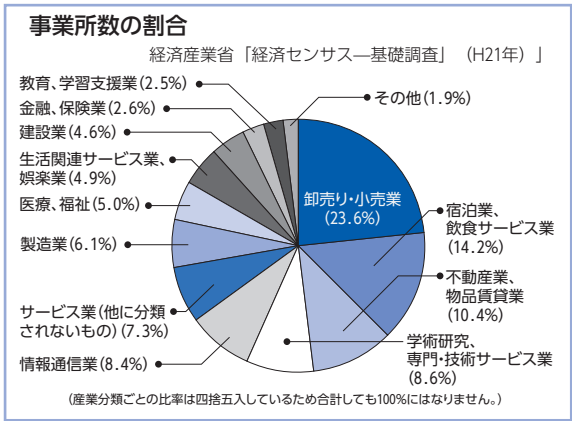
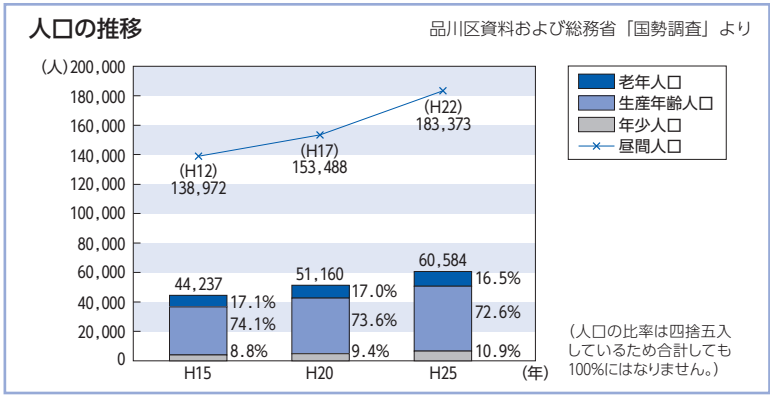
- ① 品川産業支援交流施設の整備(北品川5丁目)..... P65
- ② 保育施設の整備(南品川4丁目国家公務員宿舍跡)..... P92
- ③ 小学校の改築(御殿山小学校)..... P102
- ④ 幼保一体施設の整備(御殿山幼稚園の再移転)..... P92
- ⑤ 保育施設の整備(認定こども園)..... P92
- ⑥ 老人保健施設の整備(御殿山小学校西側敷地)..... P132
- ⑦ 品川児童学園の機能強化..... P141
- ⑧ 水とみどりのみちの整備(ハツ山通り)..... P157
- ⑨ 水とみどりのみちの整備(元なぎさ通り)..... P157
- ⑩ 都市景観形成事業の推進(旧東海道品川宿地区)..... P163
- ⑪ 橋梁の耐震改修(東品川橋)..... P186
- ⑫ 品川シーサイド駅周辺地区の整備促進..... P194
- ⑬ 品川駅南地域周辺地区の整備..... P194
- ⑭ 子どもたちのアイデアを活かした公園づくり(東品川公園)..... P158



※事業が広域(エリア)で行われたり、地下に及ぶ場合はおおよその位置で示しています。

大崎地区

Oosaki area



今後特に力を入れてほしい施策（ベスト5）

順位	大崎地区		区全体	
	施策	回答率(%)	施策	回答率(%)
1位	防災対策	42.4	防災対策	38.5
2位	生活安全 (防犯対策など)	25.3	高齢者福祉	26.5
3位	安全な市街地整備 (老朽過密住宅地区の改良など)	22.2	安全な市街地整備 (老朽過密住宅地区の改良など)	25.3
4位	子育て支援	20.9	生活安全 (防犯対策など)	24.5
5位	保健・医療・健康	17.7	子育て支援	19.8

出典：第20回 品川区世論調査より

地区の特色

大崎地区は、品川区の北部に位置し、北側は港区と渋谷区、西側は目黒区と隣接し、面積は3.41km²あります。

大崎・五反田駅周辺は、大正から昭和初期にかけて大規模な工場が集積し、目黒川沿いの一帯は一大工業地帯でした。近年は、東京都の副都心整備計画に位置づけられたことで、工場から事務所等への土地利用転換が進み、大きく変貌してきました。

また、この地区は、清泉女子大学や立正大学をはじめとした教育・文化施設や大使館が点在し、落ち着いたある住宅地としての景観も保たれています。

将来の方向性

大崎・五反田駅周辺は、引き続き再開発等の手法により一体的な整備を行い、オープンスペースの創出など安全で環境に配慮した市街地を実現します。

また、副都心にふさわしい整備を継続し、夜間区民と昼間区民とが快適に過ごせる居住と産業の調和のとれたまちをつくります。

地区の特色

- ① 特別養護老人ホームの整備（上大崎 3 丁目） P132

② サービス付き高齢者住宅整備の支援
（西五反田 3 丁目） P133

③ 認知症高齢者グループホームの整備
（東五反田 4 丁目） P132

④ 発達障害成人期支援拠点の整備（上大崎 1 丁目） P141

⑤ 目黒川の水質改善 P155
- ⑥ 西品川 2・3 丁目地区密集住宅市街地の整備促進 .. P183

⑦ 荏原北・西五反田地区防災生活圈促進事業の推進 ... P185

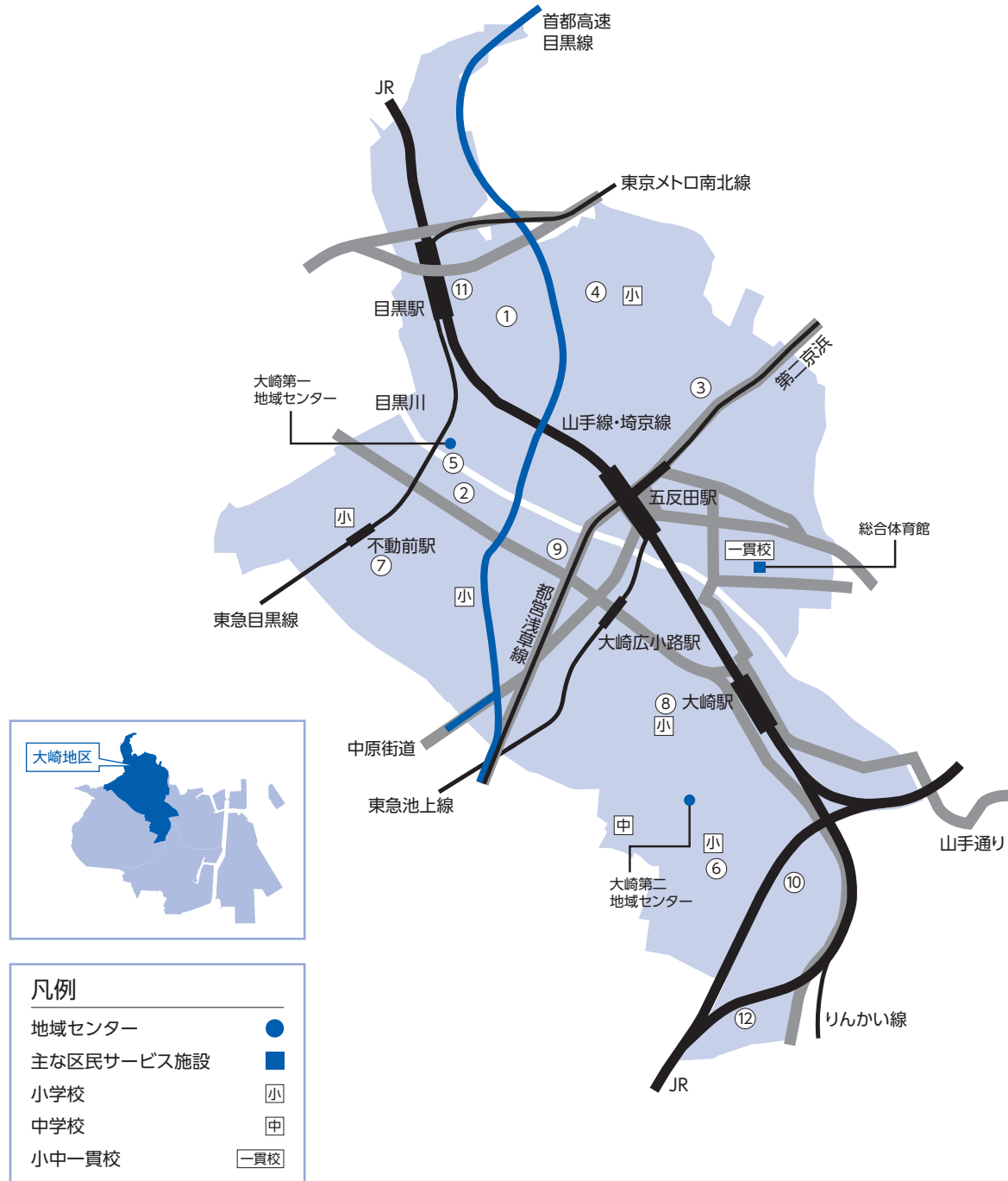
⑧ 大崎 3 丁目地区の整備促進 P194

⑨ 五反田駅周辺地区の整備促進 P194

⑩ 西品川 1 丁目地区の整備促進 P194

⑪ 目黒駅前地区の整備促進 P194

⑫ しながわ中央公園の拡張整備 P158



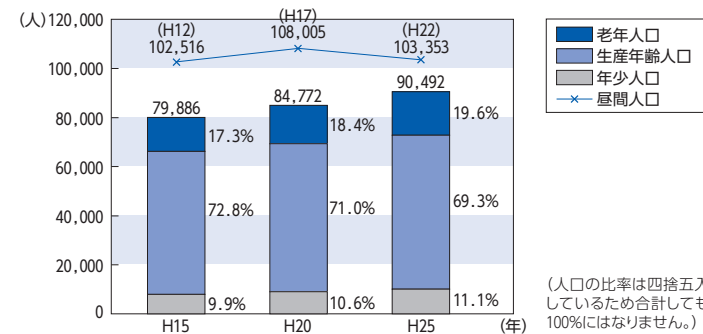
※事業が広域（エリア）で行われたり、地下に及ぶ場合はおおよその位置で示しています。

大井地区

O o i a r e a

人口の推移

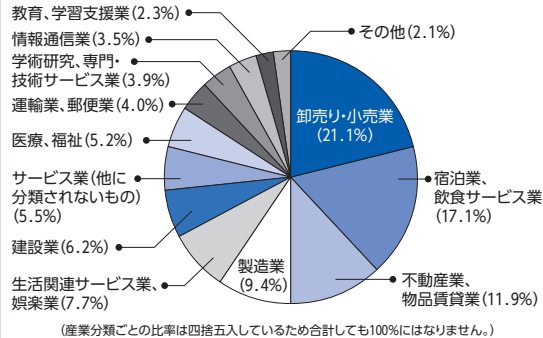
品川区資料および総務省「国勢調査」より



(人口の比率は四捨五入しているため合計しても100%にはなりません。)

事業所数の割合

経済産業省「経済センサス—基礎調査」(H21年)」



今後特に力を入れてほしい施策（ベスト5）

順位	大井地区		区全体	
	施策	回答率(%)	施策	回答率(%)
1位	防災対策	35.1	防災対策	38.5
2位	生活安全 (防犯対策など)	29.4	高齢者福祉	26.5
3位	安全な市街地整備 (老朽過密住宅地区の改良など)	23.0	安全な市街地整備 (老朽過密住宅地区の改良など)	25.3
4位	高齢者福祉	23.0	生活安全 (防犯対策など)	24.5
5位	子育て支援	21.1	子育て支援	19.8

出典：第20回 品川区世論調査より

▶ 地区の特色

大井地区は、品川区の南東部に位置し、東側は京浜運河をはさみ八潮地区、南側は大田区と隣接し、面積は4.70㎢あります。「大井」は、平安時代に編さんされた律令の施行細則である延喜式に見られる、長い歴史を有した地名です。

大井町駅周辺は昭和初期に入ると商業の中心地域として区民の買い物をする場所として機能してきました。現在では、区を中心核として位置づけられ、再開発などによりさらに集客力の増した商業拠点となっています。

また、臨海部にはしながわ水族館、大井競馬場など集客力のある娯楽施設があり、にぎわいを見せています。今後は、隣接する羽田空港の拡張や国際化が進み、さらに発展する可能性を見せています。

▶ 将来の方向性

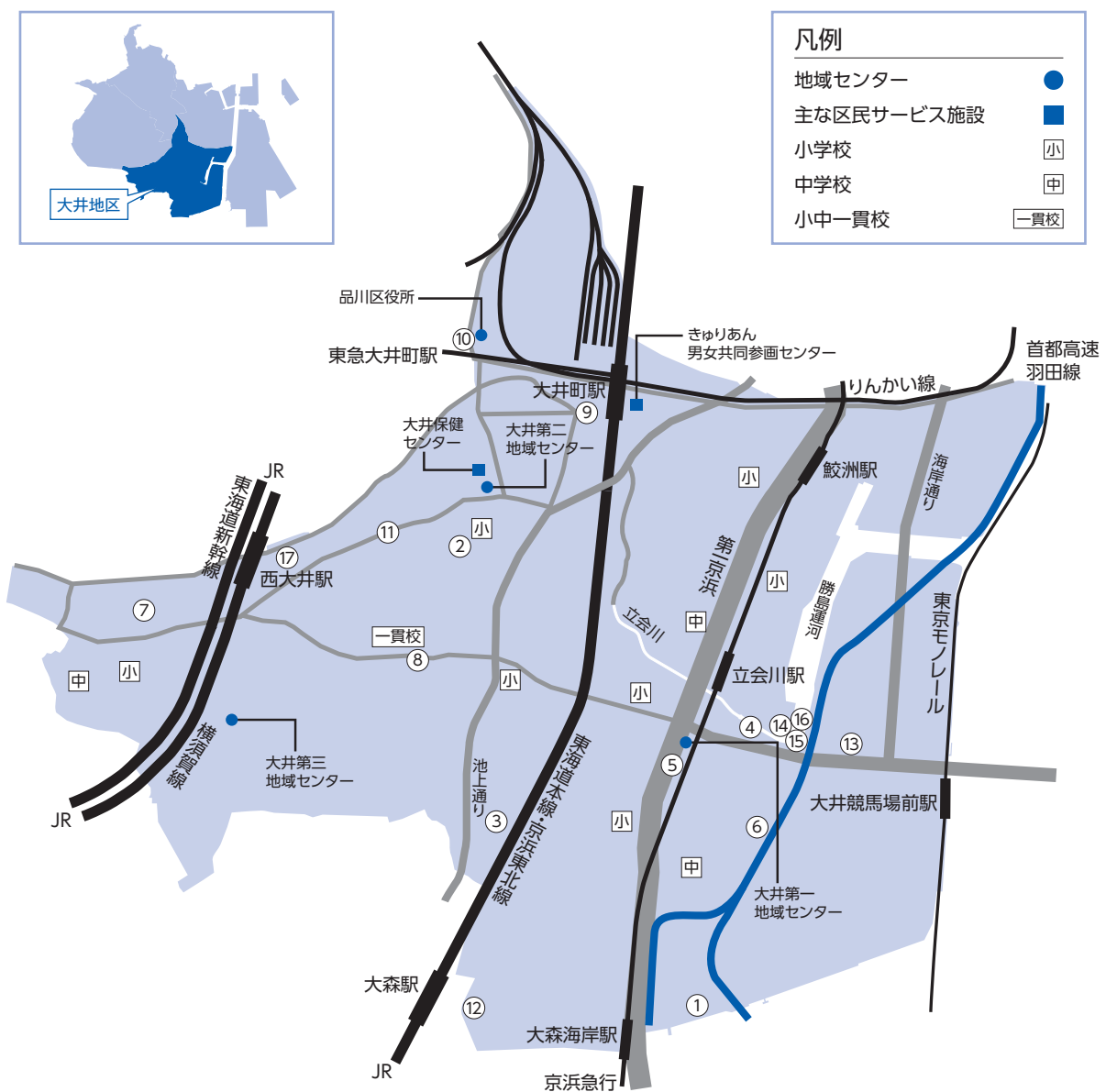
大井町駅周辺においては、再開発の手法により、安全な市街地整備を図ります。また、集客力の向上が図られていることから、交通の利便性も活かし、回遊性のある商業拠点としてのまちづくりを進めます。

避難道路の機能強化、密集住宅市街地の整備促進や建物の不燃化など防災性の向上を図ります。

臨海部は、現在の土地利用を活かし、区民の憩いの場所として再整備を図ります。

▶ 地区の特色

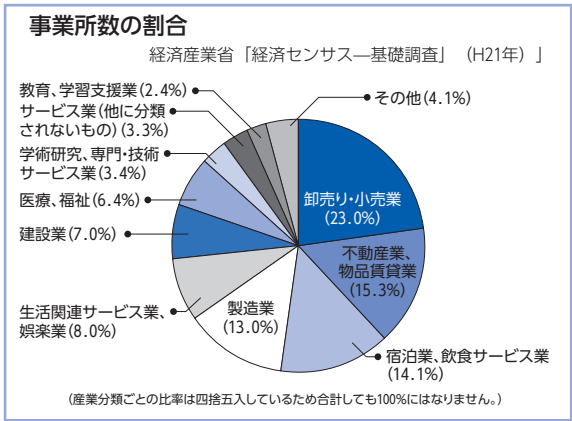
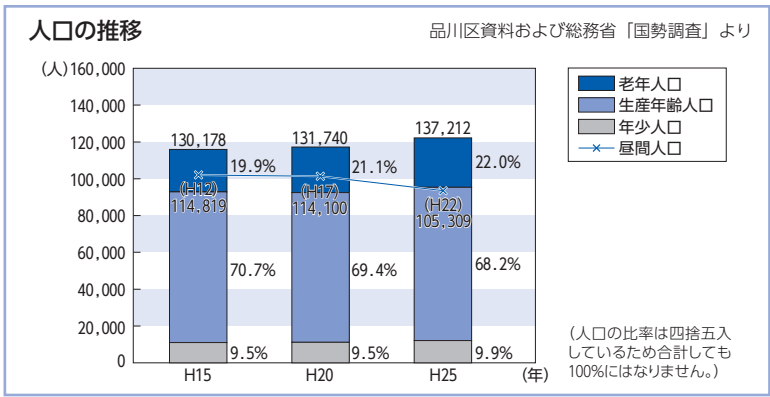
- | | | | |
|--|------------|-------------------------------------|------------|
| ① 魅力ある水族館づくり | P69 | ⑨ 大井町駅周辺地区の整備促進 | P194 |
| ② 山中いきいき広場への支援 | P127 | ⑩ 補助第163号線の整備 | P201 |
| ③ 認知症高齢者グループホームの整備
（大井 6 丁目） | P132 | ⑪ 補助第205号線の整備 | P201 |
| ④ 立会川・勝島運河の水質改善 | P155 | ⑫ 駐輪場の整備（大森駅） | P202 |
| ⑤ マイガーデンの運営（マイガーデン南大井） | P156 | ⑬ オリンピック・パラリンピック競技会場周辺の
無電柱化等の推進 | P162 |
| ⑥ 子どもたちのアイデアを活かした公園づくり
（しながわ区民公園） | P158 | ⑭ 排水施設の建設（浜川雨水排水管の整備） | P186 |
| ⑦ 二葉 3・4 丁目、西大井 6 丁目地区
密集住宅市街地の整備促進 | P183 | ⑮ 排水施設の建設（立会川雨水放流管の整備促進） | P186 |
| ⑧ 滝王子通り地区避難道路機能の強化 | P185 | ⑯ 津波・高潮対策の推進
（立会川河口における水門等の整備促進） | P188 |
| | | ⑰ 駐輪場の整備（西大井駅） | P202 |



※事業が広域（エリア）で行われたり、地下に及ぶ場合はおおよその位置で示しています。

荏原地区

Ebara area



今後特に力を入れてほしい施策 (ベスト5)

順位	荏原地区		区全体	
	施策	回答率 (%)	施策	回答率 (%)
1 位	防災対策	37.7	防災対策	38.5
2 位	高齢者福祉	30.7	高齢者福祉	26.5
3 位	安全な市街地整備 (老朽過密住宅地区の改良など)	29.1	安全な市街地整備 (老朽過密住宅地区の改良など)	25.3
4 位	生活安全 (防犯対策など)	20.6	生活安全 (防犯対策など)	24.5
5 位	保健・医療・健康	20.4	子育て支援	19.8

出典：第20回 品川区世論調査より

地区の特色

荏原地区は、品川区の南西部に位置し、西側は目黒区、南側は大田区と隣接し、面積は5.78km²あります。「荏原」の地名は、万葉集に見られる長い歴史を有した地名です。

当地区は、昭和に入り市街化が進んだ地区で、昭和初期から町工場が立地し始め、昭和40年代に数多く建設されました。近年は、町工場から中高層集合住宅への建替えが進んでいますが、工場や住商併用建物、事務所など多様な用途が多く、現在でも住工商が混在した木造密集市街地が多く見られます。

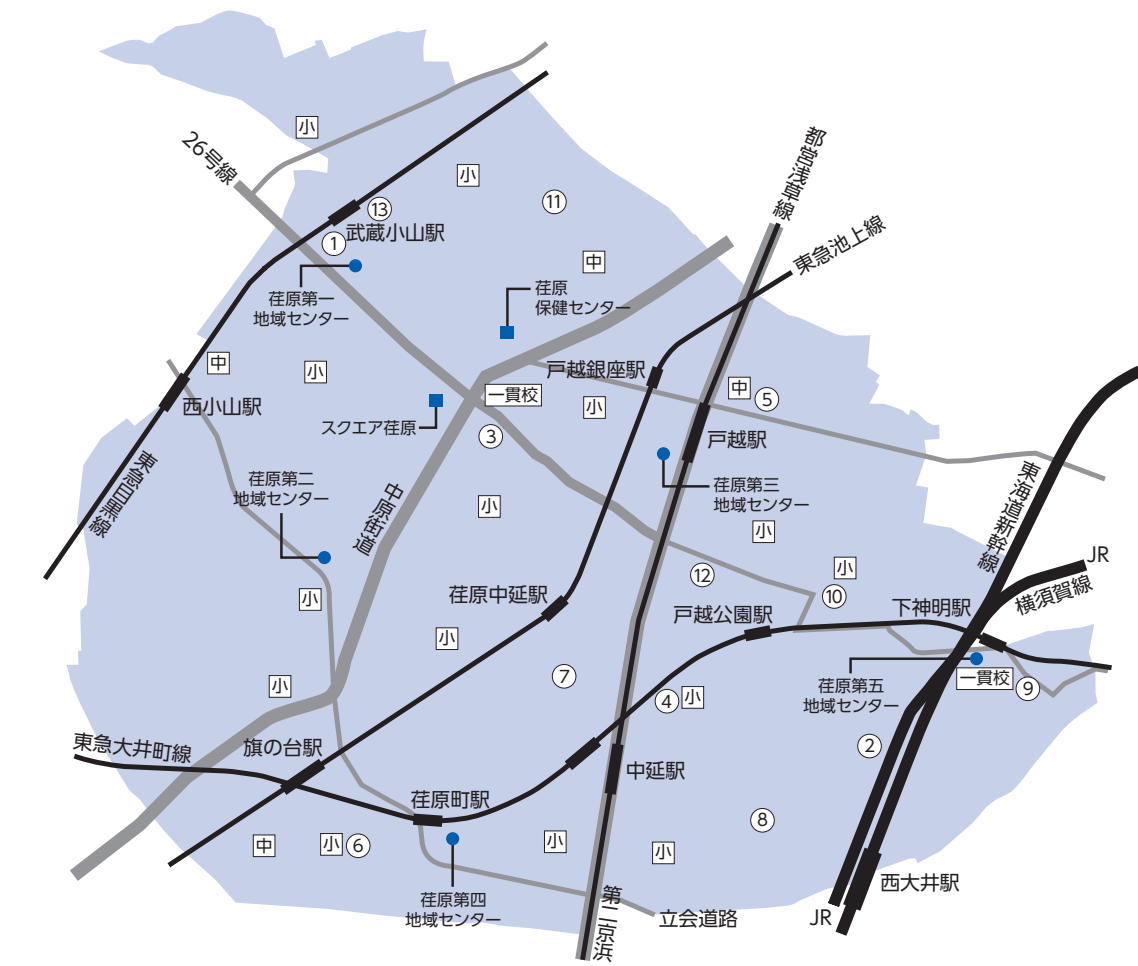
将来の方向性

老朽木造家屋が密集していて、防災上整備を要する防災都市づくり推進計画における重点整備地域に位置づけられていることから、建築物の不燃化、オープンスペースの創出など、防災まちづくりをさらに推進し安全で安心な市街地を形成します。

荏原地区の特色である住工商の調和を図り、住みやすく、働きやすいまちづくりを推進します。

地区の特色

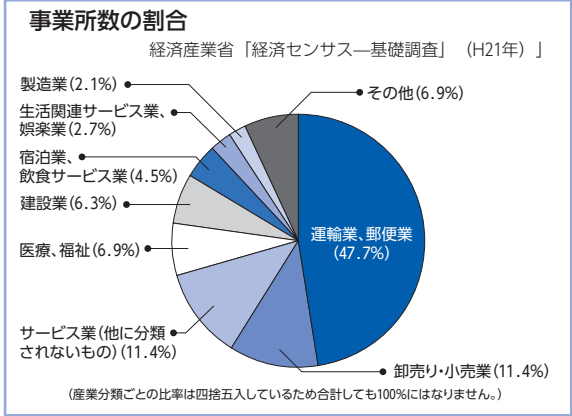
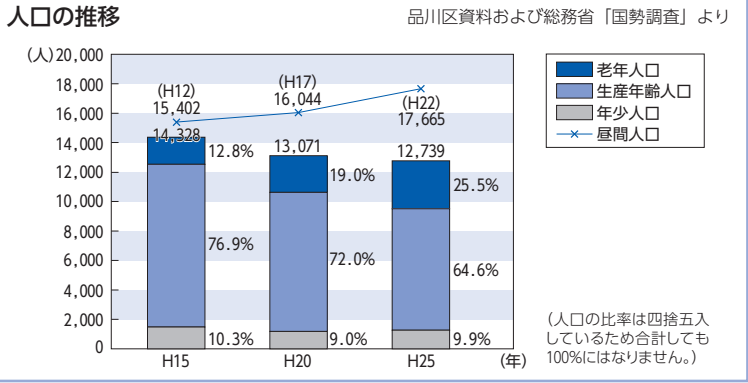
- | | |
|---|--|
| ① 創業支援センターの運営 (武蔵小山) …………… P60 | ⑧ 豊町 4・5・6 丁目地区
密集住宅市街地の整備促進 …………… P183 |
| ② 特別養護老人ホームの整備 (杜松小学校跡) …………… P132 | ⑨ 補助26号線その2地区都市防災不燃化の促進 …………… P185 |
| ③ 特別養護老人ホームの整備 (平塚橋会館跡) …………… P132 | ⑩ 戸越公園一帯周辺地区都市防災不燃化の促進 …………… P185 |
| ④ 品川児童学園の機能強化
(サテライト型発達相談室) …………… P141 | ⑪ 荏原北・西五反田地区防災生活圏促進事業の推進 … P185 |
| ⑤ 商店街の電線類の地中化 (戸越銀座地区) …………… P162 | ⑫ 戸越・豊町地区防災生活圏促進事業の推進 …………… P185 |
| ⑥ 旗の台・中延地区密集住宅市街地の整備促進 …………… P183 | ⑬ 武蔵小山駅周辺地区の整備促進 …………… P195 |
| ⑦ 東中延 1・2 丁目、中延 2・3 丁目地区
密集住宅市街地の整備促進 …………… P183 | |



※事業が広域 (エリア) で行われたり、地下に及ぶ場合はおおよその位置で示しています。

八潮地区

Yashio area



今後特に力を入れてほしい施策（ベスト5）

順位	八潮地区		区全体	
	施策	回答率(%)	施策	回答率(%)
1位	防災対策	35.6	防災対策	38.5
2位	高齢者福祉	35.6	高齢者福祉	26.5
3位	生活安全 (防犯対策など)	26.0	安全な市街地整備 (老朽過密住宅地区の改良など)	25.3
4位	安全な市街地整備 (老朽過密住宅地区の改良など)	19.2	生活安全 (防犯対策など)	24.5
5位	保健・医療・健康	13.7	子育て支援	19.8

出典：第20回 品川区世論調査より

地区の特色

八潮地区は、品川区の東部に位置し、東側は江東区、南側は大田区と隣接し、面積は4.55km²あります。

当地区は、昭和50年代後半に計画的・一体的に八潮団地が開発され、緑や運動場なども豊富にあり、ファミリー世帯に良好な住環境が整備されました。現在では、一時期に斉にファミリー世帯が入居したことから、他地区と比べ人口や世帯の構成に特色が見られます。

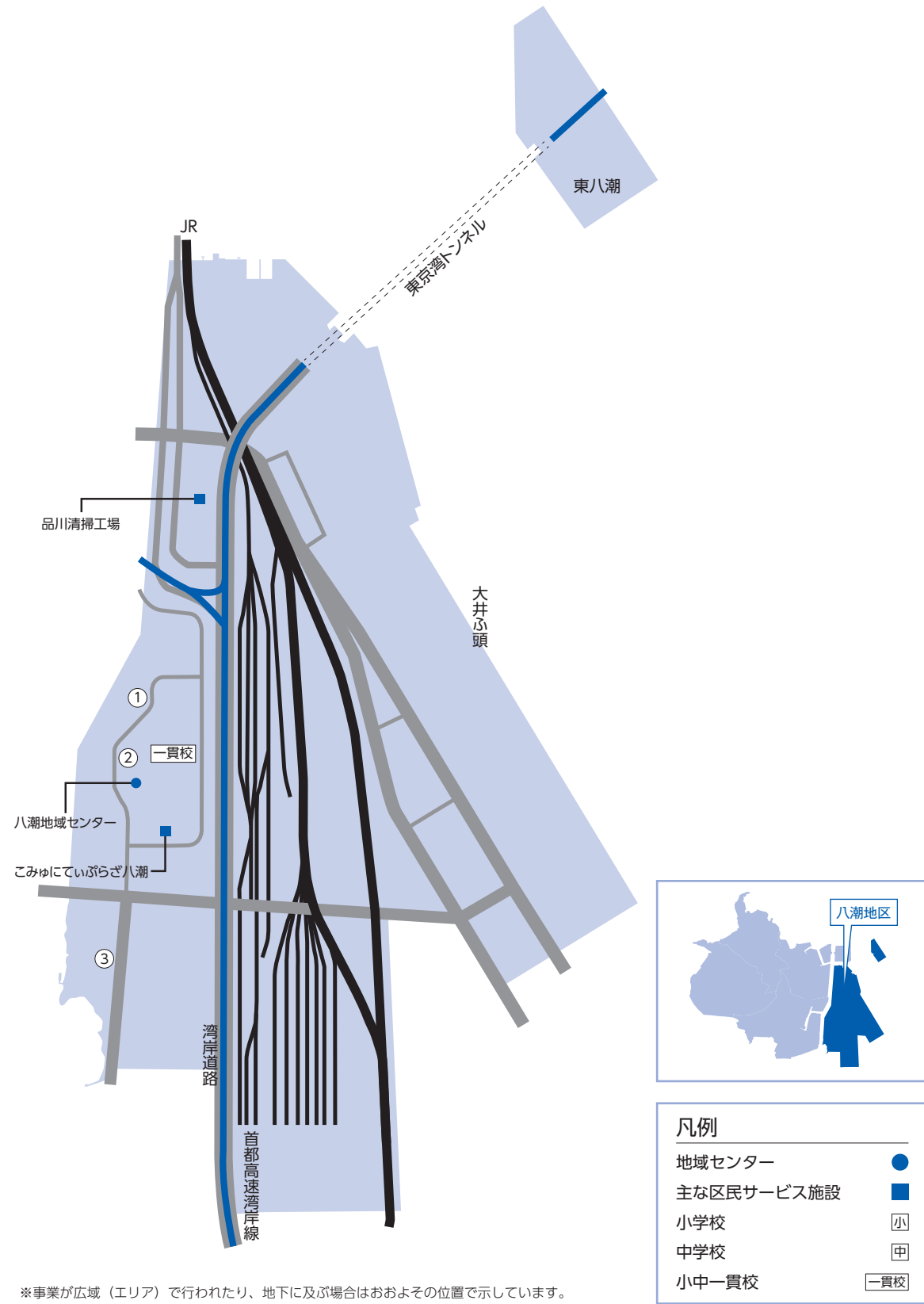
また、八潮地区は、国際化が進む羽田空港にも近く、東京湾沿岸の流通等に重要な役割を担う、首都圏の港湾機能の拠点となっています。

将来の方向性

他地区と比べて急速な少子高齢化が進んでいるため、まちの活性化が喫緊の課題となっています。そのため、交流施設の活用など当地区の環境や特性を活かしたまちづくりを進めます。

地区の特色

- ① 重度障害児・者の療育支援体制の充実（ピッコロ） P141
- ② 道路バリアフリー事業の推進（八潮団地内区道歩道拡幅） P149
- ③ オリンピック・パラリンピック競技会場周辺の無電柱化等の推進 P162



第4部

財政計画

財政収支の見通しと事業計画経費

1 財政計画の考え方

区を取り巻く社会経済環境は、災害への備え、高齢化の加速、子育て支援等に加え、2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定するなど、長期的な視野に立った事業展開が改めて必要となっています。

この財政計画は、この様な状況を踏まえ、長期基本計画の後期 5 年間の（平成 26 年度～平成 30 年度）における財政収支の推計を行ったものです。

推計にあたっては、現段階での想定が可能な税財政制度をめぐる動向や政府経済見通し、各種調査機関による予測結果など様々な指標を参考にとりまとめました。

しかし、日本経済は回復基調にあるとはいえ、すべての区民や中小企業がそれを実感できるまでに至っていないなど、長期に渡る経済見通しは困難な状況にあります。今後の状況の変化については、中期計画である実施計画のローリングおよび毎年度の予算編成の中で適切な調整を行い、計画の着実な実現を図るものとします。

2 歳入

（1）特別区税

平成 25 年度（2013 年度）は実質国内総生産（GDP）がプラスに転じていることから、特別区税の約 9 割を占め翌年度課税方式をとる区民税の特性を加味し、平成 26 年度（2014 年度）以降の緩やかな伸びを想定しました。

（2）特別区交付金

平成 25 年度（2013 年度）は、企業収益の回復を反映し、法人住民税が増となっていることから、平成 26 年度（2014 年度）以降についても緩やかに伸びるものと想定し、あわせて都市計画事業にかかる事業量を加味して算定しました。なお、配分率は現行のままで推計しています。

（3）国・都支出金

計画事業費の特定財源見込みから積算し、その他の事業については、平成 24 年度（2012 年度）の実績をもとに積算しました。

（4）その他

各科目ごとに過去の実績や伸び率から積算しました。また、消費税は、現行法に基づき積算しました。

3 歳出

（1）人件費

今後も事務事業の見直しを進めることにより職員定数の削減に努めること、および退職手当については定年退職等の予測から所要額を見込みました。

（2）公債費

償還計画に基づき償還額を見込みました。

（3）一般行政運営経費

計画事業については、その事業量に応じて積算しました。その他の事業経費については、事務費や維持費経費など内部経費のさらなる抑制をはかるとともに、引き続き不断の行財政改革を進めることとします。

（4）投資的経費

計画事業については、事業量に応じ重点的に配分しました。また、計画事業以外の投資的経費については、特定財源の活用などにより、できる限り事業量を確保するようにしています。

財政収支の推計（H26～30年度）

単位：億円

区 分		金 額
歳 入	特別区税	2,097
	特別区交付金	1,875
	国・都支出金	1,873
	その他	1,531
	合 計	7,376
歳 出	人件費	1,261
	公債費	114
	一般行政運営経費	4,241
	投資的経費	1,760
	合 計	7,376

事業計画経費（H26～30年度）

単位：億円

都市像	金 額
だれもが輝くにぎわい都市	78
未来を創る子育て・教育都市	584
みんなで築く健康・福祉都市	358
次代につなぐ環境都市	188
暮らしを守る安全・安心都市	1,097
区政運営の基本姿勢	30
合 計	2,335

付属資料

品川区の財政状況

※平成24年度（2012年度）決算額にもとづく財政状況です。

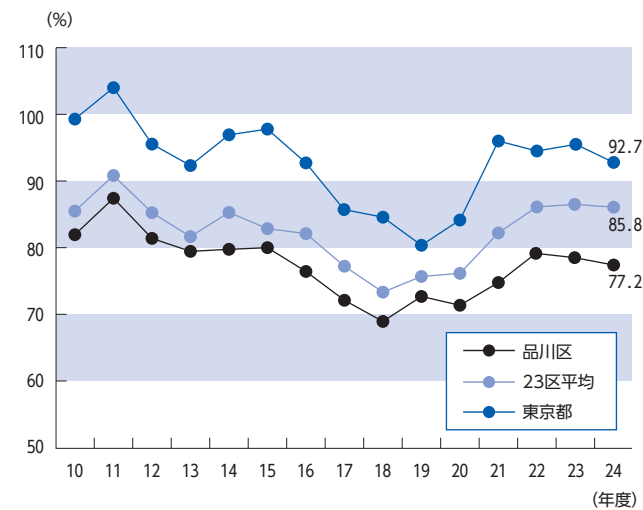
経常収支比率の推移

平成24年度は77.2% 弾力性のある財政構造を維持

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等}}$$

この比率は、経常一般財源等（特別区民税・財政調整交付金のように毎年度連続して収入され、自由に使用できる財源）が、人件費・扶助費・公債費のように縮減することが困難な経常的経費に、どの程度充当されているかを見ることによって、財政構造の弾力性（しなやかさ）を判断しようとするものです。概ね70～80%が望ましいとされています。

平成24年度の経常収支比率は、77.2%で前年度から1.2ポイント減少し、平成11年度の最大値と比べ10.4ポイントの減となっています。また、21年連続で23区平均を下回って推移しています。



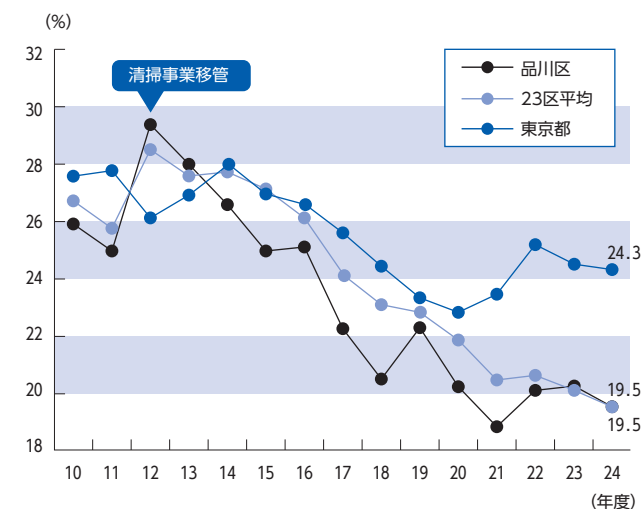
人件費比率の推移

平成24年度は19.5% 平成12年度に比べ9.9ポイント低下しています

$$\text{人件費比率} = \frac{\text{人件費}}{\text{歳出総額}}$$

人件費は、区の一般職員の給与と退職金、議員や非常勤職員の報酬などで、義務的な経費としての性格が強い軽費です。この値が大きいと財政運営の硬直化の要因となります。

平成24年度の人件費総額は、251億円1,731万円で、前年度に比べ10億3,785万円の減となりました。



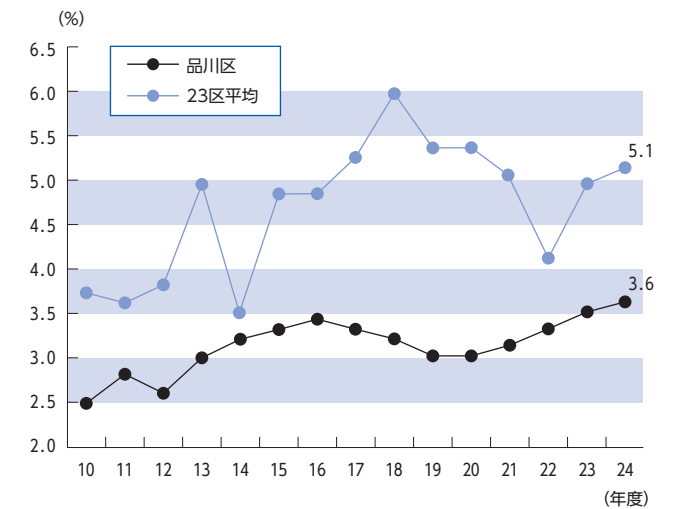
実質収支比率の推移

平成24年度は3.6% 12年連続適正範囲内

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}}$$

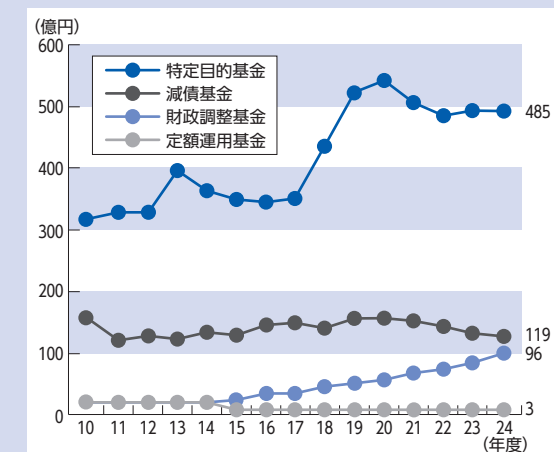
この比率は、標準財政規模に対する実質収支（その年度に属すべき収入と支出の実質的な差額）の割合をいいます。一般的には、3～5%が望ましいとされています。

平成24年度の実質収支比率は、3.6%となり、前年度に比べ0.1ポイントの増となりました。



基金の状況

基金は、将来必要な行政需要に備えたり、過去に発行した地方債の償還に充てるための資金を積み立て、健全な財政運営を確保することを目的としています。平成24年度末の基金総額は約703億円で、前年度と比べ6億円増加しました。



財政調整基金は、年度間の財源を調整し長期的視点から財政の健全な運営を図ることを目的として積み立てている基金です。

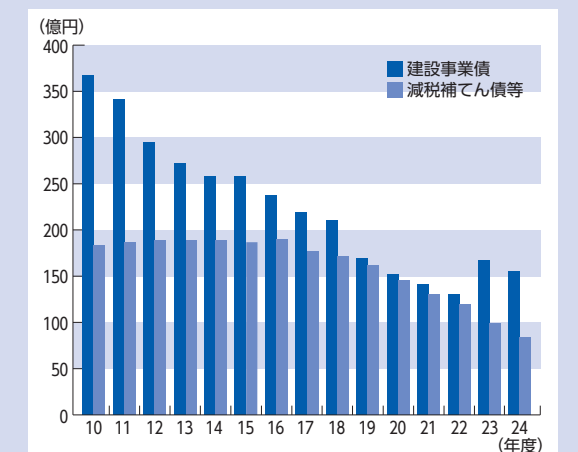
減債基金は、過去に発行した特別区債の償還に備えて積み立てている基金です。

特定目的基金は、公共施設整備や義務教育施設整備など、特定の目的のために積み立てている基金です。

定額運用基金は、目的にしたがって一定額を運用する公共料金支払基金と用品基金です。

地方債（特別区債）の状況

地方債（特別区債）は、区が行う借入金です。平成24年度末の全体残高は約233億円です。内訳の推移を見ると、建設事業債は平成22年度まで減少を続けてきましたが、平成23年度は学校用地購入のため増となりました。平成24年度残高は前年に比べ約13億円減っています。また、減税補てん債等は13年度以降減少しています。地方債（特別区債）を発行することで、多額の資金を一度に支出しないで済み、年度間の調整（世代間の負担の公平）を図ることができます。



平成20年4月1日施行

品川区基本構想

第1章 新しい基本構想の策定

3. みんなで築く健康・福祉都市

4. 次代につなぐ環境都市

5. 暮らしを守る安全・安心都市

第2章 基本構想を貫く3つの理念

1. 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる

2. 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる

3. 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

第4章 都市像を確実に実現するために

1. ゆるぎない財政基盤の確立

2. 区民にとって身近な区政の推進

3. 信頼される職員の育成

第3章 品川区の新たな都市像

1. だれもが輝くにぎわい都市

2. 未来を創る子育て・教育都市

第5章 長期基本計画と総合実施計画による基本構想の推進

第1章 新しい基本構想の策定

環境の変化と普遍的価値を踏まえて

現在の基本構想が策定されてから20年が経過し、区政を取り巻く社会経済環境は大きな変貌を遂げました。バブル経済の極大化と崩壊、その後の経済再生と東京への一極集中、そして人口減少社会の到来です。品川区の周辺でも、羽田空港の国際化や新幹線の品川駅開業などのような特筆すべき環境の変化がありました。

そして、私たちの品川区の中も大きく変わりました。大井町・大崎駅周辺、臨海部などで新しいまちづくりが進みました。荏原地区では、目黒線の地下化によって18箇所の踏切が解消され、発展の礎が築かれました。新しいボランティアや企業の社会貢献活動も盛んになってきています。街なかでは、子どもたちの歓声を聞く機会は減りましたが、カルチャースクールやスポーツ大会などで元気に活躍される高齢の方々を多く見かけるようになりました。総合的なまちづくりの推進によって、新しい品川区民も増えてきています。

特別区の制度も変わりました。区民全体の長年にわたる運動の成果が実って、特別区はそれぞれ基礎自治体となり、東京都から移管された清掃事業などに区民の声を直接活かせるようになりました。

このような大きな変化の中にあっても、守るべきものがあります。受け継がれてきた古くからの伝統や下町の文化、地域に根ざした区民の活動と助け合いの心です。多くの人でにぎわう地域のお祭り、ご近所同士の朝の挨拶、元気に登下校する子どもたちとそれを見守るまちの人びとです。そして、高齢者や障害者が笑顔で暮らせる福祉のまちです。

私たちは、このような環境の変化と普遍的価値を踏まえて、将来のあるべき品川区を実現するために、区民と区との共同指針として、この新しい基本構想を策定します。

第2章 基本構想を貫く3つの理念

あるべき品川区の実現に向けて

品川区を取り巻く社会経済環境は、今後これまで以上のスピードで変化し続けて行くものと思われます。したがって、将来のあるべき品川区を実現するためには、こうした変動の時代を貫く区政の基本理念をしっかりと堅持することが、より一層重要になってきます。

もとより品川区は、区政の基本的な重点施策である福祉や防災、健康づくりや教育などの水準をさらに向上させるために全力を挙げてまいります。そのことを前提にしたうえで、ここでは3つの理念を掲げて、品川区の向かうべき基本的な方向を示すこととします。

1. 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる

品川区は、古くから都心に隣接した工業のまちとして、また、これと密接に関連した近隣型商業のまちとして発展してきました。さらに住宅地としても、その高い利便性ゆえに、多くの人の住まうところとなりました。近年では、羽田空港の国際化や新幹線の品川駅開業のほかにも、臨海高速鉄道の開通、目黒線と南北線・三田線の相互乗り入れ、武蔵小山駅への急行停車、品川・大崎地区を中心とする住宅とオフィスの建設が行われ、いまや品川区は東京の表玄関であると同時に、東京の繁栄を担う人びとが活躍する都市へと発展しました。

その一方、まちの随所でいまなお下町の風情が

見られるように、生活者の都市として34万人を超える区民それぞれの暮らしが息づいています。そして、昼間人口は50万人に達し、様々な人びとが働き、学び、憩うまちでもあります。こうした人びとの日々の営みによって、今日の国際都市東京の繁栄がもたらされてきました。しかも、品川区の昼夜間人口は、当分の間増加することが予測されており、東京における品川区の地位は、今後さらに重みを増すものと思われます。

これからの品川区は生活都市と国際都市の両面をもつ個性的な都市となる力を備えており、区はその力を十分に発揮させることで、暮らしやすさと繁栄のための政策を推進します。

2. 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる

伝統と文化は、いつの時代も人の心に安らぎと潤い、希望と勇気を与えてきました。そして、まちにはにぎわいと繁栄をもたらしてきました。私たちがこうした伝統と文化を享受できるのは、それを先人が大切に受け継ぎ、日々の生活の中で育んできた歴史の蓄積があったからにほかなりません。

特に、品川区は古い歴史をもつまちであり、「荏原」の地名は万葉集の中に見ることが出来ます。「大井」も延喜式に見られる由緒ある地名です。江戸の昔から受け継がれてきた伝統的なお祭りがいまも生活の中に生き、大勢の人でにぎわっています。また、古来交易の拠点として栄え、「江戸切子」などの伝統工芸もいまに活かされています。大森貝塚は、日本考古学発祥の地として、その名を全国に知られています。

一方、新しい伝統と文化の息吹も伝わってきま

す。商店街通りや駅前では新しい趣向を凝らしたイベントが盛大に開催されています。また、高齢の方などによる安全を重視した新しいスタイルのスポーツの大会が開催され、スポーツ文化の新たな始まりを実感させてくれます。若い人たちの文化活動も盛んになってきました。

私たちのまちには全国に誇れるものがありますが、もっとも誇るべきは、今日の品川区に世代を継いで伝統と文化を伝えた先人の努力ではないでしょうか。そして、それをさらに発展させる創意と次代を担う子どもたちへの教育ではないでしょうか。

品川区は、由緒ある伝統と文化を育む活動を支援するとともに、さらに発展させるための環境を整備し、新しい文化とともに次の世代に引き継いでいきたいと考えています。

3. 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

まちが「私たちのまち」であるためには、そこに住み、働き、学び、憩う人びとの自発的で自主的な連携・協力が欠かせません。地震の際の初期救助活動などのような緊急時の対応はもとより、きめ細やかな地域福祉の展開などのような日常生活に直結する分野においても、人びとのきずなは、なくてはならないものです。しかし現実には、多くの都市部ではコミュニティの衰退や崩壊が指摘されています。

品川区でも、一部ではそのような現象が見られるようになってきましたが、多くの品川区民は、自発的で自主的な活動を力強く展開しています。代表的な例として、地域に根ざした町会・自治会の幅広い日常活動が挙げられます。また近年は、

企業やNPOによる地域を越えた社会貢献活動も広く行われるようになってきました。さらに、大小様々なボランティア活動が区内全域で展開され、区の世論調査では、多くの区民がボランティア活動に参加したいとしています。

品川区が「私たちのまち」であるためには、こうした品川区の財産ともいうべき自発的で自主的な活動を活かして、区民と区との協働によるまちづくりを進め、さらに品川で働く人たちや学生なども迎えて、その輪を広げることが大切です。

このような観点から、社会参加意識の継続的な発展をめざして、協働による「私たちのまち」品川区をつくります。

第3章 品川区の新たな都市像

「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざして

都市には、いくつもの顔があります。そしてその数と同じだけ、将来のあるべき都市像があります。ここでは、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざして、前章で述べた3つの理念を5つの分野にまとめ、都市像としてより具体的に示します。

1. だれもが輝くにぎわい都市

品川区にとって、にぎわいと活力の維持と向上はもっとも基本的な課題です。そもそも都市は、このにぎわいと活力の継続的な発展によって形成されてきたと言ってもよいと思います。

品川区は利便性の高さや住みやすさから、近年昼夜間人口が増加しています。そして、町会・自治会などの区民活動が区内全域で行われています。また、住工商がバランスよく発展し、日本の製造業を支える高品質な製品を産出する大小の工場が操業されてきましたし、100を超える商店街が地域の中に展開しています。その一方、今後は情報産業やサービス産業の集積が進み、産業構造が大きく変化するものと思われます。こうした地

域の力と産業の振興は、品川区の発展にとって、欠かすことのできないものです。

また、品川区に住み、訪れる人びとが品川区の伝統に触れ、文化やスポーツをとおして喜びや生きがい、楽しさを実感できることもまちのにぎわいにとって大切なことです。

品川区は、こうした区民の様々な活動がさらに輝きを増し、その様子を全国に発信することによって、私たちのまちにより多くの人びとが訪れるようにしたいと考えています。

以上の観点から、「だれもが輝くにぎわい都市」を第1の都市像とし、以下の基本方針のもとで、その実現をめざします。

《都市像の実現に向けて》

- * 自発的・自主的な区民活動を支援します。
- * 商工業や新たな情報産業などの振興を支援します。

- * 伝統と文化の継承と発展を図ります。
- * 文化とスポーツの振興を図ります。
- * 都市型観光と国際交流を推進します。

2. 未来を創る子育て・教育都市

わが国は既に人口減少社会になりました。次世代育成の支援は、全国の喫緊の課題です。しかし今も、子育てに直面して、相談相手のいないまま一人で悩んでいるお母さんも少なくありません。

教育の分野も注目されています。学校では子どもたちの学力の低下やいじめ、家庭や地域では教育力の低下が指摘されています。朝食を摂れない子どもや一人で食卓につく子どもたちのことも心配です。一方、早朝から野球やサッカーなどの練習にはげむ元気な子どもたちも多く見られます。

このような社会環境の中にあって、品川区の幼保一元化などによる子育て支援策の充実や小中一貫教育などの教育改革は全国から高い評価を得

て、多くの自治体の採り入れるところとなっています。その品川区が教育目標に掲げるとおり、「次代を担う人材を育てる」ために、親と子どもが育ち合いながら、ともに豊かな人格を形成するための環境を整備することは自治体の大きな責務です。また、青少年の育成も時代を超えて自治体が担うべき大切な課題です。

そして、こうした課題に応えるためには、平和で人権が尊重される社会が不可欠であることはいうまでもありません。

以上を踏まえ、「未来を創る子育て・教育都市」を第2の都市像とし、以下の基本方針のもとで、その実現をめざします。

《都市像の実現に向けて》

- * 子どもを生き育てやすい環境を整備し、親育ちと子育てを支援します。
- * 教育環境の充実を図ります。
- * 次代を担う青少年を育成します。
- * 平和で人権が尊重される社会をめざします。

3. みんなで築く健康・福祉都市

わが国全体が高齢社会を迎えて、14年が経ちました。そして10年後の平成30年（2018年）には、高齢者人口が総人口の4分の1を占めることが確実視されています。品川区でも、国と同じ年に高齢者人口が14%を超え高齢社会となり、6年後の平成26年（2014年）には21%を超える超高齢社会の到来が予測されています。一方、現在の品川区には30歳代前半の人口が一番多く、今後壮年層として健康な家庭を築いていくことが期待されます。

このような人口動態を踏まえると、誰もが健やかに生きがいをもって暮らし続けることができるよう、健康や福祉、社会参加などがさらに重要な

政策課題になるものと思われます。これらはいずれも容易に実現できるものではなく、とりわけ高齢者や障害者など、そしてその家族が安心して暮らせる福祉のまちをつくることは、ひとり行政のみの努力で達成できるものでもありません。そこで、品川区は地域に身近な基礎自治体として、区民の声をよく聴き、相互の信頼と協力関係を築きながら、区民とともにこの都市像の実現に全力を挙げます。

以上の観点から、「みんなで築く健康・福祉都市」を第3の都市像とし、以下の基本方針のもとで、その実現をめざします。

《都市像の実現に向けて》

- * 区民の健康づくりを推進します。
- * 安心して暮らせる福祉の充実を図ります。
- * 高齢者や障害者の社会参加の促進を図ります。
- * 助け合い、支え合う地域福祉を推進します。

4. 次代につなぐ環境都市

いま、地球環境を守ることが世界的な課題になっています。品川区は、区民の生活にもっとも近い基礎自治体の強みを活かしてこの課題に応えつつ、私たちのまちの環境を総合的に向上させたいと考えています。

都市における総合的な環境対策には、大きく分けて3つの観点が必要です。1つは憩いと安らぎをもたらす自然環境であり、2つにはその都市に相応しい景観、3つには環境にやさしい都市です。そしてこれらに共通することは、その都市がすべての人にとってすごしやすい都市であるということではないでしょうか。

この都市像の実現には長い時間と多くの経費、

そして区民の理解と協力が不可欠ですが、最近では、目黒川と立会川に魚影を見ることができるようになりました。また、整備の進んだ臨海部では水と親しむ区民の姿が見られます。荏原地区では目黒線の地下化によって新たな緑道が生まれます。景観を守るための都市計画づくりも大きく前進しようとしています。さらに、商店街と連携したマイバッグ運動などの地域に根ざした環境問題への対応も進められています。

このような動向をさらに促進し、次の世代に引き継ぐために「次代につなぐ環境都市」を第4の都市像とし、以下の基本方針のもとで、その実現をめざします。

《都市像の実現に向けて》

- * 自然を活かした水とみどりのネットワークをつくります。
- * やすらぎとにぎわいの都市景観を形成します。
- * 区が率先して緑化や省エネルギー対策を推進します。
- * 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を図ります。
- * 環境問題への啓発を推進します。

5. 暮らしを守る安全・安心都市

人口密度が15,000人／km²を超える品川区にとって、地震や台風、集中豪雨などの自然災害は、大きな人的、物的被害に直結しかねません。また、火災に対する警戒も必要です。特に、品川区の面積の約34%を占める住宅密集地の防災性の向上は急務となっています。交通事故への対策もさらに充実させる必要があります。一方、人口の集中した都市の利点を活かして、便利で快適なまちづくりを進めることも重要な課題です。

災害や交通事故に対して抜本的な対策を講じることや、利便性や快適性を併せもつ総合的なまちをつくるためには長い時間がかかりますが、こうした都市基盤の整備は、将来の品川区の基礎を築

くために、どうしても成し遂げなければならない事業です。

また、区民の安全と安心を確かなものにするためには、犯罪への対策、特に子どもなどの弱い立場の人びとを守るための地域全体のしくみづくりが急務です。

安全と安心はすべての区民の願いです。品川区は、この区民共通の願いに応えるために、災害に強く、事故や犯罪のないまちをつくります。

以上の観点から、「暮らしを守る安全・安心都市」を第5の都市像とし、以下の基本方針のもとで、その実現をめざします。

《都市像の実現に向けて》

- * 災害に強いまちをつくります。特に住宅密集地の防災性の向上を急ぎます。
- * 良好な居住環境のための総合的な市街地整備を進めます。
- * 安全で便利な交通網を整備します。
- * 犯罪から区民を守る地域のしくみを充実させます。

第4章 都市像を確実に実現するために 信頼される区政であり続けるために

前章の都市像を実現するためには、品川区が区民から信頼される自治体でなければなりません。そのために、品川区は以下に掲げる区政運営の基本姿勢を堅持して区政を推進します。

区政運営の基本姿勢

1. ゆるぎない財政基盤の確立

第2章で述べたように、これからの品川区は変化の時代を生きることになります。こうした中で、区民の期待に応え、それぞれの都市像を着実に実現するためには、どのような状況のもとにあっても、ゆるぐことのない財政基盤を維持しなければなりません。このため、行政改革を継続的に推進し、簡素・効率的に区政を運営します。

また、都区制度改革や基礎自治体を重視した分権の推進に全力を挙げ、財政自主権の確立を図ります。

2. 区民にとって身近な区政の推進

品川区は、区民にとって身近な存在でありたいと考えています。そのためには、区の考えを分かりやすく区民に伝え、情報公開を進めるとともに、区民の声に耳を澄ませて区民参加の区政運営を進めていかなければなりません。そのために、広報紙やホームページはもとより、ケーブルテレビをはじめとして、今後機能の拡充が期待される情報媒体を駆使し、様々な機会を通じて、区民にとって身近な区政を推進します。

また、情報化が高度に進んだ時代だからこそ、区民との直接のふれあいを大切にして、温かさを実感できる区政を推進します。

3. 信頼される職員の育成

区政への区民の信頼は、職員への信頼にかかっています。このため、公務員としての高い倫理観を持ち、誠実に職務を遂行する職員の育成に全力を挙げます。

また、区民と区政との大切なコミュニケーションである接遇などにおいては、常に区民の声を十分に聴き取り、説明責任を果たすことのできる職員を育成します。

さらに、区民との協働においては、区民の意欲を真摯に受け止め、行政の専門性を活かして、必要な支援を行うことのできる職員を育成します。

第5章 長期基本計画と総合実施計画による 基本構想の推進

「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現までには、多くの環境の変化があるものと思われます。したがって、5つの都市像を実現するための具体的な施策の推進は、そのときどきの局面に応じたものでなければなりません。このため品川区は、新たに長期基本計画と総合実施計画を策定し、この基本構想を堅持しつつ、柔軟な施策展開を図ります。

答 申

1. はじめに

本委員会は、平成25年 6 月13日、第 1 回品川区長期基本計画改訂委員会において、濱野健品川区長より品川区長期基本計画改訂委員会設置要綱第 2 条の規定により、長期基本計画の改訂の検討について諮問を受けた。これまで 6 回の委員会および 3 回の学識委員による会議を開催し、各委員がそれぞれの見識を活かし、活発な意見交換を行った。

審議にあたっては、現長期基本計画に基づくこれまでの区政の成果と課題、区政を取り巻く社会経済情勢、区民の意識等を踏まえて検討を進め、以下のような結論を得たものである。

2. 区政を取り巻く社会経済の情勢と長期基本計画改訂の必要性について

品川区は、平成20年に「品川区基本構想」、平成21年に「品川区長期基本計画」を策定し、基本構想がめざす将来像である「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現をめざして区政を推進している。

この間、リーマンショックによる世界的な経済の停滞、東日本大震災を踏まえた首都直下地震による被害想定の見直し、また、省エネルギーのさらなる推進の必要性など、現長期基本計画策定時には想定し得なかった大きな社会経済環境の変化が生じている。

また、計画策定当時から課題であった少子高齢化対策については、出生数は、計画策定時の推計を上回るペースで増加しており、また、すべての団塊世代が後期計画期間に65歳を迎えるなど、子育て支援や高齢期に対する福祉需要の増大が想定されるとともに、長期的な人口動向の変化への対応も念頭に置く必要がある。

さらに、本委員会での検討の最中である平成25年 9 月 8 日に2020年夏季オリンピック・パラリンピックの東京での開催（以下、東京五輪）が決定し、今後、7 年後の開催に向けて、我が国全体において各方面に多大な波及効果が期待されることから、改訂計画においても開催に伴い想定される課題に適切に対応しつつ、その効果を地域の活性化に最大限に活用することが求められている。

3. 品川区長期基本計画改訂素案作成における意見について

改訂委員会での議論についてとりまとめを行い検討した結果、主に以下の点について改訂の視点とし素案の作成を行った。

- （1）「都市像 1 だれもが輝くにぎわい都市」について
 - ・コミュニティに関する施策においては、商店街の地域における役割を位置づける必要があるのではないか。
 - ・新たに位置づけた就業支援施策の中でも、女性の就労については、就労機会の創出だけでなく就労継続の支援が求められているのではないか。
 - ・東京五輪開催を踏まえ、外国人観光客誘致に係る取り組みや、区民の多様なスポーツ活動の活性化、その推進体制の充実を図り、区民や区内事業者の意識、区内の生活環境全般において、国際化に対応した取り組みを行う必要があるのではないか。
- （2）「都市像 2 未来を創る子育て・教育都市」について
 - ・保育園、幼稚園など学前教育施設を取り巻く環境が今後大きく変化することから、区の独自性を発揮した取り組みを迅速に行う必要があるのではないか。
 - ・学校教育については、学校、ＰＴＡと町会・自治会との連携の強化、社会性を持ちグローバル社会において活躍できる人材の育成、いじめ等の要因を解明し的確に対応する体制の確立、教育の質向上へのＩＣＴの活用、子どものインターネット依存の防止などに取り組むことが必要ではないか。
 - ・東京五輪開催を契機とし、学校教育においては、スポーツや体力向上、外国人とのコミュニケーションが図れる実践的な語学力向上などに取り組むことが必要ではないか。

- （3）「都市像 3 みんなで築く健康・福祉都市」について
 - ・施設の整備にあたっては、団塊世代、団塊ジュニア世代とその前後の世代人口規模の格差が大きく、高齢者人口は今後大きく増減することから、この点を踏まえ計画的に整備を行う必要があるのではないか。
 - ・障害者福祉については、生涯を通じた切れ目のない支援が必要ではないか。また、障害者の高齢化に対応した施策の充実を図ることが求められているのではないか。
- （4）「都市像 4 次代につなぐ環境都市」について
 - ・河川・運河等の水質改善については、目黒川と立会川の水質が改善されており、今後はこの水辺の有効活用に取り組むことが必要ではないか。
 - ・公園については、子どもがのびのびと成長できる場としての視点を持つことが必要ではないか。
- （5）「都市像 5 暮らしを守る安全・安心都市」について
 - ・国による老朽マンションの改善や円滑な建替えに関する取り組みは、必ずしも十分とは言い難いことから、国や都および民間の動向を踏まえ、この問題をはじめとする住生活の安定の確保および質の向上に取り組んでいくことが必要ではないか。
 - ・子どもたち自身も自分の力で災害による危険から身を守る力が得られるように、学校等における防災教育の充実を図ることが必要ではないか。
 - ・防災対策については様々な意見が出されたが、区内には木造建築物が密集している地域が広範囲にあり、震災発生時は火災危険度が高いことを踏まえた有効な対策が必要ではないか。
- （6）「区政運営の基本姿勢」について
 - ・区民と区の協働の推進に向けて、区民と区の相互の信頼感の向上を図るとともに、協働によるまちづくりを推進するための仕組みを一層充実することが求められているのではないか。
 - ・地方財政を取り巻く環境が厳しさを増していることから、持続可能な財政力の強化に向けて、行財政改革を一層強力に推進することが必要ではないか。

4. 品川区長期基本計画改訂素案の答申にあたって

限られた財源により、効果的・効率的に施策展開を図るためには、優先順位を明確にし、今後増大する行政需要に対応していくことが重要である。

また、区政運営にあたっては、品川区に永く受け継がれてきた町会・自治会・商店街などによる主体的な活動の基盤を強化し、さらに、区内に立地する企業、大学等およびＮＰＯなどの区内の多様な主体を地域の資源と捉え、具体的に連携する方策が必要である。

今後、地方自治の本旨に基づいた主体的な区政運営を行うためには、都区の自治制度のあり方および権限移譲についてさらなる取り組みを進め、また、都市部における課題を解決するために財源の確保を図ることが必要である。

以上の点に留意され、品川区長期基本計画について改訂を行われるようここに答申する。

平成25年12月25日

品川区長期基本計画改訂委員会
委員長 青山 侑

品川区長期基本計画改訂委員会審議経過

回	日程	主な審議内容
第1回	平成25年（2013年） 6月13日（木）	区長諮問 品川区長期基本計画の改訂について 人口推計、計画改訂の課題等について
第2回	7月16日（火）	〈都市像 1 だれもが輝くにぎわい都市〉 「たたき台」に基づき検討
第3回	8月2日（金）	〈都市像 2 未来を創る子育て・教育都市〉 〈都市像 3 みんなで築く健康・福祉都市〉 「たたき台」に基づき検討
第4回	8月30日（金）	〈都市像 4 次代につなぐ環境都市〉 〈都市像 5 暮らしを守る安全・安心都市〉 〈区政運営の基本姿勢〉 「たたき台」に基づき検討
	9月18日（水）	学識委員会議 委員会審議についての論点整理
10月1日（火）～10月30日（水） 長期基本計画改訂素案（案）パブリックコメント実施 ※意見の数205名（団体含む） 401件		
	10月25日（金）	学識委員会議 素案（案）修正の方向についての論点整理
第5回	11月13日（水）	パブリックコメント結果報告 長期基本計画改訂素案（案）修正案討議
	12月3日（火）	学識委員会議 答申案のとりまとめ
第6回	12月25日（水）	長期基本計画改訂素案 答申

品川区長期基本計画改訂委員会 委員名簿

（平成25年6月13日より）（敬称略）

1. 学識経験者（3名）
委員長 青山 侑 明治大学大学院教授
副委員長 小笠原 祐次 （元）日本女子大学教授
委員 早川 誠 立正大学法学部教授
2. 区内団体関係者等（14名）50音順
委員 石井 傳一郎 社会福祉法人品川区社会福祉協議会
委員 市川 美知 品川区行動計画推進会議（男女共同参画）
委員 上野 正巳 品川区民健康づくり推進協議会
委員 浦山 嗣雄 品川区商店街連合会
委員 大山 忠一 東京商工会議所品川支部
委員 貝塚 克実 公益社団法人東京青年会議所品川区委員会
委員 古賀 郁雄 品川区工場協会連合会
委員 高林 正敏 品川区町会連合会
委員 坪井 久美子 特定非営利活動法人パルレ
委員 土橋 弘幸 しながわシニアネット
委員 中尾 根剛 公益財団法人品川文化振興事業団
委員 中野 英彦 平成23年成人式実行委員
委員 緑川 秀勝 連合品川地区協議会
委員 諸橋 浩一 品川区青少年対策地区委員会連合会
3. 公募区民（5名）50音順
委員 飯島 知世
委員 岩城 英規
委員 桜井 桃子
委員 武田 寛美
委員 松田 誠一
4. 区議会議員（6名）
委員 本多 健信 品川区議会自民党
委員 渡辺 裕一 品川区議会自民党
委員 塚本よしひろ 品川区議会公明党
委員 あべ 祐美子 民主・改革ネット
委員 吉田 あつみ みんな・無所属品川
委員 中塚 亮 日本共産党品川区議団
5. 品川区（3名）
委員 本間 敏明 副区長
委員 山田 恵美子 副区長
委員 中島 豊 教育長

品川区長期基本計画【改訂版】

発行日：平成26年 4 月 1,000円

発 行：品川区

編 集：企画部



非核平和都市品川宣言

今、この地球に、人類は自らを滅ぼして
余りある核兵器を蓄えた。

いまだかつて、開発された兵器で使われ
なかつたものはない。これは、歴史の恐る
べき証明である。

一刻も早く、核兵器をなくさなければな
らない。頭上に核の閃光がひらめく前に。

遅すぎたとき、それを悔やむだけの未来
すら、我われには残されていない。

品川区は、核兵器廃絶と恒久平和確立の
悲願を込めて、ここに非核平和都市を宣言
し、全世界に訴える。

我われは、いかなる国であれ、いかなる
理由であれ、核兵器の製造、配備、持込み
を認めない。

持てる国は、即時に核兵器を捨てよと。

このかけがえのない美しい地球と、そこ
に住む生きとし生けるものを、守り伝える
ために。

制定 昭和60年（1985年）3月26日

品川区

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして
自由であり、平等である
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ
絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに
日本国憲法と世界人権宣言は
この人類普遍の原理をあらわし
人権の尊重が
国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は
いまだに差別意識と偏見が
人々の暮らしの中に深く根つき
部落差別をはじめ
障害者、女性、先住民族、外国人への差別
など
どれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は
人間の理性と良心によって
必ずや解消できることを
我々は確信する

平和で心ゆたかな
人間尊重の社会の実現をめざす品川区は
『人権尊重都市品川』を宣言し
差別の実態の解消に努め
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進する
ことをここに誓う

制定 平成5年（1993年）4月28日

品川区